

被災文化遺産復旧に係る調査報告書 支援実施国編

平成 22 年度
文化遺産国際協力コンソーシアム

被災文化遺産復旧に係る調査報告書 支援実施国編

平成 22 年度

文化遺産国際協力コンソーシアム

序 文

文化遺産国際協力コンソーシアムの主要な活動のひとつ「国際協力に関する調査研究」の一環として、平成21年度から22年度にかけて「被災文化遺産復旧に係る調査」を行ってきました。昨年度は、近年の自然災害により被災した諸国（中国、タイ、インドネシア、イラン、ギリシャ）を対象として、災害予防対策、被災時及び復旧時の体制と取り組み、外国支接受け入れ状況など関係機関への調査を実施し、報告書（和文・英文）を取りまとめています。この調査を通じて、適切かつ迅速に支援を進めるための基礎情報を得るとともに、平時からの連携協力を通じた信頼関係構築の重要性と、我が国の経験や技術に基づいた支援への期待の高さを痛感しました。

2年目となる本年度は、被災文化遺産復旧支援について実績のある諸国、諸国際機関における支援体制等について聞き取りを主とする調査を実施しました。支援国の事例としてフランス、イタリア、オランダ、アメリカの4ヶ国を取り上げ、また国際機関としてユネスコなど6機関を対象としました。本書はこれらの調査を通じて得られた成果を取りまとめて、各国、各国際機関における支援体制等について報告したものです。本書が国内外における被災文化遺産の支援体制を更に向上させていくための手がかりとなることを願っています。また、現地調査と本書作成に尽力して頂いた関係各分野の専門家と、調査に快く応じて頂いた関係各機関の協力で改めて謝意を表するとともに、これを契機に国際的支援ネットワークの構築が進むことを願っています。

独立行政法人 国立文化財機構
東京文化財研究所
文化遺産国際協力センター長
清水 真一

例言

1. 本書は、被災文化遺産復旧に係る調査の報告書で、文化庁委託文化遺産国際協力コンソーシアム事業の一部として刊行されたものである。
2. 編集および執筆担当は次のとおりである。

編集 原田 怜 文化遺産国際協力コンソーシアム特別研究員(アソシエイト・フェロー)

執筆

- I. はじめに 原田 怜
- II. 各国の支援体制
 1. フランス
北河大次郎 (ICCROMプロジェクトマネージャー)
佐藤 桂 (早稲田大学理工学研究所次席研究員、文化遺産国際協力コンソーシアム客員研究員)
 2. イタリア
二神 葉子 (東京文化財研究所文化遺産国際協力センター主任研究員)
西村 明子 (修復士)
 3. オランダ
田村 望 (竹中工務店東京本店設計部)
藤岡麻理子 (筑波大学大学院人間総合科学研究科博士特別研究員)
 4. アメリカ
山内奈美子 (文化財保存計画協会研究員)
原田 怜
- III. 国際機関による支援体制
 - 1 Blue Shield Organizations (ブルーシールド組織)
藤岡麻理子
 - 2 ICCROM (文化財保存修復研究国際センター)
北河大次郎
 - 3 ICOM (国際博物館会議)
北河大次郎
 - 4 ICOMOS (国際記念物遺跡会議)
原田 怜
 - 5 UNESCO World Heritage Centre (ユネスコ世界遺産センター)
佐藤 桂
 - 6 World Bank (世界銀行)
原田 怜
- IV. 課題と展望 原田 怜

目次

序文

例言

I. はじめに	1
II. 各国の支援体制	5
1. フランス	5
2. イタリア	21
3. オランダ	49
4. アメリカ	69
III. 国際機関による支援体制	87
1. Blue Shield Organizations (ブルーシールド組織)	87
2. ICCROM (文化財保存修復研究国際センター)	93
3. ICOM (国際博物館会議)	95
4. ICOMOS (国際記念物遺跡会議)	97
5. UNESCO World Heritage Centre (ユネスコ世界遺産センター)	101
6. World Bank (世界銀行)	105
IV. 課題と展望	111
文献・図表・面談者一覧	

I はじめに

I はじめに

1. 調査の位置づけ

近年、自然災害によって被災した文化遺産に対する国際協力が多く見られ、日本に対しても海外から協力要請や実際の協力事例も増えている中、より効果的に被災文化遺産復旧のための国際協力を行うことが重要となっている。被災文化遺産の復旧のための国際協力が速やかにかつ適切に行われるためにはどういった対策を講じるべきなのか、というのは重大な課題であるが、災害が起きてからの対応では迅速かつ効果的な協力をするのは困難である。このため、どのような形の貢献が可能であるのか普段から把握しておくとともに、被災国及び他の支援実施国、また国際機関とも協力連携しておくことが必要となる。よって、被災文化遺産復旧のための国際協力の現状と課題について総合的な調査の重要性が出てきた。本調査は文化遺産国際協力コンソーシアムが文化庁から委託を受けて進める文化遺産国際協力のあり方についての調査の一環であり、2009年度より2カ年計画で行っている調査の2年目にあたる。

2009年度の調査においては、被災文化遺産復旧についての事例調査を行うこととなった。対象国はアジアを中心に、過去10年間に文化遺産が大きな自然災害を被った事例の中で、日本からの協力実績のある国から5カ国（中国、タイ、インドネシア、イラン、ギリシャ）を選定した。調査の内容は主として、各国の過去の自然災害と文化遺産の被害状況、文化遺産の防災と復旧体制、及び災害事例を基にした文化遺産の復旧活動と国際支援状況を焦点としている。各国の災害事例は、中国では四川地震、タイではチェンセーン地震（Earthquake in Chiang Saen）、インドネシアではスマトラ沖地震及びそれに伴う津波、中部ジャワ地震、西スマトラ地震を、イランではバム地震を、ギリシャではダフニ修道院近郊での地震、オリンピア遺跡周辺での山火事をそれぞれ事例とした。自然災害に関する調査であり、地震に限ったものとしてはなかったが、最終的には地震による、あるいは、地震に伴う災害が事例として多くなった。アジアにおける災害は、洪水、地すべり、山火事など多岐に及ぶが、これは、過去10年の災害では地震による災害規模が著しく大きかったことの表れであると考えられる。また、地震は火災や地滑り津波を同時に起こす総合的災害でもある

ため、結果的には多角的な被災文化遺産の復旧に係る調査を行うことができた。調査は、現地におけるインタビュー及び資料収集をもとに行われた。なお、イラン、ギリシャに関する調査と報告は、文化遺産国際協力コンソーシアムから国士舘大学及び立命館グローバル・イノベーション研究機構に再委託した。2009年度の報告書はこれらの各国事例を一冊に取りまとめている。調査の詳細は報告書を参照されたい。なお、調査の抜粋として5カ国の文化遺産の被災状況と復旧への対応、及び、それに関する国際協力を表としてまとめる。

2009年度の調査報告書の中では、平時からの協力体制、情報共有の重要性、長期支援計画の三点の提言がなされるとともに支援実施国との連携強化についても言及された。これは、調査の結果、西欧諸国などの支援実施国間での連携は見られず、支援実施国における国際協力方針についての情報は限られたことによる。しかし、日本が今後国際社会に対してどのような貢献が可能であるのか把握するためには、支援実施国がどのような支援内容を実施しようとしているのか情報収集する必要があり、日本以外からの支援の経過についても国際会議などで情報を得ておくのは重要である。被災国だけではなく支援実施国に関する調査を行う事で、より効果的な国際協力が期待された。

これを受けて、本年度の調査では、被災した文化遺産の復旧に対して支援を実施している西欧諸国を中心に事例調査を行った。対象地域は、2009年度の調査報告書の中で国際支援を行っている実績が確認できた諸外国を中心に、過去10年に被災した文化遺産に対する支援を積極的に行っている国の中から4カ国（フランス、イタリア、オランダ、アメリカ）を選定した。調査の内容としては、主として、各国の文化遺産国際協力体制と担当機関、海外の被災文化遺産復旧のための国際協力体制、機関間での連携調整方法、及び実際の支援事例に焦点を当てた。調査は、現地におけるインタビュー及び資料収集をもとに行われた。現地調査を行う中で、幸い数多くの国際機関ともインタビューの場を設けることができ、国際機関による被災文化遺産復旧に関する活動とその課題、及び日本との協力可能性について調査を行った。この内容は、各国調査と合わせて、今後日本がどのような形で国際支援を行う事

表1 「被災文化遺産復旧に係る調査報告書」概要¹

文化遺産の被災状況		被災文化遺産への対応	国際支援
中国	四川省では震源地を中心とした建造物の大きな被害が出た。山岳地帯に居住する羌族の伝統的建物である碉楼、世界遺産都江堰の建造物群には国内外から関心が寄せられた。	文化財部門の縦方向の連絡系統により速やかに被害情報伝達し、国家文物局局長も震災後一週間以内に現地入り。震災1カ月以内には国家文物局主催で会議を行い、国家文物局主導による復興事業開始。震災以前から計画されていた文物保護のためのセンター収蔵庫の建設が促進される。2年以内の修復事業完了目標。	<ul style="list-style-type: none"> ユネスコ、フランス政府、日本政府の3カ国・機関から支援。 ユネスコ（資金援助） 世界遺産青城山の再建復興に150万人民元供与。復興作業開始。 フランス政府（技術的助言）彭州にある領報修院を3回視察。修復計画案に対してフランス人専門家から助言提供 日本（技術交流） 建造物の保護修復と地震対策、博物館施設及び収蔵品の地震対策をテーマとする「文化財建造物等の地震対策に関する日中専門家ワークショップ」の開催（2009年2月）
タイ	チョームキティ・パゴダは、タイ国内にて地震対策が実施された唯一の例。ただし、今回の震災により土台の亀裂や、頂上部の落下などの被害があったが、大きな被害はなかった。パゴダ以外の文化遺産への被害は報告なし。	災害発生当日に当該地域を担当する第8芸術地方事務所が現地入りし、バンコクの芸術局に応援を要請し、2〜3日後に担当者が調整。落下部分の再作成と設置に伴う本体部分の工事、亀裂の充填を実施。現在も傾きの状況を確認するために年一回のモニタリング調査行う。	調査事例に関しては、国際協力は行われていない。
インドネシア	アチェ	津波によるアチェ写本保管建物の崩壊、文書が流された。	<ul style="list-style-type: none"> 国際機関がアチェ州政府に対して中央政府を通さずにより取り得る唯一の州。 日本（資金・技術的支援） 東京外国語大学による文字文化財支援。東京外国語大学は津波以前の2002年からインドネシアについて調査・研究実績を持ち、現在も支援継続 ドイツ（2007年～2009年） ライプチヒ大学による写本のデジタル化。全てのデジタル化を完了せずに撤収。 フランス フランス極東学院（EFEO）による書物の提供。 オランダ KITLVによる書物のデジタル化によるウェブ上での公開。 アチェ・インド洋研究国際センター（多国的機関） 2009年開設。アチェでの学問活動活性化を担う。
	中部ジャワ	ポロブドゥール遺跡には被害なし。プランバナンの遺跡群とその周辺の文化遺産に被害。ジャカルタ市内の王宮内の木造建築物は全壊。周辺煉瓦造建築物にも被害。	<ul style="list-style-type: none"> 震災翌日には、ユドヨノ大統領がプランバナンの遺跡視察。破損調査、修復工事など実施。 日本（技術・物資支援） 文化庁より東京文化財研究所への委託事業として、文化遺産の被災状況の調査（計3ミッション）。その後、筑波大学により引き継がれ現在も支援継続。2007年には外務省草の根文化無償により足場の供与。 ユネスコ（技術・物資支援、技術交流） 震災10日後の文化遺産の被災状況調査、足場の提供、国際会議の開催。 サウジアラビア（資金援助） ユネスコを通じた財政支援 オランダ（資金援助） クラウス公子基金により伝統工芸の製造販売のための工場再建。
	西スマトラ	パダン市内の歴史的建造物に被害。また、市内の大規模公共施設に被害が集中し、博物館、図書館は全壊。	<ul style="list-style-type: none"> 中央政府と西スマトラ州政府を中心に復興計画策定中。復興庁も設立。 ユネスコ（技術支援） 英国大英博物館に博物館被災状況調査を依頼。日本へは、文化遺産国際協力コンソーシアムと協議の上、歴史的建造物及び都市計画分野に関する調査について依頼が来る。 オランダ（資金援助） クラウス公子基金によりインドネシア・ヘリテージトラストの支援。
イラン	バム市旧市街地では、アルゲ・バムの壊滅的被害を含め、80%以上の建物が倒壊。バム市の存立にかかわるカナート（地下水路）も被災。その景観全体が震災後、危機遺産としてユネスコ世界遺産に登録。	<ul style="list-style-type: none"> 城塞では震災直後から修復作業実施。 震災直前に「土の建築世界大会」が開催され、多数の専門家がバムを訪ねてその注目度が一気に高まった中での震災のため、ユネスコ・テヘラン事務所を中心に国際支援の立ち上がりは早かった。 イタリア及びフランス（技術援助・修復協力） イタリア及びフランス（CRATerre）は震災直後にユネスコ調査団に帯同して専門家による現地調査。イタリアは外城壁、フランスは内城壁を修復拠点とする。 日本（資金援助・技術交流） 国際会議の開催やドイツ・ドレスデン大学の試験的修復事業に資金援助。三重大学とイスファハン大学との実験的な共同事業を実施したが、現場事業は展開なし。 	
ギリシャ	ダニ修道院	震災により緊急の鉄骨支保と多大な修復工事が必要となった。	<ul style="list-style-type: none"> 調査事例に関して特定の外国からの支援はない。 EU 財政的支援と消防飛行機の非常時の提供。
	オリンピア遺跡	2007年森林火災の影響を受け、危うく石材が被害を受ける状況となった。背後の聖なる山も含めて周囲ははげ山となった。	<ul style="list-style-type: none"> 植林作業、洗堀防火装置の設置、水源確保、災害対応訓練強化などを実施。

1 文化遺産国際協力コンソーシアム、「被災文化遺産復旧に係る調査報告書」、2010年、151ページの図を基に作成

が出来るか検討する際の参考にした。

本報告書の構成としては、現地調査を行った四カ国の各国調査を「II. 各国の支援体制」にまとめた。また、国際機関についての調査結果は「III. 国際機関による支援体制」としてまとめた。「IV. 課題と展望」においては、以上の内容を踏まえ、被災文化遺産復旧における国際協力の在り方、日本の役割、及び文化遺産国際協力コンソーシアムが果たすべき役割について検討した。

2. 日本の現状と課題

「II. 各国の支援体制」において、支援実施国における被災文化遺産復旧のための国際協力体制について取りまとめているわけであるが、海外の事例の検討に入る前に、日本による被災文化遺産のための国際協力体制を2006年の中部ジャワ地震により被害を受けた世界遺産プランバナン遺跡群への支援を事例にみる。世界遺産プランバナン遺跡群に対する支援は、文化遺産国際協力コンソーシアムにとって初めての被災文化遺産復旧に対する支援事業となり、現在も日本から継続的に支援が続いている。2006年は、「海外の文化遺産保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が施行され、文化遺産国際協力コンソーシアムが設立された年であり、文化遺産国際協力を担う機関及び専門家の連携を図り、効果的な国際協力を推進するための新たな体制が日本に出来上がった。

2-1. 災害及び文化遺産の被害状況の概要

インドネシアのジャワ島において、2006年5月27日にジョグジャカルタ市の南南西25キロ付近を震源地とするマグニチュード6.3の地震が発生した。この地震による死者は3,000人以上、負傷者5万人以上といわれ、多くの家屋が倒壊した。震源地に近いジョグジャカルタ周辺のポロブドゥール遺跡、プランバナン遺跡群（ともにユネスコの世界文化遺産）に対して、震災後10日以内にユネスコより依頼を受けたイタリア人専門家がインドネシア政府と共同で被災調査を行った結果、プランバナン遺跡群に被害があることが判明した。

2-2. 日本からの支援内容の概要²

日本が国際支援する契機となったのは、インドネシア政府から日本政府（外務省）への要請である。外務省よりもたらされた情報は、文化遺産国際協力コンソーシアムから文化庁や国際交流基金及び各機関、専門家に伝わった。文化遺産国際協力コンソーシアムによって支援内容が議論をもとに企画され、これを受けて文化庁が事業を立案し、独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所（現在、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所）が事業を受託して実施されることとなった。派遣費用については、文化庁及び国際交流基金が負担し、外務省は現地大使館を通して便宜供与を行うという、一連の連携が確立した。事業内容としては、2006年～2007年の間に文化遺産の被災状況、構造・地盤解析、及び資料に関わる調査を3度行い、インドネシア担当機関と協議の上、耐震対策を考慮した修理設計が立案された。調査成果は報告書としてまとめられ、インドネシア政府及びユネスコに提出されている。インドネシア側からの要望を受け、2007年には外務省・草の根文化無償資金協力により修復作業用の足場が供与された。また、2008年からは筑波大学による文部科学省研究補助金より研究が続けられている。筑波大学は文化遺産保護に携わる人材の育成を目的とした文化庁の文化遺産国際協力拠点交流事業も受託しており、防災構造、遺産マネジメント、材料劣化等に関する研修及び研究交流を2009年以降現在まで続けている。なお、以上の情報は文化遺産国際協力コンソーシアムのデータベースにおいて管理されており、供与額、事業担当者、事業趣旨などのより詳細な情報が検索できるようまとめられている。

2-3. 多国からの被災文化遺産への支援状況

日本以外からの支援としては、ユネスコによる被災調査及び物品（足場）提供、専門家会合開催による知識及び研究発表の場の提供が挙げられる。また、サウジアラビアからはユネスコを経由しての財政支援があった。オランダのNGOであるプリンス・クラウス・ファンドはインドネシアNGOに対してパティック工場再建のための助成を行った。

2 文化遺産国際協力コンソーシアム、「被災文化遺産復旧に係る調査報告書」、2010年、84～89ページ。

2-4. 日本の課題

文化遺産国際協力コンソーシアムでは、2006年の設立直後から積極的に被災文化遺産に対する国際協力支援と研究に取り組んできた。上記に述べた中部ジャワ地震による被災文化遺産への支援事業のほか、2007年7月の「自然災害による被災文化遺産に対する緊急支援」と題された研究会の開催、2008年10月のイエメン共和国ハドラマウト地方に起こった洪水によって大きな被害を受けた文化遺産に対する被災状況調査、及び日本政府の協力のあり方を検討するための情報収集を2009年2月に実施している。この調査は報告書「イエメン共和国ハドラマウト地方洪水による被災文化遺産調査報告」としてまとめられた。また、ジャワ島中部地震にみる情報の連携の形は、その後の中国四川地震、イエメンハドラマウト地方の洪水、インドネシア西スマトラ地震に対する支援でも受け継がれている。

このように、文化遺産国際協力コンソーシアムでは発足後一貫して、被災文化遺産復旧に係る問題を重要視してきた。発足5年経った現在、改めてより効果的な国際協力の形を探る時期に来ている。2009年

度より進める2カ年調査により、被災文化遺産復旧のための国際協力の現状と課題について総合的に調査を行い、どのような形の貢献が可能であるのか事前に把握しておくことが本調査の狙いである。また、インタビュー調査を通じて、相手国及び他の支援実施国、また国際機関とも協力連携促進についても主眼を置いた。

2カ年の調査を通して、地震大国日本が持つ被災経験及びそのたびに蓄積されてきた防災及び危機管理能力への期待は大きく、海外からも被災文化遺産復旧に対しての日本が果たすべき役割は大きいと感じた。自然災害の脅威はとどまるところを知らず、近年は規模及び発生頻度も増大し、発生箇所においても世界全土で起こっており、自然災害からの文化遺産保護は緊急性が高く、国際社会が一丸となって対応すべき課題である。未曾有とも言うべき超巨大災害が相次ぐ中、制度化された対処方法はない中で、日本が国際社会の中で果たすべき役割を事前に検討することは意義深い。今後のより良い文化遺産国際協力を検討する材料として、昨年度報告書とともに、本報告書が広く活用されることを望む。

II 各国の支援体制

II 各国の支援体制

1 フランス

1. 調査の概要

1-1. 調査の概要

地球規模で進行する気候変動や突発的に発生し得る自然災害から、文化遺産をどのように保護するかといった課題に対し、現在、世界各地で様々な取り組みが行われている。特に大規模な自然災害の発生直後は、人命に係る救助活動が最優先とされるため、そうした状況下で迅速かつ効率的に文化遺産を救済するための方法や体制については、平時より関連者相互で十分に協議・検討し、予防策を講じると共に、緊急時に備えておくことが必要である。文化遺産も人命と同じく、一度失われてしまった後には、二度と取り戻せないものである。自然災害や人為的な脅威によって危機に曝された文化遺産を保存修復し、次世代へと継承することを訴えた「文化財赤十字構想」を提唱した、平山郁夫氏の遺志を受け継ぐ文化遺産国際協力コンソーシアムでは、昨年度より文化庁からの委託を受け、被災した文化遺産の復旧に係る国際協力の事例収集を行ってきた。本調査はその一環として、援助国側の支援体制に係るインタビューと資料収集を、フランスを対象として行ったものである。

フランスは文化に対する高い意識を有する国であり、UNESCO本部がパリに所在することからも、世界における文化行政の主導的立場にある。同国の文化財保護制度に関しては、2003年から2004年にかけて、国際文化財保存修復協力センターによる詳細な調査が行われ、「文化財保護政策の研究・ヨーロッパ諸国の文化財保護制度と活用事例【フランス編】」(La protection du patrimoine immobilier en France-Le régime, l'organisation et les actualités)として、2005年に報告書が出版されている¹。他方、国外の文化遺産に対しては、どのような方針や体制のもとに支

援活動が行われているのだろうか。本調査では、フランスが国際協力として実施する文化遺産復旧活動について、平時、また特に自然災害後の緊急時における協力支援体制について、関連省庁ならびにNGO、また国連機関としてのUNESCOに対し、聞き取り調査を行った(写真1・写真2)。



写真1 ブルーシールド国内委員会



写真2 国境なき文化遺産

¹ 独立行政法人文化財研究所・東京文化財研究所・国際文化財保存修復協力センター編『フランスに於ける歴史的環境保全一重層的の制度と複層的組織、そして現在』叢書文化財保護政策の研究・ヨーロッパ諸国の文化財保護制度と活用事例【フランス編】、東京、2005年。

1-2. 調査日程

調査期間：2010年10月3日（日）～9日（土）

日時	訪問先
2010年10月3日	午後：調査前打合せ
2010年10月4日	午後：外務・欧州問題省 <i>Ministère des affaires étrangères et européennes</i>
2010年10月5日	午前：国立文化財研究所 <i>Institut national du patrimoine (INP)</i> 午後：ユネスコ文化部 <i>UNESCO Secteur de la Culture</i>
2010年10月6日	午後：国際博物館会議 <i>International Council of Museums (ICOM)</i>
2010年10月7日	午前：ブルーシールド国内委員会 <i>Comité français du Bouclier Bleu (CFBB)</i> 午後：国境なき文化遺産 <i>Patrimoine sans frontières (PSF)</i>
2010年10月8日	午前：ユネスコ世界遺産センター <i>UNESCO World Heritage Centre</i>

1-3. 調査メンバー

氏名	職名	所属	調査担当
北河 次次郎	プロジェクトマネージャー	ICCROM	現地調査、資料調査
佐藤 桂	次席研究員・客員研究員	早稲田大学理工学研究所、文化遺産国際協力コンソーシアム	現地調査、資料調査
原田 怜	特別研究員 (アソシエイトフェロー)	文化遺産国際協力コンソーシアム	現地調査、資料調査

2. 文化遺産の国際協力に関する国内体制

2-1. 文化遺産の国際協力

2-1-1. 国際協力の基本方針

文化大国を標榜するフランスは、その外交政策においても産業や商業、教育研究分野と並び、文化を政策の要として位置づけ、積極的な文化活動を展開してきた。それは一方では、文化大国・フランスの威光に寄与するためであり、また他方では、世界の多様な文化との対話と交流を深めるためであるとされる²。国際協力として実施されるフランスの文化活動は、世界に所在する在外公館やフランス学院 (*Instituts français*)、文化センター (*Centres culturels*)、アリアンス・フランセーズ (*Alliances françaises*) といった諸機関によるネットワーク³を通じて、「現代音楽から文化遺産保護に至るまで、フランス思想普及から演劇に至るまで」⁴幅広く展開されているが、その概要について述べる前に、まずはフランスの国際協力に関する基本方針について触れたい。

第5共和政下で6人目の大統領となったニコラ・サルコジ (*Nicolas Sarkozy*：2007年5月16日就任) は、外務・欧州問題大臣 (*Ministre des affaires étrangères et européennes*) 宛2007年8月27日付の大統領書簡の中で、「政府開発援助 (*Aide publique au développement: APD*) に新たな推進力を与えることが重要である」と述べ、より効果的で分かり易く戦略的な援助と、具体的で目に見える効果の必要性を強調していた。同国におけるAPDの対GNP比は2000年より徐々に増加しており、2000年には0.30%であったが、2004年には0.41%、2005年と2006年には0.47%に到達している。2008年はこれが0.38% (75億6200万ユーロ) と若干減少したが、それでも援助額は世界第四位を誇っている⁵。

フランスには援助政策に関する基本法は存在せず、後述する1998年の改革によって設置された首相主宰の省庁間国際協力・開発委員会 (*Comité interministériel de la coopération internationale*)

2 フランス外務・欧州問題省HP「Politique française et européenne pour le développement」

http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/aide-au-developpement_1060/aide-au-developpement_20515/index.html

3 フランス外務・欧州問題省HP「Un réseau à l'étranger」によれば、現在、161の文化活動・協力部、16の科学技術部、209の文化センターと学院 (130カ国)、459の助成金を受けたアリアンス・フランセーズ、5つの二国間センター、27の在外フランス研究機関の他、約1,000人の技術的アシスタントを加えた約10,000人の人々が、フランスの国外での活動に従事しているとのことである。

http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/cooperation-culturelle_1031/un-reseau-etranger_11309/index.html#sommaire_1

4 フランス外務・欧州問題省HP「Coopération culturelle」

http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/cooperation-culturelle_1031/index.html

5 Source: CAD/OCDE. フランス外務・欧州問題省HP「Aide Publique au Développement (APD)」http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/aide-au-developpement_1060/aide-au-developpement_20515/aide-publique-au-developpement-apd_19762/index.html

et du développement: CICID) が、APDに係る政策全般の方針や戦略的方向性、優先連帯地域 (Zone de solidarité prioritaire: ZSP) の選定等を含め、関連省庁の調整と一本化の役割を担っている。援助効果と目標改善の包括的対策が決定された2009年6月5日開催のCICIDでは、発展途上国との持続可能な関係構築を目指す援助政策の基本方針として、①貧困国への援助、②新興国との協力、③欧州及び多国間活動への貢献、④危機管理と危機からの脱出、という四つの基軸が掲げられた⁶。「自然災害や政治的・軍事的紛争によって被災した国々を援助する」として示されたその四番目の基軸は、①自然災害によって被災した人々に対してフランスの団結を示すこと、②民族的・宗教的・政治的紛争によって脆弱化した社会の民主化を助けること、③危機の予防と根絶にとって必要な経済的・社会的基盤が失われた国や地域の復興に参加すること、といった、さらなる具体的目標を掲げており、アフガニスタンで2008年と2009年に実施された選挙組織に対する支援や、ダルフル (スーダン) でのアフリカ連合 (AMIS) への支援等、緊急時の人道支援に特に重点が置かれている⁷。

2-1-2. 国内の行政組織

以上の基本方針の中では、文化遺産に関する言及は特に見られない。しかしグローバル化の進む今日、異なる国や地域、社会組織に属することの文化的アイデンティティともなり得る文化遺産は、政治的・経済的に重要な位置づけにある。すなわち、それは領土的・文化的な自己表現のための政治的手段であり、経済的な資源と職業・雇用の発展

に供するものと考えられている⁸。上記CICIDの設置を受けて、2009年3月には、外務・欧州問題省内に国際化・開発・協力関係総局 (Direction générale de la mondialisation, du développement et des partenariats: DGM) が設置され、その中の文化・仏語政策局 (Direction de la politique culturelle et du français) のもとに設置された文化多様性・世界遺産局 (Sous-direction de la diversité culturelle et du patrimoine mondial) が、有形・無形の文化遺産に係る活動全般を管轄している。

他方、フランスでは、文化・コミュニケーション省 (Ministère de la culture et de la communication: MCC) による文化財保護活動の一環として、国際的に展開される協力体制も見られる。すなわち、同国による文化遺産の国際協力体制を把握するためには、外務・欧州問題省を中心とする国内体制と、文化・コミュニケーション省を中心とする国内体制という、二つの行政体制に注目する必要がある。今回のインタビューによれば、外務省と文化省による協力活動はそれぞれ異なる歴史的背景を有しているため、基本的には異質なものとことであった⁹。しかしながら、近年はキュルチュールフランス (Culturesfrance)¹⁰等、二つの省庁が協力体制をとるような仕組みも見受けられ、従来の複雑な国内行政体制は、徐々に簡略化と一元化を目指されているようである。いずれにせよ、現状では、外務・欧州問題省と文化・コミュニケーション省による二本立ての国内体制について、各々言及する必要があると思われ、以下では、順にその概要について述べていきたい。

6 同CICIDでは発展途上国への持続可能な開発支援に向け、以下の四つの基軸が示された。

- ・活動の射程を強化し、協力者ごとに異なる方法を適用させることにより、貧困国を支援する
- ・フランスの経済的・戦略的関心を位置づけ、ブラジルから中国まで、浮上する国と協力する
- ・欧州と多国間の活動資金に参加し、地球規模の問題に対処する
- ・自然災害や政治的・軍事的紛争によって被災した国々を援助する

フランス外務・欧州問題省HP「Politique française et européenne pour le développement」

http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/aide-au-developpement_1060/aide-au-developpement_20515/index.html

7 フランス外務・欧州問題省HP「Action humanitaire d'urgence」

http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/action-humanitaire_1039/index.html

8 フランス外務・欧州問題省HP「Patrimoine mondial」

http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/cooperation-culturelle_1031/patrimoine-mondial_20120/index.html

9 外務・欧州問題省でのインタビューによる。

10 キュルチュールフランスは、フランス芸術振興教会 (AFAA) とフランス思想普及協会 (ADPF) との統合によって、2006年に創設された機関であり、外務・欧州問題省と文化・コミュニケーション省により運営されている。国外への芸術活動の普及、世界の文化との対話、フランス文化機関ネットワークの発展を目的とし、世界各地のフランス文化機関に新たな芸術家の作品や展覧会、舞台芸術を紹介する他、定期刊行物を出版している。2010年7月12日付の法律により、2011年1月からはInstitut françaisとして改編される予定。<http://www.culturesfrance.com/bienvenue.htm/>

(1) 外務・欧州問題省を中心とした国内体制

フランスにおいて国際協力を管轄した最初の機関は、第二次世界大戦後の1945年、外務省内に設置された文化関連総局 (Direction générale des relations culturelles: DGRC) であった。1956年には文化技術総局 (Direction générale des affaires culturelles et techniques: DGACTION)、1969年には文化科学技術総局 (Direction générale des relations culturelle, scientifiques et techniques: DGRCSST) と改称され、さらに1998年2月には、当時の外務大臣と協力大臣との連名で提出された「援助改革提言書」に基づきジョスパン (Lionel Jospin) 政権が執行した援助改革¹¹により、旧仏領での活動全般を管轄していた協力省が外務省に統合され (援助外交一元化)、DGRCSSTは国際協力開発総局 (Direction générale de la coopération internationale et du développement: DGCID) として改組された。これにより、旧仏領に対する地域的優位が排除され、幅広い援助の展開が目指されると同時に、外務省内に協力・仏語圏担当大臣が設けられて旧協力大臣の任務が継続されることになった。

同改革により、国際協力事業に関する首相主宰の二つの調整委員会が設置されたが、そのうちの 하나가、上述したCICIDである。文化・コミュニケーション省、エコロジー・エネルギー・持続的開発・海洋省 (Ministère de l'écologie, de l'énergie, du développement durable et de la mer) をはじめとする12の関係省庁の大臣によって構成され、国内の省庁間の連携・調整を行っている。もう一つは、NGOや市民団体、地方自治体、学会関係者等の参画を調整する国際協力高等審議会 (Haut conseil de la coopération internationale: HCCI) であったが、これは2008年3月20日付政令により廃止され、代わって現在は戦略計画検討会 (Conférence d'orientation stratégique et de programmation: COSP) が設置されている。

また、旧植民地諸国への協力活動を管轄していた

経済協力中央金庫 (Caisse centrale de coopération économique) は、1992年にフランス開発金庫 (Caisse française du développement: CFD)、さらにフランス開発庁 (Agence française du développement: AFD) と改名され、国際協力の幅広い分野における開発銀行としての使命を担うようになった。現在、経済協力推進参加会社 (PROPARCO) 等の傘下機関と併せてAFDグループと総称され、国際協力事業の実施機関 (opérateur) として機能している¹²。2008年からは外務・欧州問題省、経済産業雇用省に加え、移民・同化・国家アイデンティティ・連帯開発省 (Ministère de l'immigration, de l'intégration, de l'identité nationale et du développement solidaire: MIHDS) からも、AFD行政審議会のメンバーが選出されている。

その他、外務・欧州問題省と公務員省 (Ministère de la fonction publique) との主導によって2002年、フランス国際協力 (France coopération internationale: FCI)¹³と称される公益事業団体 (Groupement d'intérêt public: GIP) が設置されており、専門技術の国外への発信と調整を担っている。

上述したように、発展途上国に対する効果的な援助を目指した2009年の改革により、DGCIDは国際化・開発・協力関係総局 (Direction générale de la mondialisation, du développement et des partenariats: DGM) へと改編された。これは同省の中では、運用費を除く実質予算の86%を占める大型の総局であり、グローバリゼーションの潮流の中で、フランスによる開発事業を国際的に展開することを使命としている。現在のDGMの組織図 (2010年9月現在)¹⁴を図1に示すが、同総局のもとには、四つの部局 (地球経済・開発戦略局/世界公共財産局/文化政策・仏語局/機動的政策・魅力増進局)、及び一つの課 (計画・ネットワーク課) が設置されており、この他に、地方自治体の対外活動及びNGOとの連携のための二つの委員会 (Délégation pour l'action extérieure des collectivités territoriales: DAECT/ Mission des

11 1998年の改革の骨子は、途上国援助のさらなる展開と調整の強化、援助の効率化、パートナーシップの促進、開発援助に対する国民の理解促進、市民社会参加の推進であった。JBIC Institute, 『フランス援助機関動向調査』, 2006。

http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jbic/report/working/pdf/wp22_1.pdf

12 社会セクター支援や無償支援に係る予算が減少する一方、自国の産業支援と開発援助を結び付ける傾向も見られる。例えば、公共交通インフラ整備を中心に、フランスは自国企業が参加するプロジェクトにAFDとは別ルートで融資を行うこともある (モロッコにおける高速鉄道建設、カオロンやハノイにおける地下鉄建設等)。

13 <http://www.france-expertise-internationale.eu/>

14 2010年10月4日インタビュー時に外務・欧州問題省DGMより入手。



図1 国際化・開発・協力関係総局（DGM）組織図（2010年9月）

relations avec la société civile : MRSC) が設置されている。後述するように、NGOや地方自治体、また公的・私的企業との連携が、政府の活動にとって重要な存在となっているためであろう。

本調査でインタビューを行った世界遺産センター（Pôle patrimoine mondial）は、諸外国における協力活動の要請と実施を仲介し、現地活動の評価、及び現地とフランスの専門家・有識者との対話推進を手掛ける部門である。なお、ここでの「世界遺産（patrimoine mondial）」とは、UNESCOに登録された世界遺産を限定的に指すのではなく、世界のあらゆる遺産全般という意味であり、むしろ世界遺産登録されておらず、実際に深刻な危機に瀕している遺産に特に注目しているとのことであった¹⁵。現在、DGMによる文化遺産に対する国際協力活動は、以下の関連団体との連携協力を基盤として進められている¹⁶。

① 在外公館

外務省直轄の在外公館は、各国における大使館文化部と密接に連携し、あらゆる情報網の基盤となっている。特に近年、文化遺産の保存修復に係る協力要請が増加しており、イエメンの文化財会館、ラオスのワット・プー寺院、ケニアのラバイ聖森、ベトナムの博物館建設等のプロジェクトが進行中である。その他、文

化遺産に携わる専門家養成や有形・無形文化財保護のための法的整備支援、持続的かつ倫理的な観光開発のための情報交換等が進められている。

② 地方自治体・NGO・企業

地方自治体やNGO（Patrimoine sans frontières等）、協会（Association nationale des villes et pays d'art et d'histoire à secteur sauvegarde et protégé等）による文化遺産の保存修復・活用・情報交換に対する政策支援を実施している。NGOによる支援活動の対象は、バルカン諸国をはじめとする紛争地域が多く、長期開発資金貸付等も行っている。

また、企業メセナも重要な協力者であり、Total¹⁷やVinci¹⁸など、プロジェクトごとに単発で民間企業との連携が行われている。

③ 各分野の専門家

文化遺産に対する国際協力は、考古学・修復学・建築家・保存学・科学・物理学・人類学・地質学・気候学・動植物学・遺跡管理等、学際的な専門家の協力によって実現される。また石工、大工、家具職人、金箔師、現場修復家といった、フランスが得意とする専門技術を国際社会に還元することも重視されている。最先端技術の推進（3D、デジタル化、保存修復技術、

15 DGMでのインタビューによる。

16 http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/culture_1031/patrimoine-mondial_20120/cooperation-francaise-etranger_20122/index.html

17 <http://www.total.com/>

18 <http://www.vinci.com/>

衛星画像等)、文化遺産管理面での経験(フランス国内の重要遺跡のネットワーク、博物館、国立・地方公園)、専門技術とノウハウに関する情報交換も行われており、事例としてベナンのポルト・ノボにおけるアフリカ文化財学校、カンボジアのシェム・リアップにおける文化財学校への支援等が挙げられる。

④ 考古学発掘調査隊

フランスが諸外国で実施する考古学発掘調査への支援として、「発掘調査委員会(Commission des fouilles)」と称される制度がある。同委員会への選出は、純粋に学術の見地から行われ、2010年には約160の調査隊に対し、調査・出版費用として280万ユーロ(約3億3600万円)が拠出された。メンバーは「考古学手帳(Carnets d'archéologie)」と呼ばれるリストに登録され、Web上で公開されている。発掘調査隊のネットワークは国際支援に関する貴重な情報源であると同時に、現地でも密接な協力活動が進められている(サウジアラビア、オマーン、ラオス、グアテマラ、ペルー、ルーマニア、チュニジア、クロアチア、シリア、カザフスタン等)。

また2009年からは、「考古学と気候変動:危機に瀕する文化遺産(Archéologie et changement climatique: un patrimoine menacé)」と題されたプロジェクトがCNRS及びドイツ考古局と共同で実施されており、2010年12月より、ラ・ヴィレット公

園内にある科学産業都市(Cité des sciences et de l'industrie)にて一連の講演会が予定されている¹⁹。

⑤ 優先連帯基金(Fonds de solidarité prioritaire: FSP)

文化遺産に対する国際協力を優先的に実施する地域として、CICIDにより定められた優先連帯地域(Zone de solidarité prioritaire: ZSP)を図2に示す。文化遺産政策に携わる人材育成支援の他、現地にとって有益な持続的発展の観点に基づく文化財の経済的価値の評価方法の開発等を目的としており、具体的にはベナン、マリ、チャド、カンボジア、ベトナム、パレスチナ諸国等があげられる。

(2) 文化・コミュニケーション省を中心とした国内体制

他方、文化・コミュニケーション省を中心とした文化遺産に対する国際協力は、1830年に公共教育省(Ministère de l'instruction publique)の中に設置された歴史的建造物課(Service des monuments historiques)に端を発する、フランスの文化財保護行政の流れを汲んでいる²¹。1959年、国民教育省(Ministère de l'éducation nationale)内の芸術文化部門が独立することによって創設された最初の文化省(Ministère des affaires culturelles)は、アンドレ・マルロー(André Malraux)を初代文化大臣



図2 現在の優先連帯地域(ZSP)(2002年2月14日CICID決定)²⁰

19 2010年12月7日に《Le climat : menaces sur le patrimoine》と題された講演会が実施されている。

http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/changement-climatique_2496/actualites_19825/2010_20182/conference-sur-climat-menaces-sur-patrimoine-07.12.10_87907.html

20 http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/aide-au-developpement_1060/zone-solidarite-prioritaire_6119.html

21 フランスの文化・コミュニケーション省による文化財保護行政に関しては、特に鳥海基樹「文化・コミュニケーション省建築・文化財局」、独立行政法人文化財研究所・東京文化財研究所・国際文化財保存修復協力センター編『フランスに於ける歴史的環境保全一重層的制度と複層的組織、そして現在』叢書文化財保護政策の研究・ヨーロッパ諸国の文化財保護制度と活用事例[フランス編]、東京、2005年、pp. 221-234を参照のこと。

とし、独自の文化外交を展開したことが知られるが、国際的な文化協力が省内の制度として整備されたのは、1982年の国際部門 (Département des affaires internationales: DAI) 設立以降のことである。現在はこれが欧州・国際部門 (Département des affaires européennes et internationales: DAEI) と改称され、中央行政局 (Directions de l'administration centrale: DAC) 及び地域文化局 (Directions régionales des affaires culturelles: DRAC) との協力により、外務省と連携をとりながら、様々な国際協力活動を管轄している。

DAEIは、二国間協力、あるいはEUやUNESCO、文化政策国際ネットワーク (Réseau international sur la politique culturelle)、欧州評議会 (Conseil de l'Europe)、世界貿易機構 (Organisation mondiale du commerce)、国際仏語圏機構 (Organisation internationale de la francophonie) 等の国際機関における諸活動にあたり、文化・コミュニケーション省を代表する立場にある。その活動目的は、文化多様性の推進と国際文化協力の発展であり、欧州文化地域局 (Pôles régionaux culture europe)、世界文化会館 (Maison des cultures du monde: MCM)、キュルチュールフランス (Culturesfrance)、文化交流センター協会 (Association des centres culturels de rencontre: ACCR) 等とのパートナーシップのもとに、外国人芸術家・専門家の受入れ (Les rencontres Malraux)、フランス文化産業の支援 (映画、オーディオビジュアル、音楽産業、出版、建築、文化遺産)、欧州間協力の推進、フランスにおける外国文化の推進という、四つの活動の主体として行っている²²。文化遺産に関する国際協力としては、特に二国間協力によるルーマニアでの文化遺産の保存管理・アーカイブ専門家養成・デジタル化への支援、アルバニアでの教会修復、サラエボでのアンドレ・マルロー文化センターへの支援、カンボジア・アンコール遺跡での保存修復と人材育成、ベナンのポルト・ノボでのアフリカ文化財学校への支援等が挙げられる。

実際に文化遺産の国際協力の現場での活動を担うの

は、同省所管の国立文化財研究所 (Institut national du patrimoine: INP)、あるいは、国家公務員である歴史的記念建造物監視建築家 (Architecte des bâtiments de France: ABF)²³、歴史的記念建造物主任建築家 (Architecte en chef des monuments historiques: ACMH)²⁴と称される専門家たちであり、彼らは文化・コミュニケーション省から派遣され、現地視察からコンサルタント、保存、監督に係る一連の支援活動を行っている。1887年に創設され、2004年からは建築・文化遺産都市 (Cité de l'architecture et du patrimoine) の教育部門を担当しているシャイヨー学校 (Ecole de Chaillot) では、年間約200人の国家資格を有する建築家を対象として、歴史的建造物ならびに都市・景観の保存修復と活用に関する専門的な教育を行っているが、同校が有する国際的なネットワークを利用して、年間10から20の国外研修がギリシャ・ルーマニア、インド、シリア、ロシア、モロッコ、カンボジア、中国等で実施されているとのことである。

本調査において聞き取りを行った国立文化財研究所 (INP) は、1931年にルーブル美術館内に設置されたマイニニ研究所 (Institut Minini) を端緒とする有形文化財の保存修復研究所の流れを汲んでおり²⁵、1977年に創設されたフランス美術品修復研究所 (Institut français de restauration des œuvres d'art: IFROA) と、1990年に創設された国立文化遺産学院 (Ecole nationale du patrimoine: ENP) とが1996年に合併し、2001年に現在の名称となったものである。我が国の東京文化財研究所と同じく、文化財の保存修復に関する研究と教育活動を担当する高等教育機関であり、現在、高等研究教育センター (Pôle de recherche et d'enseignement supérieur hautes études, Sorbonne, Arts et métiers: PRES HESAM) の一員として、保存修復に関する調査研究、人材育成、研修や講演会等による国際交流を行っている。

同研究所では毎年度はじめに新入生を募集するが、2003年からは、プロの専門家のためのトレーニングコースも開始している。人材養成にあたっては、世界

22 文化・コミュニケーション省HP

<http://www.culture.gouv.fr>

23 鳥海、前掲書pp.179-201に詳しい。

24 鳥海、前掲書pp.203-220に詳しい。

25 La Recherche au Ministère de la Culture, *Culture et Recherche*, No. 122-123, 2010.

の関係機関と協力してプロジェクトを実施しており、アフリカでは文化遺産学校 (Ecole du patrimoine africain: EPA)、中国では国家文物局及び美術アカデミー、バングラデッシュではフランスのギメ美術館、モロッコでは国立博物館との連携を行っている。また、チリでは政府間で協定を取り交わし、27の博物館ネットワークを利用した支援活動を実施しており、その他にも、エジプト、ロシア、アルバニア等において、様々なプログラムを実施している。

なお、国際協力・支援の活動地域は、同研究所が自ら率先して開拓しているわけではなく、政府からの指示、あるいは各国で活躍する卒業生からの連絡、という主に二通りの方法により決められるとのことである。前者については、特に現在、政府が連携に力を入れている地中海地域が優先地域であり、また後者については、現状では特段戦略があるわけではなく、ケースバイケースで活動を行っている。なお、同窓会組織よりも、個々人と研究所を結ぶ人的ネットワークの方がうまく機能しているとのことであった²⁶。

国際支援の具体例としては、1995年に火災に遭ったマダガスカルの女王宮 (Palais de la reine)、イタリア中部のラクイラ地震、モロッコ、アルバニア等が挙げられる。それぞれ、研究所の学生 (4年生) の現場研修を兼ねて復旧の協力をする「現場学校 (chantiers-école)」が実施されているが、その一例として、ラクイラ地震の際の「現場学校」について3-2で後述する。

3. 被災文化遺産復旧のための国際協力体制

3-1. 被災国支援のための国内体制

3-1-1. 行政組織による国際協力

以上、フランスにおける平時の文化遺産に対する国際協力の概要について述べてきた。本章では、自然災害等による災害後の被災文化遺産復旧に、焦点を絞っていこう。

フランスはイギリス等のヨーロッパ諸国に比べ、被災国への緊急支援体制の整備という面では後発に属している。しかし近年、開発援助の基本方針の中に「被災国支援」の考え方が組み込まれるようになり、緊急

支援の強化と効率化に向けた体制整備が進められてきた。HCCIが2000年11月23日に発表した勧告には、開発協力の中に紛争・危機予防の考え方を取り込むことや、被災国への債務削減、紛争と開発を継続的に支援する行政の枠組みを作る等といった内容が含まれた。また、2003年には、DGCID内に紛争後の開発支援を担当するポストが設けられ、同年11月、紛争後支援について協議・検討する作業部会が設置された。この作業部会により、①フランスは短期の緊急支援には強いが、紛争後の取り組みに関しては、行政機構内の権限・責任の所在が不明確で重複も多いため、統合的で機動的な対応が出来ないこと、②フランス単独での活動には限界があるため、国際的なパートナーシップを築いていく必要があること、③イギリス国際開発省 (Department for International Development: DFID) 等から、これまでの危機支援経験 (コソボ、アフガン紛争を含む) に関する情報を収集し、体系化すること、④紛争後支援のため、機動的に活用できる予算スキームの開発が必要なこと、等が指摘された²⁷。現在は上述した「緊急人道支援活動 (Action humanitaire d'urgence)」²⁸のように、紛争に加え、自然災害を含む被災した国や地域に対する危機後の戦略的かつ効果的な支援活動が目指されるようになっていく。

これらの活動は緊急時というよりはむしろ、災害後の復興段階に照準を当てるものであり、プロジェクトごとに専門家やNGO、企業等と連携して単発的な支援を行っている。また上述したように、国立文化財研究所 (INP) では、研究所内、または研究所と他国機関との共同プログラムの一環として、保存修復の専門家が養成され、その後、世界各地で活躍する専門家との個別のネットワークが、具体的な国際支援事業に結びつく重要な情報源になっているとのことである²⁹。

いずれにしてもフランスには、我が国の文化遺産国際協力コンソーシアムに相当する機関は存在せず、国外の文化遺産に対しては、関係機関が個別のネットワークを利用して支援活動を展開しているのが現状である。文化遺産に対する国際協力を行う上で、外務・欧州問題省と文化・コミュニケーション省とが直接連

26 INPでのインタビューによる。

27 JBICI、前掲書

28 http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830/action-humanitaire_1039/index.html

29 INPでのインタビューによる。

動していないことも、同分野における複雑な行政体制を端的に示しているが、両者は次に述べるNGOの活動を支援するかたちで、間接的に連携していると捉えられる。特に被災文化遺産復旧において重要な位置を占めるNGOの活動について、次に見ていきたい。

3-1-2. NGOによる国際協力

上述した政府の動向に先立ち、被災した国外の文化遺産に対する復旧支援活動は、複数のNGOによって実施されてきた。1979年に建築家ピエール・アラール (Pierre Allard) によって創設された「国境なき建築家 (Architectes sans frontière: ASF)」³⁰、1992年に文化大臣 (ジャック・ラング Jack Lang) と文化遺産担当 (クリスチャン・デュパヴィヨン Christian Dupavillon) の支援により創設された「国境なき文化遺産 (Patrimoine sans frontières: PSF)」³¹、2001年にピカルディー地方ソム川の洪水を発端として創設された「緊急支援建築家 (Architectes d'urgence)」³¹が、その主要なものとして挙げられる。「緊急支援家 (urgentiste)」という職種が、医療分野だけでなく、建築や文化遺産といった分野においても、その必要性が提唱され、建築家の新たな活動舞台として認識され始めている。

現在、緊急支援建築家 (Architectes d'urgence; architecte urgentiste) の養成は、建築大学校 (Ecole d'architecture) の4年次から履修できる「緊急建築家教育：主要災害と被災管理 (Enseigner l'urgence aux architectes: risqués majeurs et gestion des catastrophes)」を取得するか、緊急支援建築家基金 (Fondation architectes de l'urgence) が提供する6日間の集中講座「建築家と緊急時 (L'architecte et l'urgence)」を履修する、という二つの方法によって行われている。上述した歴史的記念建造物監視建築家 (ABF) や歴史的記念建造物主任建築家 (ACMH) とは異なり、緊急支援建築家に求められるのは、被災後の混乱した状況の中で建造物の損害状況を正確に見極め、避難の必要性を判断し、安全措置を講じること、また建造物の応急的な補強や、崩落した部材を建物内で繋ぎ合わせること等であり、さらに次の段階では、

地元の専門家との協力のもとに、地域性を尊重した修復工場の現場を組織する能力が要求される。

これらのNGOは、日本のNPOに相当するフランスの「アソシエーション契約に関する1901年7月1日法」(通称：アソシエーション1901年法) によって規定される市民団体の一形式であり、欧米では特に、こうした市民組織が社会の中核を成してきたという歴史的背景がある。1789年の革命により「近代市民」の概念が形成されたフランスでは、1791年の憲法において集会・結社の自由が認められ、翌年には800に及ぶ市民組織が創設された。さらに19世紀以降は国境を越えた慈善事業が展開され、20世紀になると二度の大戦が、国際的な連帯意識や人道的緊急支援の必要性をもたらしたとされる。悪化する自然環境や人口と食糧問題、エイズの蔓延等、地球規模での協力体制が不可欠となってきた今日、市民活動もまた、保健衛生や環境、教育、文化等の分野において、開発援助に大きく貢献している。

しかしながら、フランスは他のヨーロッパ諸国に比べ、政府開発援助からNGOに拠出される予算の割合は低く、その運営は決して容易ではないのが現状である。DGMでは、NGOから提出される数百件の企画を審査し、この審査に合格したプロジェクトに対して助成金を交付しているが、助成額は全額の50%を超えることはなく、共同出資のかたちでしかプロジェクトが成立しない等、様々な問題点がある。2009年6月のCICIDでは、首相が政府開発援助における市民社会の役割の重要性について言及し、NGOの予算増額が目標として掲げられた。同年9月17日には、首相主宰による初の非政府協力のための戦略審議会 (Conseil strategique pour la cooperation non gouvernementale) が開催され、上述した市民社会関係委員会 (Mission des relations avec la société civile) がDGM内に設置されている。こうした取り組みにより、フランスが今後、これらのNGOの活動を如何にして政策に取り組み、迅速で効果的な支援活動を展開していくか、といったところが注目されるだろう。

本調査では、被災文化遺産復旧支援に取り組む多数

30 フランス国境なき建築家 (Architectes sans frontières -France : ASF-F) <http://www.asf-international.org/>

31 緊急支援建築家基金 (Fondation architectes de l'urgence) : 国連からの委託を受け、赤十字及びフランス基金 (Fondation de France)、ピエール神父基金 (Fondation Abbé Pierre) 等からの資金援助を受けて実施されている。www.archi-urgent.com。また、その他にも土造建築を専門とするCRATerreが独自の活動を展開するなど、NGOの活動が目立つ。

のNGOのうち、ハイチ地震の際、サント=トリニテ大聖堂の修復を行っていた国境なき文化遺産（PSF）と、ブルーシールド国内委員会においてインタビューを行うことができた。

(1) 国境なき文化遺産による国際協力

国境なき文化遺産（PSF）は、1971年に創設された国境なき医師団（Medecins sans frontières）³²を端緒とする一連の国際的な人道支援活動と同じように、危機に瀕する「生きた文化遺産」に対する救済活動を社会との関係において実施することを主体としている。したがって、その活動目的は、文化遺産の問題を社会に対して警告し、被災した文化遺産を再び社会に適応させることであり、文化遺産そのものの修復よりも、文化遺産と人間との関係修復に着目しているとのことであった。

対象は有形・無形を問わない文化遺産であるが、実際に修復を行う専門家は組織内にはおらず、修復作業自体は直接的には実施していない。2010年ハイチ地震の際にも、PSFによる緊急支援活動は、国立ハイチ図書館（Bibliothèque nationale d'Haïti）、ハイチ文化遺産救済研究所（Institut de sauvegarde du patrimoine haïtien: ISPAN）、ICOMOS、ブルーシールド・フランス国内委員会（Comité français du bouclier bleu）、ポルトー・フランス仏大使館（Ambassade de France à Port-au-Prince）との協働で実施されており、保存修復作業に関してはISPANが主に担当していた。

また、上記ハイチの例を別とすれば、PSFによる支援活動のタイミングとしては、緊急支援が行われた後の極度の貧困状態時が主流であり、被災後の文化遺産を活かした持続可能な発展や観光開発を目指しているとのことであった。「被災後」とは、それぞれの場所や地域、被災の状況によって異なるが、一つの世代が育つ20年、またはそれ以上の期間を想定しており、原発事故から24年が経過したチェルノブイリにおいても、2002年から2007年にかけて「汚染地域における生活条件回復のための協力」(Coopération pour la réhabilitation des conditions de vie dans les

territoires contaminés: CORE) プログラムが実施されている。同プログラムでは、「教育と記録」として、汚染地域に居住していた住民から失われた村に関する情報（証言、文書、写真等）を収集する「失われた村落（Villages perdus）」、また、7歳から15歳の子供たちに雲をテーマにした絵を描いてもらい、10分間の映像として記録する「雲さん、教えて…Dis-moi, nuage…」という、二つのプロジェクトが実施された。

その他にも、文化遺産人道憲章の策定、アルバニアでの文化遺産に関する世論喚起活動（19世紀に撮影された写真を活用。写真自体はプリンストン大学の協力でデジタル化を行っている）、ハイチでの楽団の楽器・道具の修復、地域と連携した養成者養成のトレーニングコース等、ソフト面での支援活動が主体となっている。

PSFの活動には優先地域があるわけではないが、結果的に、バルカン諸国が多いとのことであった。原則的に要請に基づいて活動するが、内容を再検討し、要請以上の支援を行うことも多い。活動予算の5～10%は文化・コミュニケーション省から、15%程度は企業メセナから得られ、その他はプロジェクトごとにスポンサーを募っているとのことである。また、スウェーデンのCultural heritage without bordersや、イタリアのIntersosとのネットワークを有している。

(2) ブルーシールド国内委員会による国際協力

1954年に採択された「武力紛争の際の文化財保護に関する条約」(ハーグ条約)によって指定された標章を掲げるブルーシールド国際委員会（Comité international du bouclier bleu: ICBS, 1996年創設）³³とブルーシールド国内委員会連盟（Association of National Committees of the Blue Shield: ANCBS）を中心とする「ブルーシールド組織」の概要については、第III章1節に詳述されている。フランスのブルーシールド国内委員会（Comité français du bouclier bleu: CFBB）は、これらの組織と同様の理念で2001年に設立された国内レベルでのNGOであり、国際協力としては、これまでにケルン市立文書館崩壊（2009年3月）とハイチ地震（2010年1月）において支援活

32 現外務・欧州問題大臣ベルナルド・クシュネル（Bernard Kouchner）が創設したNGOの一つ。http://www.msf.org/ 以後、「国境なき…」を冠した様々なNGOが誕生した（「国境なき獣医団」、「国境なき記者団」等）。

33 国際図書館連盟（IFLA）、国際文書館評議会（ICA）、国際博物館会議（ICOM）、国際記念物会議（ICOMOS）及び2005年に加わった視聴覚アーカイブ組織調整協議会（CCAAA）から構成される。

動を行っている。

その使命は大きく次の五点とされる³⁴。

- ・ 予防、すなわち自然あるいはそれ以外の災害から文化遺産を保護するため、あらゆる措置を講じること
- ・ 命令系統に従った行動に慣れている救済専門家と、材料や外因の影響に詳しい文化遺産の物理的な保存専門家との間の「文化」交流
- ・ 共通の災害予防措置を優先する文化遺産専門家のフランス全体における横断的な協力
- ・ あらゆる情報技術を利用した文化遺産の脆弱さに対する注意喚起
- ・ 人材育成

これらの中でも、CFBBの活動主体は被災直後の現場における緊急対応（First aids）であり、地域はフランス国内、分野は文書関連が主体とのことである。災害時にはフェイスブックやツイッターを含む、インターネットを通じた情報発信により、多数のボランティアが集まるとのことである。現在、こうした経験を踏まえ、非常時に対応できるボランティアのリストが国レベルと地方レベルで作成されている。

また被災現場以外でも、防災に関するワーキンググループや、二年に一度の研究會等を開催し、消防担当、防災担当、赤十字等が参加しているとのことであった。その他、図書館・文書館のためのマニュアル（IFLA）やデータベースの作成、人災育成にも力を入れている。

2009年3月3日、ドイツのケルン市立文書館（Historisches Archiv der Stadt Köln）が倒壊した際には、ケルン市がANCBSに緊急支援を要請し、ANCBSが中心となってオランダ、デンマーク、フランス等のブルーシールド国内委員会が出動した。他にもICCO³⁵やクラウス王子財団（Prince Claus Fund）³⁶、マルタ十字、また現地消防団、軍隊が協力

を行った。CFBBでは、フェイスブックを利用してボランティアを募り、現場では文書の扱いになれていない人々のために、一週間のトレーニングコースを実施した。なお、この活動の詳細については、「3. オランダ」の中の「3-2-2. ブルーシールドによる援助事例」としてまとめられている。

3-2. 被災文化遺産復旧支援に関する事例：ラクイラ地震

表1 ラクイラ地震により被災した文化遺産に対するフランス国の対応について

年月日	出来事
2009年 4月6日	ラクイラ地震発生
4月10日	仏国文化大臣が文化遺産専門家2名に現地調査を命じる
4月15日	仏人専門家2名によるラクイラ現地調査
4月23日	伊政府が緊急支援を必要とするラクイラ市内44棟の歴史的建造物のリストを公表（のち1棟追加）
5月1日	伊政府が被災文化遺産の管理・修復等を総括する文化遺産復興政府特命副総監を任命
10月23日	伊仏両政府が聖マリア・デル・スフラッジオ教会の修復に関する共同声明を発表
10月25～ 31日	聖マリア・デル・スフラッジオ教会における第1回現場学校の開催
2010年 4月9日	伊仏両政府による聖マリア・デル・スフラッジオ教会の修復に関する合意文書の取り交わし
6月	第2回現場学校の開催

3-2-1. 災害の概要

2009年4月6日午前3時32分、イタリア中部のアブルツォ州で発生したM6.3規模の地震により、人的被害のみならず³⁷、文化遺産、中でも州都ラクイラに所在する多くの文化財建造物に深刻な被害がもたらされた（写真3）。このことを受け、現地では被災文化遺産に対する緊急的な復旧措置が、人命救助と並行して地震直後から講じられた³⁸。

34 <http://www.bouclier-bleu.fr/cfbb/missions-2.htm>より。なお、CFBBのパンフレットにはその活動は主に次の六項目とされる。

- ・ 文化遺産の危機に関する情報収集と発信
- ・ 災害予防と緊急時の迅速な対応に必要な資源を識別
- ・ 文化遺産に係る様々な責任者に対する災害管理の指導
- ・ 災害時・復興時における救済計画策定・介入に必要な決定者と専門家の招致
- ・ 文化遺産被害を広く大衆に周知
- ・ ブルーシールド地方部門設立の奨励

35 <http://www.icco.nl/en/home>

36 <http://www.princeclausfund.org/>

37 死者308人、負傷者約1500人、地震により家を失った人の数は約65,000人に上る。

38 INPのバイエ氏は、フランスとの比較を念頭において、ラクイラにおけるイタリアの対応を以下のように評価している。

- ・ フランスでは国土の危機管理を内務省が所管しているのに対して、イタリアでは内閣官房が所管し省庁間の連携がより円滑に進められていること。
- ・ 地震直後、宗教団体、環境団体（特にルガンビエンテLegambiente）からの多くのボランティアが、現地において速やかに組織的活動を行ったこと。
- ・ 地震直後から、人命救助に加え文化財の復旧に高いプライオリティーが与えられていたこと。



写真3 ラクイラ被災直後の状況 (source : ICCROM)

ラクイラの被災文化遺産に対しては国際社会も早くから注目しており、例えばフランスでは地震発生から4日後の4月10日に、アバネル文化大臣が、歴史的記念建造物主任建築家ルプラン氏とINP修復部研究長パイエ氏にラクイラ現地調査を命じている。本調査の目的は、文化遺産分野におけるフランス側の協力の必要性について判断することであり、実際両氏は15日に現地へ赴き、現地調査を行った末、市中心部に所在する聖マリア・デル・スフラジジョ教会の修復をフランス国として支援する方針を立てている。

この教会は18世紀以降に建設されたバロック建築で、ローマのポポロ広場の設計やコロッセオ・ティトゥス凱旋門の修復を担当したジュゼッペ・ヴァラディエ³⁹設計によるクーポラ部分が特に知られてい

る。しかし今回の地震によって、まさにこのクーポラ部分が崩落し（写真4）、その他堂内の多くの美術工芸品も著しく損傷した。

なお、この教会は同年4月23日にイタリア政府が公表した、緊急支援を要する44棟（のち45棟）の文化遺産の一つにも挙げられている⁴⁰。

3-2-2. 支援の概要

伊仏両政府は、聖マリア・デル・スフラジジョ教会の修復に関連して、まず2009年10月23日に共同声明を発表し、その後、翌年4月9日に当該文化遺産の修復に関する合意文書⁴²を取り交わしている。この文書は、フランス政府が当該文化遺産の修復を技術的、財政的側面から協力し、事業に当たっては両国にそれぞれ同



写真4 被災前（左）、後（右）の聖マリア・デル・スフラジジョ教会 (source : Mibac)⁴¹

39 Giuseppe VALADIER (1762-1839)。建築、都市計画、考古学、工芸などの幅広い分野で活躍した、イタリア新古典主義の時代を代表する人物。

40 日本はこのリストに掲載された文化財のうち、聖アグスティーノ教会の修復に係る構造補強の協力を行う予定である。なおイタリア文化財・文化活動省は、リストに掲載された全文化財の情報をインターネット上で公開している。アドレスは以下の通り。http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/Contenuti/Ministero/UfficioStampa/News/visualizza_asset.html_2136611015.html

41 http://151.12.58.154/mibac/pdf/terremoto/7%20S.Maria%20del%20Suffragio_anime%20sante-Model.pdf

42 《Accord entre le Gouvernement de la République Française et le Gouvernement de la République Italienne relatif à la restauration de l' église Sainte Marie du Suffrage ; dite des Âmes Saintes, à l'Aquila》。この合意文書は第28回伊仏二国間サミットの折に、両国の外務大臣および文化大臣によって署名された。

等の負担を課すという原則を定めている。すなわち技術面に関しては、基本的に両国専門家の技術交流の発展、強化を視野に入れながら共同で作業を実施すること、また財政面についてはフランスが修復費用の半額にあたる3,250,000ユーロを上限として負担することとしている。

具体的な事業としては、以下の4つが挙げられている。

1. 修復の実施設計案、仕様書等の作成
2. 部材の調査、分析に基づく技術的資料の作成
3. 工事のモニタリング
4. 専門家養成を目的とした「現場学校chantiers-école」の開催

また工程は、大きく以下の3段階に分けられる。

- ・第1段階：2010年9月までに実施設計案等の作成
- ・第2段階：2011年3月までに工事契約の完了
- ・第3段階：2012年12月までに工事完了

3-2-3. 事業の特徴

この事業の特徴としては、フランスがイタリアに対して一方的に支援を行うのではなく、むしろ事業の遂行を通じて互いの技術の交流と発展を促進しようとしている点、また同時にこの修復事業が文化遺産を専攻する若いフランス人学生の教育の機会としても位置づけられている点が挙げられる。中でも後者については、「現場学校」の名のもとに、これまで2度にわたり具体的な作業が実施されている⁴³。

まず第1回目は、両政府の共同声明が出された直後の2009年10月25日から、ほぼ1週間にわたり実施された。フランスからはパイエ氏と5人の生徒が派遣され、アブルッツォ州文化遺産担当官で美術史家でもあるディ・マッテオ女史を現場責任者とし、約10名の文化遺産専門家と約10名の消防官・環境団体ボランティアからなるチームが構成された。主な目的は、散乱した文化遺産を回収、選別、分析することで、作業は教会内部に設置された木造の仮設構造物内で実施された。

第2回目は2010年6月に実施された。この時は絵画修復を専攻するフランスの学生9名がINPの教官2名に率いられ、イタリア国立修復研究所の専門家と共

同で、絵画の美術館への移動と、修復プログラムの検討等が行われた。今後は「現地学校」事業として、まだ現場に残されている様々な美術工芸品の移動と全体的な修復作業が予定されている。

そして最終的にINPは、ラクイラにおける「現場学校」の経験をもとにして、被災文化遺産の修復に関わる方法論を書籍にまとめると共に、文化遺産分野の人材養成に関するセミナーをヨーロッパ規模で実施することを予定している。

3-2-4. 他国、他機関による支援の状況

イタリア国民保護担当局によると、現在、前記リストに掲載されている45棟の文化財建造物のうち12棟に対して、他国又は他機関からの支援が実施・予定されているという。その支援総額は27,077,000ユーロに上る。主なものとしては、ロシア政府によるバラツォ・アルディンゲーリ（4,800,000ユーロ）及び聖グレゴリオ・マーニョ教会（2,400,000ユーロ）の修復で、フランスのケースとは異なりこの2棟の修復にかかる全額をロシア政府が負担することとなっている。また、リストに記載された以外の文化財建造物についても、ドイツ政府が聖ペテロ教会の修復にかかる3,500,000ユーロ全額を負担することとしている。

またイタリア政府は、建造物の他にも絵画等の主要な美術作品について、個別に修復の支援者を募っている。今のところ計45作品について、地元の銀行から京都市所在のイタリア料理レストランに至る複数の企業が、支援を実施又は予定しているという。

4. まとめ

4-1. まとめ

フランスには、日本の文化遺産国際協力コンソーシアムに相当する文化遺産の国際協力に関する省庁間または産官学を横断する連携組織は存在しない。現状では、文化外交を推進してきた外務・欧州問題省を中心とする開発援助活動と、文化遺産に関連する専門技術を蓄積してきた文化・コミュニケーション省を中心とする保存修復活動とが、間接的には連携しながらも、実質上はそれぞれ個別のネットワークを活かす形で展開している。つまり文化遺産分野の国際協力について

43 PAYET, Roch, 'L'intervention de l'Institut national du patrimoine dans les Abruzzes', texte de l'intervention au séminaire *Il Restauro nella Ricostruzione post sisma 2009*, le 9/7/2010 au Musée de Célano.

は、この2つの省庁の活動が大きな柱となっている。

その一方で、これらの省庁は国際機関とも連携しながらNGO等の市民活動を適宜支援しており、とりわけ紛争や自然災害によって被災した国や地域の文化遺産に対して、これらの団体が積極的かつ相補的な支援活動を展開していることが今回の調査によって確認された。すなわち、災害直後に現場へ駆け付け、地元の消防や軍隊と協力して、被災現場の整理や応急措置を手掛けるブルーシールド国内委員会、損壊した建造物の修復作業だけでなく、被災者のメンタルな面でのケアや無形文化遺産の復興にも取り組む国境なき文化遺産などである。また近年、新たな職種として緊急支援建築家の養成と普及を図る緊急支援建築家基金等の活動が、フランスの国際的な被災文化遺産復旧支援活動において重要な位置を占めつつあり、行政側がこれらの活動を支援することで互いの連携も深化しつつあるという点も確認された。

国家主導の文化遺産保護の伝統をもつフランスではあるが、今回の調査で浮かび上がったのは、被災文化遺産に関わる国際支援においては国の方針を基本としながらも、それを具体化するにあたっては、NGOに属するボランティア、文化遺産保存修復専門家、またそれを目指す研修生などの多様な人材による自発的で参加型の支援活動が尊重されているという点であった。今回のインタビューで、文化遺産に関わる職業倫理という言葉が頻りに耳にしたのも、被災文化遺産支援の現場でこれら様々なバックグラウンドを持つ人々が共同で作業することを念頭においているからこそかもしれない。

また、支援における基本的なスタンスについても、単に被災国に対して一方的な支援を行うのではなく、支援活動を通じて自国の文化遺産保護の充実にも結び付けようとする傾向の一端も、今回の調査において垣間見ることができた（例えば教育活動の一環として研修生を支援の現場に派遣するなど）。

4.2. 提言

今回の調査では、インタビューを行った各機関において、彼らの活動理念や体制、実績等に関する一般的な話だけでなく、今後彼らが日本に期待すること、文化遺産国際協力コンソーシアムとの協力の可能性や展望についても意見交換することができた。最後にそれを提言としてまとめておきたい。

情報拠点としての活動の強化

文化遺産の国際協力においてとりわけ情報共有が重要であることは、インタビューを行った各機関に共通する意見であった。それは単に新たな支援対象の検討に資するからというわけではない。複数の国や機関が参画する文化遺産の国際支援事業においては、各々の自主性を尊重しながらも互いの活動に齟齬が生じないよう調整を図る必要がある、そのために情報共有が大きな意味を持つからである。例えば、外務・欧州問題省がラオスのチャンパサック地方（ワット・プー寺院）で進める文化遺産保存と観光開発事業では、他国が同地域で進めるプロジェクトやラオス側のカウンターパートとうまく情報共有できておらず、まずは現地にて関係機関が合同で意見交換を行う場を設置することが提案された。

また情報共有は単に組織間だけではなく、より幅広く一般の人々も含めて行われるべきであるという指摘もあった。とりわけ被災後の切迫した状況においては、少しでも多くの情報を迅速に入手できるよう、専門家に限らない広いネットワークを活かすことが求められる。具体的には近年フェイスブックやツイッターの積極的な活用が進められているという。

つまり、平常時から支援要請国だけでなくフランスなどの支援国とも組織的または個人的なレベルで積極的に情報共有を図ると同時に、被災後の緊急対応、復旧を想定して、あらかじめ効果的な情報収集や情報交換の手段を考えておくことは、今後の日本の国際支援活動を充実、合理化するために有用であると考えられる。これらの実現のためには、文化遺産国際協力コンソーシアム事務局が情報拠点としての活動をより強化することが考えられよう。

支援国間の技術的な交流の推進

インタビューでの提案事項のもう一つの大きな柱は、研修、講演会、セミナー等の開催を通じた技術的な交流の推進であった。その目的・内容は様々であるが、例えば外務・欧州問題省は、今後両国間のより緊密な連携のあり方について探るために、2011年から2012年にかけて、被災後の緊急対応に関連した実務者レベルのセミナーを文化遺産国際協力コンソーシアムと実施することを提案している。またINPとICOMからは、彼らが既に作成した倫理規程（code de l'ethique）の内容を、日本の知見を踏まえながら

再検討したいとのことであった。INPからは他にも、共同の文化遺産緊急対応専門家養成コース創設に向けた活動、両国の既存の人材養成コース等における講師と生徒の交流事業、その他両国の得意分野を補完しあうようなテーマ（理念、職業倫理、材料科学等）での共同研究の実施などが提案された。最後の点に関しては、2011年に中国蘇州で開催予定の西洋と東洋の文化財保護の理念、手法を比較検証するシンポジウムへの参加を手始めとして、講演会やセミナーの共同開催を実現したいという具体的な提案もなされている。

コンソーシアムにとって、これら一連の提案を個別に検討し、具体化していくことは意義のあることと考えられる。なぜなら、前記の情報拠点としての活動と

並行してこうした活動を展開することで、フランスなど他国の文化遺産修復に関わる知見を得るばかりでなく、文化遺産の国際協力に関する世界的なニーズをより正確に把握・分析することが可能となり、このことが当該分野における我が国の今後の戦略を検討する上での重要な材料となると考えられるからである。紙・漆・木造建築の修復、耐震等の日本が長年蓄積してきた技術やノウハウを、世界各地の多様な文化のニーズにより適合した形で幅広く提供しつつ、同時に我が国の文化遺産保護の充実にも結びつくような国際支援の新たな形が、他支援国等との議論・研究を通じてより具体的に見えてくることを期待したい。

II 各国の支援体制

2 イタリア

1. 調査の概要

1-1. 調査の概要

本調査は、文化遺産国際協力コンソーシアムによる「被災文化遺産復旧に係る調査」の第2ヶ年目として実施された。この調査は、最近、災害時の文化遺産への被害に対する関心が各国で高まっている状況において、災害直後における被災文化遺産の復旧活動や、災害が発生した場合でも被災を最小限にとどめるための手だて－防災－に関する日本の国際協力の効果的な手法について検討する目的で行われている。日本は、地震や台風などの大規模な自然災害が多く発生するため、災害復旧や防災に関するノウハウの蓄積や、それを用いての国際協力への期待があることから、国際貢献および外交の面からもそれらを積極的に活用する必要があると考えられる。

昨年度は、最近、自然災害に伴って文化遺産に大きな被害が生じた5ヶ国（中国、タイ、インドネシア、イラン、ギリシア）を対象として、被災した文化遺産の復旧、および防災という観点から、文化遺産保護の公的な枠組みや国際協力の有無、および特定の災害を対象とした具体的な事例について調査を行った。今年度は、文化遺産保存修復に関する国際協力を積極的に実施していると考えられる国を対象として、外国の文化遺産に対する防災や災害復旧の分野での国際協力について調査を行っている。

ところで、イタリアには、45件の世界遺産など国内に多くの文化遺産が存在し、その保存修復に携わる専門家を多く擁する。最近是国内だけでなく、外務省（Ministero Affari Esteri）と、文化財・文化活動省（Ministero per i Beni e le Attività Culturali）およびその傘下にある国立の調査研究機関、さらに大学等が連携して、外国の文化遺産の保存修復事業や専門的立場からの助言、研修事業などを行っている。最近では、州などの地方自治体レベルでの文化に関する国際協力も実施されている。また、イタリア自体にも高い

山脈や活発に活動する火山が分布し、地震や地滑り、噴火、さらには洪水などの自然災害が多発している。ポンペイ（Pompeii）の遺跡は、紀元79年に起きたヴェスヴィオ火山の噴火による火砕流に埋まった都市である。1966年にフィレンツェ（Firenze）で発生した大洪水による被害を受けた絵画や文書などの修復は、40年以上たった現在でもまだ完全には終わっていない。最近では、1997年にアッシジ（Assisi）、2009年にはラクイラ（L'Aquila）を中心とした地域で地震による文化遺産への被害も発生している。このような状況から、保存修復高等研究所（Istituto Superiore per la Conservazione ed il Restauro: ISCR）により、文化遺産の適切な管理、防災への活用を目的とした文化財危険地図（Carta del Rischio del Patrimonio Culturale）が1990年代から本格的に作成されているなど、防災への関心も高いといえる。このような理由から、イタリアが今年度の調査対象国の1つとされた。

ここでは、文化遺産防災および被災文化遺産の復旧に関連した国際協力へのイタリアの取り組みについて、関係者からの聞き取りおよび公開されている関連の資料にもとづく調査の内容をまとめている。また、保存修復高等研究所では、2009年4月6日に発生したラクイラ地震直後の文化遺産レスキュー活動や、その際の文化財危険地図の利用について、実際に活動に携わった関係者にきいた。なお、調査地がローマであることから、ローマに所在する国際文化財保存修復センター（International Center for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property: ICCROM）での調査も実施したが、これについては「III. 国際機関による支援体制」にて扱う。

この調査には下記に述べるとおり、二神葉子、北河大次郎および西村明子が参加した。本報告書において、全体構成および外務省でのインタビューのまとめについては二神、保存修復高等研究所での

1-2. 調査日程

日時	訪問先
2010年10月26日	国際文化財保存修復センター (ICCRROM) Via di San Michele, 13 I-00153, Roma
10月27日	保存修復高等研究所 Via di San Michele, 23 - 00153 Roma
10月29日	外務省 25 Via Salvatore Contarini - 00194 Roma

1-3. 調査メンバー

氏名	職名	所属	調査担当
二神葉子	主任研究員	東京文化財研究所文化遺産国際協力センター	現地調査、資料収集
北河大次郎	Project Manager, Sites Unit	国際文化財保存修復研究センター(ICCRROM)	現地調査
西村明子	修復士		現地調査、イタリア語通訳

インタビューのまとめは西村、また、別にまとめる ICCROM については北河が担当した。

2. 文化遺産保護の国際協力に関する国内体制

2-1. 文化遺産保護に携わる機関

国内の文化遺産保護を管轄するのは、文化財・文化活動省 (Ministero per i Beni e le Attività culturali) で、このことは文化財景観法典 (Codice dei Beni Culturali e del Paesaggio, ai Sensi dell'Articolo 10 della Legge 6 Luglio 2002, n. 137) 第4条1項¹に規定されている。文化遺産保護を管轄する省は文化財・環境財省 (Ministero per i Beni Culturali e Ambientali) として1975年に初めて設置された。文化財・環境財省は1998年に文化財・文化活動省と名称が変更され、数度の組織改編を経て現在に至っている。

2010年現在の組織図は図1の通りである。

大臣 (Ministro) の下には事務局長 (Segretario Generale) を置き、事務局長のもとには8つの総局 (Direzione Generale) と文化財景観財地方局 (Direzioni Regionali per i Beni Culturali e Paesaggistici) が置かれる。また、これらの総局や地方局とは独立に4つの国の研究機関が設置されている。これらの研究機関には、文化遺産のカタログやGISデータベ

スを作成する中央カタログ記録研究所 (Istituto Centrale per il Catalogo e la Documentazione: ICCD) や、文化遺産の保存修復に関する研究を行う、文書遺産図書修復保存中央研究所 (Istituto Centrale per il Restauro e la Conservazione del Patrimonio Archivistico e Librario: ICPAL)、貴石加工所および修復研究所 (Opificio delle Pietre Dure e Laboratori di Restauro: OPD)、保存修復高等研究所 (Istituto Superiore per la Conservazione ed il Restauro: ISCR)、旧称: 中央修復研究所 (Istituto Centrale per il Restauro: ICR) がある。

全国各地の文化財の保護の実務は、国の出先機関である各地の文化財監督局 (Soprintendenza) が行っている。文化財監督局は考古学財監督局 (Soprintendenza per i Beni Archeologici)、歴史的=芸術的=民族人類学的財監督局 (Soprintendenza per i Beni Storici, Artistici ed Etnoantropologici)、建築財・景観財監督局 (Soprintendenza per i Beni Architettonici e Paesaggistici) に分かれている。通常の文化財監督局は文化財景観財地方局のもとに置かれている。このほか、より独立性の強い組織として、古物局 (Direzione Generale per le Antichità) のもとに、ポンペイおよびナポリ、ローマの特別考古学財監督局 (Soprintendenza Speciale per i Beni Archeologici) とルイージ・ピゴリーニ国立先史民族学

1 第4条【文化遺産の保護に関する国家機能】

1. 保護機能の統一した行使を保障する為に、憲法第118条に則って、機能は、文化財文化活動省 (以下、「省」と表記) に付与される。(後略)

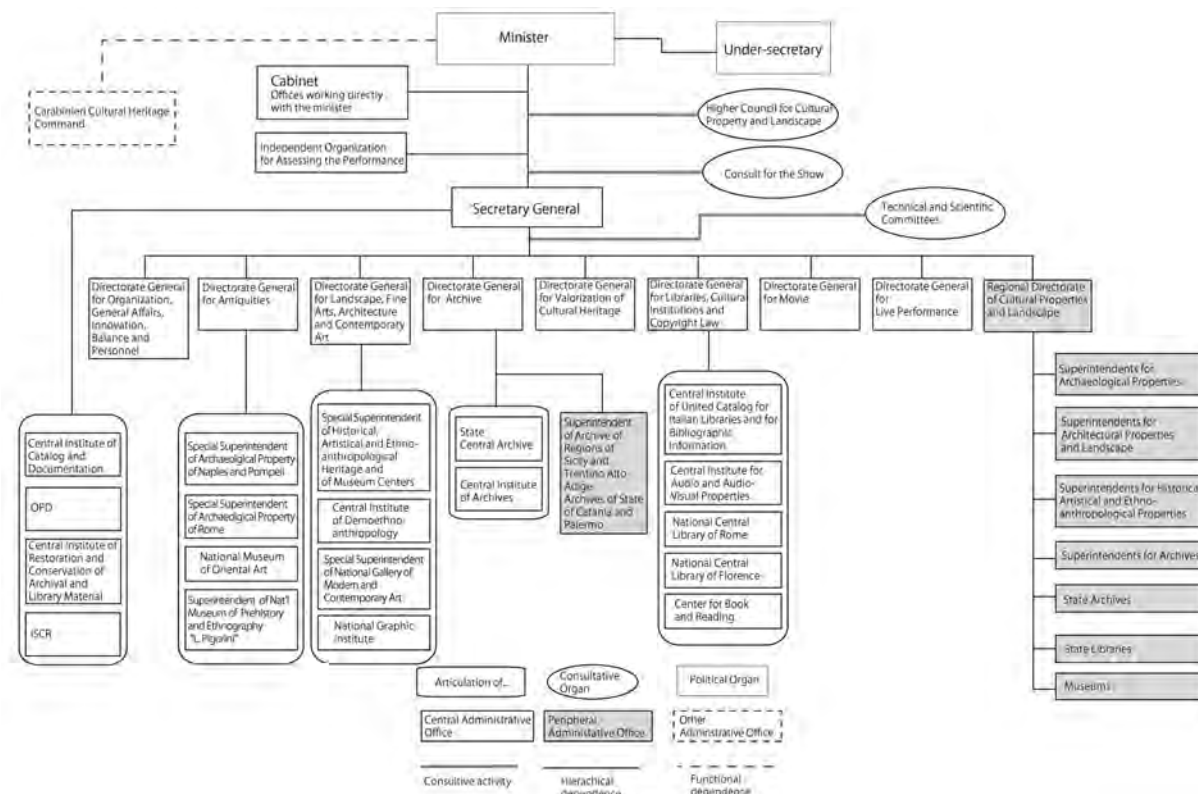


図1 文化財・文化活動省組織図 (Organigramma grafico (aggiornato al 23 giugno 2010). <http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/MenuPrincipale/Ministero/La-struttura-organizzativa/index.html>)

博物館監督局 (Soprintendenza al Museo Nazionale Preistorico Etnografico “Luigi Pigorini”)、景観＝美術＝建築＝現代芸術局 (Direzione Generale per il Paesaggio le Belle Arti, l’Architettura e l’Arte Contemporanea) のもとに、歴史的＝芸術的＝民族人類学的遺産および美術館・博物館連合特別監督局 (Soprintendenza Speciale per il Patrimonio Storici, Artistici ed Etnoantropologici o e per i Poli Museali) が設置されている。

文化財保存修復に関する調査研究を行う国立の機関についてであるが、貴石加工所および修復研究所は1975年にフィレンツェに設立され、ルネサンス期を中心とした美術品の保存修復および関連の調査研究や教育を行っている。一方、1939年に設立された修復保存修復高等研究所はローマに所在し、2007年からは文化財・文化活動省から特別な独立性を与えられた機関 (Istituti dotati di autonomia speciale) となっている。美術品のほか考古遺物、遺跡や建造物なども含むより広範な文化遺産を対象とした保存修復およびそれに関する調査研究、ドキュメンテーション、教育、助言を行っている。また、保存修復や専門家の教育に関

する国際協力を行っており、アルジェリア、アルゼンチン、アフガニスタン、中国、エジプト、インド、イラク、コソボ、マルタ、モロッコ、チュニジア、メキシコ、ポルトガル、セルビア、シリア、トルコでの活動の実績がある。

2-2. 文化遺産保護の国際協力

文化遺産の保護と強化 (enhancement) は「イタリアの“経済発展と平和の強化に関する協力”に関する法律 (the Law on Italian “aid for economic development and peace reinforcement”)」第1条2項に示されている、国際協力の重点的な役割のひとつとされている。また、イタリア外務省が作成している「2010-2012年のイタリアの開発協力に関する3ヶ年プログラムのガイドライン (la Cooperazione Italiana allo Sviluppo nel Triennio 2010 – 2012 Linee – guida e indirizzi di programmazione)」でも、文化遺産の持続的な発展のための保護と活用およびそれに関連した研修は、イタリアのこの分野での専門知識の蓄積が広く知られていることから、イタリアによる国際協力の要素とされている。このように、文化遺産

保護の国際協力は、イタリアの外交施策の主要な要素のひとつとして位置づけられていることがわかる。文化遺産を持続的な発展 (sustainable development)、あるいは、経済発展のための資源であると考えることが、イタリアの外交方針決定の根拠ともなっている。

ここでは、イタリアのこの分野での国際協力の概要と、文化遺産に関するイタリアの国際協力の方針について、「ヨーロッパの文化政策と動向に関する概要」(Compendium of Cultural Policies and Trends in Europe (<http://www.culturalpolicies.net/web/index.php>))、「今後3ヶ年(2010-2012年)のイタリアの開発協力に関するプログラミングのガイドライン」、および10月29日の外務省でのインタビューを主な情報源としてまとめる。

イタリアによる文化遺産に関する国際協力の概要

イタリアでは2000年代の初期に、豊かで重層的な文化というイメージを国際的に高揚することが外交政策



図2 貴石加工所および修復研究所のアトリエ



図3 テヴェレ川沿いの文化財コンプレックス。文化財・文化活動省の一部の部門、保存修復高等研究所、中央カタログ記録研究所、およびICCROMなどが入っている。

上有意義であるとの理解が深まったのに伴い、国際協力の政治的・社会的な必要性への認識が高まった。一方、外国での文化的な活動は急増したものの、ばらばらの組織的枠組みのもとで行われている。このような活動はかつて外務省の文化振興協力総局 (Direzione Generale per la Promozione e la Cooperazione Culturale) の管理下にあったが、このような、各組織が独自に活動している状態は、近年のイタリアの国際的な文化活動の特徴づける要素のひとつであろう。

「発展途上国におけるイタリアの協力に関する新たな規則についての法律1987年2月26日49号 (Legge 26 febbraio 1987. N. 49 ‘nuova disciplina della cooperazione dell’Italia con i paesi in via di sviluppo’)」により、外務省に協力開発総局 (Direzione Generale per la Cooperazione allo Sviluppo) が設置された。単発的な考古学的キャンペーンがいくつか実施された後、1999年以降は、文化遺産の分野での協力開発局の活動は、シリア、エジプト、イラン、レバノン、アルバニアとのこれらの国の古物局 (departments for antiquities) の再編に関する二国間での合意の採択によって発展していった。外務省の文化振興協力総局も、保存修復を含むイタリアの考古学、人類学、民族学に関する活動への支援を長期にわたって実施しており、文化に関する活動に関する予算規模は協力開発総局よりも大きかったという。2010年現在実施されている考古学的な活動の件数は157件にのぼる (Missioni archeologiche, antropologiche ed etnologiche italiane all’estero finanziate nel 2010 (http://www.esteri.it/mae/doc_politica_estera/Cultura/ArcheologiaPatrimonioCulturale/100507_TABELLA_GENERALE_2010_ARCHEO_WEB.pdf) による)。

1990年代の末から、この分野でのイタリアの先進性が国際的に認知されたことで、技術支援や研修に関する国際協力が盛んになった。これらの活動は協力開発総局や文化振興協力総局が実施し、技術的、科学的な支援は文化財・文化活動省から得て、ユネスコや世界銀行から資金援助を得ることもあった。文化財・文化活動省が主体的に実施する事業は、特に地中海周辺諸国において、EUROMEDなどヨーロッパ連合プログラムの枠組みで行われた。このような協力事業は、考古学的な遺跡や歴史的市街地の緊急調査についての技術支援に関するものだったが、持続的な開発を支援す

るだけではなく、異なる文化の間の対話の促進にも役立つものだった。諸国の文化遺産の保存と再評価についての緊密な協力がイタリア的な手法だと認識され、よりいっそうの相互理解に役立った。

1990年代末まで地中海周辺地域が対象の中心であった活動は、その後、キューバやエクアドルなどのラテンアメリカ諸国、イラン、戦後のアフガニスタン、イラクなど、中東の紛争地域に拡大された。イタリアの考古学ミッションや修復チームは、散逸したり、損傷を受けたりした遺物のレスキューや、侵害された文化的独自性の回復に積極的に携わった。

2009年には、今後数年間に文化的な国際協力の振興が必要な、3つの優先的な戦略地域が設定された。ヨーロッパのほか、アメリカ合衆国、中東およびペルシャ湾岸地域である。

外務省では、2000年の組織改編に関する法律で総局を部門別ではなく地域別にしたことで、新しい部局が設置された。その際に、当初、廃止の危機にあった文化振興協力総局は存続したものの、さまざまな国際機関や国際協力関連機関についての文化的なプログラムや活動に関する機能を失い、それらの活動のモニタや財政援助に関する機能は地域ごとの局に割り当てられた。たとえば、EUによる拡大を続ける文化分野の活動のモニタリングはヨーロッパ連合総局 (Direzione generale per l'Unione Europea) が担当し、ヨーロッパ連合総局 (DG for Europe) は Council of Europe の担当、ラテンアメリカ局 (DG for Latin America) はラテンアメリカ研究所 (Istituto Latino Americano) の担当、アフリカ局 (DG for Africa) とアジア局 (DG for Asia) はアフリカ東洋研究所 (Istituto per l'Africa e l'Oriente) の担当である。ただし、2010年末に「進行中 (in aggiornamento)」との注意書きがある外務省の組織図には、ヨーロッパ連合総局以外の地域ごとの総局は、少なくとも総局の名称としては見あたらない。さらに、外務省ウェブサイトの外交政策の説明には文化振興協力局の名称があるが、組織図にはそれが見られない。今回、インタビューに応じてくれた中央技術部門 (Unita Tecnica Centrale) は協力開発総局のもとに位置づけられており、この総局で全ての国際協力事業を統括する方針ではないかとも思われる。現状では、協力開発総局および文化振興協力総局が外務省での文化や文化財に関する国際協力を担当しているといえるが、近い将来、外

務省内での組織的な枠組みが変更されるものと思われる。なお、現在のところ、JICAのような国際協力のための (外務省とは別の) 組織はイタリアには存在しないとのことであった。

文化財・文化活動省は、2000年代の初めから本格的に文化外交 (foreign cultural policy) の役割を担うようになった。このような役割の強化は、文化振興協力総局の国際文化協力政策上の責任が相対的に低下すると同時に起きている。このような文化財・文化活動省の国際的な活動の強化の原因は、外国での音楽や演劇、映画の振興という新たな機能と、EUの文化大臣によるヨーロッパ審議会 (European Council of the Cultural Ministers of the Union) の文化協力分野における能力の強化、そして、発展途上国の文化遺産政策に対する助言や、技術的、財政的支援の分野でのイタリアの活動が急速に拡大したことであるという。文化財・文化活動省の考古学者、美術史家や修復士の広く知られた科学的な優秀さと、文化遺産の分野での新しい技術の活用は、イタリアの協力に関する外交への信頼感の増大に重要な役割を果たしている。しかし、省内には外国との関係に関する専門の部局は

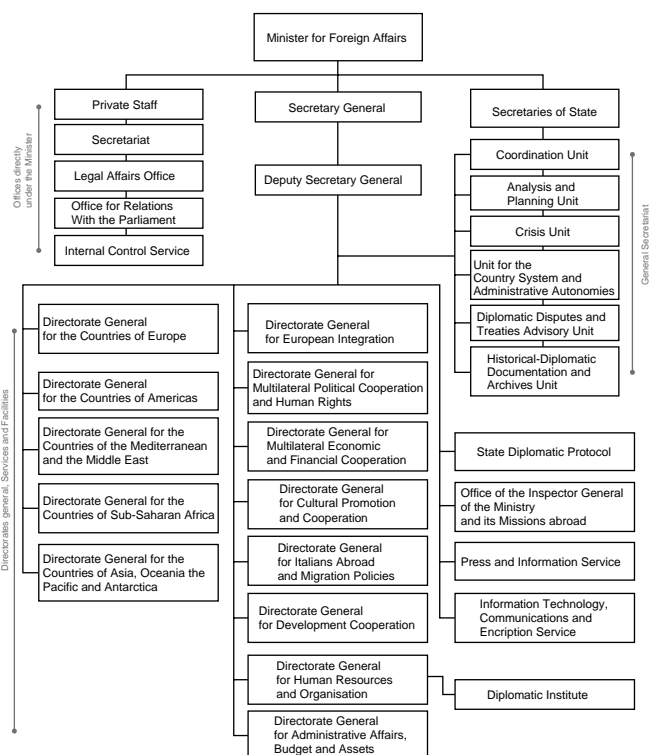


図4 外務省 (Ministero degli Affari Esteri) 組織図
(The Ministry of Foreign Affairs of Italy in Numbers - Statistical Yearbook 2010から引用)

存在せず、内閣の外交担当官 (Diplomatic Attaché) や関連部局の長が扱っている。

近年では、文化財・文化活動省による中国との緊密な協力関係が確立され、新しい西安の博物館の立ち上げや、万里の長城の一部の修復、故宮 (紫禁城) の太和殿の修復事業が実施されている。また、先端分野での新たな研究協力関係構築のための計画が進行中で、デジタルカタログングや考古学調査のための衛星技術の応用に関するパイロット事業の計画もある。

2001年3号の憲法の改正により、イタリアは連邦国家の性質が強まり、外国との文化的な協力に関しても州の役割が強化された。州は、それ以前にも外国に向けて文化的なイメージの宣伝を行っていた。しかし、文化財や文化に関する活動に関しても国と同等の能力を得たことから、文化的な活動を外国で展開する役割が法的にも認められたことになる。現在、州レベルでの芸術的なイベントの組織や、芸術家の交流、展覧会やパフォーマンスの交流が活発に実施されている。このような活動は外務省の文化振興協力総局と協力して実施される場合もあるが、自主性をもって実施されている。さらに、ほとんどの主要都市が、姉妹都市といった二者間の合意に基づき、国際文化交流の重要な役割を担っている。さらに、Culture 2000などのEUの文化プログラムも、地域や地元の国際文化協力の有効な触媒となっている。

実施の方針と背景

イタリアの国際協力は要請主義の原則に基づき、各国からの要請によって実施される。しかし、各国に所在するイタリア大使館が需要の掘り起こしを行っていることから、需要主導型 (Demand-driven) ではなく、むしろ提案主導 (Offer-oriented) であるということが出来る。たとえば、ボスニア・ヘルツェゴビナのモスタルの橋の修理にイタリアが参加したが、これも、大使館の文化担当の外交官などが地元の関係者と話をすることで、需要の掘り起こしを行ったことによるという。国際協力の窓口としてはこのような在外公館のほか、ウェブサイトでも広報を行っており、また、イタリア文化の普及を目的として世界の90都市に設置されているイタリア文化会館 (Istituto Italiano di Cultura) もその役割を果たしている。なお、これまで述べた協力開発総局や文化振興協力総局はイタリア

が各国に対して行う協力を担当し、ラクイラ地震後の文化財建造物の修理のような、イタリアに対する援助要請は担当しないが、在外公館やウェブサイトはイタリアへの援助を要請・受け付ける窓口としても機能した。

イタリアの国際協力法の規定 (相互主義 (reciprocity)) により、イタリア以外の国が国際協力事業を実施するために、イタリアが費用を支出することは不可能である。そのため、ユネスコ信託基金のような場合でも、イタリアと当事国の二国間協定に基づいて、必ずイタリアの組織が事業を実施するようになっている。つまり、日本が行っているユネスコ信託基金のように、日本が拠出した資金を使って第三国の機関が事業を行うことはありえないことになる。

外務省が行う国際協力事業は、基本的には入札により実施者が決められる。大学は国立大学であっても財政的には独立しており、特定の大学を事業の実施者として外務省が指名することはできない。ただし、既存の事業に対して外務省が「財政的に貢献する」ことは可能である。すなわち、もともと大学が実施している事業に対してであれば、事業総額の70%までについて、直接に援助することが可能である。地方政府が国際協力事業を実施する場合も同様で、70%を国、30%を地方が支出する、ということが可能である。たとえば、パレルモ大学 (Università degli Studi di Palermo) は貴石加工所および修復研究所 (OPD) やヴェネツィア建築大学 (Università Iuav di Venezia) などとカンボジアのアンコール遺跡で保存修復に関する協力に関わっている。この事業に対しては、外務省の協力開発総局から519,000ユーロの予算が拠出されている (<http://portale.unipa.it/home/News/notizie/cambogia.html>)。

イタリアが文化財保護の分野で積極的に国際協力を実施する背景には、さきに述べたような外交戦略上の重要性の認識の強化や、その役割を担う機関の増大のほか、この分野の研究者の数が多く、一方では関連の予算が削減されていることから、外国での活動に大学などが活路を見出しているという側面もある。外務省のファンドが、大学の研究者の研究活動の維持に役立っている側面もあると考えられ、実際、外国での調査研究活動助成金の公募を外務省のサイトで行っている様子も見ることができる。

3. ケーススタディ

3-1. イタリアによる文化遺産の復旧のための支援事例

災害や紛争など緊急時の文化財の救済に関してイタリアが外国で実施した活動には、古くはアスワンハイダム（エジプト）建設により水没の危機にあった Ellesyia 神殿やフィラエ島（Philae Island）のモニュメントの解体・移転、最近ではアルゲ・バム（イラン）での地震後のバスタン博物館への免震装置の導入、バグダッド博物館（イラク）での収蔵品の修復やデータベースの作成、バーミヤーン（アフガニスタン）の大仏の仏龕の補強、モスタルの橋（ボスニア・ヘルツェゴビナ）の再建など、自然災害、人災ともに事例がある。このような活動は外務省や文化財・文化活動省の予算により、技術的には文化財・文化活動省や国立の調査研究機関、大学、企業などによって計画、実施される。このほか、世界銀行やヨーロッパ連合、さらには、ユネスコ日本信託基金といった外国や国際機関の資金も用いられ、事業が実施されている。実施の枠組みは、基本的には災害を伴わない国際協力と同様であるが、バグダッド博物館の場合は、国防省警察官（カラビニエーレ）がトレーニングを受けて遺物データベースの作成にあたるなど、紛争地域特有の対応もみられる²。

サッカラ（Saqqara）（エジプト）での事例

サッカラは約3000年前の第一王朝から西暦960年のコプトのアパ・ジェレミアス（Apa Jeremias）修道院に至る、非常に長期にわたって利用された遺跡である。この遺跡を特徴づけているのは、エジプトの中王国～新王国時代の墓地で、約600件の墓が発掘済みであり、800件は未発掘であるが、いくつかの墓はすでに壊れている。古王国のウナス（Unas）王の生活について記したシャンポリオンが解読した最古のヒエログリフがある。ウナス王の墓の天井には星が描かれているが、現在は中に入ることができず、またラピスラズリが用いられた壁画も灰色に変色し、5000年間良好な状態を保っていたにも関わらず失われてしまった。サッカラでは、発見後の環境の変化だけではな

く、セメントの使用などの過去の保存処理による悪影響や、水の浸出によるレリーフの浸食など、さまざまな問題を抱えていた。さらには、年間60万人の観光客という人為的な要因も存在した。これらの課題は、地中海地域の主要な遺跡が抱える問題の典型的な例といえることができる。

そこで、イタリアとエジプトはサッカラに関する共同研究を開始した。具体的な内容は、この遺跡の劣化の過程を明らかにし、保存・保護のための理論的・実践的なモデルの構築を目的とした、環境および考古学的な調査である。そして、このような枠組みは、考古遺跡の抱える問題の解決のため、文化財・文化活動省傘下の保存修復高等研究所が作成している「文化財危険地図」に関する成果をエジプトに適用することを考慮して構築されている。

エジプト側からはエジプト環境庁（Egyptian Environmental Agency）と、エジプト古物最高評議会（Supreme Council of Antiquities）がイタリア側のピサ大学古代世界歴史科学学科（Dipartimento di Scienze Storiche del Mondo Antico, Università di Pisa）の支援を受けて実施している。事業費は、第1フェーズに80万ユーロが割り当てられ、さらに350万ユーロがイタリア外務省の開発協力局から拠出された。

この事業には考古学的な調査も含まれているが、ここでは、本報告の趣旨に基づき、広義の防災を目的とした危険地図の構築について述べることにする。

エジプトのエジプト古物最高評議会は、2002年5月15日の政令1124号により、TOEMMSS（Technical Office for Environmental Monitoring and Management of Archaeological Sites）という遺跡管理と環境モニタリングに携わる新しい部局を設置した。それに引き続き、エジプト古物最高評議会はイタリアに対し、この組織の役割の強化と、遺跡管理や環境モニタリング、環境制御に関する最新のしくみや手順といった技術的な支援を要請した。

サッカラでは洪水や地震など大規模な自然災害のような危機があったわけではなく、遺跡に対する危機は環境の変化や水の浸出、年間60万人の観光客の来訪³

2 国防省警察司令部（カラビニエーリ）には文化遺産保護司令部（Comando Carabinieri per la Tutela del Patrimonio Culturale）という部署があり、文化財の盗掘や盗難、不法輸出入への対応など文化遺産の保護の任務が与えられている。

3 しかも、公開されている遺跡は9件しかないため、観光客の集中が起きているとのことである。

といった、いわば緩やかなものである。しかし、これらの危機は長期間継続することにより確実に遺跡の保存状態を悪化させ、気付いた時には取り返しのつかない状態になっている。そこで、保存修復高等研究所が行っている危険地図の手法を用い、遺跡と保存状況のデータベースの構築およびベースとなる地図の作製を実施したうえでGIS化し、さらにぜい弱性や環境・人為による危険を標準化することによって、遺跡の危険度評価を実施した。危険度の評価にあたっては、温度や湿度、墓室内の二酸化炭素濃度などの環境モニタリングを3年間実施してデータを収集している。危険地図の構築はそのこと自体が到達点ではなく、遺跡マネージメント（墓室の公開可能な時期や期間を決めるなど）のツールとして活用することを目的としている。

サッカラの場合は、文化財・文化活動省ではなく外務省の資金により事業が実施されているが、エジプトでの他の事業は文化財・文化活動省と協力して行われたものもある。たとえば、カイロのタフリール（Midan El Tahrir）博物館のマスタープランの策定は文化財・文化活動省と共同で実施している。

なお、過去20年あまりのイタリア外務省開発協力局の経験から構築された事業体制において、イタリアとエジプトの専門家によりその手法が決定されたサッカラ遺跡の管理が成功を収めたことから、その内容はThe North Saqqara Archaeological Site - Handbook for the Environmental Risk Analysis-というタイトルの417ページの大判の書籍としてまとめられた。このハンドブックは、ピサ大学が実施した調査のまとめ、イタリア・エジプト両国の専門家による、遺跡の管理に関する技術的な側面について（危険地図など）、そして、やはり両国の専門家による、遺跡管理の問題点についての3つの部分に分かれており、この遺跡に関する事業報告にとどまらず、地中海周辺の遺跡の保存や保護の基本的な枠組みとしての活用が期待されている。なお、危険地図に関する活動については、Enhancement of the organisation and Capabilities to preserve Cultural Heritage Assets of Egypt - Risk Map for North Saqqara Site: <http://www.saqqarariskmap.org/> で公開されている。

モスタルの橋（Old Bridge in Mostar）（ボスニア・ヘルツェゴビナ）

モスタルの橋はオスマントルコ時代の1557年から



図5 イタリア外務省などが発行したハンドブック「The North Saqqara Archaeological Site - Handbook for the Environmental Risk Analysis-」

66年にかけて建造され、1993年に爆破された。ユネスコはこの橋の再建を約束し、ファクト・ファインディング・ミッションをその直後に実施した。1998年にはユネスコと世界銀行、および国家記念物委員会（Commission for the Preservation of National Monuments）などの地元の機関が橋の再建に関する共同宣言を発し、それに対して5つの国（クロアチア、フランス、イタリア、オランダ、トルコ）およびヨーロッパ評議会銀行（Council of Europe Development Bank）が協力を申し出た。ユネスコの技術的、科学的な分野でのコーディネートにより、橋の再建と旧市街の再生に関する国際委員会（International Commission of Experts）が組織され、事業の実施状況やその質に関する監視を行い、事業は2003年に完了した。全体の事業規模はおよそ1650万ドルであった。

モスタルの橋の再建についてのイタリアの関与としては、2000年から2001年にかけて、General Engineeringというデザインや調査、診断を専門とするフィレンツェの会社とフィレンツェ大学の土木学科が共同でモスタルの橋の再建のデザインを担当している。ジェネラル・エンジニアリングはこのうち現状の調査と建築デザイン、土木学科は構造デザインを行った。他の国の機関としては、ドイツの企業のLGAが建築材料の実験室での試験を行い、ボスニア・トルコ合弁企業のCONEXが地質調査を実施、クロアチアの

OMEGA Eng.という企業が塔の再生計画を担当している。基礎部分の修理や橋の再建工事は、トルコの企業が担当した。

イラク バグダッド博物館

トリノ中東及びアジア考古学発掘研究センター⁴は文化財・文化活動省の技術援助、同省、外務省および交通銀行基金（Fondazione Banca Nazionale delle Comunicazioni）の資金により2000年からバグダッドのイラク博物館の再建を実施している。この中の、B.R.I.L.A.（Bureau for Recovering and Investigating Iraqi Looted Antiquities）と呼ばれるプロジェクト盗難文化財の発見と調査に関するプロジェクトでは、収蔵品のデータベースの作成に国防省警察官（カラビニエーレ）が参加している。それにあたっては、何人かの軍人を選んでトレーニングを実施したとのことである⁵。

（The Baghdad Museum. Centro Ricerche Archeologiche e Scavi di Torino, http://www.centroscavitorino.it/en/progetti/iraq/baghdad_museo.html）

3-2. イタリア国内での被災文化遺産への対応事例

ここで取り上げるのは、2009年ラクイラ地震により発生した文化財への被害への対応に関する内容である。これはイタリア国内での災害対応の事例紹介であるが、レスキュー活動の展開や、外国からの支援の受け入れについてなど、日本においても参考となる経験を含むものである。

2009年4月6日3時32分（現地時刻）に発生した2009年ラクイラ地震（terremoto dell'Aquila del 2009）は、マグニチュード6.3（Mw）で、犠牲者は300名を超え、1500名超の負傷者が発生した。この地震では建物やその中にある絵画などの美術品も大きな被害を受け、修復が必要とされたモニュメント45件のリストが文化財・文化活動省により作成され、それらの修復に関する国内外の協力が募られた。写真や被害状況に関する記録を含めた詳細な情報は、損傷調査と評価についてのカード（Schede

di valutazione e censimento dei danni）（http://www.beniculturali.it/mibac/multimedia/MiBAC/documents/1241078603853_SchedeMonumenti.pdf）として公開されている（表1、表2）。

今回、2009年ラクイラ地震に伴う被災文化遺産の救援活動に関して、保存修復高等研究所（ISCR）の専門家およびアブルッツォ州建築景観監督局（Soprintendenza ai Beni Architettonici e Paesaggistici per l'Abruzzo）の美術監督官に話をきいた。ISCRの絵画修復ラボラトリー室長のFrancesca Cappana氏は修復家で、地震の際には現地で損傷した美術品への応急処置、管理、作品を安全な場所または保存修復作業のためラボラトリーへ移動させる活動に参加している。同研究所のCarlo Cacace氏は保存環境のコントロールが専門で、1990年から文化財危険地図の構築に携わっている。地震の際には、ラクイラ地震の際には修復家と協力し、文化財危険地図を活用しながらの環境コントロール、美術品管理の分野を監督した。アブルッツォ州建築景観監督局のAntonella Lopardi氏は美術監督官として30年のキャリアがあり、地震発生時には文化遺産保護のための上級職員に任命されている。この3名の専門家からの話を中心に、ラクイラ地震に際しての文化遺産の救援と、その際に使われた文化財危険地図に関してまとめた。

3-2-1. 文化財危険地図とその活用について

文化財危険地図が生まれたのは、ISCRが研究所として設立された時期に遡る。チェーザレ・ブランディの修復理論である「修復作業を行うよりも、保存状態を改善し、美術作品が良いコンディションを保つこと、つまり修復作業を最小限に、事前に美術作品の損傷を防ぐことが大切である」という修復理論概念に沿ったものといえる。この時期（1960年代）には、フィレンツェの洪水をはじめとした自然災害が相次ぎ、文化遺産への被害が多く発生したことがきっかけとなっている。

文化財危険地図作成の目的は大きく2種類に分かれる。第1段階としてこの地図では、建造物の機能と、立地について把握する。この分布図を利用することに

4 トリノ市やトリノ大学などによってIsMEOの発掘研究センターを発展させる形で1963年に設立された組織。外務省や文化財・文化活動省、コンパニア・ディ・サン・パオロ（Compagnia di San Paolo）という基金、Fondazione BNCというBanca Nazionale delle Comunicazioniによる銀行系の基金などが資金源となっている。

5 2010年10月29日の外務省でのインタビューによる。

表1 修復が必要な45件のモニュメントのリスト (2009年3月25日現在) (Terremoto Abruzzo: Lista dei 45 monumenti da restaurare con schede di valutazione e censimento dei danni. http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/Contenuti/Ministero/UfficioStampa/News/visualizza_asset.html_2136611015.html)

1. Cattedrale e Palazzo Arcivescovile (Piazza Duomo)
2. Complesso monumentale e Basilica di Santa Maria di Collemaggio
3. Complesso monumentale e chiesa di Santa Giusta (Piazza S. Giusta, L'Aquila)
4. Complesso monumentale e chiesa di San Pietro a Coppito (Piazza S. Pietro, L'Aquila):
5. Complesso monumentale e chiesa di Santa Maria Paganica (L'Aquila)
6. Complesso monumentale e chiesa di San Marciano (Piazza San Marciano, L'Aquila)
7. Complesso monumentale e chiesa di Santa Maria del Suffraggio, detta delle Anime Sante (Piazza Duomo, L'Aquila)
8. Complesso monumentale e chiesa di San Biagio d'Amiternum (Via Sassa, L'Aquila)
9. Complesso monumentale e chiesa di San Marco (Piazza della Prefettura, L'Aquila)
10. Complesso monumentale e monastero della Beata Antonia
11. Complesso monumentale e chiesa di San Silvestro (L'Aquila, Piazza S. Silvestro)
12. Complesso monumentale e chiesa di San Domenico (L'Aquila, Piazza S. Domenico)
13. Complesso monumentale e chiesa di Sant'Agostino
14. Fortezza Spagnola
15. Complesso monumentale e chiesa di San Bernardino
16. Convento agostiniano o Palazzo della Prefettura
17. Palazzo Ardinghelli
18. Palazzo Branconi
19. Palazzo e torre di Madama Margherita (sede municipale)
20. Palazzo della biblioteca (4 cantoni)
21. Palazzetto dei Nobili
22. Teatro Comunale
23. Palazzo Carli (rettorato dell'Università dell'Aquila)
24. Museo di Santa Maria dei Raccomandati
25. Palazzo Persichetti
26. Oratorio di Sant'Antonio da Padova
27. Chiesa di Santa Maria del Soccorso
28. Chiesa di Santa Maria di Roio
29. Palazzo Quinzi
30. Area archeologica di Amiternum
31. Chiesa e catacombe di San Michele a San Vittorino
32. Chiesa di Santa Maria della Misericordia
33. Palazzo Alfieri (via Forte Braccio) - scheda mancante
34. Chiesa e Oratorio di San Filippo
35. Complesso monumentale e chiesa di San Gregorio Magno
36. Chiesa della Concezione a Paganica
37. Chiesa di Santa Giusta (Bazzano)
38. Complesso monumentale e chiesa di Santa Maria della Croce (santuario di Roio)
39. Chiesa di Santa Maria ad Cryptas (Fossa)
40. Abbazia di Santa Lucia (Rocca di Cambio)
41. Torre Civica di Santo Stefano (Santo Stefano di Sessanio)
42. Complesso monumentale e chiesa di San Clemente a Casauria (Castiglione a Casauria)
43. Badia Morrone (Sulmona)
44. Chiesa di Sant'Eusanio a Sant'Eusanio Forconese
45. Convento di San Giuliano (L'Aquila)

表2 修理への資金援助が決まっている不動産および動産文化財の一覧 (2010年7月現在、Lopardi氏による)

EMERGENZA TERREMOTO ABRUZZO			
MONUMENTI ADOTTATI NELL'AMBITO DEI 45 Monuments adopted from the 45			
Locality LOCALITA'	MONUMENTO Monument	SOGGETTI FINANZIATORI Contributor	CIFRE ADOZIONI Amount of adoption
L'AQUILA	COMPLESSO MONUMENTALE DI COLLEMAGGIO	CD "DOMANI 27.04.09" (restauro Conservatorio)	900.000,00
		CASSA RISPARMIO - FONDAZIONI (parziale messa in sicurezza)	200.000,00
		INIZIATIVA EDITORIALE "MEMENTO AQUILA" (restauro Cappella dell'Abate)	200.000,00
		ASSOCIAZIONE "PANTA REI" (restauro)	27.000,00
		SUB TOTALE	427.000,00
	COMPLESSO MONUMENTALE E CHIESA SANTA MARIA DEL SUFFRAGIO DETTA DELLE ANIME SANTE	GOVERNO FRANCESE (50% dell'importo complessivo del restauro)	3.250.000,00
	COMPLESSO MONUMENTALE E CHIESA DI SAN BIAGIO D'AMITERNA e SAN GIUSEPPE DEI MINIMI	GOVERNO KAZAKO	1.700.000,00
		FONDAZIONE ROMA - (restauro dell'intero complesso)	3.000.000,00
		SUB TOTALE	4.700.000,00
	COMPLESSO MONUMENTALE E CHIESA SAN MARCO	REGIONE VENETO - (messa in sicurezza esterna e restauro in fianco)	300.000,00
	PALAZZO ARDINGHELLI	GOVERNO RUSSO - (restauro totale) (FINO A 1.900.000,00 IN PIU' SE NECESSARI)	4.800.000,00
	PALAZZO BRANCONIO	CARISPAQ - (messa in sicurezza)	200.000,00
	PALAZZO E TORRE DI MADAMA MARCHERITA	B.C.C. - FEDERCASSE - restauro	5.000.000,00
	PALAZZETTO DE' NOBILI	CAMERA DEI DEPUTATI - restauro	1.000.000,00
	TEATRO COMUNALE DELL'AQUILA	UNIONE CAVALIERI DEL LAVORO	1.000.000,00
TRASMISSIONE "PORTA A PORTA"		1.600.000,00	
	SUB TOTALE	2.600.000,00	
CASTIGLIONE A CASARUA	COMPLESSO MONUMENTALE E CHIESA DI SAN GREGORIO MAGNO	GOVERNO RUSSO - (restauro totale)	2.900.000,00
	COMPLESSO MONUMENTALE E CHIESA DI SAN CLEMENTE	WORLD MONUMENT FUND E FONDAZIONE PESCARABRUZZO - restauro	1.500.000,00
TOTALE ENTRATE Total Income			27.877.000,00
MONUMENTI ADOTTATI AL DI FUORI DEI 45 Monuments adopted outside of the 45			
LOCALITA'	MONUMENTO	SOGGETTI FINANZIATORI	CIFRE ADOZIONI
ONNA	SAN PIETRO APOSTOLO	GERMANIA (restauro totale)	3.500.000,00
L'AQUILA	FONTEANA 99 CANNELLE PORTA RIVIERA	FAI (restauro totale)	500.000,00
	PORTA NAPOLI	FONDAZIONE CARISPAQ (restauro totale)	250.000,00
	PORTA CASTELLO	LIONS CLUB L'AQUILA (restauro totale)	25.000,00
	EX MATTATTOIO	MBAC	5.000.000,00
TOTALE ENTRATE			9.275.000,00

EMERGENZA TERREMOTO ABRUZZO				
OPERE D'ARTE adottate Works of Art adopted				
Comune	Provenance	Work of Art	SOGG. CONTRIBUTATORE	Amount of adoption
L'Aquila	BASILICA DI S.MARIA DI COLLEMAGGIO	CROCIFFISSO LIGNEO POLICROMO - Sec. XIV-XV	ASSOCIAZIONE "CIVITA" - ROMA	Restauro totale ?
L'Aquila	BASILICA DI S.MARIA DI COLLEMAGGIO	DIPINTO SU TELA "S.PIETRO CELESTINO CHE LEGGE LA BOLLIA" - Sec. XVII	COMUNE DI SPLIMBERGO (PN)	€ 15.000 ?
L'Aquila	BASILICA DI S.MARIA DI COLLEMAGGIO	DIPINTO SU TELA "MONACO CELESTINIANO CHE AMMANISCE I BUOI" - Sec. XVII	FONDAZIONE CITTATALIA	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S. MARIA ASSUNTA - PAGANICA	DIPINTO SU TELA "GRUPPO DI SANI MARTIRI SPORTINI"	FONDAZIONE CITTATALIA	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S.MARCO	DIPINTO SU TELA "MADONNA DEL POPOLO AQUILANO" - Sec. XIX	ONE GROUP EDIZIONI	Restauro totale
L'Aquila	MUSEO NAZIONALE D'ABRUZZO	DIPINTO SU TELA "TRANSITO DI S.GIUSEPPE" - Sec. XVIII	BORSA DI STUDIO PRESSO ISCR	Restauro totale
L'Aquila	DUOMO	DIPINTO SU TELA "FRATELLI CUPOLA IN PROSPETTIVA" di VENANZO MASCITELLI - Anno 1828	ACCADEMIA DELLE BELLE ARTI - ISCR ROMA	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S.GIUSTA	DIPINTO SU TELA "TOBIKOLO E L'ANGELO" - Sec. XVI	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S.GIUSTA	DIPINTO SU TELA "ANGELO CUSTODE" - Sec. XVI	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S.GIUSTA	DIPINTO SU TELA "MARTIRIO DI S.STEFANO" - Sec. XVII	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S.GIUSTA	DIPINTO SU TELA "ASSUNZIONE DELLA VERGINE" - Sec. XVIII	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S.MARIA DELLA MISERICORDIA	DIPINTO SU TELA "L'ETERNO" - Sec. XVIII	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S.MARIA DELLA MISERICORDIA	DIPINTO SU TELA "S.ROSA" - Sec. XVIII	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	MUSEO DI S.GIULIANO	DIPINTO SU TELA "SPOSALIZIO DELLA VERGINE" - Sec. XVII	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	MUSEO DI S.GIULIANO	SCULTURA LIGNEA "S.ANTONIO DA PADOVA" - Sec. XVII	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale

表2 続き

EMERGENZA TERREMOTO ABRUZZO				
OPERE D'ARTE adottate Works of Art adopted				
Comune	Provenance	Work of Art	SOGGETTI ContributORE	Amount of adoption
L'Aquila	CHIESA DI S. MARIA ASSUNTA - PAGANICA	SCULTURA LIGNEA "S. BARTOLOMEO" - Sec. XIX	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S. MARIA ASSUNTA - PAGANICA	SCULTURA LIGNEA "S. ROCCO" - Sec. XIX	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	CONVENTO DI S. CHIARA	DIPINTO SU TELA "NOLI ME TANGERE" - Sec. XVII	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	CONVENTO DI S. CHIARA	DIPINTO SU TELA "RESURREZIONE" - Sec. XVI	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	CONVENTO DI S. CHIARA	DIPINTO SU TELA "S. PIETRO"	BANCA DI TERAMO DI CREDITO COOPERATIVO S.C.	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S. FLAVIANO	DIPINTO SU TELA "S. ANTONIO DA PADOVA" - Sec. XVI	ANCI MARCHE	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S. GIUSTA	DIPINTO SU TELA "MARTIRIO DI S. GIUSTA" - Sec. XVII	RISTORANTI ITALIANI A KYOTO	€ 15.000
L'Aquila	CHIESA DI S. PIETRO APOSTOLO - FRAZ. ONNA	CROCFISSO LIGNEO POLICROMO DORATO - Sec. XVIII-XX	CARITAS - ROMA	Restauro totale
L'Aquila	CHIESA DI S. NICOLA - FRAZ. MONTICCHIO	DIPINTO SU TELA "LA SAMARITANA AL POZZO" - Sec. XVIII	CENTRO CULTURALE PEGUY - ALTA BRIANZA (MI)	15.000
L'Aquila	CHIESA DI S. NICOLA - FRAZ. MONTICCHIO	DIPINTI SU TELA N.14 STAZIONI VIA CRUCIS - Sec. XVIII	CENTRO CULTURALE PEGUY - ALTA BRIANZA (MI)	
L'Aquila	CHIESA DI S. RANIERO - FRAZ. CIVITA DI BAGNO	PALA D'ALTARE "MADONNA COL BAMBINO TRA S. RANIERO E S. MASSIMO" - Sec. XVIII	LIONS CLUB PONTEDERA VALDERA	€ 10.000
Pietranico (PE)	MUSEO NAZIONALE D'ABRUZZO	SCULTURA FITILE "MADONNA IN TRONO" - Sec. XV	ITALIANI RESIDENTI NEGLI USA	\$ 110.000
Calascio (AQ)	CHIESA DI S. NICOLA DI BARI	DIPINTO SU TELA "ADORAZIONE DEI PASTORI" - Anno 1741	ANCI MARCHE	Restauro totale
Calascio (AQ)	CHIESA DI S. MARIA DELLE GRAZIE	DIPINTO SU TELA "INCORONAZIONE DELLA VERGINE"	ANCI MARCHE	Restauro totale
Popoli (PE)	CHIESA DI S. FRANCESCO	TRITTICO SU TAVOLA "LA PIETA' FRA S. SEBASTIANO E S. CRISTOFORO" - Sec. XVII	ANCI MARCHE	Restauro totale

EMERGENZA TERREMOTO ABRUZZO				
OPERE D'ARTE adottate Works of Art adopted				
Comune	Provenance	Work of Art	SOGGETTI ContributORE	Amount of adoption
Popoli (PE)	CHIESA DI S. FRANCESCO	GRUPPO DI TRE SCULTURE LIGNEE POLICROME "CRISTO CROCFISSO FRA I DOLENTI"	ANCI MARCHE	Restauro totale
Bussi (PE)	CHIESA DI S. BIAGIO	SCULTURA LIGNEA POLICROMA S. FILOMENA - Sec. XVIII	ANCI MARCHE	Restauro totale
Carapelle Calvisio (AQ)	CHIESA DI S. FRANCESCO	DIPINTO SU TELA "S. MICHELE ARCANGELO, S. CARLO BORROMEO E S. FILIPPO NERI"	ANCI MARCHE	Restauro totale
Carapelle Calvisio (AQ)	CHIESA DI S. FRANCESCO	DIPINTO SU TELA "MADONNA CON ANIME PURGANTI" - Sec. XVII	REGIONE MARCHE	Restauro totale
Collepietro (AQ)	CHIESA DI S. GIOVANNI BATTISTA	DIPINTO SU TELA "S. MICHELE E S. LUCIA" - Sec. XVII-XVIII	ANCI MARCHE	Restauro totale
Navelli (AQ)	CHIESA DI S. SEBASTIANO	DIPINTO SU TELA "STRAGE DEGLI INNOCENTI"	ANCI MARCHE	Restauro totale
Ofena (AQ)	CHIESA DI S. GIOVANNI BATTISTA	DIPINTO SU TELA "EDUCAZIONE DELLA VERGINE" - Sec. XIX	ANCI MARCHE	Restauro totale
S. Benedetto in Perillis (AQ)	DEPOSITO	DIPINTO SU TELA "LA MADONNA DI CASALUCE"	ANCI MARCHE	Restauro totale
S. Stefano di Sessanio (AQ)	CHIESA DI S. ROCCO	CICLO DI AFFRESCHI "EPISODI DELLA VITA DI S. FRANCESCO"	ANCI MARCHE	Restauro totale
Villa S. Lucia degli Abruzzi (AQ)	TORRE CIVICA	OROLOGIO METALLICO - Anno 1915	ANCI MARCHE	Restauro totale
Castelvecchio Calvisio (AQ)	CHIESA DI S. GIOVANNI BATTISTA	SCULTURA LIGNEA POLICROMA "S. FRANCESCO STIGMATIZZATO" - Sec. XVII	ANCI MARCHE	Restauro totale
Capestrano (AQ)	CHIESA E CONVENTO DI S. GIOVANNI	DIPINTO SU TELA "VISIONE DI S. GIOVANNI DA CAPESTRANO" - Sec. XVII	ANCI MARCHE	Restauro totale
Caporciano (AQ)	CHIESA DI S. PELLEGRINO	AFFRESCO STACCATO	ANCI MARCHE	Restauro totale
Castel del Monte (AQ)	CHIESA DI S. DOMENICO	DIPINTO SU TELA "MADONNA CON SANI DOMENICANI E ANGELI" - Sec. XVII	ANCI MARCHE	Restauro totale
L'Aquila	SANTUARIO MADONNA DI APPARI - PAGANICA	TUTTI GLI AFFRESCHI	BANCA DI CREDITO COOPERATIVO DI ANAGNI (FR)	€ 100.000

より、あらゆる種類（地震、浸水、山崩れ、旅行者の密集するモニュメントなど）の危険の可能性によって、どのような損害が想定されるか、対策を練ることができる。すなわち、その文化遺産が位置する地域の性質を把握することである。

その後、第2段階として各建造物に対し「保存状態リスト」と呼ばれる表を作成する。これには、建造物の保存状態だけでなく、建造物の周りに存在するものなどの環境もふまえた情報を記載している。これは、建造物の保存状態は、建造物の環境状態にも大きく左右されるためである。このため、建築家、エンジニア、修復家はもちろん、必要によっては考古学者、地質学者も一緒にチームを組み、一連の情報をまとめながら作成される。このリストには、建造物そのものの詳細なデータだけでなく、各建造物の現在までの歴史、つまり、修復または修繕の履歴（何度、どのような形で行われたか）、地下の遺跡の有無、建造物の以前の使用目的などの詳細な情報も掲載されている。全ての建造物に対して「保存状態リスト」が作成できれば理想的である。しかし、分布図には文化財と見なされる全ての建造物（100,000件）が掲載されているものの、経済的な制約から、第2段階としての「保存状態リスト」は100,000件のうち20,000件に関して完成している状態である。

調査中に修復の危険性や必要性が確認された場合には、管轄する州の文化財保護官によって申告される。保存状態リストは調書の役割も持っており、問題が大きい場合は修理の優先順位は高くなり、防災目的で修復が開始されることもある。また、保存状態リストからは危険性や修復の必要性が一目でわかるため、これを参考にして文化財・文化活動省が修復の必要性や優先順位を承認することもある。予算については、このリストとは目的の異なる、年間計画書を省が作成している。これは今後3年の予算案で、例えば2010年秋には2011-2013年の予算案が提出される。それぞれの州の代表文化財保護官によって、修復が必要とされる建造物または作品の保存状態などの情報がリストアップされ、省に提出される。それをもとに、イタリア全土から、修復が必要な作品またはが省により選出され、認可される。それが国単位での、年間計画書として発表され、今後3年間に行われる予定の修復の期間、金額などが記載される。もちろん、ラクイラ地震のような非常事態が起きた場合には、緊急予算が立てられ

る。大規模な遺跡等の修復には長期間を要する場合も多いことから、大規模な修復は、期間の延長も頻繁に起こる。なお、たとえば銀行のような私企業が修復のスポンサーとなることも多いが、彼らが修復の対象として選ぶのは、宣伝効果の高い見栄えのする著名な作品や建造物となるため、政府のこうした必要性に基づいた予算案とは、全く考え方の違う選択結果になっている。

文化財危険地図では、地形の特徴、地域における危険度の高さ、移動が不可能な文化財（フレスコ画、石像またはブロンズ彫刻群、教会など）の分布が一目でわかるような分布図を作成することを目的に、危険性の種類（水害、地震の多い地区、観光客の集中する地域等）によって色分けをした地図が作成されている。地図内に、文化財の情報ははじめとする、関連情報データベース化して取り込んでいった。地図を一つの目的を持った大きな入れ物にたとえると、その中に目的に関連した沢山の引き出しがあり、臨機応変に引き出し（情報）を開くことができるとイメージしてもらったら良いだろう。

特色としては、ラクイラでの地震が起こる前、地震による被害が予測されていた3000もの重要文化財として指定された建造物が存在する、シチリア、カラブリアなどイタリア南部の文化財危険地図の改善が2007年、2008年に行われている。分布図に丸印で示されたものが、文化財として指定された建造物であり、ここでは色により、建造物の種類（教会、美術館、歴史的建造物、遺跡など）が区別されている。この文化財危険地図はGISとも連携しており、各建造物の保存状態の情報も添付されている。

この文化財危険地図では、地図上に点で示された個々の建造物をクリックすることで、建造物の内部に収録されていたインヴェントリーなども閲覧できる。もちろん、可動文化財（キャンバス画、彫刻作品など）が保存されていた部屋番号などは記されているが、文化財危険地図では、それらの作品のインヴェントリーの番号もデータベースに含まれている。これにより、美術館内部のインヴェントリーを照合して、瞬時に保存状態などの情報なども得ることが可能である。文化財危険地図には、インヴェントリーの番号がリストとして掲載されているのみであるが、データベースの役割としてはこれで十分であると考えている。各作品の保存状態を知るには、美術館に収録されているコン



Distribution buildings on the cartography

図6 文化財危険地図 ラクイラの建造物の分布 (ISCR 提供)

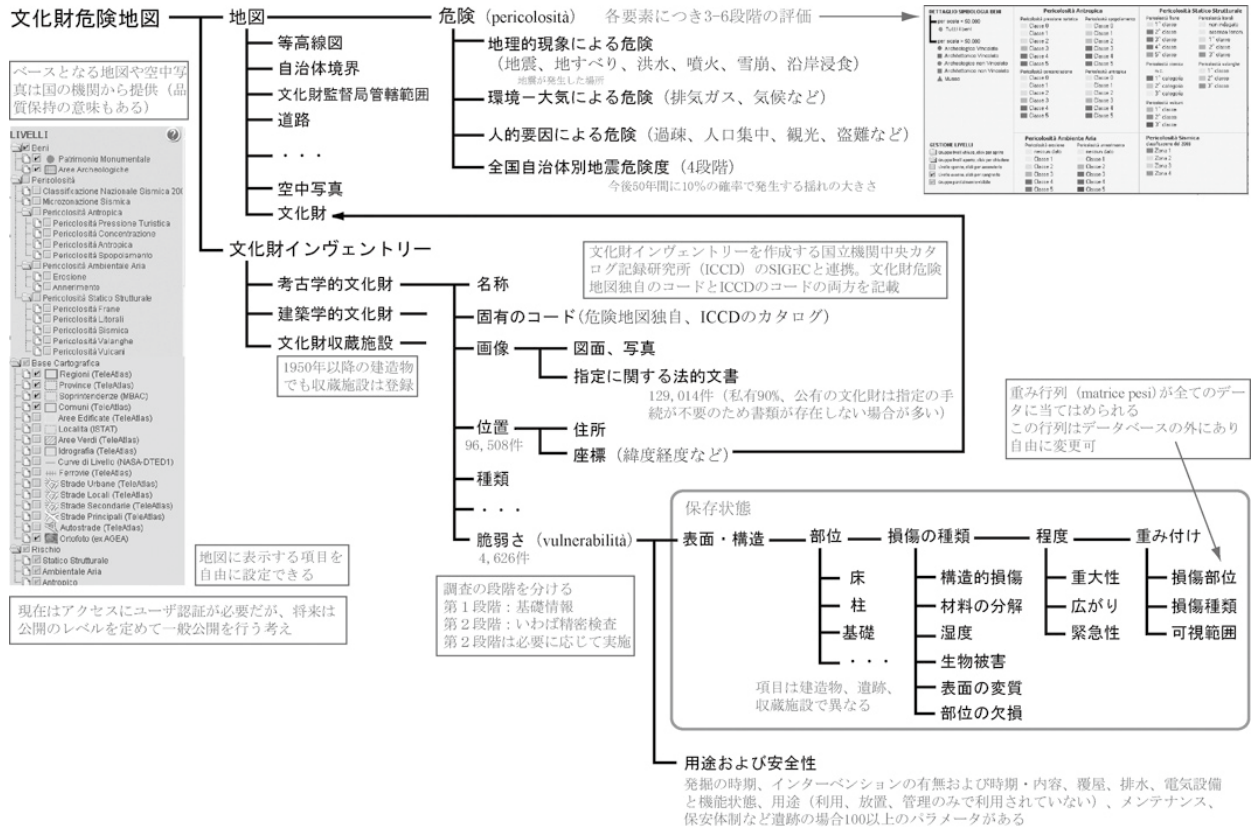


図7 文化財危険地図の構造

ディションチェックシートと照合する必要があるが、被災時の対策としては、収蔵作品の数を把握できるだけでも十分であると考えられる。

すでに100,000件以上の建造物が文化財危険地図に掲載されている。各建造物内部の可動の美術品の保存状態もデータベース化されるのが理想だが、現状では、それほど詳細なデータベースを作成する時間的予算的な余裕がない。もちろん、収蔵されている作品の重要度により、大規模な美術館などでは、文化財危険地図もさらに詳細なものが作成されている。この文化財危険地図は、インターネットを経由して申し込むことで、誰もが建物の写真、詳細などの情報などの閲覧が可能である。セキュリティ・個人情報保護の問題もあるため、閲覧可能な範囲がログインする人によって制限されている。一般公開されているのは基本的な情報のみである。

ラクイラには、5000もの指定された文化建造物が存在する。地震の際には、この文化財危険地図を利用した文化財の分布の把握が行われたが、これは、災害時に欠かせないものであった。最初に政府が行った対策として、防衛隊（Protezione Civile（注：イタリア政府直属の組織。カラビニエーリ（Carabinieri、国防省警察司令部）とは別の組織で、災害（水害、地震、火山による被害、火災など、災害全般）のレスキュー隊としての活動、防災訓練なども行っている））がレスキュー活動を行った際にも、この文化財危険地図が活用された。震源地から3kmの範囲にあった、最も損傷の激しい文化財建造物の内部に収蔵されていた作品の数、確実な住所、保存場所、保存状態なども詳細に示されていたため、災害時、非常に有効であったといえる。この文化財危険地図からは、元来保存状態が悪かった建造物の情報なども得ることができた。たとえば、サンタ・マリア・コッレマッジョ教会を始めとする三つの大きな教会では、文化財危険地図を使い、瓦礫の下にあると予想される作品を把握しながら、様々な職業のスタッフが瓦礫の下から文化財の取り上げに参加した。ベルトコンベヤーで美術品の破片を確認しながら丁寧に仕分けし、例えば古い釘一本でも、インヴェントリーの番号で整理している。古い建築物の壁は、一般に壁と壁との間に空洞のある二重構造になっているが、その中に隠れていた、1703年の地震の瓦礫や中世のバラ窓の破片など古い教会の一部なども発見された。こうした年代の異なる破片を注意深

く考古学者、ボランティアの方達と協力し、仕分けした。最近、これらの取り上げられた美術品をテーマとした展覧会も開催した。

ラクイラ地震が発生した際に、ISCRが最初にラクイラで行ったのは、地震によって損傷を受けた美術館に所蔵された作品の環境コントロールである。温湿度、気流の速度などのモニタリングにより、一時的な保管場所が、作品を保存するのにふさわしい環境であるかどうか確認した。これは屋根や壁が崩壊してしまった建物の雨水、砂塵による二次的災害も予想してのことである。我々の最大の関心は、地震による作品の損傷がさらに劣化しないようにすることであって、後に行われる修復作業の規模を最小限にするためでもある。

なお、文化財危険地図の経験やデータベースの作成について、他国に対し協力した経験の有無、今後の国際的な協力活動の予定についてきいたところ、地中海、アドリア海周辺諸国で2000年に実施されたヨーロッパ国際シンポジウムや会議の機会に、文化財危険地図を紹介したが、あくまで一般的に文化財危険地図を知識として紹介したのみで、作成に関する協力は今のところ実施していないとのことだった。同じく2000年に、スペインで文化財危険地図の手順について説明したが、最近になってスペインでも同様のシステムを実現しつつある、という話を聞いている、ということだった。なお、今回のインタビューでは触れられなかったが、文化財危険地図に関する直接的な情報の提供は、日本の文化庁に対しても、会議の場でのプレゼンテーションという形で行われたという実績がある。

最後に、文化財危険地図が、今後さらに他の管轄機関とも協力し、様々な需要に答えることができれば理想的である、と述べた。

3-2-2. ラクイラ地震の際の文化遺産救援活動について

Lopardi氏による、地震の時に政府がどのような対策を行ったか、に関する話があった。Lopardi氏自身も当日、現地で被災し、余震が続いていたので、大人数が住むことのできるCastelloという町の軍用宿舎に避難した。地震発生翌日、軍用施設内にある体育館内で緊急会議が開かれた。Lopardi氏は文化財監督官の会議に参加したが、防衛隊、建築担当者、可動文化財担当文化財監督官、国防省警察官（カラビニエー

レ)、消防士とともに、緊急に実施すべき活動について話し合った。文化庁から与えられた文化財危険地図を使い、被災地で文化財保護の援助活動をするチーム編成・スケジュールリングを行った。イタリア全土から、環境保護団体などの機関から、一夜のうちに多くのボランティアが集まった。文化財・文化活動省は緊急措置として、2週間ごとに文化財保護官のもとで働く(国の職員である)修復家、建築家、図書館館員、考古学者が常にラクイラで援助活動をするように、人員を派遣した。被災した文化財の搬出は、彼らの他、消防士、防衛隊が行った。

5月に文化財・文化活動省から出された勅令がある。これは、非常事態に際し、Lopaldi氏が文化財保護のために委任された代表者代理より指名された上級職員に任命された、というものだが、ラクイラ州によって編成されていた文化財保護に携わる文化財保護官が、省から直接管理されることになったことを意味する。非常事態であるため、大きな機材を必要とする場合など、州または省に問い合わせた後認可が下りる、という、本来ならとられるべき長い過程を特別に簡略化し、文化財保護官の立場であっても許可できるものとなる。その他、援助の申請なども認められており、この勅令のおかげで、ただちにクレーンの手配をすることができた。

被災した文化財は、それぞれの保存状態の詳細が書かれたリストにより管理された。他の地震時にも使われたものだが、3種類の文化財(公共建造物、宗教的建造物、可動文化財(絵画、彫刻など))のためのチェックシートを作成した(図8)。このシートに、建造物の使用目的、損傷の程度などが、パーセンテージや平方メートルという指標によって建築家、修復家、エンジニア、文化財保護官で編成されたチームにより詳細に記入された。このシートの最後には、最初の段階で必要な費用の見積りも記入されることになっている。

国際協力

インタビューの際に、被災文化財の修復計画リストが持参された。リストには、建造物のリストと、可動

文化財(絵画、彫刻など)のリストの2種類があるが、それぞれの文化財が修復のために必要とする期間、金額の見積りも記載されている。G8の開催後、イタリア政府は、各国にスポンサーとしての援助を要望した。その際、いくつかの国際的な協力による、建造物への経済支援が決定された。フランスはある教会総合的施設、カザフスタン、ロシアもある教会を支援対象としている。スペインは、城の復旧を援助することがすでに決定している。

音楽学院の修復の一部は、イタリアの歌手が開いたチャリティーコンサートによる寄付が使われている。可動文化財(絵画、彫刻など)は、私設団体からの支援も多く、本の出版からの寄付もある。日本のイタリアレストランの団体は、大使館を介して経済的な支援を行ったが、チャリティーディナーを日本で開き、その収益金を寄付したというものである。日本の国旗に寄せ書きしたものも送ってくれたので、今後博物館が復興したら、展示したいと思っている。その他、日本からは、新しくコンサート会場を建設するプロジェクトの提供があった。これも在イタリア日本国大使館の仲介によるものである。セルロースが壁に使われていたため、「紙のシアター」と呼ばれている⁶。

誰が何に対する支援を行うかは、主に外務省間の交渉により決められる。もちろん団体などが援助対象を指名する場合もある。現在でもスポンサーを希望する方がいるので、誰が何のスポンサーとなるかは、修復に要する期間、金額などのバランスをとりながら、省が決定している。

国際協力を募るための広報活動の有無についてであるが、スポンサーを探すのは一般的に、防衛隊内にある特別な機関が担い、在イタリアの各国の大使館との交渉などを行った。現在では、国際協力の募集を担当する国際法に詳しい弁護士も外務省と密接に連携している。大規模な広報活動として、文化財・文化活動大臣は、緊急に修復を必要とする45のモニュメントを省のホームページでも発表した。この45のモニュメントに対する援助を行った他国の政府、または機関、寄付の金額などは、文化財・文化活動省のホームページで一般公開されている。

6 日本人建築家の坂茂氏による紙のコンサートホール(収容規模1000人、建設費用総額約107万ユーロ)建設計画実現のため、50万ユーロの資金協力をを行う。音楽の街としても知られるラクイラは、震災によりラクイラ市に所在する国立音楽院の建物が大きな被害を受けた。組み立てが簡易で耐久性に優れた紙のコンサートホールを早期に建設することにより、被災民の心の支えとなる音楽活動の再開に弾みをつける。(平成21年7月 麻生総理大臣 ラクイラ地震に対する我が国の支援(ファクト・シート) http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_aso/g8_09/shien_fs.html)


Presidenza del Consiglio dei Ministri
 DIPARTIMENTO DELLA PROTEZIONE CIVILE


 Ministero
per i Beni e le Attività Culturali

GRUPPO DI LAVORO PER LA SALVAGUARDIA E LA PREVENZIONE DEI BENI CULTURALI DAI RISCHI NATURALI



SISMA

EMERGENZA POST-SISMA

SCHEDA PER IL RILIEVO DEL DANNO AI BENI CULTURALI - CHIESE

MODELLO A - DC

Prima sezione

A₁

Data	N° progressivo	N° Scheda
_ _ _ _ _	_ _ _	_ _ _ _ _
		(a cura dell'ufficio)

A₂ - RIFERIMENTO VERTICALE

Bene complesso <input type="radio"/>	Bene Individuo <input type="radio"/>
Denominazione bene complesso: _ _ _ _ _	
Numero scheda beni componenti: _ _	Codice livello superiore: _ _ _ _ _
Tipologia <input type="checkbox"/> chiesa <input type="checkbox"/> canonica <input type="checkbox"/> palazzo <input type="checkbox"/> castello <input type="checkbox"/> torre <input type="checkbox"/> bene archeologico <input type="checkbox"/> altro	
Pianta <input type="radio"/> regolare <input type="radio"/> con cortili <input type="radio"/> ad ali aperte <input type="radio"/> lineare <input type="radio"/> altro	

A₃ - LOCALIZZAZIONE GEOGRAFICO AMMINISTRATIVA

Regione	Codice Istat comune	Indirizzo
Provincia		1 <input type="radio"/> via
Comune		2 <input type="radio"/> corso
Località		3 <input type="radio"/> vicolo
		4 <input type="radio"/> piazza
		5 <input type="radio"/> località
Sezione censuaria	N° complesso o aggregato	num. civico
Foglio	Data	
	Particelle	Sub.

A₄ - COORDINATE UTM

Quadrante	Longitudine Est (x)	Latitudine Nord (y)	<input type="radio"/> Lettura GPS
_ _ _	_ ° _ ' _ "	_ ° _ ' _ "	

A₅ - OGGETTO

Denominazione bene: _ _ _ _ _
Denominazione storica: _ _ _ _ _
Datazione: anno _ _ _ secolo _ _ epoca _ _ _ _ _
Ultima trasformazione: _ _ _
Proprietà: _ _ _ _ _
Utilizzatore: _ _ _ _ _

図8 文化財(教会)の損傷の評価に関するチェックシート (Schede di valutazione e censimento dei danno ai beni culturali-Chiese. 防衛隊 (Dipartimento della protezione civile) と文化財・文化活動省 (Ministero per i Beni e le Attività Culturali) のヘッダがある。インタビュー当日の配付資料。また、http://www.beniculturali.it/mibac/multimedia/MiBAC/documents/1241078603853_SchedeMonumenti.pdfも同様のチェックシートである)

A₆ - DESTINAZIONE D'USO ATTUALE

Uso	Utilizzazione temporale			Affollamento
	Continuo	Saltuario	Non utilizzato	
Cattedrale / Duomo <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
Chiesa parrocchiale <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
Oratorio <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
Santuario <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
Museo <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
Auditorium <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
Servizi <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>
Altro <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="checkbox"/>

A₇ - CARATTERISTICHE DEL SITO

In piano Su rilievo / su cresta / su vetta Su riporto In pendio / su versante Avvallamento

A₈ - CONTESTO URBANO E POSIZIONE

Centro urbano Periferia urbana Area industriale - commerciale Area agricola Centro storico

Isolata Connessa con altri edifici su lati Altro

A₉ - INFRASTRUTTURE

Accesso pedonale <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	Rete viaria idonea in relazione al rischio <input type="checkbox"/>
Accesso carrabile <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	Parcheggio nelle vicinanze <input type="checkbox"/>
Accesso con altezza inferiore a 4 metri <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	Spazi aperti a disposizione <input type="checkbox"/>
Accesso con mezzi pesanti <input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	Altro <input type="checkbox"/>

A₁₀ - PRESENZA DI RISCHIO

		RILEVAZIONE DIRETTA	INFORMAZIONI ACQUISITE
Insedimento minacciato da frana <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Insedimento in zona alluvionabile <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Insedimento soggetto a minacce di tipo industriale <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
Insedimento soggetto ad altre minacce naturali <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

A₁₁ - TIPOLOGIA DEI BENI ARTISTICI PRESENTI

TIPOLOGIA	Num.	superficie	TIPOLOGIA	Num.	superficie
Affreschi <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Dipinti mobili su vario supporto <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Mosaici <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Arredi (soffitti, amboni, pulpito, stali corali) <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Stucchi <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Decorazioni plastiche mobili <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Arazzi <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Manufatti in carta e pergamena <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Altari / statue <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Reperti archeologici <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
Libri / Stampe <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	Altri <input type="checkbox"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

A₁₂ - DOCUMENTAZIONE FOTOGRAFICA - Realizzata da

SI NO

A₁₃ - COMPILATORE SCHEDA

Cognome Nome

Ente/ufficio di appartenenza

E-Mail:

MODELLO A - DG

Seconda sezione

A₁₄ - RIFERIMENTO SCHEDA DELLA VULNERABILITA' DELLE CHIESE

N° Scheda	_____	Data	____/____/____	Ente	_____
-----------	-------	------	----------------	------	-------

A₁₅ - STATO DI MANUTENZIONE GENERALE

Buono	<input type="radio"/>	Discreto	<input type="radio"/>	Scadente	<input type="radio"/>	Pessimo	<input type="radio"/>	In corso lavori	<input type="checkbox"/>
Eventuali precedenti lesioni esistenti		NO	<input type="radio"/>	SI	<input type="radio"/>	Limitate	<input type="radio"/>	Estese	<input type="radio"/>
						Gravi	<input type="radio"/>		

A₁₆ - DANNO SISMICO (Abaco dei meccanismi di collasso delle chiese)

LIVELLO DI DANNO

0 - □□□□□ assenza di danno 1 - ■□□□□ danno lieve 2 - ■■□□□ danno moderato
 3 - ■■■□□□ danno grave 4 - ■■■■□□□ danno molto grave 5 - ■■■■■□□□ crollo

IDENTIFICAZIONE DEL DANNO

danno sismico
 danno progressivo
 aggravamento

1	RIBALTAMENTO DELLA FACCIATA	<input type="checkbox"/>
danno	DISTACCO DELLA FACCIATA DALLE PARETI O EVIDENTI FUORI PIOMBO	□□□□□
2	MECCANISMI NELLA SOMMITÀ DELLA FACCIATA	<input type="checkbox"/>
danno	RIBALTAMENTO DEL TIMPANO, CON LESIONE ORIZZONTALE O A V - DISGREGAZIONE DELLA MURATURA O SCORRIMENTO DEL CORDOLO - ROTAZIONE DELLE CAPRIATE	□□□□□
3	MECCANISMI NEL PIANO DELLA FACCIATA	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI INCLINATE (TAGLIO) - LESIONI VERTICALI O ARCUATE (ROTAZIONE) - ALTRE FESSURAZIONI O SPANCIAMENTI	□□□□□
4	PROTIRO - NARTECE	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NEGLI ARCHI O NELLA TRABEAZIONE PER ROTAZIONE DELLE COLONNE - DISTACCO DALLA FACCIATA - MARTELLAMENTO	□□□□□
5	RISPOSTA TRASVERSALE DELL'AULA	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NEGLI ARCONI (CON EVENTUALE PROSECUZIONE NELLA VOLTA) - ROTAZIONI DELLE PARETI LATERALI - LESIONI A TAGLIO NELLE VOLTE - FUORI PIOMBO E SCHIACCIAMENTO NELLE COLONNE	□□□□□
6	MECCANISMI DI TAGLIO NELLE PARETI LATERALI (RISPOSTA LONGITUDINALE)	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI INCLINATE (SINGOLE O INCROCIATE) - LESIONI IN CORRISPONDENZA DI DISCONTINUITÀ NELLA MURATURA	□□□□□
7	RISPOSTA LONGITUDINALE DEL COLONNATO NELLE CHIESE A PIÙ NAVATE	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NEGLI ARCHI O NEGLI ARCHITRAVI LONGITUDINALI - SCHIACCIAMENTO E/O LESIONI ALLA BASE DEI PIASTRI - LESIONI A TAGLIO NELLE VOLTE DELLE NAVATE LATERALI	□□□□□
8	VOLTE DELLA NAVATA CENTRALE	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NELLE VOLTE DELL'AULA CENTRALE - SCONNESSIONI DELLE VOLTE DAGLI ARCONI	□□□□□
9	VOLTE DELLE NAVATE LATERALI	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NELLE VOLTE O SCONNESSIONI DAGLI ARCONI O DALLE PARETI LATERALI	□□□□□
10	RIBALTAMENTO DELLE PARETI DI ESTREMITÀ DEL TRANSETTO	<input type="checkbox"/>
danno	DISTACCO DELLA PARETE FRONTALE DALLE PARETI LATERALI - RIBALTAMENTO O DISGREGAZIONI DEL TIMPANO IN SOMMITÀ	□□□□□
11	MECCANISMI DI TAGLIO NELLE PARETI LATERALI DEL TRANSETTO	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI INCLINATE (SINGOLE O INCROCIATE) - LESIONI ATTRAVERSO DISCONTINUITÀ	□□□□□
12	VOLTE DEL TRANSETTO	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NELLE VOLTE O SCONNESSIONI DAGLI ARCONI E DALLE PARETI LATERALI	□□□□□
13	ARCHI TRIONFALI	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NELL'ARCO - SCORRIMENTO DI CONCI - SCHIACCIAMENTO O LESIONI ORIZZONTALI ALLA BASE DEI PIEDRITTI	□□□□□

3

図 8 続き

14	CUPOLA – TAMBURO/TIBURIO	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NELLA CUPOLA (AD ARCO) CON EVENTUALE PROSECUZIONE NEL TAMBURO	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
15	LANTERNA	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NEL CUPOLINO DELLA LANTERNA – ROTAZIONI O SCORRIMENTI DEI PIEDRITTI	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
16	RIBALTAMENTO DELL'ABSIDE	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI VERTICALI O ARCUATE NELLE PARETI DELL'ABSIDE – LESIONI VERTICALI NEGLI ABSIDI POLIGONALI – LESIONE AD U NEGLI ABSIDI SEMICIRCOLARI	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
17	MECCANISMI DI TAGLIO NEL PRESBITERIO O NELL'ABSIDE	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI INCLINATE (SINGOLE O INCROCIATE) – LESIONI IN CORRISPONDENZA DI DISCONTINUITÀ MURARIE	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
18	VOLTE DEL PRESBITERIO O DELL'ABSIDE	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NELLE VOLTE O SCONNESSIONI DAGLI ARCONI O DALLE PARETI LATERALI	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
19	MECCANISMI NEGLI ELEMENTI DI COPERTURA – PARETI LATERALI DELL'AULA	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI VICINE ALLE TESTE DELLE TRAVI LIGNEE, SCORRIMENTO DELLE STESSE – SCONNESSIONI TRA CORDOLI E MURATURA – MOVIMENTI SIGNIFICATIVI DEL MANTO DI COPERTURA	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
20	MECCANISMI NEGLI ELEMENTI DI COPERTURA – TRANSETTO	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI VICINE ALLE TESTE DELLE TRAVI LIGNEE, SCORRIMENTO DELLE STESSE – SCONNESSIONI TRA CORDOLI E MURATURA – MOVIMENTI SIGNIFICATIVI DEL MANTO DI COPERTURA	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
21	MECCANISMI NEGLI ELEMENTI DI COPERTURA – ABSIDE E PRESBITERIO	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI VICINE ALLE TESTE DELLE TRAVI LIGNEE, SCORRIMENTO DELLE STESSE – SCONNESSIONI TRA CORDOLI E MURATURA – MOVIMENTI SIGNIFICATIVI DEL MANTO DI COPERTURA	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
22	RIBALTAMENTO DELLE CAPPELLE	<input type="checkbox"/>
danno	DISTACCO DELLA PARETE FRONTALE DALLE PARETI LATERALI	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
23	MECCANISMI DI TAGLIO NELLE PARETI DELLE CAPPELLE	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI INCLINATE (SINGOLE O INCROCIATE) – LESIONI IN CORRISPONDENZA DI DISCONTINUITÀ MURARIE	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
24	VOLTE DELLE CAPPELLE	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NELLE VOLTE O SCONNESSIONI DALLE PARETI LATERALI	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
25	INTERAZIONI IN PROSSIMITÀ DI IRREGOLARITÀ PLANO-ALTIMETRICHE (CORPI ADIACENTI, ARCHI RAMPANTI)	<input type="checkbox"/>
danno	MOVIMENTO IN CORRISPONDENZA DI DISCONTINUITÀ COSTRUTTIVE – LESIONI NELLA MURATURA PER MARTELLAMENTO	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
26	AGGETTI (VELA, GUGLIE, PINNACOLI, STATUE)	<input type="checkbox"/>
danno	EVIDENZA DI ROTAZIONI PERMANENTI O SCORRIMENTO – LESIONI	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
27	TORRE CAMPANARIA	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI VICINO ALLO STACCO DAL CORPO DELLA CHIESA – LESIONI A TAGLIO O SCORRIMENTO – LESIONI VERTICALI O ARCUATE (ESPULSIONE DI UNO O PIÙ ANGOLI)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
28	CELLA CAMPANARIA	<input type="checkbox"/>
danno	LESIONI NEGLI ARCHI – ROTAZIONI O SCORRIMENTI DEI PIEDRITTI	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

A₁₇ - INDICE DI DANNO

$n = \underline{\quad}$ (numero dei meccanismi possibili)
 $d = \underline{\quad}$ (punteggio totale di danno)
 $i_d = d / 5n = \underline{\quad}$

A₁₈ - AGIBILITA'

Agibile <input type="radio"/>		Inagibile <input type="radio"/>	
Parzialmente Agibile <input type="radio"/>	Agibile con Provvedimenti <input type="radio"/>	Temporaneamente Inagibile <input type="radio"/>	Inagibile per cause Esterne <input type="radio"/>
Indicare le parti agibili	Segnalare i provvedimenti anche indicandoli nella tabella sottostante	<input type="checkbox"/> Verifica più accurata <input type="checkbox"/> Si consiglia visita di esperti <input type="checkbox"/> Altro	Indicare le cause esterne

A₁₉ - TIPO DI VISITA

Completa <input type="radio"/>	Parziale <input type="radio"/>	Solo dall'esterno <input type="radio"/>	Motivi ostativi _____
--------------------------------	--------------------------------	---	-----------------------

A₂₀ - PROVVEDIMENTI DI P.I. SUGGERITI (* interventi limitati ** interventi estesi)

PROVVEDIMENTI	*	**	PROVVEDIMENTI	*	**
1 Revisione manto di copertura	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8 Ripristino smaltimento delle acque meteoriche	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 Copertura provvisoria	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	9 Monitoraggio	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 Puntellamenti	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10 Protezioni o consolidamenti su opere d'arte fisse	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 Rimozione delle macerie	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11 Catalogazione e smontaggio delle parti pericolanti	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 Transennamenti / recinzioni / protezioni	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12 Sgombero opere d'arte mobili	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
6 Consolidamenti localizzati	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13 Raccolta sistematica dei frammenti	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7 Messa in opera di cerchiatura e/o tiranti	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14 Ricovero e protezione dei frammenti	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

A₂₁ - DANNI ALL'APPARATO DECORATIVO E ALLE OPERE D'ARTE (scheda dettagliata a parte)

A_{21.1} - Descrizione apparato decorativo o opera d'arte
A_{21.2} - Descrizione danno
A_{21.3} - Provvedimenti provvisionali sugli apparati decorativi e sgombero opere d'arte mobili
SI CONSIGLIA INTERVENTO STORICO DELL'ARTE <input type="checkbox"/>
STIMA DEL COSTO PER LA SALVAGUARDIA DELLE OPERE D'ARTE
€ _____,00

A22 - DESCRIZIONE E STIMA SOMMARIA DELLE OPERE NECESSARIE

A22.1 - Descrizione opere di ripristino strutturale (nuovi danni e danni pregressi aggravati)

.....

.....

.....

STIMA DEL COSTO PER IL RIPRISTINO STRUTTURALE

€ _ _ _ _ _ ,00

A22.2 - Descrizione opere di finitura, impiantistica e miglioramento sismico collegate

.....

.....

.....

STIMA DEL COSTO OPERE FINITURA IMPIANTISTICA E MIGLIORAMENTO SISMICO

€ _ _ _ _ _ ,00

A22.3 - Descrizione opere di pronto intervento (eventualmente indicare anche il costo del P.I. "a finire")

.....

.....

.....

STIMA DEL COSTO OPERE DI PRONTO INTERVENTO

€ _ _ _ _ _ ,00

A23 - NOTE

Indicare, eventualmente, altri danni non rilevabili dalla scheda (es. solai di calpestio, pavimentazioni ecc.)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

A24 - DATI DIMENSIONALI (stimati rilevati)

Aula (compresi navate, cappelle, transetti)	Larghezza mt. _ _ _	Lunghezza mt. _ _ _	Superficie mq. _ _ _ _	Altezza media mt. _ _ _
Abside	Larghezza mt. _ _ _	Lunghezza mt. _ _ _	Superficie mq. _ _ _ _	Altezza media mt. _ _ _
Facciata principale	Larghezza mt. _ _ _	Altezza mt. _ _ _	Superficie mq. _ _ _ _	
Campanile	Larghezza mt. _ _ _	Lunghezza mt. _ _ _		Altezza mt. _ _ _
Coperture chiesa	Larghezza mt. _ _ _	Lunghezza mt. _ _ _	Superficie mq. _ _ _ _	Altezza massima mt. _ _ _

A₂₅ - ELABORATI GRAFICI (pianze, sezioni, prospetti, illustrazione di dissesti particolari, allegare eventualmente fotocopie)

A₂₆ - DOCUMENTAZIONE ALLEGATA

SI NO

--

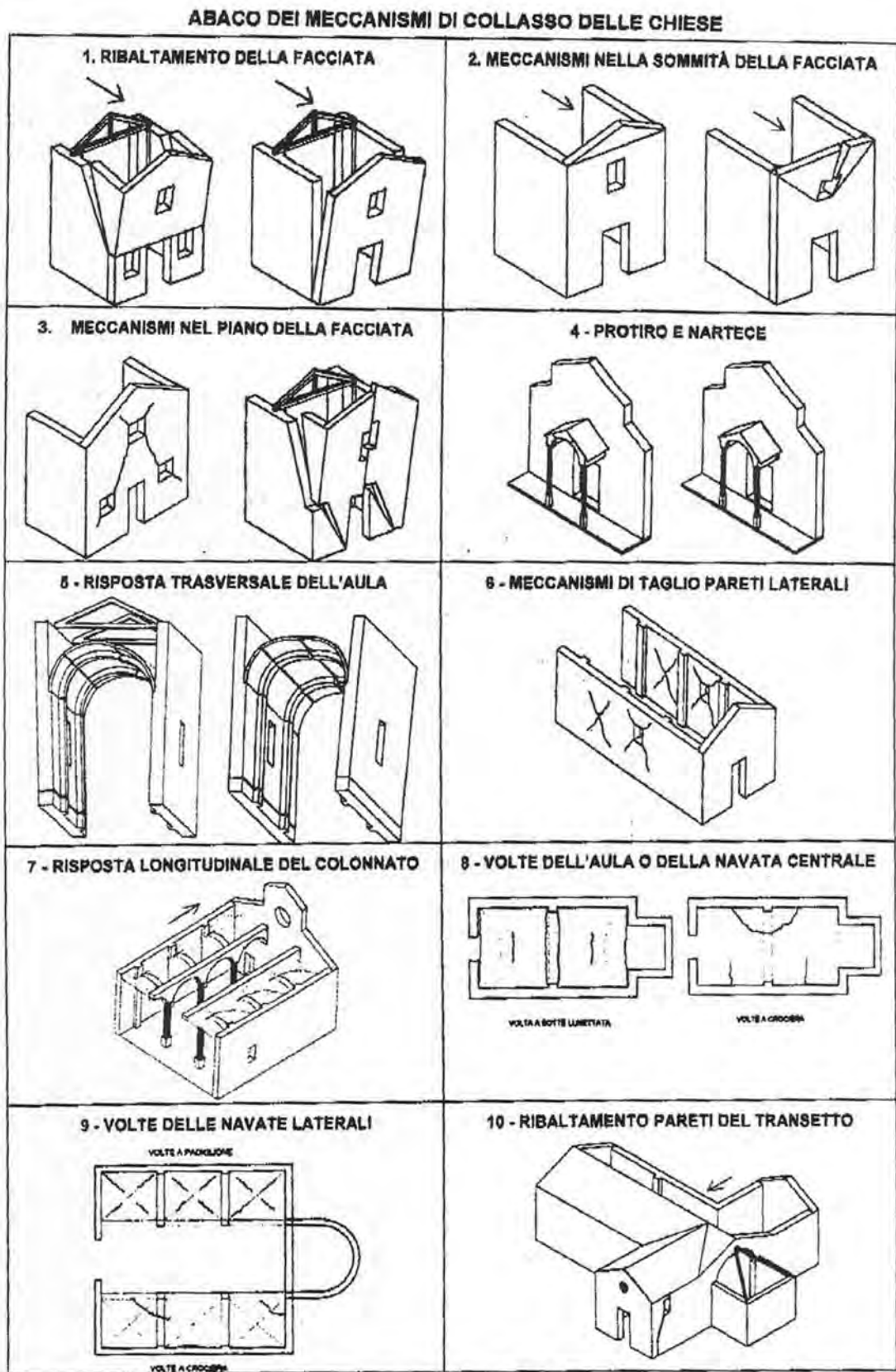
A₂₇ - SQUADRA CHE HA ESEGUITO IL RILIEVO

SISMA	C.O.M.		SQUADRA N.
<i>Componenti della squadra</i>			
Cognome e nome	Qualifica	Ente appartenenza	Firma

Modello A-DC PCM-DPC MIBAC 2006

7

図 8 続き



8

図 8 続き

(http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/Contenuti/Ministero/UfficioStampa/News/visualizza_asset.html_1177880048.html)。

このように海外からの協力はあったものの、修復に携わる専門家については、イタリアの法律に基づいた修復作業になることから、基本的に修復を担う人や会社はイタリアの規定に従うことになる。しかしフランスの援助の場合、約300万ユーロの援助資金総額のうち50万ユーロは、フランス国立遺産学院 (Institut National du Patrimoine) の学生が研修に来るための滞在費等とする、との政府間の協定があった。この場合、フランス人が、イタリア人の建築家またはエンジニアと共同で仕事をするようになる。また、修復に必要な金額が一定の金額以上になると、建設会社を選ぶための入札が国内レベルではなく、ヨーロッパ全体で行われる。技術者はイタリア人ではないかもしれないが、建造物の修復に関する規定はイタリアの基準になるので、多くの場合主任建築家およびエンジニアはイタリアの資格を持っている人が担うことになるだろう。ただ、ヨーロッパ内では多くの場合、二国間で各分野の協定が結ばれており、入札の審査の際、条項でこれらの協定も適用され、イタリア人以外の建築家またはエンジニアが仕事をすることも可能である。

フランス国立遺産学院のロック・パイエ (Mr. Roch PAYET) 氏が、イタリアの消防士もしくは防衛隊が、瓦礫などを撤去し、文化財を被災地から取り出す作業を大変上手に行っていたことに感心していた⁷。文化財・文化活動省が彼らに対して特別な指導を行っているわけではないが、イタリアには多くの文化財があることから、直接に文化財の専門家ではない消防士をはじめ国防省警察官、防衛隊のメンバーも経験が豊富だと言えるだろう。

文化財の調査に現地を訪れた国についてであるが、ヨーロッパからは、沢山の大学が研究または調査の目的で来訪した。地震の専門家は、日本から調査に来た方が多かった。アメリカ・カナダからもチームが来たが、技術交換ではなく調査であった。日本の清水 (真一) さんは、地震が起こった後、すぐにイタリアにいらっしまった。日本の大学チームは、地震後も被災した建物のモニタリングを続けている。

日本では、地震対策として歴史的建造物の床下に揺れを軽減するためのアイソレータを設置することもあるが、イタリアではそうした防災目的の修復を行うことがあるか、との質問に対しては、耐震対策をすることが最も望ましい対策であるということは Marchetti 氏⁸も繰り返し推奨している。建物がヒビ割れるのはかまわないが、内部で人間が生活する建造物が崩壊することは絶対に防ぐべきであると。今回の地震を検証して全体に言えるのは、修復処置が過去に行われた建造物の崩壊が最もひどかったことである。たとえば、1950年代に枠組みを施したセメントを使った補強、または柱を金属で補強されていた建造物 (現在では、このようなタイプの補強は行われていないが) は、強度に大きな格差があったため、まるで爆弾が爆発したかのような激しい崩れ方をしている。現在、新しい方法による構造の補強について活発に研究されている。現在、マルゲリータ宮の建物の地下に揺れを受け止めるためのアイソレータを埋め込むシステムを設置するプロジェクトが最終段階にある。イタリアで、新たに建てられた建物の基礎にアイソレータを設置した事例はあるが、歴史的建造物の地下に埋め込む試みは初めてなので、丹念な研究がなされている。今回のアイソレータには、開発だけでも500万ユーロの資金がかかっている。地中の遺跡等への影響については、設置に際しては事前に綿密な調査を行い、遺跡の有無を確認してから実施するので、イタリア側では問題ないと考えている。

ISCRが行ったレスキュー活動の事例を紹介する。これには、実際に Capanna 氏が参加している。私達が緊急修復作業に参加した作品は、聖マッシモ教会のクーポラにあった、板に貼られたキャンバス画で、1500年代に描かれたローマの聖イグナツィオ教会の作品を、1800年に模写したクーポラの内部を描いた「だまし絵」である。このクーポラは地震によって、全体が崩落した。模写でもあり、美術史の観点からは、高い価値のある作品とはいえないが、被災し、支持体、キャンバス画ともに様々な種類の保存に関する問題を抱えていた作品なので、修復家としては修復計画・実践をするうえで、非常に興味深い作品であった。

7 フランスでの被災文化遺産に関する調査の際の、ロック・パイエ氏の発言。

8 Mr. Luciano Marchettiはラクイラ文化遺産復興政府特命副総監。

全体の大きさが120m²もあったので、クーボラの崩落により作品はバラバラに割れてしまった。それでも各ピースは4m四方ほどの大きさがあり、重さは1000-1500kgだった。一番問題になったのは作品の移動である。重さ、大きさも並大抵ではない作品だったので、適切な保管場所の確保にも時間がかかった。教会の瓦礫から取り出された作品は、防衛隊の協力により、ビニールシートを被せて一時的に野外に置かれていたが、テントが届くのを待つ間に、雨水による二次的被害も受けてしまった。この二次的被害により、キャンバス画の表面の損傷が進行し、木枠は湿気を吸ったことによりさらに変形した。その後大型テントが届いたので、その中で作業を開始した。キャンバスは、湿気を含んだためめくれ上がり、支持体とともに天井から崩れ落ちた衝撃による破れや欠損部分もみられた。キャンバス画表面も、粉塵、雨水のために脆くなり、汚れていた。裏面は重い板を並べたパネルでできていたが、木材の損傷も激しく、パネル全体も落下の衝撃で変形してしまった。

作品を丁寧に観察するうち、布の接合面、および1970年に行われたとみられる切断口も確認された。修復を短期間で低い予算で済ませる必要があったため、早急にコンディションチェックをし、インヴェントリーを作成し、持ち運びを可能にするため、一時的に支持体を設置し作品を安定させたいうえで、既存の切断面に添って切断することを決定した。一連の作業によって運搬が容易になった作品は、大型テントから美術学院内の仮設修復ラボラトリーに移された。大きく割れてしまった作品を切断するために、特殊な台を設計した。

現時点では、オリジナルの木製支持体は、クリーニング・強化処置を行うことで、今後も利用できることがはっきりしている。しかし、被災で受けた損傷のため何点かの破片は大きく変形しており、クーボラ内部に元来設置されていた原型の設置状態にまで修復するのは難しいと考えられている。汚れの状態も破片ごとに全く異なるため、全体のまとまった「像」を見学者に与えることは難しいかもしれない。この問題に関しては、今後クリーニングの進行状態も見極めたいうえで、文化財監督官、教会の責任者とも相談し、美術館などの新たな設置場所に設置するのか、クーボラ内部に戻すことができるかを検証する必要がある。

被災した可動文化財のうちほとんどのものは、同じ

ラクイラ州内でも地震の可能性の低い地域であるセラノ（Celano）の美術館の収蔵庫に保管されることになった。移動の際、修復家、文化財監督官および美術作品の保存に関する専門家が協力し、作品は梱包された。搬入された作品はすべて梱包が開かれ、コンディションチェックシートに状態が記入された。この収蔵庫では、被災した文化財の殆どを一括して保管できるという大きな利点がある。

すべての被災した文化財には、もともとの（美術館、または教会など所有機関の）インヴェントリーの他、新たに「被災時のインヴェントリー」も付けられ、2種類のインヴェントリーによって管理されている。この新たな保存場所でも、環境コントロールの状態は常にモニタリングされている。

修理費用についてであるが、イタリアの文化財法規によって定められていることだが、例えば個人所有の文化財であったとしても、一般公開している文化財は全て、国が作品の保存を保障することとなっている。一般公開は義務づけられてはいないものの、一般公開をしていない個人所有の文化財に対しては、国は作品の保存を保障しない。文化財の所有を申告する義務があるので、個人の文化財所有者の情報は、各州の文化財監督官によって把握されている。したがって、今回の地震で一時的にセラノの美術館に保管されている教会からの作品も、国の保護によって修復されることになる。

4. まとめ

4-1. まとめ

イタリアでは、文化財やそれを調査研究、保存修復する専門家を多く国内に抱えているという特徴を生かした国際協力の実施が、外交の基本方針としても明記されており、実際、文化財に関する事業が国際協力の柱のひとつとなっている。

文化財保護のための国際協力事業は、外務省と文化財・文化活動省が国立の研究機関、大学、地方政府と連携して、あるいはそれらの機関が独立に実施している。さらに、危険地域での活動の場合、イタリア軍の組織である国防省警察司令部が専門家の警護にとどまらず、遺物データベース構築など、直接文化財を扱うような援助に携わることもある。かつては外務省が文化財分野での国際協力での唯一主体的な役割を果たしていたが、2000年前後を境に、文化財・文化活動省や地

方政府の役割も強化されている。現在でも、外務省は事業の提案の窓口、事業の立ち上げ、既存事業への財政援助など主要な役割を担っており、大使館は各国に対して、新たな需要を見出すための働きかけも行っている。

国際協力の具体的な活動は、文化財の調査研究や修復にとどまらず、その後の保存管理計画の策定や、文化財保存に携わる組織の整備など多岐にわたり、また総合的であるといえる。災害への対応についても、自然災害や紛争などの人的災害双方への対応事例があり、また、災害直後のレスキューだけでなく、ハザードマップの作成など緩やかな環境変化による文化財への被害の防止にも対応した活動を行っている。

さきに述べたとおり、1990年代後半以降、イタリアのこの分野での国際協力において、事業を展開する地域の拡大や、それに携わる機関の多様化が起きている。このことは、内部的には、文化的イメージの向上の外交戦略上の重要性に対する認識が強まったこと、対外的には、イタリアのこの分野での先進性が世界各国で認識されたことで支援の要請が増えたことにもよる。また、ヨーロッパ全体の地方分権の動きがイタリアにも波及したため、地方の権限が強化され独自の活動が展開できるようになったことも要因である。そのほか、国内の問題として、文化財関連の予算が削減されたため、予算や活動の場の確保のため、文化財保存修復の数多くの専門家の活動を国内だけでなく外国へも展開することの必要性が高まったことも原因となっているようだ。

4-2. 提言

イタリアでは、外交、文化財行政、調査研究という異なる役割や立場の機関が連携して文化財保護に関連した国際協力を実施している。それぞれの専門分野や役割を生かした、要望の把握－事業立ち上げ－事業実施－評価、という一連の流れとそれぞれの段階での役割分担のしくみを構築することが、日本が行う国際協力においても必要であると思われた。一方で、イタリア外務省では、日本の文化遺産国際協力コンソーシアムのような国内の文化財関係の機関や専門家に関するデータベースを持っていなかったことから、国際協力の効率的な実施を目的としたコンソーシアムの仕組みについて興味を示していた。専門家の活動の場を広げる意味でも、また外交上の意味においても、文化遺産

国際協力コンソーシアムの枠組みを活用した支援活動を展開することは重要であると思われる。

また、国際協力の実施の原則について定めた国際協力法があり、それに従うことで、イタリアが拠出する資金ではイタリアの機関が事業を実施することが定められている。しかし、ユネスコ信託基金の事業などは、一定金額以上の事業は国際入札により実施機関が決められるのが原則であるはずである。実施機関を指名した事業の実施を可能にするしくみが果たして具体的にどのようなものなのか、調査・検討する必要があると考える。国内法の整備や二国間協定のいっそうの強化、国際機関への働きかけなど、さまざまな効果を検証する必要があるだろう。そのことが、日本のこの分野での貢献について、国際社会によってより正しく認識されるために必要なのではないか。

なお、2009年のラクイラ地震の際の文化財レスキュー活動について、実際にそれらの活動に携わっている専門家から詳しく話をきくことができた。ひとつには、初動としての文化財の所在把握およびレスキュー、さらには現状の記録に対しても、文化財の所在地を記録した「文化財危険地図」を有効に活用することができたことが挙げられた。ところで、1995年の兵庫県南部地震の際には文化財の所在地が一目でわかるようなデータがなかったため、保管場所の確保や、さらにはレスキューすべき文化財の所在がわからず、活動に困難をきたしたとのことである。この調査で、大地震の際の文化財レスキューにあたって、このような文化財GISが有効であることがわかった。もちろん、文化財危険地図は日常の文化財の管理や修理計画の策定にあたっても活用されており、このようなハザードマップの構築が文化財保存修復国際協力のひとつとして実施されていたことから、災害発生前の防災、災害発生後のレスキュー両面にわたり、文化財GISを活用することが必要であろう。なお、筆者は2002年に文化財の地震危険度評価のために国宝・重要文化財の所在地情報をGISデータベース化し、東京文化財研究所での文化財防災に関する調査研究に活用している。現在では文化庁も指定・登録文化財の台帳に所在地情報を含めたGISデータベースを構築し、さらなる活用方法を検討する段階に入った。建造物のぜい弱性の評価や、避難経路の策定、防災計画など、日本が持っている防災関係のノウハウをデータベースに盛り込む手法を検討することで、国内はもちろん、外国

の文化財の防災やレスキューに対しても貢献する可能性があると考えられる。

そして、ラクイラ地震に関連しての外国の活動として、日本の建造物や地震、文化財の専門家が、単なる研究としてではなく、被害への対応や防災をも目的として現地調査に訪れたことが言及された。われわれが日本人だったこともあるとは思いますが、地震多発国であるという同じ問題を持つ日本の専門家の活動が評価されたともいえるのではないかと。災害発生直後のレスキュー活動については、適切な実施時期や規模、対応可能な内容についての現地とのすり合わせなど多くの問題が存在する。また、防災分野での協力の必要性はよりいっそう強調されるべきである。たとえば、歴史的建造物の耐震補強や免震装置の導入などは、日本が世界的にも先進的な経験を有している。しかし一方で、災害が発生し、被害が生じてしまった直後の国際協力活動を今後どのように展開すべきなのかについ

て、ラクイラでの事例を検討することは参考になると考えられる。

国際協力を実施するにあたり、やみくもに対象地域や分野を増やすのではなく、日本の得意分野に関する分析に基づいた適切な事業計画、あるいは戦略を策定することは、国際貢献という外交上の重要性のみならず、対外的な信頼を高めることで日本の専門家の活動の場を増やす意味でも必要であろう。このことにより、日本の文化財保護の分野での人材の層も厚みが増し、翻って国内の文化財保護にも貢献することとなるのではないだろうか。

最後になりましたが、今回の調査でインタビューに応じて下さったイタリア側の関係者の皆様、調査にあたって便宜をお図り下さった文化庁文化財部伝統文化課国際協力室の皆様、在イタリア日本国大使館の大杉住子文化担当官に感謝いたします。

II 各国の支援体制

3 オランダ

1. 調査の概要

1-1. 調査の概要

近年、大規模な自然災害によって世界各地の文化遺産が多大な被害をうけている。文化遺産は、地域や人類の歴史、文化、宗教などと強い結びつきをもち、それらのアイデンティティの維持・構築においてきわめて重要な役割を果たすものである。そのために、被災者救援だけでなく、被災した文化遺産の救援もまた、人道支援という側面をもつものとして、国際的に広く関心を集めるようになってきている。

そうした中で、被災した文化遺産の復旧に関し日本が、援助を要請されるケース、また実際に援助を行った事例も増えてきている。しかし、そのような国際協力を行うための枠組みはいまだ確立されておらず、ケースバイケースで進められているのが現状である。緊急時に迅速で的確な措置をとるためにも、自然災害後の文化遺産復旧に関する国際協力について、国内体制を整備することは急務となっている。

こうした事情を背景として、文化庁より、「被災文化遺産復旧に係る調査」を委託された文化遺産国際協力コンソーシアムは、2009年度に被支援国の事例調査を行い、2010年度は支援国側の事例調査を行った。本調査団は、支援国側の調査の一部として、オランダの国際協力体制の調査を実施した。調査方法は主にインタビューと資料収集である。

オランダは外交政策の一環として国際文化政策を積極的に推進している国である。特に、武力紛争や自然災害などの緊急時における文化遺産保護について、国際社会において中心的な役割を果たす国のひとつであり、武力紛争の影響から文化財を護ることを目的とする「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（The Convention for the Protection of Cultural

Property in the Event of Armed Conflict、ハーグ条約）」には1954年の採択当初から一貫して積極的に関与し、緊急事態に際し世界の文化遺産を保護することを目的とする国際NGO「ブルーシールド国内委員会連盟（Association of National Committees of the Blue Shield; ANCBS）」の本部もオランダ・ハーグ市におかれている。2010年9月17日から10月29日までの6週間行われた、ICCROMによる「武力紛争時の文化遺産緊急援助に関する国際研修（International Course on First Aid to Cultural Heritage in Times of Conflict (FAC 10)）」にはオランダの専門家5名がトレーナーとして参加していた¹。昨年度、文化遺産国際協力コンソーシアムによって行われた被災文化遺産復旧にかかる被支援国の調査においても、インドネシア、インド、中国でオランダの団体が援助を行った事例が挙げられていた。

今回の調査では、自然災害による損害をうけた文化遺産への国際援助に焦点をあて、同国の外務省（Ministry of Foreign Affairs）、教育・文化・科学省文化遺産庁（Cultural Heritage Agency, Ministry of Education, Culture and Sciences）、国防省（Ministry of Defence）、オランダユネスコ国内委員会（Netherlands National Commission for UNESCO）のほか、自然災害時の文化遺産保護をその責務のひとつとするオランダのNGOであるプリンス・クラウス・ファンド（Prince Claus Fund; PCF）とオランダブルーシールド国内委員会（Blue Shield Netherlands）、オランダにオフィスを構える国際NGOであるANCBS、および文化遺産保護に関する個人のコンサルタント事務所であるCulture in Developmentにインタビューを行った。これらの団体は、オランダユネスコ国内委員会が定期的

1 うち3名は今回のインタビュー対象者。オランダブルーシールド国内委員会のメンバーで国立公文書館の職員でもあるDe Bruin氏とDellebeke女史は文化遺産の“first aid”について、オランダユネスコ国内委員会のWestrik女史は、オランダ国内のさまざまな関連組織が参加した専門家会議の成果について、解説を行っていた。

II 各国の支援体制

開催している「紛争後および災害後における文化の役割に関する専門家会議（Expert Meeting on The Role of Culture in Post-Conflict and Post-Disaster



写真1 文化遺産庁でのインタビュー風景

Situations)」²の参加団体でもあり、同国においてこの問題に関わる中心的なメンバーとなっている（写真1、写真2）。



写真2 プリンス・クラウス・ファンドでのインタビュー風景

1-2. 調査日程

日時	訪問先
2010年9月27日	ブルーシールド国内委員会連盟
2010年9月28日	オランダブルーシールド国内委員会、 オランダ国防省 オランダ陸軍司令部 支援グループ 文化情報局
2010年9月29日	教育・文化・科学省 文化遺産庁 Safety & Security Center、 外務省国際文化政策部
2010年9月30日	オランダユネスコ国内委員会、 プリンス・クラウス・ファンド CERプログラム
2010年10月1日	コンサルタント事務所“Culture in Development”

1-3. 調査メンバー

氏名	職名	所属	調査担当
田村 望	設計担当	株式会社竹中工務店	資料収集、現地調査
藤岡麻理子	博士特別研究員	筑波大学大学院 人間総合科学研究科	資料収集、現地調査
原田 怜	特別研究員 (アソシエイトフェロー)	文化遺産国際協力コンソーシアム	資料収集、現地調査

2. 文化遺産の国際協力に関する国内体制

2-1. 国際協力の基本方針

2-1-1. 国内の文化遺産保護体制

文化遺産保護に関する国際協力を述べる前に、簡単にオランダ国内の文化財保護について記しておく。

国内の文化遺産保護政策は、主に教育・文化・科学省とその関連機関、および住宅・空間計画・環境省（Minister of Housing, Spatial Planning and the Environment）を中心に進められている。オランダ

の特徴のひとつは、政策の策定や推進は各省庁が単独で行うのではなく、省庁を横断した協働体制のもとに進められている点である。例えば、文化遺産が社会と個人にとって重要な価値をもつという考えのもと、文化や歴史的価値を国土の開発に生かし空間的価値を高めることを目的に進められている「ベルヴェデーレ政策（Belvedere Policy）」³は、上記2省に加え、農業・自然・食糧省（当時）、運輸・水管理省（当時）の4省が共同で作成した1999年の政策提案「ベルヴェデー

² 会議の最終報告書には会議のプログラム、成果、参加者一覧、関連文献等が掲載されている。（Netherlands National Commission for UNESCO, 2007・2010）

³ “Belvedere”とはイタリア語で「美しい眺め」という意味である。

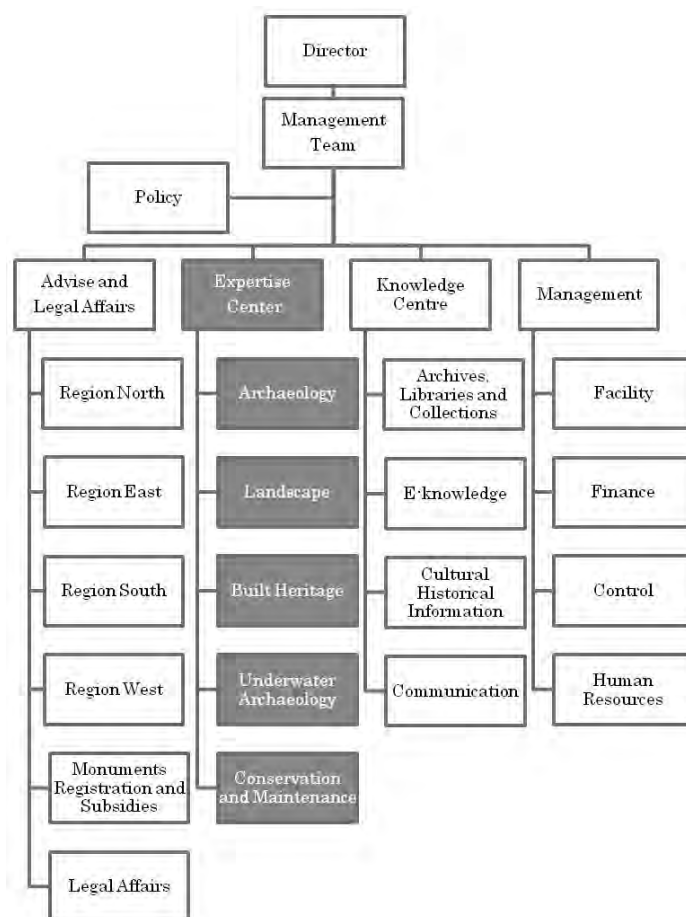


図1 オランダ文化遺産庁の組織図

(教育・文化・科学省ウェブサイト上の組織図を英訳した。http://www.cultureelerfgoed.nl/)

*文化遺産庁は、教育・文化・科学省内に設けられた一機関である。同省はその他、文化遺産監察官事務所 (Erfgoedinspectie)、国立文書館 (Nationaal Archief)、動産文化財研究所 (Instituut Collectie Nederland) といった文化遺産関連機関を所轄している。

レ・メモランダム (Belvedere Memorandum)」に基づくものである。2005年にはこの政策に対する行動計画が作成されているが、それは、上記4省に加え、経済省、国防省、外務省を加えた7つの省の連名で行われていた。オランダのもうひとつの特徴は、国内の文化遺産の危機管理に対する意識の高さである。低地国であることから長く水害に悩まされてきた歴史があり、災害に備えた体制が年月をかけて発展してきている。

上述の内容を含め、オランダ国内の文化遺産の保護体制に関しては、東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センターによる『オランダ文化財保護制度調査報告』(2006) に詳しいが、以下、その後の動向について付言しておく。

まず、2006年、教育・文化・科学省にそれぞれ独立しておかれていた記念建造物保存局 (蘭: Rijksdienst voor de Monumentenzorg、英: Netherlands Department for Conservation) と考古

調査局 (蘭: Rijksdienst voor het Oudheidkundig Bodemonderzoek、英: National Service for Archaeological Heritage) が統合され、考古・文化的景観・記念建造物サービス (蘭: De Rijksdienst voor Archeologie, Cultuurlandschap en Monumenten; RACM、英: National Service for Archaeology, Cultural Landscape and Built Heritage) が発足している。同局はその後2009年5月に文化遺産庁 (蘭: De Rijksdienst voor het Cultureel Erfgoed、英: Cultural Heritage Agency) となり、記念建造物、考古、文化的景観、水中文化遺産の各専門部門が組織されている。(図1)。2011年には、動産文化財を担当しているオランダ動産文化財研究所 (蘭: Instituut Collectie Nederland、英: Netherland Institute for Cultural

Heritage) も文化遺産庁に統合される予定である。今回のインタビュー調査対象機関である Safety & Security Centre (蘭: Kenniscentrum Veiligheid) も文化遺産庁の中の組織であり、文化遺産専門部門内

の維持・管理セクションに属している。このセンターは、災害に対する国内の文化遺産の保護を担う組織で、地域の災害対応計画に文化遺産保護が導入されるよう、行政区、警察、消防等の関連機関への助言や意識啓発活動、また広く国民の間に文化財に対する意識を高めるための活動が行われている。

2-1-2. 国際協力の基本方針

オランダの文化遺産保護に関する国際協力に関しては、外務省と教育・文化・科学省が共同で中心的な役割を担っている。文化遺産の国際協力を専らの目的とする国内法は整備されていないが、ハーグ条約をはじめ、同国が批准しているユネスコの文化遺産関連条約や、その他の国際法を拠り所にして政策が進められている。

(1) 平時における文化遺産に関する国際協力の方針

オランダでは、平時に継続的に行う文化遺産に関する国際協力と被災文化遺産への援助とは異なる方針で進められている。平時の文化遺産に関する国際協力の国家政策としては、2000年に国会承認をうけた「共有の文化遺産政策（蘭：Gemeenschappelijk Cultureel Erfgoedbeleid、英：Common Cultural Heritage Policy）」⁴を挙げることができる。これは、外務省と教育・文化・科学省が中心となり、国内外の研究機関、博物館・美術館等の機関、NGOらと、相手国のパートナーと協働して、文化遺産保護に関するプロジェクトを推進するものである。「共有の文化遺産」とは主に、アジア、アフリカ、南米の所在する旧オランダ植民地に、オランダに由来する文化遺産、オランダ人によって建設された、または、持ち込まれた文化、およびオランダ国内に所在し、オランダ文化に強い影響を与えた他国由来の文化遺産を指している。この政策の対象となる国は、旧植民地など、オランダと歴史的に関係の深い国々に限られており、現在は、ブラジル、

ガーナ、インド、インドネシア、ロシア、南アフリカ、スリナム、スリランカの8カ国が該当国となっている。

「共有の文化遺産政策」が第一の目的とするのは、オランダとパートナー国がともに政治的かつ専門的に参加し、文化遺産の持続可能な維持・管理において協働することである。さらに、この文化遺産分野における協力の成果として、次の4点を達成することが目標として掲げられている。

- ・対象国の文化的アイデンティティの強化
- ・象徴としての文化遺産の意義の強化、および副次的効果の派生
- ・雇用、観光、教育など、他分野への影響
- ・将来の文化財保存の確保

2009年には、外務省と教育・文化・科学省の各担当大臣によって、2009年～2012年の4カ年の政策の枠組みの再構築が行われ、実行されている⁵。

(2) 緊急時における文化遺産に関する国際協力の方針

緊急時の対応に関しては、武力紛争に由来する場合と、自然災害やその他の人為的災害に由来する場合とで、対応方法は異なる。武力紛争にかかわる文化遺産の保護・救済への協力は、政治性が強いいため、政府判断を絶対とし、オランダ陸軍の文化情報局（Section Cultural Affairs and Information）、および民軍協力を担うCIMIC（civil-military cooperation）の管理・監督のもとで実際の活動が行われるものとされている。

一方、自然災害による文化遺産への国際援助に関しては、国家組織は援助を行う主体とはなっていない。主体的に関与しているのはプリンス・クラウス・ファンド（PCF）、オランダブルーシールド国内委員会といったNGOである。各省庁はこうしたNGOの活動に対する助言や助成金付与を通して、間接的に国際協力に参画している。

4 教育・文化・科学省などにより、この政策のもとで行われた活動をまとめた書籍が刊行されている。（National Archives of the Netherlands, Netherlands Institute of Cultural Heritage, Netherlands Cultural Heritage Agency, "Footsteps and Fingerprints -The Legacy of Shared History", Uitgeverij Waanders, 2010）

5 2009年～2012年の4カ年は年間200万ユーロの予算が組まれている。100万ユーロは該当国の大使館に託されており、各国の機関はそれぞれの大使館にプロジェクト実施のための資金援助を申し込むことができる。残りの100万ユーロはオランダ教育・文化・科学省の関連/付属機関である国立公文書館、考古・文化的景観・記念建造物サービス（現文化遺産庁）、文化遺産研究所に分配されている。

なお、これまで「共有の文化遺産政策」に関するデータベースの構築が、非営利団体の「国際文化遺産活動センター（The Centre for International Heritage Activities）」によって進められてきたが、2010年からは、2007年に設立された財団「オランダ遺産研究所（蘭：Erfgoed Nederland、英：The Netherlands Institute for Heritage）」に引き継がれている。

特にPCFは、2008年以降、国の主要なパートナーとなっている⁶。2008年から外務省はPCFに災害時の文化遺産保護に関する国際協力の活動方針策定からプロジェクトの計画、実施に至るまで全面的に委託し、PCFの「文化遺産緊急対応（Cultural Emergency Response: CER）」プログラムに対し年間平均50万ユーロの助成を行っている⁷。その他PCFに対するその他の資金提供団体としては、「オランダ宝くじ（National Postcode Lottery）」があり、また以前はハーグ市も出資していた。

その他、今回の調査からオランダブルーシールド国内委員会も外務省などの政府機関から活動資金を得たり、援助活動の要請を受けたりした経験のあることが明らかとなっている。また、国際NGOであるブルーシールド国内委員会連盟（ANCBS）はハーグ市から資金援助をうけ、本部を同市に設置している⁸。オランダでは、政府系組織とNGOなどの民間団体との関係が日本におけるそれに比べ密接であるといえるが、そうした関係も国際協力の体制に影響を及ぼしていると考えられる。

2-2. 文化遺産の国際協力を担う国内行政、NGOの活動

前述のように、オランダの場合、文化遺産に関する国際協力においては、平時の援助と緊急時の援助とで異なる仕組みを有している。平時の援助に関しては、外務省と教育・文化・科学省を中心に政策立案を行い、政府機関自らが活動を実施しているが、本調査が対象とする自然災害による文化遺産被害への援助はNGOがその活動主体である。以下、被災文化遺産復旧に対する各組織の関わりを記す。

2-2-1. 国内行政

外務省はこの被災文化遺産の国際協力を全面的にPCFのCERプログラムに委託し、助成金を付与している。CERからは活動報告はうけているものの、実際の活動には一切干渉しておらず、活動方針や援助対象の決定方法など、すべてを一任している。そのため

に、PCFは国家資金を得ながらも、“NGO”として独立した活動を行うことが可能になっている。

オランダ陸軍は、文化財保護を任務の一つとする文化情報局を設置しているが、被災文化遺産の救済のための国際活動の経験は有していない。同局のDr. Robert H.E. Gooren中佐からは、自然災害など、武力紛争に起因しない文化遺産の緊急事態に関しては、できる限り軍の出動は避け、より地域に密着した警察、消防等の組織、その他の地域組織、またはNGOが活動するほうが効率的であるとの見解が示された。ただし、同局は、オランダとは異なる文化圏で軍務につく軍隊員に対し、当地の文化遺産の保護・尊重を含めた文化教育を行っており、そうした経験は国際的な活動を行うNGOやその他の非軍事機関へも提供しようと考えている。

その他、オランダブルーシールド国内委員会は司法省をステークホルダーとして挙げているが、政府機関は、実質的な国際援助活動を行うNGOの活動を支援することによって、間接的に国際協力を行っていると言える。

オランダユネスコ国内委員会も実質的な援助は提供していないものの、被災文化遺産の保護を、2010年-2011年の行動計画の主要なテーマに掲げている。また、同委員会は国内におけるネットワーク形成の為に重要な役目を担い、意識啓発、組織間の連携などに貢献している。例えば、2007年と2010年には、外務省、国防省、教育・文化・科学省、文化遺産監察官事務所、およびPCFやブルーシールド国内委員会を含む国内の文化遺産関係のNGOから担当者や専門家の参加を得て、「紛争後および災害後の文化の役割に関する専門家会議」を催した。

2-2-2. NGO

被災文化遺産の国際協力に関しては、PCFとオランダブルーシールド国内委員会が主要なNGOとなっているほか、数は少ないが、災害マネジメントのコンサルタントとして活動する個人専門家も存在する。

オランダブルーシールド国内委員会は、文化遺産関

6 PCFは1996年に設立された国際的な文化交流や緊急文化援助を専門として活動する財団である。詳細は次章を参照。

7 CERプログラムは、災害直後の迅速な援助を専らに行うものである。被災地または被災地と密接に関わる組織や専門家から申請をうけた文化遺産保護のためのプログラムに対し、助成を行っている。詳細は次章を参照。

8 ANCBSの活動理念がハーグ市の理念「平和と司法の国際都市（International City of Peace and Justice）」と一致することから援助が決定された。将来、ANCBSがハーグ市からオフィスを移転させる場合は全額返金することが援助条件のひとつとなっている。

連の専門家をメンバーとする高い専門性をもつ組織である。要請があった際には、適切な知識や経験をもち、その時期に活動できる専門家を、独自のネットワークから探し、被災地に派遣する仕組みとなっている。専門知識の提供、技術支援といった直接支援を行うことを目的としている。なお、常任スタッフはおらず、メンバーは同委員会の活動にはボランティアとして参加している。例えば、本調査では、オランダブルーシールド国内委員会のメンバーとして、Gerrit de Bruin氏とA.G. Dellebeke女史にインタビューを行ったが、両氏はそれぞれが、国立公文書館の修復専門家、コンサルタントという本職をもっている。

一方、PCFは、文化活動の助成を専業とするNGOである。アムステルダムに事務所と展示スペースをもち、フルタイムの専門職員が雇用されている。CERプログラムも、2名の常任スタッフと数名のインターンによって運営されている。援助対象は、被災直後に迅速に行える初期的な措置に限定しており、援助の手段も資金援助のみである。

なお、PCFのCERプログラムとオランダブルーシールド国内委員会とは、以上のように組織構成、活動方針、活動目的が異なっており、競合するものではない。今回の調査では事例を確認できなかったが、大規模災害の際には、それぞれのリソースと役割のもと、協働して援助に取り組む可能性が考えられる。

3. 被災文化遺産復旧のための国際協力体制

3-1. 被災文化遺産支援のための国内体制

今回の調査から、オランダにおいて被災文化遺産普及に主体的に関与しているのは、プリンス・クラウス・ファンド、オランダブルーシールド国内委員会といったNGOであり、外務省、国防省、教育・文化・科学省といった政府機関は、そうしたNGOを支援することにより、またはその活動に参画することにより国際協力を行っているという仕組みが明らかになった。政府が直接被災国政府と交渉し、援助を行うという仕組みは確認されなかった。

3-1-1. プリンス・クラウス・ファンドによる国際協力

(1) プリンス・クラウス・ファンド

自然災害の際の文化遺産保護に関する国際協力については、オランダ外務省はすべてプリンス・クラ

ウス・ファンド (Prince Claus Fund; PCF) に委託 (delegate) している。

PCFは、1996年、クラウス王子 (2002年没) の70歳の誕生日を記念して、王子が開発援助に貢献してきたこと、および人間開発における文化の役割を重要視してきたことに敬意を表して設立されたNGOである。主に、アフリカ、アジア、ラテンアメリカ、カリブ海地域の個人や組織と協働し、演劇、芸術、映画、スポーツ、文学、音楽などの分野に関わるプロジェクトを支援することにより、人々の文化に対する識見を深め、また文化と発展の間における相関関係を促進することをその活動の目標としている。

PCFのプログラムは大きく次の5つの部門に分けられる。

・ Prince Claus Awards

文化と発展の分野において顕著な貢献をしたアーティスト、知識人、文化機関に対し、賞金を授与する表彰プログラム。

・ Network Partnership

各パートナー組織とPCFとが相互の尊重と信頼に基づき、経験の共有、相互支援、文化活動における協働を通じて、強固な結びつきを構築していくパートナーシッププログラム。このプログラムでは、PCFは、毎年2つの文化機関に対し、PCFとの3年間の共同プロジェクトとその実施計画の提案を求め、当該プロジェクトに出資している。3年間の契約期間終了後は、直接的な金銭的恩恵をうけないながらも、各機関がPCFのネットワークにおけるパートナーであり続けることが期待されている。

・ Cultural Emergency Response

人為的災害および自然災害の際に破壊または損傷をうけた文化遺産に対し、迅速かつ効果的な援助を行うことを目的とするプログラム。本調査の目的である被災文化遺産復旧にかかる国際協力はこのプログラムの中で行われている。

・ Applications

創作や表現などの文化活動、文化交流に資するイベント、およびこれらに関係する出版活動に対し、資金援助を行う文化活動助成プログラム。

・ Knowledge Center

PCFが文化と発展の分野において蓄積してきた経験、知識、ネットワークを広く一般と共有するためのプログラム。資料センターとギャラリーは、アムステ

ルダムにあるPCFの事務所におかれ、一般公開されている。

PCFには、文化とは、食糧、住居、安全と同様に、人間が必要とする最も基本的なもののひとつ（a basic human need）であるとの揺るぎない信念があり、その信念のもと、文化保護や、持続可能な文化的発展の支援といった面において、国際的な文化協力を積極的に取り組んでいる。

PCFの資金の大半はオランダ外務省による補助金である。例えば、2009年度は、総収入485万807ユーロのうち、405万3,352ユーロが外務省からの補助金、50万ユーロがNational Postcode Lotteryからの寄付金、28万3,506ユーロがその他の募金、1万3,949ユーロが利息であった（図2）。

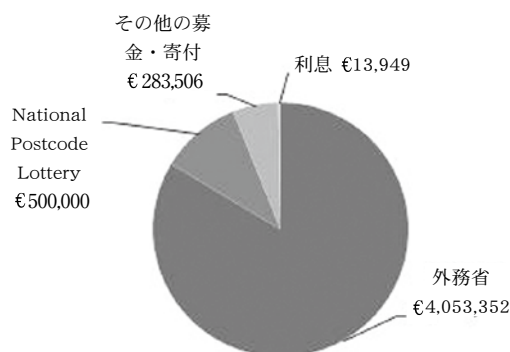


図2 PCFの2009年度収入内訳（総額 4,850,807€）

(2) CERプログラム

上述したように、被災文化遺産に関する国際協力は、PCFの中ではCultural Emergency Response (CER) のプログラムによって実施されている。

CERは、2003年4月のイラク・バグダッドの国立博物館における美術品の略奪と破壊行為に応じ、2003年9月26日に設置されたプログラムである。CER設置以前にも、件数は多くないものの、PCFは文化遺産関連の支援事業を行ってはいしたが、イラクの惨状を目の当たりにし、体系だったシステムの必要性が認識され、9月の本プログラム設置に至っている。

CERの基盤にあるのは、文化遺産の救出は、被災したコミュニティに希望と慰めを与え、それによって、人間の尊厳、連続性、アイデンティティの回復に貢献するという信念である。PCFのメッセージでもある“Culture is a basic need”を踏襲し、文化

遺産緊急援助は人道支援の重要な一要素であるべきものと認識されている。CERはこうした信念のもと、“First Aid”、“Timely Action”、“Risk”、“Role of Indicator”という4つの方針を掲げている。すなわち以下のようなものである。

First Aid：情勢の安定化、さらなる損傷の防止、および基本的な修理の実施を目的とした初期の財政支援

Timely Action：災害発生後6カ月以内での援助活動の開始

Risk：場合によっては、絶対的な安全は確保されていない、「相対的に」安全な状況下での援助活動の開始

Role of Indicator：規模、地理的条件、またはその他の理由から、国際社会から顧みられない可能性のある文化遺産の緊急事態への援助

こうした方針を実現するため、遺産の保護・修復のための文化遺産緊急援助を災害発生直後の段階で実施し、また、保護・修復のニーズの把握とプライオリティの確認を目的とした、被災下での損害状況評価ミッションを促進している。さらに、人道支援の重要な一要素として、文化遺産緊急援助の推進に取り組んでいる。

なお、援助を行ううえでは、地域の全体的な復興への貢献という視点も考慮されている。修復にかかる土木作業などは、地域住民の雇用創出の機会であるとともに、人々の自尊心や地域の連帯意識の再建において重要な役割を果たすものと考えられており、援助申請案を検討する際には、地域コミュニティが参加しうる可能性も重視されている。

(3) CERプログラムの仕組み

①「文化遺産cultural heritage」の定義

CERでは、「文化遺産」は、人類にとって重大な意義をもつ現代的、歴史的な対象物、建造物、遺跡として、またはそれらの製造、保存、展示を目的とする建造物や施設として、有形の意味において定義されている。ハーグ条約における「文化財」の定義がその指針として使用されており、また、世界遺産条約と無形文化遺産条約における「文化遺産」の定義を参考にすることも有効であると考えられている。なお、無形文化遺産条約の定義する「無形文化遺産」のうち、「慣習、

描写、表現、知識及び技術」は、CERの目的に照らし、緊急援助の対象からは除外されるが、「器具、物品、加工品、及び文化的空間」といった有形の要素は対象になりうるものとされている⁹。

②「災害disaster」の定義

CERでは、「災害」は、「人命の喪失、人間の大きな苦痛や悩み、大規模な物質的損傷にいたる災禍」と定義される。これは、1994年に国際赤十字によって作成され、8つの人道支援機関によって合意をみた、人道機関の行動原則についての基本的文書である「国際赤十字・赤新月運動及び災害救援を行うNGOのための行動規範（The Code of Conduct for The International Red Cross and Red Crescent Movement and NGOs in Disaster Relief）」における「災害」の定義にしたがうものである。

長引く戦争などの長期的な危機と、災害や紛争の激化、暴動の勃発などの重大な緊急的状況のいずれをも活動領域としているほか、気候変動の結果として起こる災害も重視している。

③援助対象地域

援助実施の決定は、当該被災地のアクセス性と安全性にのみ左右され、世界中のあらゆる地域が対象となりうる。ただし、経済協力開発機構（Organization for Economic Co-operation and Development; OECD）の開発援助委員会（Development Assistance Committee; DAC）によるDACリスト¹⁰上の国々におけるプロジェクト案のみがCERの援助対象として適格なものとされている。なかでも、政治的または経済的に不安定な国や地域が優先されるべきという理解のもと、後発開発途上国（least developed countries）¹¹または低所得国（low income countries）¹²における緊急事態、または最近に武力紛争の影響にさらされた国々に優先順位が与えられている。PCFは、排斥、戦争、不当な政府によって隠蔽または抑圧された人々

や活動（“Zones of Silence”）に特に関与し、意見の公表や表現活動のための国際的な場を与えることをひとつの活動方針としているが、CERもその方針を活動に反映させている。

なお、特にインドネシアとの関係においてしばしば指摘される、旧宗主国と旧従属国という間柄は、援助実施を検討、決定する段階では考慮すべき要素には含まれない。

④援助の形態

文化遺産の保護、保存、修復に対する即時の影響力を確保するため、CERは、関係者間で合意をみた、当該遺産に直接的な影響を与える活動に対して資金を提供することにより、援助活動を行っている。この緊急援助活動は、情勢の安定化、さらなる損傷の防止、基本的な修理の実施、またはこうした活動のニーズを把握するための調査がその専らの目的である。なお、助成される金額は各々のプロジェクトに対し、上限3万5,000ユーロと規定されている¹³。ただし、例外的状況においては、運営委員会（⑤(a)参照）の推薦にしたがい、より多額の資金の配賦がPCF役員会会議によって許可されうる。

⑤CERの組織構成

(a) CER運営委員会（CER Steering Committee）

CERによる援助の実施を決定すること、および3万5,000ユーロを上限とした、プロジェクト案への資金提供を決定することがその役割であり、そのための権限が与えられている。最大7名のメンバーで構成され、各メンバーはPCF役員会（The Board of the Prince Claus Fund）によって指名される。任期は2年であり、2期まで務めることができる。メンバーは、文化、建築、紛争、安全保障、開発、経済などの多様な専門性が、すべての委員会構成員の間でカバーされるように選出される。

なお、PCFの理事長（Director）は運営委員会の

9 無形文化遺産条約第2条1「『無形文化遺産』とは、慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。」

10 OECDの開発援助委員会（DAC）が3年ごとに作成している、援助を受ける国と地域のリスト。

11 国連開発政策委員会（United Nations Committee for Development Policy; CDP）の作成した認定基準に基づき、国連経済社会理事会（United Nations Economic and Social Council; ECOSOC）における審議を経て、国連総会の決議により認定された、開発途上国の中でも特に開発が遅れている国々を指す。

12 OECDのDACリストに一覧が示されている。

13 2003年にCERプログラムが立ち上げられた当時は、2万5,000ユーロが上限額であった。

構成メンバーではないが、運営委員会会議に出席することが義務づけられている。また、ブルーシールドのネットワークの代表者はオブザーバーとして会議に参加できるようになっている。

(b) CER ビューロー

PCFではCERのための専門スタッフがおかれており、CERプログラムの実施とCERの組織運営を管理している。すなわち、災害後の文化遺産の緊急事態の把握、CERの援助対象となるプロジェクト案の作成、CER運営委員会のための資料の作成・準備、進行中のプロジェクトの管理といった援助実施に直接に関係する一連の業務のほか、情報発信、資金調達、財務計画・年次計画の立案、報告・評価、会議やイベントの実施といった、PCFの組織内でのCERプログラムの運営が、その職務内容となっている。

(c) アドバイザー

CERは国内外にネットワークを有しており、いつでもさまざまな分野の助言を得られる仕組みが整っている。こうしたネットワークは、災害後の情報収集、プロジェクトの立案、申請されたプロジェクト案の審査などにおいて大きな役割を果たしている。

⑥ ネットワーク

CERは、既存のネットワークを活用して、活動を展開している。そのひとつは、PCFのネットワークである。国際社会の中でも、とりわけ発展途上国における文化の発展と向上に取り組むPCFのネットワークは、CERにおいてもきわめて有用なものとなっている。その他、ICBSとその構成機関であるICOM、ICOMOS、IFLA、ICAおよびCCAAA、オランダブルーシールド国内委員会、ICCROM、World Monuments Fund、ならびにユネスコ世界遺産センターがネットワークパートナーとされており、これら機関それぞれがもつ専門家ネットワークも活用できるようになっている。また、文化遺産に関わる各専門家個人の間ネットワークも活用されている。

CERのひとつの目的は、その活動を通して、文化遺産の価値と文化遺産の緊急事態の深刻さに対し、注

意を喚起することにある。大規模災害やマスコミ受けするような災害に専らに取り組むよりも、むしろ、小規模の災害や大きな関心を集めにくい災害、または高い知名度をもたない文化遺産に対し、その初期の保全活動に必要な資金を地域の事業者に迅速に提供している。こうした点に照らし、PCFが15年近くにわたり、その実際の活動を通して構築してきた草の根のネットワークは、特にきわめて重要な財産として認識されている。また、こうしたネットワークがあるために、災害後の混乱の中でも、その他の人道支援団体等に依存しなくとも、文化遺産関係者のルートを中心に情報を収集することができ、“First Aid”の実践が可能になっている。

その他、緊急時の活動では、被災地のアクセス性と安全性に関する助言が必要になるなど、ロジスティック面におけるネットワークも不可欠であり、CERは、オランダや諸外国の外務省や国防省、国際平和活動への参加部隊、国連やユネスコ等の政府間組織、赤十字等の人道支援組織、国境なき医師団、その他の民間人・民間団体などと関係をもっている。

⑦ 予算

CERの主な財源は、PCF内での割り当て、外務省からの助成金、National Postcode Lotteryからの寄付金、個人のドナーからの寄付金である。

PCFの予算では、年間10万ユーロがCERのプログラムに充てられている（2003年～2009年実績）。PCFは、外務省からの助成金、National Postcode Lotteryからの寄付金、各プロジェクトに対する個別の寄付金、および利息を主な財源としており¹⁴、2008年度の総収入額は、457万3,420ユーロ、2009年度の総収入額は、485万807ユーロであった（図2）。

外務省によるCERに対する直接的な助成は、CERからの申請に応じて2008年に始まっている。まず、2008年～2009年の2カ年分として100万ユーロが助成された。外務省が自然災害の際の文化遺産保護に関する国際協力についてすべてをCERに委託するようになったのもこの時である。その後、外務省は2009年6月11日にCERより活動報告書の提出をうけ、CERへの助成の継続を決定し、2010年～2011年の2カ年に

14 外務省は、2002年～2011年の10カ年分として、3,403万3,516ユーロの補助金を拠出しており、年間340万3,352ユーロに分割して予算計上されている。National postcode Lotteryは、年間50万ユーロの寄付を行っている。

対しても100万ユーロを助成している。なお、外務省は資金面で援助するのみであり、CERのプログラム自体には、一切干渉していない。

National Postcode Lotteryの場合は、PCFに対する寄付とは別に、2007年～2011年の5カ年分として20万ユーロをCERに寄付しており、各年4万ユーロが予算に計上されている。

CERはこの他にも、その理念と活動手段に同意するあらゆる個人や組織からの寄付を受け付けており、出資者は、自らの出資金をCERの規定の枠組みの中で、特定の地域や特定の目的のために充てるよう求めることができるようになってきている。この仕組みの組織化を目的として、2008年に始まったプログラムが“Torchbearer’s Guarantee Fund”である。このプログラムは、組織や個人に対し、国際市民の責任の一部として、文化遺産保護のために最低1万ユーロの寄付を約束してもらうよう努めるものである。2008年末までに4件の組織または個人（“Torchbearer”）から計4万ユーロの寄付をうけており、将来的にこのシステムの発展と強化が目指されている。

今後の資金調達計画は以下のようなものである。

- ・外務省からの助成金の維持
- ・開発に関する資金援助プログラムや、人道支援・市民保護に関する資金援助プログラムを通じた、EUからの支援の獲得
- ・より多くの人々や民間団体をドナー（“Torchbearers”）として、ネットワークに取り込むことによる、基金（Guarantee Fund）の発展と展開
- ・援助の実践と資金調達における、文化と人道支援の分野で活動する他組織との連携
- ・特定事例への寄付の促進

⑧援助実施に至る過程

災害または武力紛争の発生から援助実施に至るまでには、以下の6段階のプロセスを経ることとなる。なお、CERによる援助対象地域は後発発展途上国であるため、被災後に自ら援助申請を行うのは技術的に難しいことも多いことから、本調査時には、CERが援助申請に導く過程が説明された。ここでもその過程を示すが、被災地域が主体的に援助申請を行うことも可能である（図3）。

【緊急事態の把握】

文化遺産の緊急事態の把握には、CERビューローが責任を負っている。ビューローは、災害発生時には、PCFのネットワークやその他の専門的なネットワークを通じ、被災地域の文化機関や文化遺産関連機関、および文化や文化遺産の分野の専門家と連絡をとることから活動を開始する。CERはこうした各機関、各個人に対し、文化遺産の緊急事態について情報の提供を求め、CERのミッションを伝え、CERによる援助の実施を提案している。それとともに、CERプログラムについての情報をその他の関連団体にも伝えるよう、求めている。また、こうした自発的な情報収集のほか、第三国によって提出される情報、助言、提案にも対応している。

【援助の申請】

文化遺産の緊急事態が確認され、CERの援助対象に妥当すると認められると、コンタクトパーソンは、詳細なプロジェクト案の提出、もしくは、その任務に最も確かな人材の確保を求められることとなる。このコンタクトパーソンには、それまで災害後の現地の情報をCERに提供していた者、またはPCFのネットワーク内で被災地に精通している者が妥当すると考えられる。

申請は、英語、フランス語、スペイン語のいずれかの言語で申請フォームを用いて行われる。申請書に含まれるべき情報は以下のようなものである。

- ・申請者/申請機関およびその他の関連組織に関する情報
- ・プロジェクトに関する情報
 - 災害による影響をうけた文化遺産について（名称、所在地、所有者、管理責任者/機関）
 - 当該文化遺産の文化的価値
 - 被災地域における当該文化遺産の意義
 - 災害の概要
 - 当該文化遺産がうけた損害
 - 状況の緊急性（即座の対応がとられなかった場合の危険性など）
 - 当該文化遺産の保護のために提案されている活動措置
 - その活動の実現において予想される必要期間
 - 申請する補助金額
- ・詳細な予算

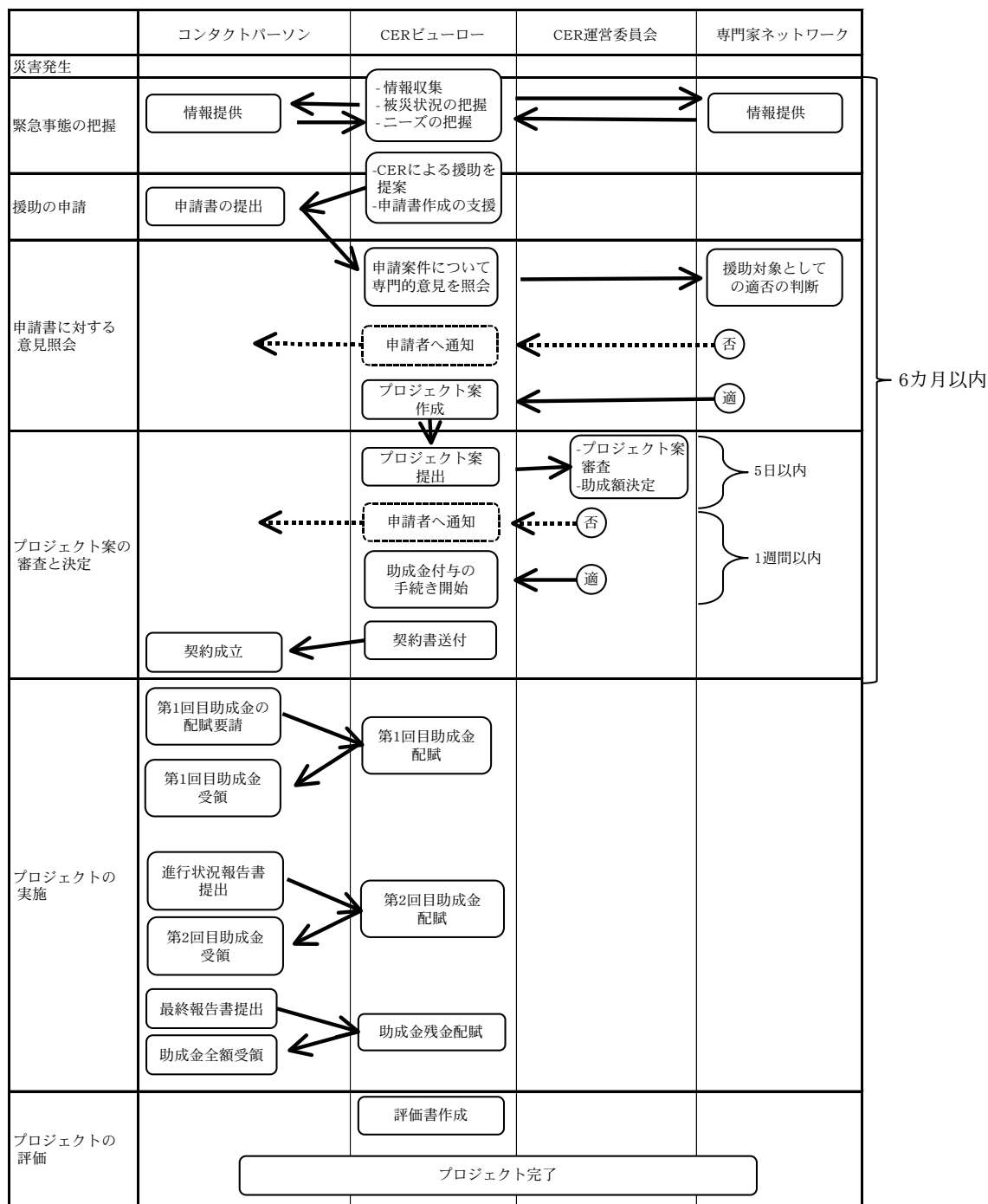


図3 CERによる援助実施に至る過程

・写真

【申請書に対する意見照会】

CERビューローは、CER運営委員会に対し、最低でも3名の専門家の意見を提出しなければならない。これらの専門的意見は、運営委員会が十分な根拠に基づいて決定を下すために不可欠なものと考えられている。ただし、効率性と迅速性のため、損害状況の評価ミッションに関する申請書の検討においては、これら

のセカンドオピニオンは求められない場合もある。

専門家の助言が主として肯定的であれば、申請書に基づきプロジェクト案が作成され、CER運営委員会に送られる。一方、否定的であれば、運営委員会へは提出されず、手紙にて申請者に通知される。

【プロジェクト案の審査と決定】

CERによるプロジェクト案は、ビューローによって英語にて作成され、運営委員会に提出される。運営

委員会（3万5,000ユーロ以上の援助に関してはPCF役員会会議）では、CERプログラムが本来的にもつ緊急性に照らし、プロジェクト案の受領後、休日を除いた5日以内に援助実施の可否と助成額について決定がなされる。援助が決定されると、財務部門へその旨が報告され、助成手続きに入ることとなる。一方、否認された場合、その決定から1週間以内に手紙にて申請者へ通知される。プロジェクト案の構成は以下のようになる。

- ・事業主となる契約パートナー（contract partner）についての情報
- ・プロジェクト概要
 - 緊急事態を招いた災害について
 - 災害による影響を受けた文化遺産について
 - 文化遺産の損害の状況について
 - 計画している緊急対応措置について（期間、予算を含む）
 - 契約期間終了後に必要な継続管理について
- ・ビューローによる推薦
 - 申請する補助金額
 - プロジェクトを推薦する理由
- ・評価基準の満足状況
 - 対象物の芸術的、建築的、歴史的価値
 - 被災地域における当該遺産の意義
 - 災害の重大さ
 - 活動の緊急性
 - 介入の適切さ／妥当性
 - 予算の妥当性
 - 契約パートナーの信頼性
 - 介入の持続可能性
 - 地域の発展との関連性
 - 付随するリスク
 - CERの活動が行われることによる付加価値、効果
 - “Zones of Silence”の観点からみた妥当性
 - 地域のコミュニティ、専門家、政府当局の関与

【プロジェクトの実施】

運営委員会での決定から1週間以内に、契約書が作成され、契約パートナーへ送付される。助成金は、財務上のリスクを考慮し、最低でも3回に分けて配賦される。一般的な割合は、1回目全補助額の25%、2回目50%、3回目25%である。なお、損傷状況の評価・調査ミッションの場合は、1回目75%、2回

目が25%の2回の分割払いとなる。

第1回目の支払いは、契約が成立し、状況が整った後、契約パートナーの要請にしたがい行われる。2回目以降の支払いは、進行状況報告書の提出に応じて行われる。最終の支払いは詳細な最終レポートの受領、承認の後に行われる。なお、最終報告書には、作業報告とともに、詳細な財務報告、高精度の写真を含むものとされている。

【プロジェクトの評価】

プロジェクト終了の際には、簡潔な評価書がCERビューローによって作成される。この評価書は、CERプログラムの改善を目的とするものであり、以下の点に関するものとなる。

- ・計画されたすべての措置が実行されたか。
- ・プロジェクトは、期待された成果を挙げたか。挙げていない場合は、その理由。
- ・プロジェクトは、予定期間内に完遂したか。完遂できなかった場合は、その理由。
- ・プロジェクトは、予算内で完成したか。完成できなかった場合は、その理由。
- ・特有の問題や困難はあったか。あった場合は、将来のその予防方法。
- ・プロジェクトは、どの程度持続可能であるか。
- ・PCFは、資金提供以外の方法でプロジェクト実施に貢献し得たか。
- ・ネットワーキング、情報の受発信、資金調達に関し、CERによる活動、またはCERと契約パートナーとの間の協力はどのように有益であったか。
- ・プロジェクトは、他の事業に継続されるのか。

⑨近年の活動状況

2008年に外務省がCERを資金面で支援することを決定したことにより、予算額は増加し、プロジェクト数も3倍程度に増えている。2009年には、15の国で計23の新しいプロジェクトに着手していた（表1）。

事業の拡大とともに、活動の形も拡大している。CERの理念・活動に賛同する団体や個人に対し、年間最低1万ユーロの寄付を呼びかけ、基金とする“Torchbearer”のプログラムが2008年に立ち上げられたのもその一例とみなしうる。これは、資金調達の新しいルートであると同時に、文化遺産保護への参加を広く促すものでもあり、CERの活動方針のひとつ

である“Role of Indicator”を実践するものとも捉えられている。他組織との協力も進んでおり、2010年初頭には、World Monuments Fundとパイロットプロジェクトのための連携協定を結び、パキスタン、ブータン、西スマトラ、ハイチをその共同事業の対象として、活動を開始している。

本質的な援助活動ではないものの、広報活動も促進されている。CERの規定の手続きでは、被災地域側から援助の申請書が提出されなければ、援助実施には至らない仕組みになっている。しかし、CERは、小規模の災害や大きな関心を集めにくい災害の際に、または高い知名度を持たない文化遺産の緊急事態に際し、救急活動を行うという、緊急時の文化財保護の中でもいわば「ニッチ」の領域を活動対象としている。対象国も後発開発途上国に限定している。災害発生後または紛争勃発後、直ちに文化遺産の被災状況が確認され、文化遺産保護のための援助申請書が提出されるということは実際には考えにくく、CER自らが被災状況の確認に多大な労力を割いてきたのが事実である。CERは、増加してきた支援プロジェクトの実施と調整に集中できるよう、文化遺産に関する国際会議や人道支援や開発援助に関する国際会議に積極的に参加し、プレゼンテーションを行うことで、関係者間における知名度の向上に努めている。

3-1-2. ブルーシールド組織による国際協力

(1) オランダブルーシールド国内委員会とANCBS

オランダ国政府によるものではないが、国規模で関与する国際協力として、ブルーシールドネットワークにおいて行われるものがある。オランダブルーシールド国内委員会は、2000年6月28日、オランダICOMOS、オランダICOM、オランダアーキビスト連盟（The Royal Association of Archivists in The Netherlands）、王立図書館（Royal Library）からの代表者の署名を得て、設立されている。

オランダブルーシールド国内委員会はNGOであり、政府と公式の関係をもつものではない。しかし、国防省、外務省、教育・文化・科学省、司法省の各関連省庁もその諮問委員会（Advisory Board）のメンバーとして活動に関与しているほか、PCF、オランダユネスコ国内委員会など、この問題に関わりうるあらゆる国内組織と協力関係をもっている。その他にも、他国のブルーシールド委員会、ユネスコ本部、その他

のさまざまなNGOとも関係をもっており、オランダによる国際協力体制を示すうえではきわめて重要なものとなっている。なお、ブルーシールド国内委員会連盟（Association of National Committees of the Blue Shield: ANCBS）の設立会議がハーグ市で行われ、ANCBSの事務所がハーグ市に所在することからも示されるように、オランダブルーシールド国内委員会は国際的なブルーシールド活動に最も積極的に参加する団体のひとつである。

同委員会は、自然災害、軍事行為、その他の人為的行為による脅威に対し、オランダの文化遺産を保護すること、およびそうした脅威の際に、国内的支援、国際的支援を準備・計画することを目的として、意識啓蒙、知識・経験の普及、災害時の助言活動、ハーグ条約の周知、情報の収集・共有に取り組むことを活動ミッションとし、被災地域と支援者・援助機関とをつなぐコーディネーターとしての役割を自任している。PCFが資金面で被災文化遺産の復旧に援助を行うのに対し、オランダブルーシールド国内委員会は、その専門性を提供することで援助を行っている。

援助実施に至るプロセスは以下のようなものである。まず、世界各地での災害発生状況やそれによる文化遺産の損傷状況についての情報は、ANCBSのネットワークや被災地からの直接的な援助要請などによってもたらされる。オランダブルーシールド国内委員会がそれらに対して援助を実施するか否かの決定は、現地の情勢によってのみ左右される。すなわち、安全性、アクセス性、他国や他組織との競合の可能性などが考慮される。

援助実施が決定された際には、当該地域で必要とされる専門性を有するボランティアチームを組織し、派遣し、活動を管理する。オランダブルーシールド国内委員会は平時から、緊急時に派遣されうる専門家リストを維持、更新しており、そのリストが活用されることとなる。

(2) オランダ国内における災害に備えた文化遺産の危機管理体制

オランダブルーシールド国内委員会という比較的新しい組織が国内に有効なネットワークをもち、国際協力に積極的に関わり、その中心的立場に位置していることには、オランダでは、国内における災害に備えた文化遺産の危機管理体制が、年月をかけて発展し、充

表1 2009年に開始されたCERの援助プロジェクト一覧

国名、地域	事業内容	援助対象の文化遺産	災害の種類	災害発生時期	助成額 (ユーロ)	契約パートナー
Afghanistan, Kabul	restoration	The Milma Pal Mosque	flooding	spring 2009	26000	Aga Khan Trust for Culture
Bhutan, Trashigang District	restoration	Trashigang Dzong fortress	earthquake	29 September 2009	35000	Bhutan Foundation
Bhutan, Mongar District	restoration	Drametse Lhakan monastery	earthquake	29 September 2009	35000	Bhutan Foundation
Burkina Faso	stabilization, restoration, digitalization	The film archives of the Cinéma-thèque Africaine de Ouagadougou	heavy rainfall and flooding	1 September 2009	35000	FESPACO, Cinéma-thèque Africaine de Ouagadougou
Ghana, Volta region	resoration	The old cemetery in Santrokofi-Bume	heavy rainfall and flooding	March - August 2009	26000	Shape Lives Foundation
Ghana, Cape Coast	restoration	The European 'Garrison Cemetery' in Mampong	heavy rainfall and flooding	June-July 2009	30000	ICOMOS Ghana
Haiti, Croix-des-Bouquets	restoration	Four Vodou sanctuaries and wall-paintings in Noailles	hurricanes	August-September 2008	25000	Foundatrtion AfricAmerica
Honduras, Comayagua	emergency stabilization	Episcopal Palace of Comayagua	fire	15 April 2009	25000	Monseñor Robert Camilleri, Bishop of Comayagua
India, Srinigar, Kashmir	restoration	The Shrine of Thag Baba Sahib	earthquake	20 February 2009	24000	Indian National Trust for Arts and Culture (INTACH) -Jammu & Kashmir Chapter
India, Jaisalmer Fort, Rajasthan	emergency restoration	The Raja ka Maha (King's Palace)	earthquake	9 April 2009	35000	Indian National Trust for Arts and Culture (INTACH)
Indonesia, West Sumatra	damage assessment	heritage in Padang and pariaman	earthquake	30 September 2009	5000	Indonesia Heritage Trust
Jamaica	preliminary research	The Ward Theatre	hurricanes	August-September 2008,	17500	*No specialist knowledge in historic theatre conservation is available in Jamaica. The necessary expertise has to be brought in from abroad.
Georgia	emergency stabilization	The Nikozi monastery complex	armed conflict	7-11 August 2008	35000	Georgian Arts and Culture Centre (GACC)
Palestinian Territories, old city of Gaza	restoration of the local capacity	computer equipment and furniture of the CAH	military offensive	27 December 2008 - 18 January 2009	23000	Center for Architectural Heritage (CAH)
Palestinian Territories, old city of Gaza	emergency stabilization	five historic houses	military offensive	27 December 2008 - 18 January 2009	12000	Dr. Nihad Almughany (expert in architectural conserva- tion)
Palestinian Territories, Jenin, West Bank	rehabilitations	Al Kamandjati Music Centre	fire	14 March 2009	35000	Celine Dagher (Director of Al Kamandjati Music)
Philippines	restoration, consolidation	The Church of San Raymundo de Pe- ñaforte	typhoons and hurricanes	2008	35000	The National Museum of the Philippines
Turkey, Çatalca, Istanbul	rehabilitation	The Library and digitalization of the archive of the Nesin Foundation	heavy rainfall and flooding	9 September 2009	35000	Nesin Foundation
Yemen, The Wadi Hadramut region	restoration	The Mosque in Aynat	heavy rainfall and flooding	24-25 October 2008	14000	Ms Salma Smar Damluji (architect)
Yemen, nearby town of Sah	restoration	The Mosque & Dome of Shaykh Umar Ba Wazir, the nearby ancient water well and several smaller domes	heavy rainfall and flooding	24-25 October 2008	25000	

* CER Newsletter March 2010, およびプリンス・クラウス・ファンドホームページより作成 (2010年11月30日)。
* ニュースレターとホームページからは表中の20件のプロジェクトが抽出できたが、CERニュースレターによれば、2009年には23件のプロジェクトが開始されている。残り3件の詳細は不明である。

実してきていることが少なからず影響していると考えられる。以下にオランダ国内の文化遺産の危機管理体制に関し、これまでの取り組みの概要と経緯を記す。

オランダでは、2002年から文化遺産の損傷防止のためのネットワークが市や地域レベルで設立されている。ハーグ市において、19の文化遺産関連組織や施設が参加して取り組みが始まったのを皮切りに、これまで、全国で約40のネットワークが設立されてきた。

ネットワークの主原則は、市民、美術収集品、建造物のための統合的な安全管理である。災害時に備えた関係者間の協力体制の構築、および災害時計画の作成が最終的な目標と設定された。各ネットワークは、政府からモンドリアン財団（Mondriaan Stichting）¹⁵を通じた補助金をうけ、また各州の美術館のアドバイザーからは現実に即した助言をうけていた。美術館・博物館、文書館、図書館、教会、風車管理者／管理組織、記念物管理者、考古学サービスといった多岐にわたる文化遺産関連分野から参加があり、警察、消防との持続的な協力も模索された。

2004年以降は、災害に対する文化遺産保護は、「災害対応法（Disaster Response Act）」によって規定されており、災害に備えた文化遺産保護は、地方自治体の災害対応計画中に規定され、各州による評価を受けることとなっている。

2008年には、教育・文化・科学省の補助により、文化遺産の安全に関する情報センターである、“Expertise Center on Safety and Security for Heritage Institutions”が王立図書館内に設置され、危機管理に関する情報と専門知識を収集し、文化遺産関連団体が利用できるようにするという機能が与えられた。このセンターは2010年には教育・文化・科学省の文化遺産庁に移され、Safety & Security Centerと名称も変更されている。

2010年からは、災害に対する危機管理体制を規定する“Law on Safety Regions”の成立にしたがい、文化遺産に関する危機管理のシステムもさらに変更されている。この法律のもとでは、国土は25の「安全対策措置のための地域（Safety Regions）」に区分される。各地域はそれぞれの中で、消防、警察、軍隊などを含め、災害対応に関わりうるあらゆる機関が参加す

るネットワークを築くこととなる。災害対応計画も各地域において作成される。

このシステムは文化遺産の危機管理を専らとするものではないが、Safety & Security CenterのPennock女史からは、それぞれのネットワークが定めるタスクの中に、文化遺産保護が高い重要性をもって位置づけられるように取り組んでいくとの意思が示された。このシステムは2010年10月1日から運用が開始されており、インタビューを行った9月末時点では未稼働であったが、インタビュー実施時点で既にいくつかの地域から文化遺産の扱いについて、同センターには問合せが寄せられているとのことであった。

3-2. 被災文化遺産復旧のための支援事例

3-2-1. PCFによる援助事例—イエメンにおけるモスクの修復¹⁶

(1) 災害の概要

2008年10月24日から25日にかけて、イエメンのハドラマウト（Hadramut）地方が豪雨、洪水に襲われ、少なくとも80人が死亡し、2万～2万5,000人の住民が避難させられた。住居3,300軒が全壊、もしくは修理不可能なほどの損傷をうけ、さらに数百軒の住居が居住不能となった。それら住居の大半は泥レンガ造である。その他、いくつかの医療施設、170の学校が破壊、損傷をうけた。

農業業へも大きな被害をもたらしたため、ハドラマウト行政区の居住者のほぼ半数である、およそ65万人がこの災害の影響を受ける事態となった。インフラ設備や公衆衛生設備への損害も多大なものであった。

(2) 文化遺産の被災状況

本プロジェクトの対象は、イエメンのアイナート（Aynat）にある、町最古のモスクである。壁、天井、床の漆喰の最上層部が降雨と日頃の不十分な管理状態のために損傷しており、各箇所の内層部が露出し、そのために内部から構造が弱体化していた。天井は、染み入る雨水により損傷し、木製のドアは雨水のために裂けて取り替えが必要な状況であり、電線も完全に破壊されていた。漆喰塗りを含め、モスク全体がメンテナンスを必要とする状態であった。

15 <http://www.mondriaanfoundation.nl/>

16 インタビューに際し、CERのプログラムが明快に理解できるような過去のプロジェクトの具体的な内容を照会したところ、本事例を含む2件の事例が示された。

泥レンガ造の建造物は、適切な修復措置と常時の管理を行えば、構造は強く、防湿性を保つが、降雨により損傷している状況では、急速に崩壊に向かう可能性が高いと考えられた。

(3) 援助概要（写真3、4）

本プロジェクトは、2008年にCERの援助をうけてイエメンの文化遺産ワディー・ドアーン（Wadi Daw'an）における建造物の修復を行った建築家 Salma Samar Damluji 女史によって、援助申請がなされたものである。Damluji 女史は、中東のレンガ造建造物に関する専門家であり、イエメンだけでなく、広く中東地域にネットワークをもっている。今回の災害発生後は、ワディー・ドアーンの被災状況を調査する中で、ワディー・ドアーン以外の文化遺産の被災を確認し、CERにプロジェクトの提案を行っている。協働を通じて信頼関係を築くという、CERによるネットワーキング活動が有効に機能した一例としても指摘することができる。

本プロジェクトに対する援助決定の理由は以下のようである。

- ・町最古の当該モスクは、町のランドマークであり、地域のアイデンティティを構成する一要素であり、またコミュニティにおいて重要な役割を果たしているため
- ・地域におけるモスクの伝統的な建築様式を真正性をもって維持している建造物がほとんど残っていない中で、このモスクは何百年の歴史をもつ様式を維持しているため
- ・豪雨によって損傷をうけたことにより、今後、取り壊され、開発に供される危険性もあるため

修復措置としては、鉄鋼材を用いた構造強化、内壁、外壁、屋根、天井、床、階段等の漆喰のはぎ取り、損傷箇所の修理、漆喰仕上げ、および壊れた調度品等の入れ替えなどが提案され、14000ユーロが助成された。

実際の作業は、地域の保存建築家やエンジニアとの協力のもと、Damluji 女史が地元の建設業者や労働者を指導しながら、2009年5月から2010年8月にかけて行われた。地域住民の参加は、人々が参加意識をもつことができる、専門的な修復技術を獲得できる、労働機会が獲得されるという面から、有益性が認められている。



写真3 修復作業終了間近のAynat Al Faqih Mosque（2010年7月）（Prince Claus Fund, Final Report on the Restoration of the Mosque in Aynat, Wadi-Hadramut: Yemen, 16.09.2010より）



写真4 屋上テラスの欄干の修復作業風景（Prince Claus Fund, Final Report on the Restoration of the Mosque in Aynat, Wadi-Hadramut : Yemen, 16.09.2010より）

なお、住民やコミュニティからラマダンの期間はモスク内を常時使用するため、ラマダンの期間中はモスク内での作業を停止してほしい旨、要請があり、応じている。地域の発展を重視するCERのプログラムにおいては、こうした配慮はきわめて重要なものと考えられる。

(4) 他国、他機関からの援助実施状況

当該災害時には世界遺産シバームも洪水の被害を受けており、文化遺産国際協力コンソーシアムも、イエメン政府の要請をうけ、世界遺産シバームとその周辺の被災状況調査を行うために、2009年2月に専門家を派遣している。他にも、イエメン政府、世界銀行、国連ISDR、国際赤十字が合同で被災状況調査を行う中で文化遺産の被災状況に言及しているといった関与がみられる¹⁷。しかし、当該モスクに、他機関や他国

17 http://gfdrr.org/docs/Yemen_DLNA_Report.pdf

が援助を行った形跡はみられない。

3-2-2. ブルーシールドによる援助事例

(1) 災害の概要

2009年3月3日、ドイツ・ケルンの市立文書館(The City Archive of Cologne)が崩壊した。近くで行われていた新たな地下鉄線を通すための工事がその原因であるとする報道が多くみられたが、公式には立証されていない。

(2) 文化遺産の被災状況

歴史的価値のある文書、写真、マイクロフィルムなどが、瓦礫の下敷きとなり、濡れる、汚れる、破損する等の被害がみられた(写真5)。



写真5 崩壊したケルン市立文書館での復旧作業風景
(提供：ANCBS)

(3) 援助概要

ANCBSはケルン市文書館からうけた支援要請に応じ、そのネットワークを通じて、資料救出に従事するボランティアの募集を行った。同時に、ブルーシールドのネットワークのメンバーであり、ICOMのDisaster Risk Task Forceを主導するドイツの専門家Thomas Schuler氏とコンタクトをとり、情報収集を開始した。ボランティアの募集においては、ANCBSのパートナー機関であるICOM、ICOMOS、IFLA、ICA、オランダ遺産研究所、および修復や資料保存に関わるオランダの団体のメーリングリストが利用された。

①第1回ミッション

まず、4月上旬に、ニーズ把握、状況確認などのため、事前調査ミッションが行われ、2009年4月27日

から5月1日にかけてボランティアチームが派遣された。80名以上のボランティアの内訳は、オランダから63名、フランスから16名、その他、米国、スイス、スウェーデン、ボスニアヘルツェゴビナからの参加者となっていた。なお、オランダからの参加者のうち、39名はハーグ、ロッテルダム、アムステルダム、ライデンの文書館から有給で派遣された者である。ハーグ市文書館とアムステルダム文書館は、本ミッションに関しては、オランダからケルンまでの大型バスの費用も負担していた。

②第2回ミッション

2009年8月3日から8月7日にかけて第2回ミッションが派遣された。参加団体は、ANCBS、フランスブルーシールド国内委員会、その他、フランスの文書保存に関わる団体であるArchivist without Borders、SNCF Archives、フランスアーキビスト協会(Association of French Archivist)、Association ADEDA78である。ブルーシールドのネットワークを通じた参加者は、フランスから25名、オランダから22名、ベルギーから6名、イギリスから1名、スウェーデンから1名となっていた。

いずれのミッションにおいても作業内容は、瓦礫の除去、清掃、資料の整理・登録・手入れなどである。第1回ミッションの際には、直線距離にして約2kmの量の資料を救助したとの報告がある(写真6)。

費用については、第1回ミッションではANCBSが1,713.17ユーロの支出を計上している。これは、ケルン市が負担したボランティアの宿泊施設、食事、保険、市内移動手段の支払い額、および、ハーグとアムステルダムの2つの文書館が負担したオランダからケルンへの移動費を除く金額であり、すべてANCBSが負担していた。第2回ミッションについては、今回の調査では経費の詳細の情報を得ることができなかったが、ANCBSによる負担は部分的なものであったため、ボランティア参加者からの支払いもあったと想定される。

本プロジェクトはANCBS主導のものであったが、オランダブルーシールド国内委員会、フランスブルーシールド国内委員会、および設立準備が進むドイツブルーシールド国内委員会の積極的な参加によって成し遂げられたものと認められている。特に、第1回ミッションはオランダブルーシールド国内委員会が中心と



写真6 損傷したケルン市立文書館所蔵資料（提供：ANCBS）

なって推進しており、オランダが国際協力を行うひとつの形を示すものとみなしうる。

(4) 他国、他機関からの援助実施状況

ドイツ国内ではさまざまな支援がなされたが、国外からの組織だった援助がブルーシールドの活動以外にも行われていたかは不明である。

3-2-3. ハイチ地震への対応

ハイチ地震の後の文化遺産保護に関しては、アメリカのスミソニアン博物館が早い段階から、国際協力の中心となっている。オランダブルーシールド国内委員会は、この地震に際しては援助を行っていないが、その理由として援助の競合の回避が挙げられた。CERは、World Monuments Fundとの共同プロジェクトの中で、コミュニティの状況の調査・評価や歴史的建造物の保護に向けた助言のためのミッションに資金を援助しているものの、援助の競合は回避しなければならないとの意識が強く主張された。

国防省については、軍事ミッション派遣の計画があったものの、部隊を派遣する場合、予算のおよそ9割が施設費、食糧費、輸送費などの軍隊自体の維持経費に割かれるため、地域への有益性が小さいと判断され、中止になったとのことである。文民やNGOの派遣のほうがはるかに有益だと認識が示された。

なお、ユネスコはハイチ復興のために国際調整委員会を設置しており、今回インタビューを行ったRene Teijler氏は個人のコンサルタントとして同委員会に参加している。

4. まとめ

4-1. まとめ

今回の調査から、オランダにおいて被災文化遺産復旧に主体的に関与しているのは、プリンス・クラウス・ファンド、オランダブルーシールド国内委員会といったNGOであることが明らかになった。政府が直接に被災国政府と交渉し、援助を行うという仕組みは確認されなかった。ただし、外務省、国防省、教育・文化・科学省などの政府機関も、これら団体の行うセミナー、会議等に参加し、そのネットワークに参画しており、間接的には国際協力を行っているといえる。特に外務省は2008年以降、被災文化遺産の復旧にかかる国際的援助はすべてPCFのCERプログラムに委託し、併せて年平均50万ユーロの助成金を同プログラムに付与しており、NGOを介した国際貢献という仕組みが明らかとなった。

政府機関、NGOの双方に共通してみられたのは、自国オランダを小国と認め、その小国オランダが国際社会の中でいかなる役割を果たしうるかということへの意識である。その意識のもと、政治的な関わりや衝突をできる限り回避し、被災地／被災者にとって真に有益な支援を、確実に、効率よく届けることが最優先事項として考えられていた。むしろ、「わかりやすい」支援を行い、国際的名声を獲得することは忌避されている様子が見えられた。それは、2010年1月の地震後のハイチにおいて、すでに多くの援助団体が活動していたことから、援助の重複、援助団体間の競合を懸念し、有益な活動を行えるとは認めずに活動実施に踏み切らなかった、オランダブルーシールド国内委員会や国防省の判断にも表れていた。また、小規模の災害や大きな関心を集めにくい災害の際に、または高い知名度をもたない文化遺産の緊急事態に際し、救急活動を行うという「ニッチ」の領域に活動を特化するというCERプログラムの原則にも、その意識は顕著である。こうした姿勢は、オランダによる国際協力の大きな特徴とみなすことができる。

CERプログラムについては、地域の全体的な復興への貢献も視野に入れて、文化遺産に対する援助を行っている点もひとつの特徴として指摘される。修復にかかる土木作業などへの地域住民の参加は、雇用創出の機会になるとともに、人々の自尊心や地域の連帯意識の再建においてきわめて有効なものと考えられている。そのために、援助申請書の審査においては、地

域のコミュニティ、専門家、政府当局の関与の程度も考慮されていた。こうした視点は、オランダの文化遺産に関する国際協力の一般的な政策である「共有の文化遺産政策」にも共通するものである。この政策においても、文化遺産分野での協働を通じて、対象国の雇用、観光産業、教育の状況を向上させていくことがねらいのひとつとされている。

以上のように、オランダは、被災文化遺産の復旧にかかる国際協力において、独自の仕組みを有し、積極的な活動を行っているが、こうしたシステムを有効に稼働させるうえでは、そのネットワーク力が大きな原動力になっていると考えられた。オランダは低地国であり常に洪水の脅威にさらされてきた歴史をもつ。国内の文化遺産の危機管理についても、長い年月をかけて取り組み、充実させてきた経緯がある。また、一般的にみて、オランダの自国の文化財に対する保護意識は高く、法整備も整っており、高い水準を維持している。今日では、各省庁の間で、政府機関とNGOとの間で、また文化財関連機関と消防等のその他組織との間で日常的に連携が維持されるようになっていく。国際協力の実践にはそうした国内の文化財保護の仕組みとそのネットワークの成熟度が大きく影響していると考えられた。

4.2. 提言

以上のようなオランダの国際協力体制を鑑み、今後、日本が被災文化遺産の復旧に関し国際協力を行ううえで考慮すべきことについて、以下の提言を行いたい。

方針の明確化

CERプログラムは、発展途上国の被災文化遺産の基本的修復または損傷評価に関し、当該地の組織または当該地をフィールドとする専門家に対して最大3万5,000ユーロの助成を行い、被災後6カ月以内に援助活動を開始するよう努める、という明確な方針を有している。日本においても、援助を行う目的、援助の実施を決定する判断基準など、被災文化遺産の復旧に関する国際協力を行ううえでの方針を明確にしておくことがきわめて重要である。そうした事前の合意がなされてはじめて、緊急事態に際し、迅速で的確な判断を行い、効果的な活動計画を作成し、有効性の高い援助を提供することが可能になるのではないだろう

か。援助のあり方は、被災地や災害の種類や程度によっても異なるものであり、ひとつの様式に限定する必要はないが、想定されるさまざまなケースについて、対応方針を明確にしておくことは有用であろう。特に、援助対象を決定する判断基準を明確にすることは、被支援国を含めた諸外国との関係において、また資金提供者との関係において、重要なことと考えられる。

なお、本調査を通じて日本が地震国としてイメージされており、特に地震災害に対して有効な国際協力を行えると考えられていることが改めて明らかとなったが、このことは日本における体制構築において、一考に値する点であろう。世界各地で発生する地震災害の際には特に率先して、文化遺産の救出、建造物の構造強化、予防策などについて、知識や技術を提供していくことが望まれる。

迅速な意思決定

オランダ外務省は、CERプログラムに助成金を拠出しているが、プログラムの管理・運営には一切干渉していない。そのために、PCFはNGOとして、独自の基準にしたがい、迅速な判断を下すことができている。

日本では、被災文化遺産復旧に関する国際協力には、外務省、文部科学省、防衛省、内閣府等のさまざまな関連政府機関、国際交流基金やJICA等の国際協力団体、大学や研究所等の研究機関、およびNGOなど、多様な団体が関わりうる。その多様さは、あらゆる専門性を集約するという利点をもつとともに、意思決定を難しくする要因にもなりうるものである。緊急時に備えた明確な指揮系統を平時のうちに構築しておくことが期待される。

国内ネットワークの構築・強化とブルーシールド国内委員会設立の検討

上記のように、この問題はさまざまな機関、個人が関わりうる問題である。日本では、省庁間の連携、政府機関とNGOとの連携、建造物と博物館・美術館等の異なる文化遺産の分野間の連携が、必ずしも有効かつ円滑に進められているとは言い難い。情報共有や迅速な意思決定を阻害するあらゆる要素を排除し、実践的テーマを議論し合えるような会合を定期的に行い、緊密なネットワークを構築・強化していくこと

が必要である。その一様式として、日本においてもブルーシールド国内委員会を設立することは前向きに検討すべき点であろう。

諸外国、諸機関との情報共有

これまで、さまざまな国や組織が世界各地で、被災文化遺産復旧に関し多様な活動を行ってきている。しかし、どのような国や機関が、どの地域で、いかなる支援活動を行っているかについての情報は一元化されていない。例えば、文化遺産国際協力コンソーシアムもCERもそれぞれ、これまでインドネシアにお

いていくつかのプロジェクトを行ってきているが、今回、インタビューを進めていく中で、はじめて互いの活動が認識されていた。特にフィールドが重複する場合、相互に協力関係があれば、情報の共有、人的ネットワークの共有といった面で、また連携が進めば、資金運用や機材投与の面でも有益性が考えられる。ANCBSは国際的な情報センターとなることを将来的な目的としているが、日本もすぐれた情報技術をもつ国として、そうしたハードの面での国際協力にも参加しうると考えられる。

II 各国の支援体制

4 アメリカ

1. 調査の概要

1-1. 調査の概要

本調査は、国外で被災した文化遺産の復旧に対してアメリカが行っている文化遺産国際協力体制を中心に、文化遺産が被災した際の緊急対応、関係諸機関の連携体制などについて調査を行い、今後日本がどのような形で被災文化遺産に対する支援ができるかを検討するための参考事例の一つと位置付ける。

連邦国家であるアメリカでは、連邦政府、州または市町村などの自治体、そして私的団体や個人のそれぞれの権益がある程度独立して護られていることから、複数の方針やアプローチが同時並行的に存在することが特徴だと捉えられる。文化や教育を統括する連邦局が存在しないアメリカでは、文化の国際支援のための恒久的な担当部署は存在せず、今後もおそらく増設される予定はないと考えられている。

その中で今回の調査では主として、2010年の1月に起きたハイチ地震によって被災した文化遺産への支援を事例とし、それぞれの組織が実際にどのように動いたのか、その経験も聞き取り内容に含めることとした。ひとつの共通実例への対応を比較できるのではないかと想定したからである。これにより、アメリカ内の多様な関係機関の支援体制、連携、役割分担が実

際にどのように機能したのか、また担当者がどのような課題を感じたのかも知ることができればということでも聞き取りに臨んだ。

一方、アメリカは元来広い国土と幅広い文化圏を携えた国であることから、自然災害の種類も多ければ、それによって被害を受けてきた文化財の種類も多く、これまで国内で起きてきた災害対策に関する経験値とそのデータの蓄積は非常に貴重で技術的な参考になることもわかった。今回の調査では、国内での経験・実績を如何に国際協力においても適用することができるのか、逆に何が妨げとなっているかという点にも注目する。

調査は、2010年8月17日から26日にかけて、ミネアポリス、ニューヨーク、ワシントンDCに所在する海外の被災した文化遺産への国際協力に関連する政府機関並びに民間団体に対して文化遺産国際協力制度、政策、支援事例を中心にインタビューを行った。メールや電話を中心に事前調査を進め、聞き取り調査先の選定とアポイントメント設定を行った。事前調査の際には、あらかじめ質問票を送り、各調査機関への質問内容にばらつきがないように努めた。なお、調査内容は調査時点の制度を反映したもので、アメリカの政策を歴代遡ったものではないことに留意されたい。

1-2. 調査日程

日時	訪問先
2010年8月18日	ブルーシールドアメリカ国内委員会 (The United States Committee of the Blue Shield)
2010年8月19日	ワールド・モニュメント・ファンド (World Monuments Fund)
2010年8月20日	内務省ナショナル・パーク・サービス (Department of Interior, National Park Service)、世界銀行 (The World Bank)
2010年8月23日	国務省文化教育局 (Department of State, Bureau of Education and Cultural Affairs)、イコモスアメリカ国内委員会 (US/ICOMOS)、AIC (American Institute for Conservation of Historic and Artistic Works)
2010年8月24日	国防総省 (Department of Defense)、緊急事態管理庁 (Federal Emergency Management Agency)、スミソニアン博物館 (Smithsonian Institution)、米州開発銀行 (Inter-American Culture and Development Foundation)

1-3. 調査メンバー

氏名	職名	所属	調査担当
山内奈美子	研究員	文化財保存計画協会	資料収集、現地調査
原田怜	特別研究員 (アソシエイトフェロー)	文化遺産国際協力コンソーシアム	資料収集、現地調査



写真1 ワールド・モノユメント・ファンドでのインタビュー風景



写真3 AICでのインタビュー風景



写真2 内務省ナショナル・パーク・サービスでのインタビュー風景



写真4 国防総省でのインタビュー風景

また、調査地にワシントンDCが含まれていたことから、ワシントンDCに本部の所在する世界銀行（World Bank）及び本部はパリであるがイコモス事務局長が在住するため、世界銀行およびイコモスでの調査も実施した。これについては「III. 国際機関による支援体制」にて扱う。

2. 文化遺産の国際協力に関する国内体制

まず、平時におけるアメリカの文化遺産の国際協力に関する国内体制を示し、「3. 被災文化遺産復旧のための国際協力体制」の参考とする。行政機関については、内務省ナショナル・パーク・サービスの活動に見られるように、資金の流れやプロジェクト決定過程

の一端が垣間見られるものもあったが、全体的には文化遺産国際協力の政府の方針や具体的な枠組みといったものは見つけることができなかった。しかし、行政組織、NGOともに他団体と連携関係にあるものも多く、情報共有は個人的あるいは組織的に常時行われている。

2-1. 国内の文化遺産保護体制

文化遺産保護に関する国際協力を述べる前に、簡単にアメリカ内の文化財保護について記しておく。まず、アメリカの文化行政については、日本の文化庁に相当する文化のみを管轄する省庁が存在しないことが特徴である。その代わりとして、国立人文科学基金

(NEH: National Endowment for the Humanities)、国立文化基金 (NEA: National Endowments for the Arts)、及び博物館図書館サービス振興機構 (IMLS: Institute for Museum and Library Services) といった連邦行政組織が、官民間問わずに文化関連事業を行う団体に対して助成を行っている。また、アメリカはカーネギー財団やロックフェラー財団と言った民間助成財団の資金力、影響力も大きく、文化および文化財保護の活動促進のための資金源となっている。

次に、アメリカの文化財保護行政については、連邦国家であるがゆえ連邦政府レベル、州レベル、市町村レベルで異なった文化財保護制度と権限をもっていることが特徴である。連邦レベルにおいて文化財保護を管轄するのは、内務省ナショナル・パーク・サービス (NPS: Department of Interior, National Park Service) である。NPSでは、全米に存在する国立公園の管理・整備だけではなく、文化財登録 (National Register)、調査研究、技術支援、及び保護のための助成などを行う。なお、アメリカには文化財登録制度では不動産のみを対象としているが、NPSは考古遺物などを含む動産の調査研究・技術支援も行っている。NPSの中には、国際部 (Office of International

Affairs) が存在するが、それについては後に詳しく述べる。州レベルとなると、州歴史保存事務局 (State Historic Preservation Office) が各州に存在し、連邦法を根拠としつつも独自に発展させた州法に則り、州ごとの文化財登録、調査研究、助成などの文化財保護を行っている。また、市町村はそれぞれ条約・規制を作成し、個性豊かな文化財保護制度が発展している。どのレベルにおいても行政機関は、文化財保護を行う非政府組織 (NGO) 及びコンサルタントなどの民間団体と協力し、住民の意見が反映されやすい文化遺産保護制度を運用しているといえる。

2-2. 文化遺産の国際協力の関連基本方針

今回の調査では文化遺産国際協力を直接の立法目的とした法律や方針はみつけることができなかった。ただし、文化遺産の国際協力を行っている連邦政府機関である国務省文化教育局を例とすると、1961年対外援助法 (Foreign Assistance Act of 1961, PL 87-195) や1961年フルブライト-ヘイズ法 (Mutual Education and Cultural Exchange (Fulbright-Hays) Act of 1961, PL87-256)、2010年統合予算法 (Consolidated Appropriations Act of 2010,

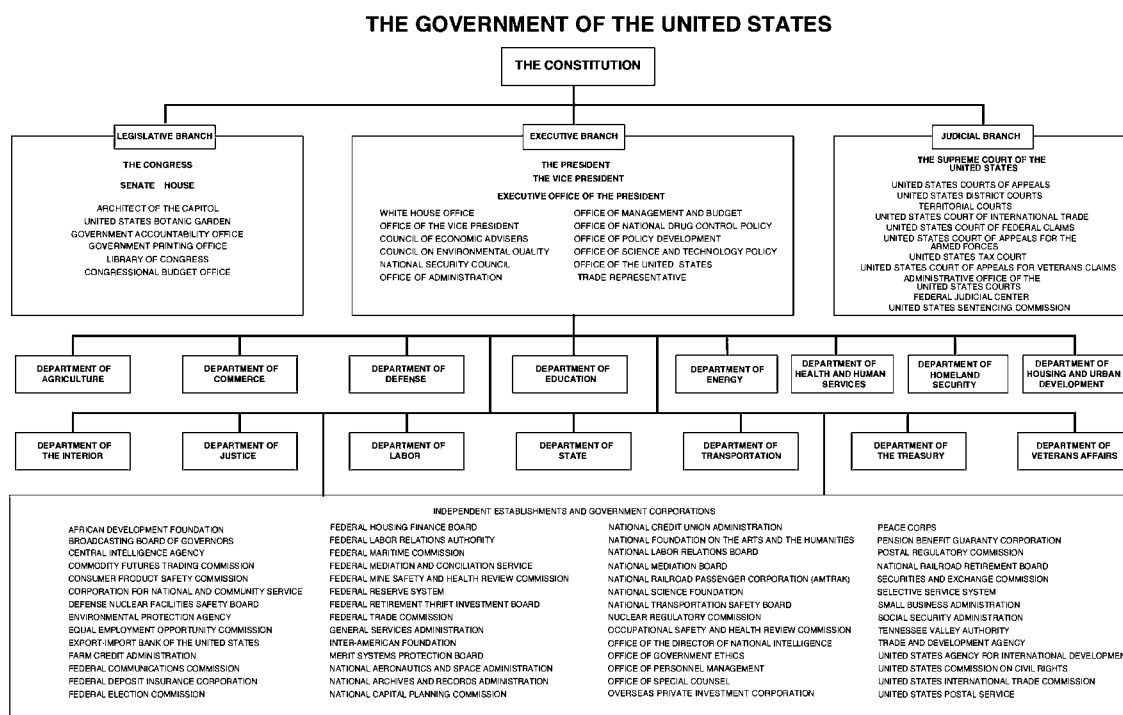


図1 アメリカ行政組織図¹

1 U.S. Government Printing Office, http://bensguide.gpo.gov/files/gov_chart.pdf

P.L.111-117) に準拠して成り立っているとのことがインタビューで明らかにされた(2010年時点)。具体的には、1961年対外援助法により外国への資金援助が可能になり、1961年フルブライト-ヘイズ法により国務省内に文化教育局を設立することができ、2010年の統合予算法により予算拠出がある、とのことであった。また、NPS国際部によると、設立自体は1961年であるが議会による設立根拠の承認が特別あるわけではないとのことであった。ただし、1966年国家歴史保存法(National Historic Preservation Act)の101条(Section 101)及び401条(Section 401)に準拠してユネスコ世界遺産条約履行のための責任を負っている事、1961年対外援助法により米国際開発庁(USAID: United States Agency of International Development)や国務省予算を利用することができる事が、NPS国際部が国際支援を行う事が出来る根拠となっているという事がインタビューにおいて明らかにされた。他にも国防総省があげた文化遺産の国際協力のための準拠法として、1966年国家歴史保存法の106条(Section 106)及び402条(Section 402)がある。106条及び402条の内容としては、連邦政府による事業が登録文化財(歴史的建造物、考古遺跡等で経年50年を超えるもの)及び登録文化財に準じるものに影響を及ぼすか否かを審査し、これには国防総省の管轄する海外にある基地(厳密には土地がリースされている時には必要でない、と判断出来ることもある)も対象地となる。つまり、連邦政府が国外にて活動を行う場合、現地の文化財保護法に準じて保護されている文化財に対しての影響について考慮しなくてはならない。

2-3. 文化遺産の国際協力を担う国内行政、NGOの活動

文化遺産の国際協力を担っている連邦機関は内務省ナショナル・パーク・サービス、国務省文化教育局、国防総省が中心である。加えて、ハイチ地震の時には、スミソニアン博物館(Smithsonian Institution)も活動を実施したが、これは特例といえる。文化遺産国際協力を行うNGO団体はアメリカには多数あるが、本調査目的を考慮し、その中でも被災した海外の文化遺産復旧のための支援を行う団体である、ブルー

シールドアメリカ国内委員会(The United States Committee of the Blue Shield)、ワールド・モニュメント・ファンド(World Monuments Fund)、イコモスアメリカ国内委員会(US/ICOMOS)、AIC(American Institute for Conservation of Historic and Artistic Works)に注目する。以下、各行政およびNGOの活動について述べる。なお、国家規模の災害が起こった際に対応する緊急事態管理庁(Federal Emergency Management Agency)は現段階では海外の文化遺産保護活動を行っていないが、参考として載せる。

2-3-1. 行政団体

内務省ナショナル・パーク・サービス(Department of Interior, National Park Service)

NPSの中で自然及び文化遺産の国際事項を扱うのは国際部(Office of International Affairs)である。NPS国際部は1961年に設立され、世界遺産条約などアメリカ政府が批准した文化遺産に係る国際的な条約履行に係る活動、国立公園への海外ボランティアの受け入れ、国内外での研修の開催、及び技術支援等を行っている。文化遺産国際協力の内容は多岐に渡るが、USAID及び国務省からの資金援助を受けつつ、政府及び国務省を中心とした外交方針に照らし合わせて支援対象国を決定する。特に技術支援に関しては、NPS以外の政府機関から資金が中心となって事業化している。ハイチを例に挙げると、ハイチ首相から今後予期される観光客増加への対応要請を受け、米国際開発機構(USAID)と共同でシタデル、サン＝スーシ城、ラミエール国立歴史公園(Citadelle Laferrière and the Palais de Sans-Souci)の状況調査および技術支援を行っている。これは、ハイチ地震以前からの支援事業であり、被災文化遺産への緊急支援ではない²。なお、NPS国際部は、被災文化遺産に特化したプログラムは持っていない。

国務省文化教育局(Department of State, Bureau of Education and Cultural Affairs)

アメリカ国務省は国防以外の国の外交全般を司る機関であり、文化教育局はその中の一般外交、広報部門(Under Secretary for Public Diplomacy and

² National Park Service, http://www.nps.gov/oia/new/Travel_Log/Travel_Log2.

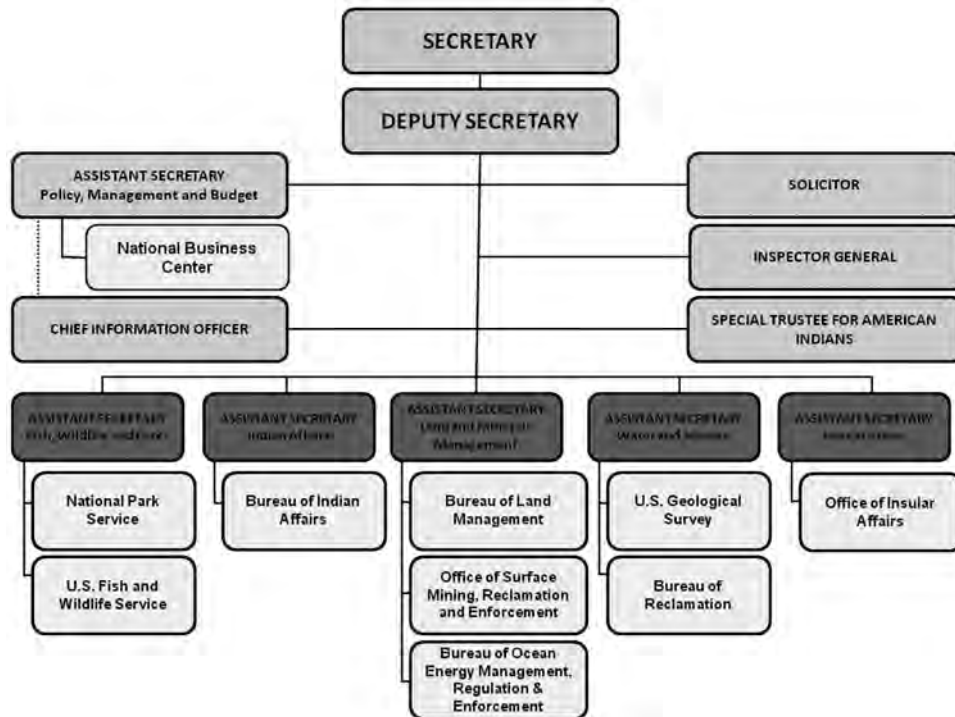
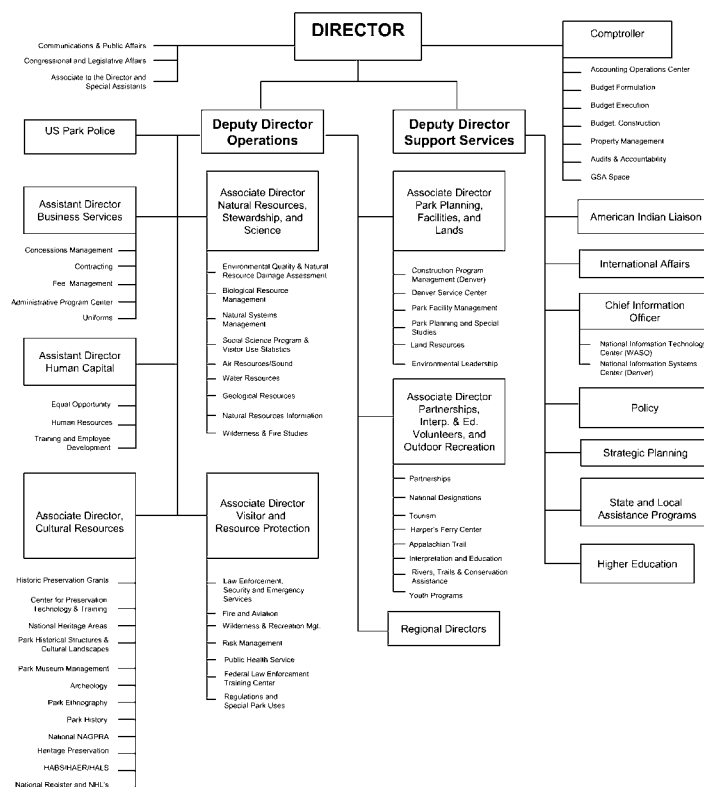


図 2 内務省組織図³

National Park Service Headquarters Organization



Effective August 25, 2005
Secretarial Order No. 3263

図 3 ナショナル・パーク・サービス組織図⁴

3 U.S. Department of Interior, <http://www.doi.gov/whoware/orgchart.cfm>

4 National Park Service, http://www.nps.gov/aboutus/upload/nps_org.pdf

Public Affairs) 下に国際情報プログラムと並んで存在する。国務省内に文化教育部門が設置されたのは、1961年、議会でフルブライト-ヘイズ法が承認され、国務省予算から国際的な交流、留学、研究に対する助成金の予算を認め基金を設置することが決定した時点に遡る。そして現在文化財の国際的な支援を行っているUSアンバサダープログラム（以下アンバサダープログラム）もこの延長上に位置付けられたプログラムである。

アンバサダープログラムは2001年8月に議会決議によって創設されたプログラムで、初年度は1万ドルの予算から出発した。プログラムは約10年間継続しているが、設立の趣意より、次年度の予算の確証はなく、毎年議会で承認された予算額に基づき国務省の定める開発途上国136カ国に存在する文化遺産の修復、保護、保全に係る助成金をそれぞれの国にある大使館を通じて配布する、というプログラムである。現時点では国務省内で文化財に関わる業務を行っているのはこのアンバサダープログラムのみであり、昨年度の総額予算は650万ドルであった。

アンバサダープログラムは設立当初より、「文化財の修復」を通じて行う国際支援の形であり、アメリカの外交方針の側面を非政治的、非軍事的、非商業的

に世界にアピールしていくことに有効である、という議会の認識に基づいている。つまり、アメリカの国際社会への貢献への一手段であり、国家のイメージ向上を目指した広報の一手段ともとらえられる。助成金の申請が可能なのはアメリカが認めた発展途上国でその国内にある文化遺産の保護に関するプロジェクトが対象となる。プロジェクト推進責任団体が公的機関であるか、民間であるか、またはその集合体であるか等の規制はない。対象となる文化財の種類も無形、有形、動産、不動産を問わず、プロジェクトの内容も「新規建築、復元建築への助成は行わない」ということ以外ほぼ制限を設けていない。

プログラムには遺産保護そのものに加えて各国のアメリカ大使館とその国とのより良い関係構築を目指し、文化を通じて深めようとする目的がある。また、「文化」という多角的なツールにより幅広い分野における可能性の拡大、発展が期待されている。更に、2008年からはラージプログラムと称して、約10万ドル以上の予算の大きなプロジェクトの計画及びその援助を開始した。ラージプログラムに関しては、大使館からの単なる申請形式ではなく、専門家やワシントンの担当官による積極的な調査を行った上で、国務省の趣意に則したプロジェクトを計画し、内容も精査し

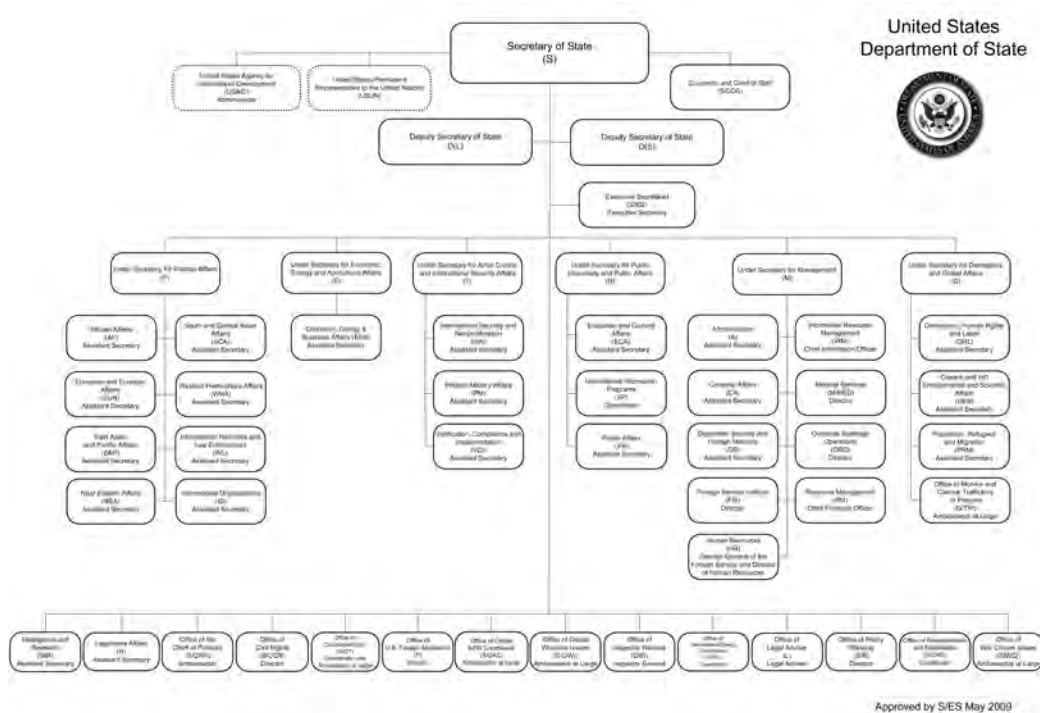


図4 国務省組織図⁵

5 U.S. Department of State, <http://www.state.gov/documents/organization/99588.pdf>

てプロジェクトを立ち上げた上で、援助を行う。最終的にはラージプログラムも他と同じように各アメリカ大使館を通して与えられ、昨年度でいうと予算内の約300万ドルがこのラージプログラムに充当されるようになった。プログラムが約10年継続していること、予算が6倍強に増幅していることから、劇的な変化はなくとも、期待された効果が着実に評価されているとはいえるだろう。

国としては、世界遺産や文化財保存の国際協力については比較的后発国の立場にあったアメリカがこのようなプログラムを発足させたことには世界遺産への注目度やユネスコが信託基金として各国に拠出している援助活動の動向や世評とは無関係ではないだろう。ただし、アメリカが出資する場合にはアメリカの方針で支援を行いたい、という考え方が基盤となっている。

緊急支援体制ということになると、アンバサダープログラムの緊急稼働体制は存在しない。災害の起こった時期によっては、被災文化遺産に関するプロジェクトと言えども次年度のサイクルまで待たなくてはならない。しかし、担当官が語るには、災害発生と被災文化遺産の修復事業は必ずしも同時並行的に起こらなくてもよいのではないか、ということであった。

国防総省 (Department of Defense)

アメリカでは国務省の管轄の範囲外の国際的事象は国防総省の管轄となり、文化遺産に関しても国内、国

外共に必要となる事項の保護管理が義務づけられている(1966年国家歴史保存法の106条及び402条)。この法律は国防総省の中ではそれほど重要視はされてこなかったが、無視されてきたわけでもないという状況がある。実際、世界最大ともいえるような巨大組織となっているアメリカ軍全体の中で、文化遺産、文化財保護全体を広く管轄する本部の担当官が一名だということは「重要視されてきていない」ことの表れであるが、ほぼ自立している状態の地域部隊には別個に担当者が複数存在し、それぞれの担当官の個人的な意識や、補完する様々なプログラムやメカニズムをうまく活用することで、文化遺産の保護のために多くの事業が試みられている事がわかった。アメリカがハーグ条約を批准し、実際に戦時における文化遺産保護を義務づける文書ができるようになってきていることは進展である。ただし、条約の調印によって現システムに対しての目に見える効果はすぐには期待されていない。

緊急事態管理庁 (Federal Emergency Management Agency)

緊急事態管理庁 (FEMA: Federal Emergency Management Agency) は、自然災害による緊急事態への対応及び危機管理に特化した政府機関である。全ての自然災害に対応するわけではなく、国家的大災害が発生し、州知事が大統領に支援を求め、大統領が要請を受け入れたときのみ、資金援助及び技術

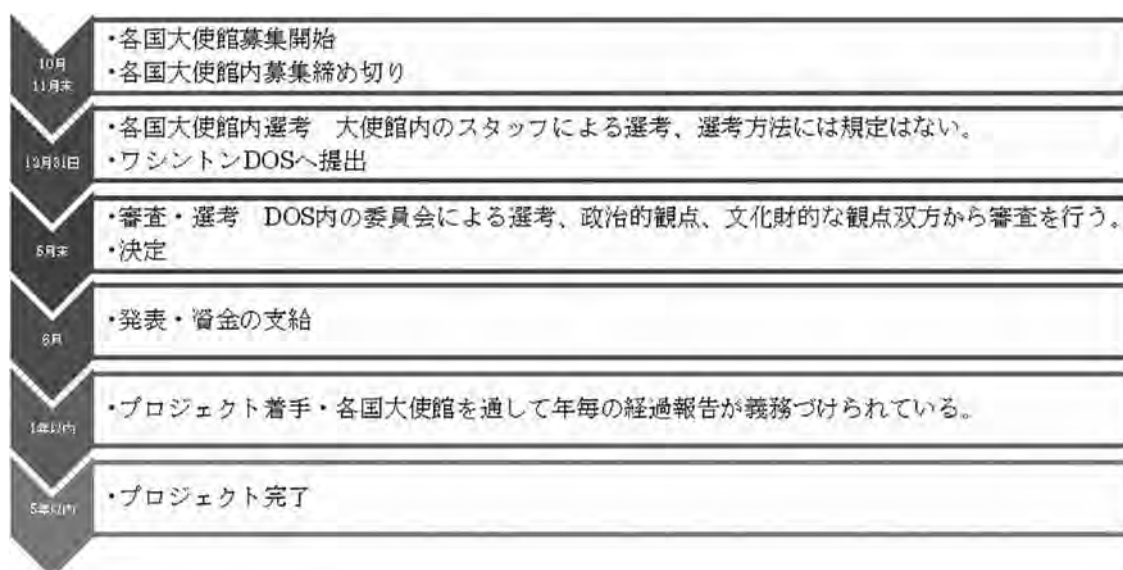


図5 アンバサダープログラムの基本的な流れ

支援を行う。1990年のクリントン政権時に緊急事態管理庁の役割が拡大し、国民からの期待も増大した。FEMAは文化遺産保存を含むあらゆる専門家のデータベースを保有しており、データベースを基に支援内容に応じて最適な人材を被災地に派遣するシステムを持っている。緊急事態管理庁の中で文化遺産を扱うのは、連邦保存官(Federal Preservation Officer)であるが、全体の中での規模は小さい。しかし、NPSなどの他の文化遺産と関わりの強い行政機関と連携して、被災した国内の文化遺産保護を行っているという。具体的には、ハリケーン・カトリーナがアメリカ南部に被害をもたらした際は、州政府の文化財担当部門(State Historic Preservation Office)と連携し、連邦政府資金の入った復興活動により文化遺産へ影響が出ないか監視にあたった。FEMAは現時点では、文化遺産の国際協力には乗り出していない。ただし、FEMAがアメリカ国内で活動してきた経験及び知識は膨大であり、アメリカが文化遺産国際協力に積極的な姿勢を取った場合は、FEMAが重要な役割を果たす場合も考えられる。なお、今後文化遺産の国際協力を実施するかどうかは、政府の方針次第であるとのことであった。

スミソニアン博物館 (Smithsonian Institution)

スミソニアン博物館はアメリカの博物館の中でも最大規模の連邦政府直轄の博物館である。設立の歴史的背景から、博物館は司法局に属し、運営予算は連邦予算から直接拠出され、6300人を超えるスタッフの3分の2が連邦政府職員である。議会により任命される規定17名の理事には最高裁判官、副大統領をはじめとし、3名ずつの上院・下院議員と9名の市民代表から構成されることが定められている。今回聞き取り調査を行ったリチャード・クリン(Richard Curin)博士の役職である副館長は議会の任命ではない実務担当者の最高レベルの役職にあたる。スミソニアン博物館の活動の幅は広く、文化財の修復、保存に関する研究分野でも数多く研究活動への助成や論文発表の機会を設けてきた実績があるが、ハイチ地震以前は被災文化財の国際協力に特化した既往研究や研究業績があるわけでは無かった。

2-3-2. NGO団体

ブルーシールドアメリカ国内委員会 (The United States Committee of the Blue Shield)

アメリカによるハーグ条約批准以前の2006年、ブルーシールドアメリカ国内委員会は設立された。ブルーシールドアメリカ国内委員会は武力紛争の際の文化財保護に関する条約の理念に則り、武力紛争や自然災害を含めた緊急時の文化遺産保護及び、平時からの危機管理推進を目的としている。イラク戦争中の文化財への被害及び国外流出に対して危機感が募る中、当時国防省勤務だったブルーシールドアメリカ国内委員長が国内の文化財保護に係るNGOに対して設立を呼び掛けた事に端を発する。ブルーシールドアメリカ国内委員会は設立間もないNGOであるため、現在のところ資金は十分とは言えず、常勤のスタッフもいなく、事務所も構えていない。なお、ブルーシールドアメリカ国内委員会による国外の被災文化遺産復旧のための活動としては、ハイチ地震により被災した文化遺産への支援が初めてであった。また、ブルーシールド国際委員会(International Committee of the Blue Shield)及び、ブルーシールド国内委員会連盟(Association of National Committees of the Blue Shield)の概要、さらに各国の委員会との関連については、「III. 1. Blue Shield Organizations」に詳しく述べられているので参照されたい。

ワールド・モニュメント・ファンド (World Monuments Fund)

1965年に設立したワールド・モニュメント・ファンド(World Monuments Fund: WMF)はニューヨークに拠点を置くNGOである。2009年の事業支出額は約1400万ドルであり、事業費の約97%が寄付による。中心となる5つの活動プログラムである保存活動(Cultural Legacy)、能力開発(Capacity Building)、広報活動(Advocacy)、教育・人材育成(Education and Training)、災害復興(Disaster Recovery)を通して、世界90カ国以上で文化遺産の保存に取り組んでいる。現在は、英国、フランス、カンボジア、ポルトガル、スペインに支部を置いている。

広報活動の一環として行われるワールド・モニュメント・ウォッチ・リストは、WMFの主要な活動として著名であり、世界中のマスメディアで取り上げられている。1996年に始まり、その後隔年開催されてい

る。日本の軀の浦は2002年と2004年に、ハイチのジンジャー・ブレッド・ハウスは2010年にリストに記載された。また、災害復興に関しては、設立者がイタリアのヴェニスの水害から文化財を保護する活動の際に、災害復興には体系立てられた支援が必要であると実感した経緯もあり、設立当初から重点的に取り組まれているプログラムである。人災か自然災害かを問わず活動を展開しており、最近ではイタリアのラクイラ地震により被害を受けた聖クレメンテ修道院 (Abbey of San Clemente) への被災状況調査や、ハイチ地震により被害を受けたジンジャー・ブレッド・ハウスへの支援がある⁶。なお、NGOという団体の性質上、意思決定が政府機関より早いこと、支援内容をスタッフで決められることが強みであるとする一方、自分で資金を集める必要があること、支援するにあたる契約は自ら進める必要があることが難しいとのことがインタビューにて明かされた。

イコモスアメリカ国内委員会 (US/ICOMOS)

イコモスアメリカ国内委員会 (US/ICOMOS) は文化遺産の保存、保護を目的とする原理、方法論、保存科学技術の研究・応用への貢献を目的とするイコモス (ICOMOS: International Council on Monuments and Sites、国際記念物遺跡会議) のアメリカ国内委員会であり、現在700人以上の会員を有するNGOである。主な活動として、アメリカの若手研究者の海外の文化財保護機関へ、海外の若手研究者をアメリカの文化財保護機関へ派遣しインターンシップを行う国際交流プログラム、イコモスの国際学術委員会 (International Scientific Committees) と連動する学術委員会の活動、年に一度の国際シンポジウムの開催がある。他にも、年間を通してのニュースレターの発行、ウェブ上での文化遺産情報の発信・啓蒙活動を行う⁷。なお、イコモスの活動については詳しくは、「III. 4. ICOMOS (国際記念物遺跡会議)」を参照されたい。

AIC (American Institute for Conservation of Historic and Artistic Works)

American Institute for Conservation of Historic and Artistic Works (AIC) は動産文化財保存修復の専門家の技術向上、研究・広報の推進、教育の普及、知識の共有のために1972年に設立されたNGOである。現在世界20カ国以上の修復技術、保存科学、史学などの3300人を超える専門家が会員となっている。主な活動としては、AICでは会員情報を集めたデータベースによる文化財保存修復家の情報照会や、紙、写真、絵画など10分野に分かれた分科会による専門知識の共有・発信、ワークショップの開催などの教育活動、姉妹組織 Foundation of the American Institute for Conservation (FAIC) による助成があげられる⁸。AICは被災した文化財復旧に特化したAIC-CERT (American Institute for Conservation Collections Emergency Response Team) という活動を行っている。これは、2005年のハリケーン・カトリーナによる被害の後、AICは効果的な対策を取れなかったことへの反省として生まれた活動である。その後、2007年にFAICが博物館図書館サービス振興機構 (IMLS: Institute for Museum and Library Services) より助成を得、緊急支援に対応可能な専門家育成のためのワークショップを開催した。受講した専門家61名はボランティアで「緊急支援家」としてAIC-CERTの活動に携わることとなり、2008年のハリケーン・アイク (Ike) によるアメリカ中西部での洪水被害の際は、AIC-CERTに所属する3名の「緊急支援家」が現地の図書館、歴史的建造物、博物館に赴き、文化財の被害状況査定や、緊急保護のための助言等を行った。同時期には、24時間ホットライン (電話による緊急要請の対応) の設置、ガイドラインの策定、パンフレットの作成、及び会員専用データベースでの情報交換など制度を整えた。また、2011年には再度緊急支援に対応可能な専門家育成のためのワークショップを開催し、「緊急支援家」の増員を計画している。ワークショップでは1週間の研修に加え、FEMAによる緊急指令システム (ICS: Incidental Command Systems) の無料オンライン講習を受けることが義務付けられる。そ

6 World Monuments Fund, 2009 Annual Report, World Monuments Fund, <http://www.wmf.org/project/gingerbread-houses>

7 US/ICOMOS, <http://www.usicomos.org/>

8 AIC, <http://www.conservation-us.org/>

の他、AICでは自然災害により被害を受けた文化財への応急措置マニュアルや、他の団体が公表している被災文化財保護に係る情報をウェブ上で公開している⁹。AIC-CERTはその後もアメリカ国内にて活動を行ったが、国際的支援を行ったのは2010年1月のハイチ地震が最初である。

3. 被災文化遺産復旧のための国際協力体制

「2. 文化遺産の国際協力に関する国内体制」では、文化遺産の国際協力を担う国内行政、NGOの活動を明らかにした。「3. 被災文化遺産復旧のための国際協力体制」では、海外の被災した文化遺産に対してのアメリカによる支援体制についてまとめる。調査の結果、アメリカによる海外の被災文化遺産復旧活動において、行政とNGOが協働した事業例はあるが、国内体制は見つけることができなかった。行政、NGOを巻き込んだの大規模な被災文化遺産に対する国際協力は、ハイチへの支援が初めてだったということが調査

によって明らかになった。このためハイチ地震への支援事例を基に、アメリカにおける被災文化遺産復旧のための国際協力体制についてまとめる。

3-1. 文化遺産の復旧のための支援事例

3-1-1. 災害概要

2010年1月12日、ハイチの首都ポルトー・フランス近郊においてマグニチュード7の地震が発生し、犠牲者数20万人以上、負傷者数30万人以上に及び、総数300万人以上に被害が及んだ。首都近郊の7割の家屋が被害を受け、年間GDPの1.2倍に及ぶ被害をもたらした。首都ポルトー・フランスには国家中枢機関のほとんどの建物が所在しており、行政機能・経済活動が停止した。また、ハイチは「西半球にてもっとも貧しい国」ともいわれ、総人口の約4分の1にあたる約250万人が居住する首都では、都市基盤が未整備な状態のまま都市化が進み、災害への備えがないまま被災したことにより、被害が拡大したとみられる¹⁰。



写真5 ハイチ大統領府（被災前後）¹²

⁹ AIC-CERT, <http://www.conservation-us.org/index.cfm?fuseaction=Page.viewPage&pageId=695> 2008 AIC Collections Emergency Response Team Activities, <http://www.conservation-us.org/index.cfm?fuseaction=page.viewPage&pageID=743&nodeID=1>

¹⁰ OCHA, Haiti Earthquake Response, 2011 January, http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/minustah/documents/ocha_haiti_one_year_factsheet.pdf
アジア防災センター, ADRC Highlights, Vol.205, April 2010, <http://www.adrc.asia/highlights/NewsNo205jp>

写真6 ジャクメル（被災後）¹³

3-1-2. 文化遺産の被災状況概要

2004年に世界遺産の暫定リストに掲載されたジャクメル (Jacmel)は、17世紀後半に作られたフランス植民地時代の都市であり、地震により建物の多くが崩壊し甚大な被害があった。他には、首都にある大聖堂、王宮、大統領府、トリニティー教会、聖アン教会、聖ヨセフ教会、植民地時代の木造建造物、博物館、アートギャラリー、資料館、文書及び美術品など、動産、不動産を問わず多大な被害をもたらした¹¹。なお、1982年に世界文化遺産に登録された「シタデル、サン＝スーシ城、ラミエール国立歴史公園」は、ハイチの北部に位置し、今回の地震からは被害は首都の状況と比べると軽微であった、とされる。

写真7 ジンジャー・ブレッド・ハウス¹⁷

3-1-3. 支援内容の概要¹⁴

ジンジャー・ブレッド・ハウス（首都ポルトー・フランス、不動産）

ジンジャー・ブレッド・ハウスは1900年に建てられたハイチ木造建築を象徴する建造物であり、2010年にはワールド・モニュメント・ウォッチ・リストに登録された。2010年のハイチ地震の後、WMFは3回被害状況調査及び現地住民の要望聞き取り調査を行った。調査結果は即時にWMFのウェブサイトに掲載されるとともに、被害状況についてはデータベース化され、*Preserving Haiti's Gingerbread Houses: 2010 Earthquake Mission Report*¹⁵において詳しく報告されている。現在は、修復のための構造分析、保存計画、コミュニティー・ワークショップなどを行っている¹⁶。WMFと契約を結ぶニューヨークの建築事務所が修復計画を立てている。

11 ユネスコプレスリリース

2010年2月17日, UNESCO lays foundation for International Coordination Committee (ICC) for Haitian culture, http://www.unesco.org/new/en/media-services/single-view/news/unesco_lays_foundation_for_international_coordination_committee_icc_for_haitian_culture/

12 Notes from the field; Port-au-Prince, Haiti, February 9-12, 2010, <http://www.usicomos.org/usicomos-news/notes-field-port-au-prince-haiti-february-9-12-2010>

13 US/ICOMOS news & events, Haiti Conservation and Reconstruction Efforts, <http://www.usicomos.org/haiti-conservation-and-reconstruction-efforts>

14 US/ICOMOS news & events, Haiti Conservation and Reconstruction Efforts

15 World Monuments Fund, 2010, http://www.wmf.org/sites/default/files/wmf_publication/WMF%20Haiti%20Mission%20Report.pdf

16 World Monuments Fund, 2009 Annual Report

17 World Monuments Fund, <http://www.wmf.org/project/gingerbread-houses>

シタデル（首都北部、不動産）

シタデルは1806年から1820年にかけて建設された西半球最大の要塞で、ハイチ独立の象徴であるにもかかわらず、道路整備が進んでいないため訪れる観光客は少ない。このため、パトリック・デラトアー (Patrick Delatour) ハイチ観光省長官とUSAID、Royal Caribbean Cruise Lines、Clinton Foundation、米州開発銀行 (Inter-American Culture and Development Foundation) はシタデルの観光開発事業に取り組んでいる。具体的には、ホテル建設、小規模企業の強化、サステナブル・ツーリズムのための方法論及びマーケティングプロジェクト等である。現在、周辺の道路整備及び博物館建設が計画されている。なお、2010年世界遺産委員会で開発事業に対して懸念が表明されている。また、アメリカ国務省もハイチ文化財担当局 (ISPAN: Institut de Sauvegarde de Patrimoine National) によるシタデルの保存事業に対して資金援助を行っている。

ハイチ美術品（首都ポルトー・プランス、動産）

ハイチ地震の直後、ブルーシールドアメリカ国内委員長の呼びかけにより、ハイチ地震への支援に対する会議が2010年2月に開かれた。参加者は、文化遺産保護に係る行政及び民間団体である。この会議において、ブルーシールドアメリカ国内委員会がコーディネーター役を、AIC-CERTがボランティアの派遣を、US/ICOMOS及びNational Trust for Historic Preservationがさらなる人材探しを、スミソニアン博物館が資金探しを引き受けることになっ

た。また、支援団を派遣する前に、ハイチ政府からの公式な支援要請を受ける必要性があることに全参加者が同意した。その後、同年3月にはスミソニアン博物館のクリン氏に、国務省及びブルーシールドアメリカ国内委員会を加えた調査団が派遣された。調査の目的は、ハイチとの共同プロジェクトのための協議、ハイチに駐在するアメリカ政府関係者への協力要請、スミソニアンによるハイチ文化遺産への支援についての協議であった。一般的な被災地調査と比べて特徴的なのが、被災状況調査に留まらず、ハイチ政府及び現地駐在のアメリカ政府機関との協議が中心となったことである。調査報告書は調査後1週間以内にまとめられ、ウェブサイトに掲載された¹⁸。ハイチ政府、ハイチ文化・コミュニケーション省 (Ministry of Culture and Communication)、ハイチ大統領復興委員会 (Presidential Commission for Reconstruction)、及びアメリカ大統領文化人文科学委員会 (The U.S. President's Committee on the Arts and the Humanities) から支援を受けたスミソニアン博物館は、震災で被害を受けた美術品を国外流出及び雨から守るため、首都にあった前国連開発計画事務所を借り上げ、美術品を収蔵した。現在はその建物は文化復興センター (Cultural Recovery Center) と命名され、収蔵された美術品の修復作業及び現地ハイチ人専門家に対しての美術品研修がICCROM及びAIC-CERTの協力により行われている。なお、AIC-CERTによる「緊急支援家」20名 (延べ数) の派遣は国立人文科学基金、国立文化基金、博物館図書館サービス振興機構、FAICからの助成によるものである¹⁹。



写真8 被害を受けた絵画のアセスメント風景及び修復風景²¹

18 The U.S. Committee of Blue Shield, <http://www.uscbs.org/>

19 FAIC in Haiti, <http://www.conservation-us.org/index.cfm?fuseaction=page.viewpage&pageid=1259>

現地では、スミソニアン博物館から常勤職員が滞在し、プロジェクト全体のコーディネートを行っている。この間の2010年4月には、スミソニアン博物館はハイチ政府と支援のための公式文書を取り交わし、さらにはUSAIDを通じて被災文化財の復旧、復興に特化した予算（200万ドル）を確保した。プロジェクトは2011年11月まで継続する計画である。2011年にはSt. Trinity Cathedralの壁画修復も開始した。なお、本事業はハイチ文化復興プロジェクト（Haiti Cultural Recovery Project）と名付けられている²⁰。

残念ながら、深刻な被害があったと報告されているジャクメルについては、調査の段階では支援は行われていない。ただし、WMFはジンジャー・ブレッド・ハウスを主とした被災状況調査の際に、ジャクメルのいくつかの歴史的建造物の被害状況を報告している。また、米州開発銀行は観光地開発事業提案を行っている。

他にも、アメリカによる文化遺産保護に係るものとしては、下記の事業があげられる。

- ・動産文化財の不法流出を防ぐためのICOMによるレッドリストプロジェクト支援（国防省支援事業）²²
- ・ISPANによる文化遺産のインベントリー作成及び被害状況調査（国防省アンバサダープログラム助成事業）
- ・ISPANによるシタデル、サン＝スーシ城、ラミエール国立歴史公園保存事業（国防省アンバサダープログラム助成事業）²³
- ・Interim Haiti Reconstruction Commission、Clinton Global Initiative、及びイギリスの建築家による耐震簡易住宅の設計及び建設
- ・Architecture for Humanity(AfH)による自然災害に強い住宅建設のための現地専門家のトレーニング
- ・マサチューセッツ工科大学の学生による人材データベース作成

3-1-4. 他国からの被災文化遺産への支援状況

甚大な被害を及ぼしたハイチ地震後、多くの国々が支援を表明した。実際、今回の調査対象国によっても、ハイチの被災文化遺産へ支援が実行されている。フランス、オランダ、Blue Shield Organizations、ICCROM、ICOM、ICOMOSによるハイチ地震への対応はそれぞれの章にて詳細を参考されたい。ここでは、上記の国および機関以外で、本調査を通して把握できたアメリカ以外の国・機関からの支援状況を述べる。ただし、ハイチ被災文化遺産への国際支援の一部であり、全容ではない。

ユネスコによるハイチ支援としては、被災2日後にはボコバ事務局長がハイチへの緊急支援声明を発表したことを契機に、ハイチの文化遺産保護のための国際支援委員会（International Coordination Committee）を設置し、支援内容の検討が重ねられた結果、世界遺産、無形遺産、建造物及び文化産業の保護のための提案が出された。特に、被害の大きかったジャクメルの文化遺産インベントリー作り、無形文化遺産のモニタリング、文化財の修復と現地の者の手による修復作業のためのトレーニング、文化産業の発展のための方法論、の4点が提案された²⁴。世界遺産センターのラテンアメリカ・カリブユニットでは、ハイチ政府により提出された国際緊急支援要請に基づき、2010年7月に調査ミッションを実施した。ユネスコの調査ミッション内容は、ハイチの北部に位置するシタデル、サン＝スーシ城、ラミエール国立歴史公園（1982年世界文化遺産登録）の被害状況調査とジャクメル（2004年世界遺産暫定リスト登録）視察である。調査内容は同月にブラジルで開かれた世界遺産委員会にて報告された。開発の懸念、ハイチ政府内での協力、世界遺産センターによる支援実行プランの計画、ハイチ政府によるユネスコへの保存管理計画の提出などが提示された²⁵。なお、現在ユネスコウェブサイト上にハイチ支援専用ページが用意されている²⁶。

20 Haiti Cultural Recovery Project, <http://haiti.si.edu/index.html>

21 Haiti Cultural Recovery Project, 2008 AIC Collections Emergency Response Team Activities

22 詳細は、「III. 3. ICOM」参照

23 国防省は以上3事業を併せ、総額430,000ドルを助成している

24 UNESCO in action Working together for Haiti, <http://unesdoc.unesco.org/images/0019/001905/190539e.pdf>

25 ユネスコ世界遺産センター、<http://whc.unesco.org/en/news/631/> WHC.10 /34.COM /20, Report of the Decisions Adopted By the world heritage committee At its 34th session (Brasilia, 2010)

26 ユネスコ、Haiti Earthquake, <http://www.unesco.org/new/en/unesco/themes/pcpd/special-pages/haiti-earthquake/>

表1 ハイチの被災文化遺産に対するユネスコによる対応（ユネスコプレスリリースを基に作成）²⁷

年月日	出来事
2010年1月12日	ハイチにて地震発生
2010年1月14日	ボコバ事務局長、ハイチへの緊急支援声明を発表
2010年2月	パリにて復興支援のための緊急委員会が開催（150名以上が参加）
2010年3月	ボコバ事務局長ハイチ訪問
2010年4月	ハイチの文化遺産保護のための国際支援委員会（International Coordination Committee）の設置
2010年6月	カナダ総督ミカエル・ジャン氏（Michaëlle Jean, Governor-General of Canada）をユネスコハイチ特使に任命
2010年7月	第一回ハイチ国際支援委員会開催
	ハイチ被災状況調査ミッション実施
	世界遺産委員会において調査ミッション結果の報告

他には、ブラジル軍と国連平和維持活動に参加した日本陸上自衛隊ハイチ国際救援隊が共同で、首都中心部で倒壊したナデル美術館の瓦礫除去を行った。ナデル美術館は3000点の絵画や彫刻作品を所蔵しており、瓦礫除去後はそれら美術品が収集された。収集された美術品の一部はアメリカが保存修復を行っている²⁸。

写真9 日本陸上自衛隊による瓦礫除去作業風景²⁹

3-2. 被災国支援のための国内体制

今日に至るまで、アメリカには海外の文化遺産の復旧支援体制というもの存在してこなかった。ハイチ地震によって被災文化遺産国際協力活動が行われたことを契機に、各団体がアメリカにおける文化遺産国際協力活動の在り方について考え始めたところだと言える。また、ハイチ地震直後に発生したチリ地震及びパキスタンでの洪水に対してハイチ地震と同様の支援を実施できたわけではなく、この経験は各団体がそれぞれの団体のキャパシティや効果的な支援とは何かを考える契機になったとのことだった。恒久的な体制や資金源の必要性が望まれる一方、政治的判断に頼る部分が多く、社会情勢に大きく左右されている事実は否めない。

3-2-1. 国内機関間の連携・調整方法

アメリカでは国内の文化遺産が危機にさらされた場合の政府機関内での連携方法は、FEMAを中心として確立されている。海外の文化遺産が危機にさらされた場合も、アメリカ国内で蓄積された技術・経験が国際協力の舞台でも活用されるようになれば、実質的に有効ではあるといえるが、ハイチの文化遺産への支援の際は個人のネットワーク頼みで、組織的な連携方法は制度化されていない。例えば、ブルーシールドアメリカ国内委員会は被災直後に文化遺産保護を担う団体を招集し会議を開き国内団体の意見を聞き、スミソニアン博物館のクリン博士は、大統領直属会議（President's committee）を通して、アメリカによる復旧支援のうち、200万ドル分の予算を文化遺産の保護の為に確保した。聞き取り調査においても、アメリカによるハイチの被災した文化遺産支援が始まったきっかけを尋ねると、ブルーシールドアメリカ国内委員会のネットワークとコーディネート能力、スミソニアン博物館のリーダーシップとの声が多かったことは特筆に値する。以上のように、緊急時における体制としては指揮官、実働部隊、それを動かす資金源が必要

27 ユネスコプレスリリース、2010年1月14日、UNESCO Director-General appeals for emergency aid for Haiti,

http://www.unesco.org/new/en/media-services/single-view/news/unesco_director_general_appeals_for_emergency_aid_for_haiti/ 2010年3月10日、Director-General in Haiti to support country's recovery, http://www.unesco.org/new/en/media-services/single-view/news/director_general_in_haiti_to_support_countrys_recovery/ 2010年6月22日、Michaëlle Jean designated UNESCO Special Envoy for Haiti http://www.unesco.org/new/en/media-services/single-view/news/michaëlle_jean_designated_unesco_special_envoy_for_haiti/

28 朝日新聞 2010年2月23日 夕刊「陸自、がれきの撤去から」

29 Haiti Cultural Recovery Project

であるが、事例ごとに任意に手を挙げた機関の担当が連絡をとりあって、指揮官と資金源を決める、というやり方としてこれまで対応してきたことがわかった。ただし、今後組織的に国内連携を進める必要があることをブルーシールドアメリカ国内委員長及びクリン博士ともに認識している。今後は、災害時の連絡調整を想定したシミュレーションマニュアル等を官民で共有できれば、緊急指示系統設立にも有効であるかと考える。

3-2-2. 被災地との連携・調整方法及びニーズ把握

ハイチ地震に関して言うと、現在は、団体ごとに被災地との連携を進めている。例えば、スミソニアン博物館は例年各国の民俗を紹介するフェスティバルを開催しており、2004年のフェスティバルでは、独立200周年を記念するハイチが対象国の一つであり、被災前からハイチ政府とのコンタクトがあったことが今回の支援に繋がった。また、NPS国際部によるハイチ支援事業においても、ハイチ地震以前からハイチ政府との協力関係にあったこと、国務省などの政府機関と連携関係にあることなどから、アメリカの団体によるハイチ文化遺産への支援動向等の情報収集は迅速であった。WMFによる支援も、ハイチ地震前よりワールド・モニュメント・ウォッチ・リストなどを通じて、協力関係にあったことがわかった。聞き取りに応じた機関が唱える被災文化遺産復旧のための重要な項目として、平時からの関係確立がある。文化遺産国際協力を担う機関の多くが被災文化遺産保護を目的として設立されたわけではなく、いつ起きるかわからない災害対策を目的に関係確立というものは難しいが、通常業務の範囲内で情報交換と友好関係の確立することは可能であると考えられる。

3-2-3. 諸外国機関との連携・調整方法

NPS国際部はアメリカによる支援状況をまとめた情報を作成しており、イコモスアメリカ国内委員会もハイチにおける文化遺産被害状況の情報収集・発信を行い、2010年8月にはアメリカによる支援状況についてレポートをまとめている³⁰。これらレポートは、本調査においても、アメリカによるハイチ地震より被害を受けた文化遺産への国際支援制度を調査するために

活用された。特にインタビュー機関の選定等の際には非常に参考になった。このように、後から支援活動に参加する団体が状況を掴みやすくなるよう、全体支援状況をまとめることで事業の重複が避けられる利点がある。また、ハイチの場合は、イコモスによる支援調整委員会、ユネスコによる支援調整委員会がともに存在するため、そこでアメリカの支援状況を発表する場があるという。現在、アメリカの支援状況は各団体のウェブサイト上及び上記の支援調整委員会等で報告できる状況であるが、アメリカ以外の国からの支援状況を今後どのように集めていくかは各団体次第であり、確立された方法は存在しない。支援調整委員会が存在せずとも、ユネスコ、イコモスといった調整役を果たす国際機関との協力は今後も必須である。

3-2-4. 支援実行の決定過程

アメリカで支援をするか否かの決定権限が組織内に想定した範囲内で存在するのは民間団体のみである。連邦政府による支援決定理由は、複合的要因であるため一概には言えないが、外交的理由以外のものとして考えるのは、被災国側の文化遺産状況やニーズを把握できているか、といったことであると考えられる。被災国の文化遺産保護制度やキャパシティー等は平時に備えておかなければならない重要な点であり、上記「3-2-2.被災地との連携・調整方法及びニーズ把握」と重なる部分が多い。なお、スミソニアン博物館がチリ地震への支援を行わなかった理由としては、チリには300以上の美術館を支える学芸員が国内に存在することを把握していたためであるという。なお、連邦政府による海外の被災文化遺産復旧のための活動は始まったばかりであるため、現段階では今後なんらかの具体的な方針が出されるかどうかは不明である。

3-2-5. 予算支出元、及び予算決定過程と支援内容の検討方法

被災文化遺産復旧用の基金があるところは現状では存在しない。国務省のアンバサダープログラムでは緊急支援体制資金を用意していないが、今回のハイチへの支援については変則的なことが認められた³¹。実際に文化遺産の復旧には混乱の度合いが少しでも落ち着いてから時間差があった方がより効果的な事がありう

30 US/ICOMOS news & events, Haiti Conservation and Reconstruction Efforts

るため、アンバサダープログラムは被災文化財の復旧に十分活用できる余地がある。現状では比較的受動的にも捉えられるが、国務省のアンバサダープログラムの枠組みで、後追いの形にはなるが災害復旧支援が出来ることは評価できる。なお、アメリカは民間財団が文化分野への多くの助成を行っており、民間財団の資金の流れも、アメリカによる海外の被災文化遺産支援実行の重要な構成要素となる。

4. まとめ

4-1. まとめ

国内で被災した文化遺産及び文化遺産の危機管理に関しては、ブルーシールド、AIC、緊急事態管理庁、国防総省を中心とし活動支援してきた。このため、今まで国内で起きてきた災害対策に関する経験値とそのデータの蓄積は非常に貴重で技術的にも参考となると考えられる。一方、ハイチ地震以前より被災した国外の文化遺産支援を行っていたのは、ワールド・モノユメント・ファンドなどのNGOが中心であり、官民一体となつての海外の被災した文化遺産国際協力はハイチ地震が初めてであったことがわかったが、アメリカ国内における被災文化遺産復旧に関する枠組みや方針の存在は今回の調査からは明らかにならなかった。しかし、アメリカにおける文化活動への支援は個人や民間の寄付に支えられた機関の活躍によるものが多く、それは文化振興や助け合いへの寄付に対する税制優遇措置の振興によって間接的に奨励され活性化が図られているととれる。アメリカの国内法では国際団体への直接の寄付は控除対象外となるので、文化財への国際支援はこれまで文化財の国際支援活動を行ってきた団体(WMF、Getty Foundation、AICなど)を通じて行われるのがアメリカの特徴であると考えられる。これらの非政府団体(NGO)は非常用に資金を備蓄することや、緊急に適材と思われる人員と短期契約を結ぶなど臨機応変な対応が可能であり、ある程度経験のある組織であれば、国家組織と同じレベルで他国の国際協力団体や公的機関と活動をする可能性もある。現在は、複数の方針やアプローチが同時並行的に存在するが、既存の省庁と枠組みを柔軟に使った対応をとっており、現にハイチの文化遺産への緊急支援

は、省庁間の予算の移動、既存の支援用の資金の転用なども行われた。連携・調整方法は現在のところ統一されてはいないが、各機関のネットワークは充実にしている。

表2 各機関の活動範囲の広がり

	文化遺産国際協力 (General)	文化遺産国際協力 (被災)	国内文化遺産保護 (被災)
ブルーシールドアメリカ 国内委員会			
WMF			
NPS 国際部			
国務省文化教育局			
US/ICOMOS			
AIC			
国防総省			
緊急事態管理庁 (FEMA)			
スミソニアン博物館			

※ハイチ地震以前からの活動範囲
 ※ハイチ地震以降広がった活動範囲
 ※被災文化遺産保護という枠組みではないが、実質的な支援を行っている

4-2. 提言

平時からの備え

アメリカの文化遺産国際協力において、顕著であったことのひとつが情報集積及び人材の平時からの備えである。FEMAとAICは人材データベースを保有している。このように専門家を所在地域、専門、経験度ごとに分類した人材データベースを作成し、国際支援に動員可能な専門家を平時から把握しておくことは重要である。また、イコモスアメリカ国内委員会とNPS国際部も、専門家集団であるネットワークを活かし、情報収集は迅速である。両団体とも、ハイチ地震の際には官民を問わずアメリカの機関でハイチの文化遺産復旧活動についてレポートをまとめている。このレポートは、本調査においても、アメリカによるハイチ地震より被害を受けた文化遺産への国際支援制度を調査するために活用された。情報の集積を図ることで、後から支援活動に参加する団体が状況を掴みやすく、支援事業の重複が避けられる利点がある。

また、WMFのワールド・モノユメント・ウォッチリスト及び国務省のアンバサダーファンドは、緊急支援のための枠組みではないが、事業の副産物として、平時から世界中のプロジェクト情報を集めることができるとのことであった。応募者からの情報が年々備蓄されることにより、世界中にネットワークを構築でき

31 既にハイチからは別のプロジェクトが大使館より提出されていたが、特例として地震後に災害復旧の内容のものへの申請内容の変更を認めた。

ているとのことである。実際、WMFも国務省文化教育局も、文化遺産が危機に瀕した際は、情報が自然と入ってくるとのことであった。文化遺産国際協力コンソーシアムでは、日本の行う文化遺産国際協力データベースを持っており、平時から情報集積を行っている。文化遺産国際協力コンソーシアムの持つ情報が緊急時に対応できる可能性は非常に高い。ただし、ワールド・モノメント・ウォッチ・リストが20年継続しているプログラムなことに対して、文化遺産国際協力コンソーシアムは2011年に5年経過したばかりである。WMFの担当者は、テクノロジーと経験年数の融合により、情報集積が初めて可能であると述べていた。また、AIC-CERTのように、平時から被災文化遺産復旧のための研修を行い、人材を育成することも重要である。

緊急時の情報共有方法

上記の平時からの備えに加え、緊急時にはさらに迅速な情報共有が必要である。アメリカの情報共有の特殊性としては、レポート発表の即時性が挙げられる。WMFとブルーシールドアメリカ国内委員会は現地被災調査をそれぞれ行っているが、速報レポートは調査後約一週間以内にウェブサイト上に記載された。緊急時に被災地へ赴いての被災文化遺産調査は困難が伴うことが多く、可能であれば数を絞って行い、調査内容を共有することに主眼が置かれるべきである。このため、アメリカの緊急時の情報共有方法として、即時性に主眼が置かれるのは評価に値する。ブルーシールドアメリカ国内委員長はこの点を非常に重要視しており、携帯電話に付属するカメラで撮られた低画質の写真でも一刻も早く多く手に入れたい、と述べていた。テクノロジーが進む現代社会であるからこそ、被災状況調査への動員は最小限に抑え、その後の継続的支援に重点を置くためにも、資金・人員ともに配分を考慮する必要がある。また、緊急時の情報共有の在り方として、大使館など現地駐在大使館が果たす役割も期待される。

政府機関とNGOの連携

NGOと政府機関との決定的な違いは、意思決定過程と資金運用方法にある。まず、政府機関が、政治的理由に基づいてトップダウン的意思決定を行うのに対し、NGOは基本的にスタッフ又は理事委員会等の内部の判断で事業を進めることができるため迅速である。また、政府機関は予算額に上限や執行期限などがある理由で資金の貯蓄・繰越ができず、緊急支援に関して利便性が高いとは言えない一方、NGOは資金の貯蓄・繰越が可能で、必要であれば更に外部資金を獲得することができる。AIC-CERTが国立人文科学基金、国立文化基金、博物館図書館サービス振興機構などの政府機関から助成を受けたことから明らかだが、文化庁に相当する省庁がない分、アメリカの政府助成機関はNGOをうまく活用しているように見受けられる。緊急支援に限って言えば、意思決定過程と資金運用の面から言うとNGOの方が政府機関より機動性が高い。アメリカ政府だけに係らず、意思決定過程と資金運用方法については各国同じ状況であることが想定されるため、アメリカ政府のNGOとの連携は、他の国でも活用できるモデルであると考えられる。機動性が高い実動部隊を資金源と組み合わせることで、政府機関とNGOのそれぞれの機関の特徴を活かし、効果的に活動できるのではないだろうか。なお、WMFによると、NGOであることの難しさは、支援に伴う契約等のロジスティックな部分もNGO自ら行わなくてはならないことであるという。スミソニアン博物館がハイチ政府と合意書を取り交わしたことが、AICが文化遺産国際協力に参加を決定した一因でもあったように、政府機関がNGO活動のための合意書の取り交わしなどで連携できれば、NGOの活躍の幅はさらに広がるであろう。

最後になりましたが、今回の調査で快くインタビューに応じてくださり、多くの有益な情報を提供していただいたアメリカ側の関係者の皆様に感謝いたします。

Ⅲ 国際機関による支援体制

Ⅲ 国際機関による支援体制

1 Blue Shield Organizations (ブルーシールド組織)¹

1. 組織の概要

ブルーシールド国際委員会 (International Committee of the Blue Shield; ICBS) とブルーシールド国内委員会連盟 (Association of National Committees of the Blue Shield; ANCBS) は、武力紛争と自然災害を含めたあらゆる緊急事態に際し、文化遺産を護ることを専らの目的として活動する国際NGOである。同様の理念、目的をもつ国レベルのNGOとして、ブルーシールド国内委員会が設置される国も多くみられるようになってきている。

本章では、ICBS、ANCBS、ブルーシールド国内委員会を「ブルーシールド組織 (Blue Shield Organizations)」とひと括りにし、以下に、各組織の設立経緯や活動の概要、および、それぞれの相関を記す。

2. ブルーシールド国際委員会ICBS

ICBSは1996年、ICOMOS (国際記念物遺跡会議)、ICOM (国際博物館会議)、IFLA (国際図書館連盟)、ICA (国際文書館評議会) の4つの文化財関連の国際NGOによって設立された専門家ネットワークである。2005年にはCCAAA (視聴覚アーカイヴ組織調整協議会) が加わり、現在では5つのNGOが構成組織となっている。「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約 (Convention for the Protection of Cultural Property in the Event of Armed Conflict、ハーグ条約)」の定める標章「ブルーシールド」を組織のシンボルに掲げ、またその組織名称の一部としている(写真1)。武力紛争や自然災害を含めた緊急事態、および緊急時に想定される援助要請に迅速に対応するための準備を平時から整えておくことにより、世界の文化遺産を保護することを理念とし、「文化財の赤十字 (cultural red cross)」として、国際社会で役割を果

たすことを自任している。

ICBS設立に関わる最初の取組みは、1992年10月にICOMOSが主催した国際的な円卓会議である。この会議の開催は、1980年代後半から1990年代初頭にかけて、湾岸戦争、旧ユーゴスラヴィア紛争などの武力紛争やハリケーン、地震などの自然災害の影響により文化遺産が被災し、またその被害が過去に比べ、際立つものであったことに端を発している。文化遺産が武力紛争や自然災害によって深刻な損傷をうけることを目の当たりにした専門家らが、活動の可能性をICOMOSやICOM、ユネスコに問い合わせたことに応じ、国際機関の災害対応力を改善するための活動を開始することが、ICOMOSにおいて決定された。1992年の円卓会議は、その最初の取組みである。

1994年には、ICCRROM、ユネスコ、ICOMOS、ICOM、ICAおよびその他の関連組織を構成組織として、「危機に瀕した文化遺産のための組織間タスクフォース (Inter-Agency Task Force for Cultural Heritage at Risk; IATF)」が設置されている。議論を重ねる中で、自然保護の分野には世界自然保護基金 (World Wide Fund; WWF) があり、人命救助の分野には赤十字があるのに対し、文化遺産の分野には



写真1 教会の入り口に付されたハーグ条約の標章 (ドイツ・レーゲンスブルク)

1 本稿は筆者学位論文『武力紛争の際の文化財の保護に関する条約』の諸課題と解決に向けた取組み」第7章を中心にまとめたものである。

そのような国際的な救援組織がないことが指摘され、迅速な緊急時対応、トレーニングやワークショップを通じた専門知識の普及、および資金や設備の調達を担う、緊急時の文化遺産保護のための国際NGOの必要性が認められていた。ICBSは、そうした役割を担う国際NGOとして1996年に設立され、その活動目的として以下の点が認められた。

- ・自然災害または人為的災害による緊急時に、特に武力紛争の際に、文化遺産保護のための助言を行うこと
- ・組織間の協力を通じ、緊急事態への国際的対応を促進すること
- ・ハーグ条約に関する問題に対し、顧問の資格で役割を果たすこと
- ・文化遺産の保護と尊重を促進し、特に十分な危機管理策を推進すること
- ・ユネスコ、ICCROM、ICRCなどの専門組織と協議し、協力すること
- ・災害の予防と管理、および復旧のための地域レベル、国レベルそれぞれでの専門家の活動を促進すること

その後、2000年には、ICBSの憲章である「ストラスブール憲章 (Strasbourg Charter)」が採択され、活動の原則を「協働、独立、中立、専門性、文化的アイデンティティの尊重、非営利」とすることが決定された。

なお、こうした活動が1990年代に進展したことには、1990年代が国連による「国際防災10年 (International Decade for Natural Disaster Reduction)」であったことの影響も指摘されている。

ICBSを構成するそれぞれのNGOも緊急時の文化遺産保護に関するプログラムを有している。ICAでは災害予防委員会 (Committee on Disaster Prevention) が1993年に設置されており、IFLAでは1984年に開始された資料保存コア活動 (Core

Activity on Preservation and Conservation; PAC) のプログラムの中で防災管理が扱われてきている。ICOMとICOMOSで関連する活動が開始されたのは、ICBS設立以降である。ICOMOSではオランダのICOMOS国内委員会の提案をうけ、1997年に危機管理のための委員会 (International Scientific Committee on Risk Preparedness; ICORP) の設置が決定され、また、2000年以降は、危機に瀕した文化遺産の年次報告書である“*Heritage@Risk*”が発行されている。ICOMでは2002年から美術館危機管理プログラム (Museum Emergency Programme) が開始されており、情報の共有化やネットワーク構築が図られている。最近では、ICOMの災害救援タスクフォース (Disaster Relief Task Force) による活動もみることができ、グルジア (2008年・ロシアとグルジアの紛争) やガザ (2009年・イスラエルによるガザ侵攻) における被災状況の調査、およびそれら調査報告のオンラインでの公開などが行われている²。

なお、ICBSはNGOではあるが、ハーグ条約を補完するために1999年に採択されたその第二議定書により、ICCROM、ICRCと並び、ユネスコと公式の関係をもつ専門機関として、同議定書の実施に関与する資格を与えられている³。

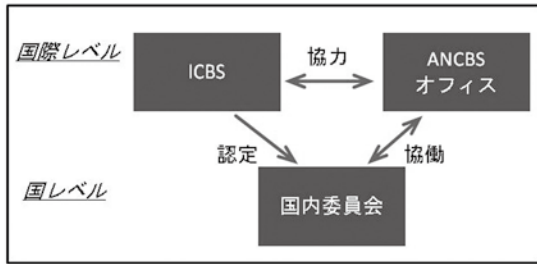
3. ブルーシールド国内委員会の設立

ICBSと同様の理念と目的をもつ活動は国レベルでも推進されており、各国でブルーシールド国内委員会の設立が進んでいる。ANCBSウェブサイトによれば、2010年12月10日現在、1997年にベルギーで設立されたのを最初とし、現在までにオーストリア、オーストラリア、ベニン、チリ、キューバ、チェコ、フランス、イスラエル、イタリア、マケドニア、マダガスカル、オランダ、ノルウェー、ポーランド、セネガル、イギリス、アメリカ、ハイチを含めた、19カ国において設立されている。その他、約20カ国で設立のための準備

2 筆者が参加したオランダ調査では、インタビュー対象者のひとりであるHanna Pennock女史がICOMの同プロジェクトのメンバーでもあることから、その活動状況についても議論を行った。その際、個人の意見として、効率性および活動の重複・競合防止の観点から、今後はその活動はブルーシールド組織と統合したほうが効果的であろうとの意見が示された。ANCBSと各NGO特有のプログラムとの間の調整・連携は今後、より必要性・重大性を増していくと考えられる。

3 ハーグ条約第二議定書第11条3「関連する専門的知識を有する他の締約国、ブルーシールド国際委員会及びその他の非政府機関は、特定の文化財を第24条に規定する委員会に推薦することができる。このような場合には、当該委員会は、締約国に対し、一覧表への当該文化財の記載を要請するよう促すことを決定することができる。」

ハーグ条約第二議定書第27条3「…委員会は、その任務の遂行について支援を受けるため、ユネスコと公式の関係を有する専門的機関等の著名な専門的機関 (ブルーシールド国際委員会 (ICBS) 及びその構成機関を含む。) を顧問の資格で委員会の会合に招請することができる。また、委員会は、文化財の保存及び修復の研究のための国際センター (ローマ・センター) (ICCROM) 及び赤十字国際委員会 (ICRC) の代表についても、顧問の資格で出席するよう招請することができる。」



役割分担
 ICBS：公的、外交的任務 ANCBS：実践的任務

図1 各ブルーシールド組織の役割・関係

が進んでいるとされている。

ブルーシールド国内委員会の公式の承認はICBSによって行われる。国内委員会としての要件はストラスブルール憲章に定められており、同憲章を十分に認識すること、ICBSの4つの設立組織の国レベルの組織による支援を受けること、国内委員会の構成組織、連絡先、会議のスケジュールと議題、および関連するイベントについてICBSに通知すること、ICBSに対して承認を申請すること、とされている。

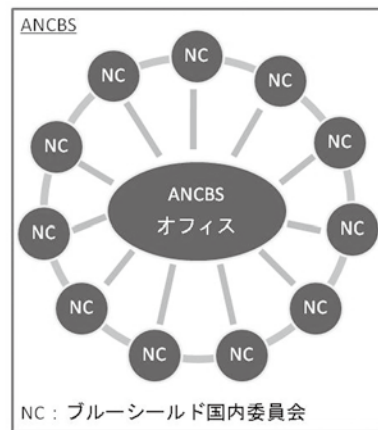
4. ブルーシールド国際委員会の活動とブルーシールド国内委員会連盟ANCBSの設立

ICBSの活動理念が国レベルでの支持を広げる一方で、ICBS自体は専門組織間のネットワークにすぎず、専任職員、オフィス、活動資金を欠いていたことから、問題点が認められていた。ひとつは、武力紛争や自然災害に際し、声明の発表などは行っていたものの⁴、実質的な援助活動には着手できていなかったことであり、もうひとつは、国際的な知名度とプレゼンスを十分に得ていなかったことである。

こうしたICBSの活動の不十分さを克服するために設立されたのがANCBSである。ICBSとANCBSの相関と役割分担は、2008年12月に開催されたANCBS設立会議で確認されている。ICBSがハーグ条約第二議定書の実施への関与やユネスコ、ICRC、ICCROM等との連絡の維持など、外交的役割を担うのに対し、ANCBSは、情報センターかつコーディネーションセンターとして、実践的役割を果たしていくものとされた(図1)。具体的には、各国国内委員会を含めた関連組織間のネットワークの維持と活性化およびそれら

の活動の調整、緊急時対応の準備と実施、トレーニングプログラムの提供、意識啓発、資金調達などがANCBSの任務とされた(図2、図3)。

ブルーシールド組織がその活動モデルとしているのは、国際赤十字・赤新月運動(International Red Cross and Red Crescent Movement)である。国際赤十字・赤新月運動は、赤十字国際委員会(ICRC)、国際赤十字・赤新月社連盟(International Federation of Red Cross and Red Crescent Societies; IFRC)、各国赤十字社・赤新月社の3者に



役割：情報センター
 コーディネーションセンター
 任務：ネットワークの維持・活性化
 緊急時対応の準備・実施
 関連機関の活動の調整
 意識啓発
 トレーニングプログラムの提供など

図2 ブルーシールド国内委員会連盟の概要



図3 ブルーシールド国内委員会連盟のパムフレット

4 イラクにおける文化遺産に対する戦争の影響に関する声明(2003.3)、中東における文化遺産の破壊に関する声明(2003.3)、アフガニスタンにおける文化遺産の再建のための国際支援の誓約に関する声明(2003.3)、ルイジアナ、ミシシッピおよびアラバマの文化遺産に対するハリケーンカトリーナの影響に関する声明(2005.9)、東ティモールにおける公文書の盗取に関する声明(2006.6)、中東の紛争において危機に瀕している文化遺産に関する声明(2006.7)

より構成されるものである。各国赤十字社・赤新月社では、国際赤十字の活動と原則を実現するため、人道支援分野における各国政府の補助機関としての活動、災害救援や保健・社会事業等の活動、武力紛争時における民間の被災者の救護、また必要に応じ、軍衛生部隊の支援などが行われている。IFRCは、それらの連盟組織として、災害救援や災害対策事業などに關し、各組織間の連携や活動の調整を図ることを任務としている。一方で、ICRCは、武力紛争時に犠牲者等を保護するために中立的な立場で介入することをジュネーヴ条約の中で認められた国際機関として、独立した立場を得ている。文化財保護の分野でも、ICBS、ANCBS、各国ブルーシールド委員会のブルーシールド組織が一体となって有効に活動し、「文化財の赤十字」として一定の立場を獲得することが課題となっている。

5. 被災文化遺産復旧にかかるICBS、ANCBSの国際協力体制

上述のように、ICBSはNGO代表者の連絡機構にすぎず、またANCBSはコーディネーションセンター、および情報センターとして機能することを目的としている。いずれも、組織として被災文化遺産の救出や復旧に直接的に従事するわけではない。援助を必要とする地域、機関、人々と、援助を行う意志のある機関、人々を結びつけることがそのタスクであり、国際協力の手法である。

災害後の具体的な活動としては、これまでの災害時には、現地の情報収集、被災状況のレポートの関係者への公開、ボランティアの募集といった手順が踏まれた例がみられる。被災状況についての情報収集は、各国ブルーシールド国内委員会やそれら国内委員会がもつネットワーク、ICOMOS、ICOM等の関連NGOのネットワーク、および専門家個人のネットワークを通じて行われ、被災状況が判明した際には、状況報告のレポートがインターネットを通じて公開されている。ボランティアの募集も上述のネットワークのメーリングリストやウェブサイトを通じて行われている。例えば、2009年3月にドイツ・ケルンの市立文書館が崩壊した際には、主にドイツの専門家が現地の情報を収集し、ANCBSに被災状況と援助のニーズについて報告を行っていた。ANCBSはそれら情報に基づき、メーリングリストを使用しボランティアを募っている。

2010年1月のハイチ地震の際には、同年3月にアメリカブルーシールド国内委員会の委員長がスミソニアン博物館による現地視察ミッションに参加しており、その視察報告書が、ブルーシールドのネットワークを通じて広く公開されていた。情勢がある程度安定化した後の活動を想定したボランティアの募集も行われており、インターネット上でボランティア登録ができるようになっている。

ただし、こうした例も試行錯誤の一段階である。ブルーシールド組織は新しい組織であり、緊急時対応のためのシステムはいまだ確立されていない。ハイチ地震への対応においては、情報共有のためにFacebookやtwitterといった新しいツールも利用されており、今後も実践を積み重ねながら、効果的な手法を模索していくものと考えられる。

6. 日本におけるブルーシールド国内委員会設立の可能性

日本では、ブルーシールド国内委員会は設立されていない。「日本ブルーシールド国内委員会」が成立するためには、ストラスブル憲章の定める要件に照らし、少なくとも日本ICOMOS国内委員会、ICOM日本委員会、日本図書館委員会、全国歴史資料保存利用連絡協議会がその構成機関とならなければならない。これまで、全国歴史資料保存利用連絡協議会では、2007年～2008年にその資料保存委員会でブルーシールド国内委員会設置に関する議論がみられ、また日本ICOMOS国内委員会では2010年3月に、ハーグ条約と自然災害時の文化財保護についての研究会が行われている。しかし、これら4団体が設立に向けて協働した様子はみることができない。

近年、アジアの文化遺産が、地震、津波、水害などの自然災害により甚大な被害をうけ、国際的な援助を必要とするケースが多く見受けられるようになっている。日本には、アジア諸国の文化遺産をフィールドとする専門家が多いことに加え、距離的にもその他のアジア諸国に近い。非政府の独立組織として「日本ブルーシールド国内委員会」が設立されることは、日本が被災地に国家政府間交渉を経ずして迅速に緊急援助を行ううえで、また諸外国にアジアでの被災状況を知らせ、国際的な関心を高め、援助活動を促進するうえで、有効であると考えられる。「日本ブルーシールド国内委員会」の設立と、国際的なブルーシールドネッ

トワークへの早期の参加は、上記4団体に限らず、この問題に関わりうるさまざまな組織を取り込みながら検討すべき重要課題であろう。

Ⅲ 国際機関による支援体制

2 ICCROM (文化財保存修復研究国際センター)

1. 組織の概要

ICCROMは、1956年に開催された第9回ユネスコ総会の決議に基づき、1959年に設立された政府間機関である。現在加盟国は129カ国で、事務局はローマに所在する。

主な業務は、文化財の保存修復に関する研究の促進・助言・勧告の付与、専門家の養成等で、前者に関わる活動としては、加盟国の要請に基づいて行う個別事業（例えばフィレンツェ・ヴェネチア水害後の文化財修復、モヘンジョダロ遺跡の保存等）、ユネスコの助言機関として行う世界遺産に関連する活動（世界遺産の保存状況に関する調査、国際支援要望書の評価等）、アフリカや東南アジア等の広い地域を対象とする総合的事業（例えばCOLLASIA2010、AFRICA2009等）等が挙げられる。

また専門家の養成については、世界の国や機関と協力し、1966年以降4000人以上の参加者を得て実施してきた。現在は、建造物遺産保存（ローマ）、石の保存（ローマ）、紛争時の文化遺産応急措置（ローマ）、木の保存（オスロ）、近代建築保存（ヘルシンキ）等に関する国際コースと、アラブ諸国の文化財専門家を対象とするATHAR（UAE等）およびラテン・アメリカ諸国で実施されるLATAM（メキシコ等）といった特定地域でのコースがそれぞれ定期的に行われている。日本との関係では、東京文化財研究所の実施する紙の保存コース、財団法人ユネスコ・アジア文化センター文化遺産保護協力事務所の実施する木造建造物の保存と修復コース及び遺跡の調査と保存コース、立命館大学歴史都市防災研究センターが実施する文化遺産と危機管理コースに協力している。

これらに加え、世界の文化遺産に関わる情報を幅広く収集・提供する活動、文化の多様性や環境の変化等を考慮した文化遺産の保護に関わる研究活動、世界各国での使用を念頭に置いた教材の作成や国際ワークショップの開催等を通じた文化遺産の啓蒙に関わる活

動等を展開している。

2. 被災文化遺産復旧に関連する活動

1966年にフィレンツェ及びヴェネチアで発生した水害後の文化遺産の復旧を端緒として、イクロムは世界各地の被災文化遺産に関わる問題に積極的に取り組んできた。活動の形としては、会議の開催、トレーニングコースの実施、出版物の刊行という3種類があり、文化遺産保護に対する関心の高まりや災害規模の拡大などを背景として、近年これらいずれの活動も活発化している。

まず会議に関しては、2005年以降、重要な国際会議を年1回程度のペースで開催している。例えば、2005年に国連世界防災会議の一環としてユネスコ世界遺産センター・文化庁と共同で開催した文化遺産危機管理に関するテーマセッション、2006年ダボス（スイス連邦）で開催した「文化遺産に関わる伝統の知恵の危機管理戦略への活用」会議、2008年と2009年にオリンピック（ギリシャ）とアッコ（イスラエル）で開催された第1回・第2回ユネスコ世界遺産センター減災ワークショップへの関与や、世界遺産の減災戦略を検討するための会議における中心的役割、2009年ラクイラ地震直後の研究会議の実施、2009年に北京で開催した世界文化及び自然遺産の脆弱性評価と気候変動に関わるワークショップなどが挙げられる。

第2のトレーニングコースについては、2005年から隔年で動産文化遺産の危機管理に関わるコースを北京で実施し、2006年からは立命館大学歴史都市防災研究センターが実施している文化遺産と危機管理コースに参加者の選考や講師の派遣といった形で関与している。さらに最新の動向としては、ローマ及びハイチで2010年に実施された紛争・災害時の文化遺産の応急措置に関わるトレーニングコースが挙げられる。ローマでのコースは、イタリア政府からの依頼に基づき、同政府の協力を得て実現に至ったもので、9月中旬か

ら10月まで6週間をかけて実施された。内容は、動産、不動産の両分野を含み、文化財専門家はもちろん消防、軍隊などの担当者を世界各地から招き、講義、実技、現地見学等を行い、理論から実践までの幅広い知識を提供している。そして参加者らは、自らのこれまでの経験と新たな知識を融合しながら、緊急時における建造物・考古遺産・絵画・彫刻等の被災文化遺産の取り扱い、複数の利害関係者間の意見調整、応急措置計画の策定等に関わる実務的訓練を積んでいく。ハイチのコースは、2010年1月に発生したハイチ地震で被災した文化遺産（特に動産文化遺産）の応急措置のために、ハイチ文化遺産国際調整委員会の助言機関の一つであるイクロムが、米国のスミソニアン学術協会と協力して、2010年8月下旬から9月中旬の3週間にわたり実施したものである。ハイチの首都ポルトー・フランスにおいて、国連平和維持活動（PKO）部隊の協力を得ながら、現地で実際に応急措置に当たる専門家を対象として行われた。

第3の出版物については、被災文化遺産に関わる刊行物として特に以下のものが挙げられる。

- FEILDEN, B., *Between Two Earthquakes, Cultural Property in Seismic Zones.*, Rome/Los Angeles, ICCROM/ Getty Conservation Institute, 1987.
- FEILDEN, B. and JOKILEHTO, J., *Management Guidelines for World Heritage Sites*, Rome, ICCROM, 1993, 2nd ed. 1998.
- STOVEL, H., *Risk Preparedness: A Management Manual for World Cultural Heritage*, Rome, ICCROM, 1998. (ストーベル：『建築・都市遺産の防災指針』、立命館大学歴史都市防災研究センター叢書、2008年)
- ICCROM, ICOMOS, IUCN, UNESCO-WHC,

Managing Disaster Risks for World Heritage., World Heritage Resource Manual, Paris, UNESCO, 2010.¹

これらの中で最後の *Managing Disaster Risks for World Heritage* は、ユネスコ世界遺産センターの世界遺産教材マニュアルシリーズの第1巻として、前記の国際会議やその他世界遺産の危機管理に関する最新研究の成果を盛り込みながらイクロムが編集を行っている。またこれらの他、現在、動産文化遺産の危機管理に関連してイクロムとカナダ文化財保存協会が共同でマニュアルを作成中である。

3. 活動の課題と今後の展望

世界遺産をはじめとする各地の文化遺産の危機管理に関連して、イクロムに助言や活動の強化を求める声は年々高まっている。イクロムとしては、名目ゼロ成長の予算編成という財政上の制約はあるものの、これらの世界的な要請に応えるためにも、今後この分野における活動を一層充実させていくことを検討している。

具体的な展望としては、2012～2013年の2ヵ年事業計画において、危機管理を新たな一つの柱にしようとして現在検討を行っている。将来的には、新たな国際トレーニングコースの開設や、災害や紛争が頻発する特定の地域をターゲットにした危機管理に関わる総合的事業の展開等が視野に入っている。その実現に向けて、まず2012-2013年には、危機管理に関する予備的なワークショップを開催し、広く意見交換を行う予定である。この中長期的な展望において、より多くの成果を生み出すために、他の国際機関やICOMOS等のNGOはもちろんのこと、日本などの被災文化遺産の復旧に関わる豊かな経験、ノウハウをもつ国々との連携は重要であると思われる。

1 このマニュアルは、印刷物としては刊行していないが、世界遺産センターの以下のアドレスから全文をダウンロードすることができる。
<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-1.pdf> (英語版)
<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-2.pdf> (仏語版)

Ⅲ 国際機関による支援体制

3 ICOM (国際博物館会議)

1. 組織の概要

ICOMは、世界の博物館関係者によって1946年に設立された国際NGOである。137の国と地域に所在する約3万人の会員によって支えられ、世界各地の博物館をカバーする唯一の国際ネットワークで、117の国に国内委員会、本部には主題に応じて31の国際委員会が組織されている。

ICOMの主な使命は、

- ・博物館に関わる国際規準の整備（例えば「博物館のための倫理規程」など）
- ・外交的な情報交換の促進
- ・専門家ネットワークの充実
- ・世界的シンクタンク
- ・その他、美術品等の不法取引防止・危機管理・普及啓発などに関わる国際的活動の推進

などで、ブルーシールド国際委員会の設立メンバーの一機関としても積極的な活動を展開している。

2. 被災文化遺産に関連する活動

1998年に採択された3ヵ年事業計画において明記されているように、ICOMにおける危機管理に関わる活動の目的は、各地の遺産の脆弱性に関する情報を世界に幅広く提供すると共に、武力紛争又は自然災害時において博物館専門家を支援することにある。この目的の実現に向けて、ICOMではこれまで数々の事業を展開してきた。その事業の中でも博物館緊急プログラムとレッドリストの作成は重要な役割を果たしており、以下それを概説してみたい。

博物館緊急プログラム

博物館緊急プログラム（Museum Emergency Programme。以下、MEPという。）の全体的な目的は、災害の特質に関する理解を深め、地域コミュニ

ティの参加のもとで地域に伝わる伝統、技術、ノウハウを尊重しながら、予防措置や緊急措置を講じることで文化遺産の被害を抑えることにある。より具体的には、以下の実現が目指される。

- ・災害復旧に携わる人々と博物館関係者との連絡体制の構築
 - ・これら関係者のネットワークの構築と共同作業の推進
 - ・鍵となる専門家、ノウハウ、技術、教材等の特定
 - ・様々なバックグラウンドを持つ専門家との情報共有
 - ・予防・緊急措置に対する地域的・文化的なアプローチの違いの重視
 - ・異なる地域の状況や文化へのノウハウ・技術等の適合
 - ・参考文献等の翻訳
 - ・以上の実現に向けたICOMネットワークの活用
- そして実際のプログラムは以下の6つのモジュールに分けて行われる¹。

モジュール1：調査

モジュール2：文化遺産に対する災害予防・緊急措置に関する国際シンポジウムの開催

モジュール3：支援の道具・教材の作成、翻訳、普及

モジュール4：教育活動

モジュール5：地域ネットワークの創造

モジュール6：意識向上活動、資金調達活動の実施

これらの中からいくつか具体的に内容を紹介します。例えばモジュール1の「調査」は、基本的にアンケート調査、文献調査、現地調査からなっている。アンケートは、世界各地の約2000の博物館に対して行われ、その回答と文献調査の分析を基に、2003年にはヴェネズエラ及びマダガスカルへの現地調査が行われた。そして、現地の実態把握と担当者との意見交換をはじめ、モジュール3～6の実施に資する情報の収集

1 モジュール1及び2については、オランダ国外務省の資金協力を受けている。

も行われている。

モジュール2は、インドのハイデラバードに所在するサーラルジャング博物館を会場として2003年11月に実施されている。32カ国から約60人の専門家が参加し、文化遺産に対する災害予防・緊急措置に関する最新研究の発表に加え、プラハの水害、イラク戦争時のバグダッドにおける文化遺産保護措置等のケーススタディーを巡って議論がなされ、さらに「コミュニティの参加と責任」、「環境と地域の伝統の保護」、「ネットワーク構築」という3つのテーマに即してそれぞれ作業部会が組織されて個別の議論が展開した。そして、最終的には動産文化遺産の緊急措置に関する勧告が出されている²。

またモジュール4に関しては、Getty Conservation Institute及びイクロムと共同で専門家養成に関わる活動を展開している。そして例えば東南アジアで行われたトレーニングコースは、2005年から2006年の約8ヶ月の間に3期に分けて実施され、文化遺産の危機管理に関わる一般的な知識だけでなく、地域環境に応じた文化遺産の脆弱性評価や、地域に伝わる伝統技術・ノウハウを尊重した手法の開発など、土地の実態に即した講義、実技、議論が行われた。

なお、MEPは2005年に東南アジア、2006年にバルカン地域を中心として実施されたが、その後財政上の問題から実施されていないという。

レッドリストの作成

被災文化遺産に関係する活動としては、レッドリス

トの作成も挙げられる。これは、紛争や災害により政治的・社会的に不安定な状況にある地域に所在する文化遺産の不法取引を未然に防ぐために、危機に瀕する文化遺産のリストを作成、公開するという活動である³。そして2000年から現在まで、以下の8つの国または地域を対象にリストが作成されている。

- ・アフリカの考古資料（2000年）
- ・ラテン・アメリカの動産文化遺産（2003年）
- ・イラクの考古資料（2003年）
- ・アフガニスタンの考古資料（2006年）
- ・ペルーの考古資料（2007年）
- ・カンボジアの考古資料（2009年）
- ・中央アメリカ及びメキシコの被災文化遺産（2009年）
- ・ハイチの文化遺産（2010年）

いずれのリストも網羅的ではないものの、不法取引される可能性の高い文化遺産に絞って税関や警察に広く情報提供することで、実質的な取り締まりに貢献すると共に、この問題に関係者に具体的に周知させる効果を生み出している。なお8つのリストのうち、ハイチに関するものは2010年1月に発生したハイチ地震を受けて、国際刑事警察機構（Interpol）、世界税関機構及びユネスコの要請に基づき作成されたものである。このリストは、緊急性と同時に、被災後の文化遺産の実態がまだほとんど把握できていないという現状を踏まえて、被災文化遺産そのものを掲載するのではなく、不法取引の対象となりうる文化遺産のタイプを、参考写真を添付しながら紹介するに留めている。

2 シンポジウムの成果は以下の書籍にまとめられている。*Cultural Heritage Disaster Preparedness and Response*, ICOM, 2003. 全文を以下のアドレスからダウンロード可能。http://archives.icom.museum/disaster_preparedness_book/index.html

3 データベースはインターネット上で公開されている。<http://icom.museum/what-we-do/resources/red-lists-database.html>

Ⅲ 国際機関による支援体制

4 ICOMOS (国際記念物遺跡会議)

1. 組織の概要

イコモス (ICOMOS: International Council on Monuments and Sites、国際記念物遺跡会議) は、世界中の文化遺産保護の専門家約9500人により構成される国際非政府組織 (NGO) である。1964年の記念物と遺産の保存に関する国際憲章 (International Charter on the Conservation and Restoration of Monuments and Sites / 通称ヴェニス憲章: the Venice Charter) を受けて、文化遺産の保存、保護を目的とする原理、方法論、保存科学技術の研究・応用への貢献を目的とし、1965年に設立された。現在は、世界文化遺産登録の審査、モニタリングを行う諮問機関としても、ユネスコと密接な関係を築いている¹。本章では、アメリカ調査の際のイコモス事務局長グスタヴォ・アラオズ (Gustavo Araoz) 氏及びアメリカイコモス国内委員会事務局長キャサリン・スリック (Katherine Slick) 氏へのインタビュー内容を参考に、イコモスの行う被災文化遺産復旧に関する活動概要と、今後の課題と展望について述べる。

2. 被災文化遺産復旧に関連する活動

イコモスの設立目的にある通り、その文化遺産保護に関する活動は多岐に及び、被災文化遺産及び防災に関する活動にも積極的に取り組んできた。イコモスは専門家より構成されるNGOであるため、緊急支援のための事業立案、展開ではなく、国際的ネットワークを利用した専門知識の共有・情報発信が中心的活動である。例えば、2010年のハイチ地震の際、グスタヴォ

事務局長はイコモスニュースの中で、ハイチ地震への支援準備ができてきていること、ディヌ・ブンバル (Dinu Bumbaru) イコモスカナダ国内委員会事務局長を委員長としたハイチ復興運営委員会 (ICOMOS Haiti Heritage Recovery Steering Committee) を設置したこと、国際社会と協働して支援を行うこと等を含む声明を発表し、世界中の専門家に対して喚起を呼び起こした²。

他にも、刊行物を通して、専門知識の普及に努めており、具体的刊行物としては、ユネスコ、イクロムと共同で出版した、ハーブ・ストーベル (Herb Stovel) 前イコモス事務局長による *Risk Preparedness: A Management Manual for World Cultural Heritage*³ や2010年に発表された *Managing Disaster Risks for World Heritage*⁴ が挙げられる。

また、イコモスには文化遺産保護に関する28分野ごとに分かれた国際学術委員会 (International Scientific Committee) があり、そのうち被災文化遺産復旧に関連する委員会としては建築遺産の構造の解析と修復に関するイコモス専門委員会 (Analysis and Restoration of Structures of Architectural Heritage: ISCARSAH) 及び文化遺産防災国際学術委員会 (International Committee on Risk Preparedness: ICORP) がある。ISCARSAHは、歴史的建造物の修復・補強において構造技術者の果たす役割の高まりを受け、1996年に設立された。1997年以降隔年ごとに会議を開催し、専門家間の情報共有に努めている。ISCARSAHは2003年にジンバブエに

1 ICOMOS, <http://www.international.icomos.org/about.htm>

2 ICOMOS, "ICOMOS International Secretariat e-news n° 53, 26 January 2010" http://www.international.icomos.org/publications/e-news/2010/E-news_53_20100126.pdf

3 STOVEL, Herb, *Risk Preparedness: A Management Manual for World Cultural Heritage* 4, Rome, ICCROM, 1998. (ストーベル: 『建築・都市遺産の防災指針』、立命館大学歴史都市防災研究センター叢書、2008年)

4 *Managing Disaster Risks for World Heritage, World Heritage Resource Manual*, Paris, UNESCO, 2010. ユネスコ、イクロム、イコモス、IUCNが共同で出版した。ユネスコ世界遺産センターの以下のアドレスから全文をダウンロードすることができる。 <http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-1.pdf> (英語版) <http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-2.pdf> (仏語版)

て開催された第14回イコモス総会にて採択された「分析、保護、構造的修復の原理」(Principles for the Analysis, Conservation and Structural Restoration of Architectural Heritage : ISCARSAH Principles)を創案等の実績もあり、イコモス内でも特に技術専門家の色合いが強い。近年は気候変動作業部会を設立し、2008年には中国にて「気候変動と文化遺産構造」(Global Climate Change and its Impact on Structures of Cultural Resources)と題した会議を開き、防災、パイロットプロジェクトのための資金調達、トレーニング、「分析、保護、構造的修復の原理」の普及といった多岐にわたる内容の勧告をまとめている⁵。その他の最近の活動としては、国際標準化機構(ISO)の既存建造物の設計基準(ISO13822 Based on design of structures- Assessment of existing structures)のANNEXにHeritage Structuresを加える活動についての議論及び支援、また世界各地の歴史的建造物に対する現状評価の要請に対する対応、委員会の年2回開催などがあげられる⁶。

ICORPは自然災害及び人災から文化遺産を守るための危機管理強化のための国際学術委員会で活動自体は10年以上前からであるが、正式な設立は比較的新しい。現在は、ISCARSAHとICORPが中心となって、イコモスの被災文化遺産保護についての方針・取り組みを行っている。2010年よりICORP委員長はユネスコ等で被災文化遺産に関するコンサルタントとしての実績が多いロヒト・ジグヤス(Rohit Jigyasu)立命館大学歴史都市防災センター教授に代わった。ロヒト・ジグヤスICORP委員長は立命館大学歴史都市防災センター教授と共同で文化遺産防災分野での活動も多い。例えば、立命館大学では先進国の高等教育研究の成果を途上国等に還元するユネスコの活動であるユネスコ・チェアの認定を2006年に受け、同年「文化遺産と危機管理」国際研修を開始した。国際研修は、文化遺産保護専門家と防災の専門家が協同して、文化遺産の価値を尊重した危機管理計画を作成する手法を習得することを目的に、アジア太平洋地域の政府や研究機関に所属する文化遺産保護専門家と防災専門家などを招聘し、文化遺産保護専門家と防災の専門家が協同

して、文化遺産の価値を尊重した危機管理計画策定のための研修を行っている⁷。また、2010年には、公開シンポジウム「文化遺産を災害からどう守るか—防災と災害復旧」を開催し、文化遺産を守るために、災害復旧という観点も含めた防災について、日本および世界の現状を基に今後の課題や取り組みの指針を検討した。NGOであるICOMOSは財政的理由もあり、事業展開することは珍しいが、上記のように外部資金を導入した活動もある⁸。

3. 活動の課題、日本に対して求めるもの

今後のイコモスの被災文化遺産復旧に関連する活動は、ISCARSAHとICORPが中心となり活動していくと考えられる。ISCARSAHが建造物の構造補強を使命としている点、ICORPが被災後の文化遺産復旧に対しても活動を広げている点を考えれば、両者ともに被災前後といった役割分担以上ではなく、それぞれの専門性を補いながら活動を展開していることがうかがえる。今後は、ISCARSAH及びICORPともに、イコモス内だけでなく、国際的な要求に応えうる実績をさらに積み上げることが今後の課題となる。2010年1月のハイチ地震において、イコモスは文化遺産の危機的状況に対して懸念をいち早く表明し、アラオズ事務局長を中心にハイチの文化遺産保護の重要性を世界に呼び掛けた。ただし、ハイチ地震においては、イコモス、ユネスコ、及び各国政府及びNGOが文化遺産への支援を表明したが、各国・各機関の協力、連携は万全とは言い難く、ハイチ復興運営委員会の活動も困難が伴ったとのことである。理由の一つとして、文化財復旧と一括りに言っても、対象が動産か、不動産か、有形か、無形かによって、支援方法が大きく異なるため、各団体の優先順位が異なる状況で共同しての活動が難しかったことがあげられる。多様な国、機関がこぞって支援を表明し、一同に活動を行ったハイチ地震のような大規模災害の時こそ、ISCARSAH及びICORPのような専門委員会がユネスコ、ブルーシールドなどの国際機関と協力し、支援の交通整理ができるような実績と求心力を持つ必要があるであろう。その際、インターネット等を積極的に利用した多くの専

5 ISCARSAH, <http://iscarsah.icomos.org/>

6 Japan ICOMOS/INFORMATION 誌7期8号(2008年12月10日)、7期9号(2009年3月27日)、7期11号(2009年9月17日)、8期1号(2010年3月5日)

7 立命館大学歴史都市防災研究センター、<http://www.rits-dmuch.jp/unesco.html>

8 立命館大学・イコモスICORP、文化遺産を災害からどう守るか—防災と災害復旧 http://www.rits-dmuch.jp/dl_files/2010kokusaisympo.pdf

門家とのネットワーク構築及び、平時からの情報共有を行うことが重要だと考える。NGOという組織形態は資金面の理由で体制の弱さが露呈することもある。しかし、人次第、会員次第で活動内容を決定できる柔軟性の高い団体であるからこそ、被災文化遺産支援というような未だ決定的対応策の見つかっていない課題

に対して対応できるのではないだろうか。今後より多くの人材を集め、実績を積むことで、ISCARSAH及びICORPへの期待はさらに高まることと思う。日本もイコモス加盟国として、両委員会へのさらなる積極的な活動協力を続けていくことが重要であろう。

Ⅲ 国際機関による支援体制

5 UNESCO World Heritage Centre (ユネスコ世界遺産センター)

1 組織の概要

ユネスコ（国際連合教育科学文化機関：United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization）は、「諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じて、国際平和と人類の福祉の促進を目的とした国際連合の専門機関」¹であり、本部はパリに所在する。ユネスコ本部内にあるユネスコ世界遺産センター（UNESCO World Heritage Centre）²は、世界遺産条約³の管理をはじめ、世界遺産に関するあらゆる業務を担当しており、世界遺産委員会と事務局による年次セッションの開催、条約締約国に対する候補地準備への助言、世界遺産基金（World Heritage Fund）からの協力調整等を行っている。また、世界遺産登録地の状況確認と緊急対策措置、技術的なセミナーやワークショップの開催、世界遺産リストとデータベースの更新、若い世代に向けた教材の開発、世界遺産に関する諸問題の一般への公開も進めている⁴。

以下では、ユネスコ世界遺産センターにおけるインタビューの際、本調査に密接に関わるものとして取り上げられた二つのプログラムについて、その概要を示したい。

2 文化遺産のためのラピッド・レスポンス・ファシリティ（Rapid Response Facility: RRF）

ラピッド・レスポンス・ファシリティ（RRF）⁵プログラムは、ユネスコ世界遺産センターと国連基金（United Nations Fund）、イギリスのNGOである

Fauna & Flora International（FFI）⁶が共同で実施する小規模助成プログラム（Small grants program）であり、特に優れた生物多様性を保有する世界自然遺産とその周辺地域を対象として、緊急的な資金援助を行うものである。

従来、ユネスコが実施していた緊急支援に比べ、RRFでは、迅速な対応に何よりも重点を置いている。従来の支援体制では、要請があつてから援助資金が相手方の銀行口座に届くまでに、早くとも2週間がかかっており、即座な対応が要される災害時等は、この手続きの間に被害が増大し、取り返しのつかない損害に至ってしまうためである。RRFでは資金到達までの期間を1週間（8営業日）に短縮することで、被害をできるだけ最小限に食い止めることが目指されている。

RRFの目的は次のように示される。

- 世界自然遺産の危機的状況に応じて迅速に資金を調達する。
- 長期的資金調達が想定される場所にブリッジング・ファンドを提供する。
- 長期支援プログラムの一部として迅速な革新的資金調達のメカニズムを採り入れる。

RRFは支援要請に応じてFFIの専門家が要請内容を査定し、それをもとにユネスコが資金援助を行うというかたちを採っている。申請書は随時受け付けられており、申請者はプロジェクトの詳細を所定の書式に

1 ユネスコ憲章章1より引用

2 <http://whc.unesco.org/en/134/>

3 正式には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage」、1972年にユネスコで採択された。

4 本調査では、ユネスコ内の関連部署として、文化部和世界遺産センターに対しインタビューを行った。文化部（Culture Sector）は、無形文化遺産救済条約（Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage）や文化多様性世界宣言（Universal Declaration on Cultural Diversity）等、異文化間の対話を促進するために適用される重要な条約や宣言を管轄する他、国際的なキャンペーンの管理、世界遺産を含む史跡や口伝、無形文化遺産の保護を支援している。また世界遺産センター、イクロム、イコモス、アイコムと共同で運用プロジェクトを実施している。

5 <http://whc.unesco.org/en/activities/578>

6 <http://www.fauna-flora.org/>

記入し、電子メールで送付する。RRF事務局では3日以内にこれに対応し、緊急支援が必要と判断された場合には、8日以内に申請者に対して助成金を支給する。助成金は機材購入や材料費、通信費、人件費、及び運用費の他、専門的な情報提供や中長期的問題解決等のために充当可能であり、申請者は支給から1ヵ月以内にRRF事務局に対して支出報告書を提出する。

同プロジェクトはあくまでも「緊急性」に特化したものであり、申請書の査定も、こうした基準で行われる。RRFで定義される「緊急性」とは、次のものである⁷。

- 1) 突発性：脅威が如何に突然に、如何に最近になって発生したか。
- 2) 予測不可能性：過去の経験に基づき、この脅威はどのように予測される（された）か。RRFは予測可能性が低い状況に対して、優先的に助成金を支給する傾向がある。
- 3) 激甚性：過去数日間／数週間のうちに、如何に脅威が増大しているか。
- 4) 復旧可能性：脅威による影響は復旧可能であるか。数日／数週間以内に着手しなければ、復旧が非常に困難、あるいは不可能となるか。
- 5) 早急性：脅威への保全対策が即座である場合（数日／1－2週間以内）、それを数ヵ月／数年後に行うよりも重要な利点があるか。
- 6) 影響の持続性：脅威が同地域の生物多様性にとって、さらに長期的な悪影響の潜在的要因となり得るか。

RRFは現在、世界自然遺産リスト、あるいはその暫定リストに登録されているものに限定して実施されている⁸。しかし今後、このプログラムの対象を文化遺産にまで拡大することが検討されており、まずは国

内で保護されている文化遺産が対象範囲に含まれる予定である⁹。

文化遺産を対象としたRRFプログラムの立ち上げ準備として、WHCでは現在、即座に対応しなかったために甚大な被害に至った、出費が増大した、等の失敗事例を収集中とのことである¹⁰。

3 防災グローバル・ファシリティ (Global Facility for Disaster Reduction and Recovery: GFDRR)

防災グローバル・ファシリティ (GFDRR) は、2005年1月18日から22日まで日本の兵庫県神戸市で開催された国連防災世界会議の成果文書として、世界168か国により採択された「兵庫行動枠組 (Hyogo Framework for Action: HFA)」に基づいている。この枠組を推進し、異常気象によって生じる洪水、干ばつ、暴風雨等の災害に対して脆弱な低・中所得国を対象として、防災・災害復興を図るために、2006年9月、世界銀行が設立した協力枠組みである¹²。現在、32カ国、及び6つの国際機関がパートナーとなっており、国連の専門機関であるユネスコもまた、このメンバーである¹³。

GFDRRは、Capacity building、Tools and methodologies、Knowledge sharing and generationといった3つのカテゴリーにおいて機能している。これらは、地球規模・地域・国レベルにおける開発目標を達成するため、次の3つの主要なビジネスラインに沿って展開される。

- トラック I：地球規模及び地域的パートナーシップ
- トラック II：開発においてDisaster Risk Reduction (DRR)を主流にする
- トラック III：加速する災害からの復旧のための Standby Recovery Financing Facility (SRFF)

7 http://www.rapid-response.org/?page_id=13

8 対象となるサイトの詳細についてはhttp://www.rapid-response.org/?page_id=23を参照のこと。

9 WHCでのインタビューによる。

10 この件はユネスコ日本代表部とは既に相談しており、日本郵船とも協力の方向性で検討中である。コンソーシアムとも協力できるとありがたい、とのことであった。

11 本会議は、ハザードに対する脆弱性やリスクの軽減を目指した戦略的・体系的アプローチを推進するための貴重な機会を提供し、国とコミュニティが災害に対する抵抗力を高める必要性を強調し、その方法を特定した。我が国は2007年度にGFDRRに6百万ドルを拠出し、ドナーとしてCG (Consultative Group) メンバーとなり、CG 会合に参画している。

12 <http://www.gfdr.org/gfdr/>

13 オーストラリア、バングラディッシュ、ベルギー、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ハイチ、インド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、マラウイ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、サウジアラビア、セネガル、南アフリカ、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、アメリカ、ヴィエトナム、イエメン、及びEU-ACP、欧州連合、国際赤十字・赤新月、国連国際防災戦略、ISDR、UNDP、世界銀行。

同プログラムでは、住宅、交通、教育、その他インフラなどの被害状況を総合して、協力枠組みを設定している。ただし、現在のところ、この中に文化が含まれていないため、ユネスコはそれを含むよう働きかけている、とのことであった。具体的には次回策定されるガイドラインに文化を入れたいとのことである¹⁴。

14 GFDRR の組織としてドナー、途上国及び関係国際機関等で構成されるCG 会合において、GFDRRの活動に対する政策・戦略的助言と意思決定を行っている。

Ⅲ 国際機関による支援体制

6 World Bank (世界銀行)

1. 機関の概要

世界銀行 (World Bank) は、187カ国が加盟する国際復興開発銀行 (International Bank for Reconstruction and Development : IBRD) と国際開発協会 (International Development Association: IDA) によって構成される国際機関である。現在は、国際金融公社 (International Finance Corporation: IFC)、多数国間投資保証機関 (Multilateral Investment Guarantee Agency : MIGA)、及び国際投資紛争解決センター (International Centre for the Settlement of Investment Disputes : ICSID) と役割を補完しあいつながら活動しており、これらを併せて世界銀行グループと呼ばれている。世界銀行は、発展途上国の貧困撲滅を目的として、教育、保険、行政、インフラ、農業、環境分野の発展のための公的財政的及び技術的支援業務を行っている。アメリカのワシントンDCに本部を、100以上の事務所を世界各地に置いており、日本は1952年に加盟している¹。本章では、米国調査の際に世界銀行

のガイド・リッチャルディ氏 (Guido Licciardi、防災グローバルファシリティ (GFRDRR) 文化担当官であり、ICOMOS国際学術委員会のRisk Preparedness (ICORP) のメンバーでもある) およびフランシス・ゲスクイア (Francis Ghesquiere、都市開発・公共セクター危機管理担当官 (FEUUR)) 氏へのインタビュー内容を参考に、世界銀行の行う被災文化遺産復旧に関する活動概要と、今後の課題と展望について述べる。

2. 文化遺産に係る活動

世界銀行は経済発展のために文化遺産が果たす役割及びその社会的、資源的価値を認識し、部署横断的に資金及び技術支援を行っている。過去10年の間に文化遺産及び観光開発分野において241事業を展開しており、総額40億ドル以上投資している。その額は年々増加傾向にあり、現在実施中の活動も117事業にのぼり、18億ドルを投資している。(図1、2)

文化遺産に係る活動の中心となる部署は、都市開

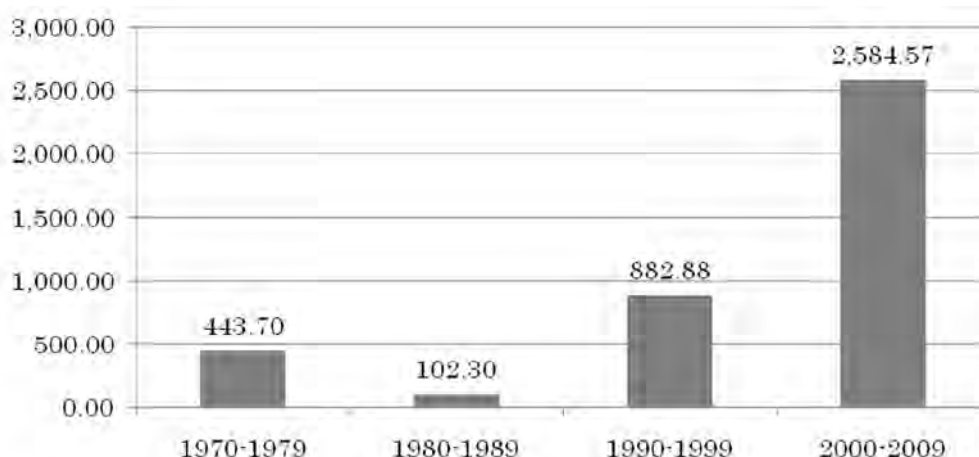


図1 世界銀行による文化遺産及びサステイナブル・ツーリズム分野への投資額の推移 (単位100万ドル)²

1 The World Bank, <http://www.worldbank.org/>

2 The World Bank, <http://siteresources.worldbank.org/INTCHD/Resources/430063-1250192845352/MultidonorTF-portfolioreview7-9-09.pdf>

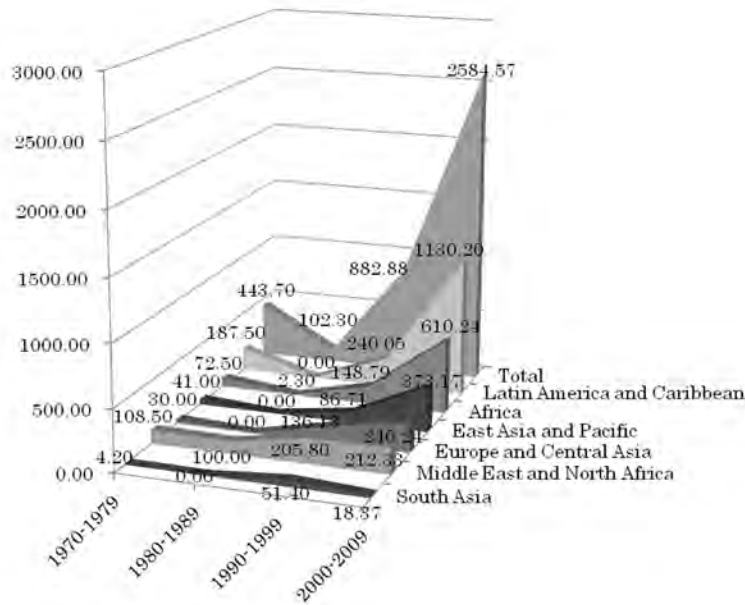


図2 世界銀行による文化遺産及びサステイナブル・ツーリズム分野への地域ごとの投資額の推移（単位100万ドル）³

発・公共セクター（Urban Development and Local Government Unit of the Bank (FEUR)）であり、文化遺産とサステイナブル・ツーリズムに関する検討会を設け、ドナー国との調整業務等を行っている。世界銀行の進める文化遺産保護のための戦略は、ドナー国、文化遺産保護やサステイナブル・ツーリズムに特化した専門機関、財団などとの文化遺産保護を目的とした多国間信託基金（Multi Donor Trust Fund）の設立提案であり、この基金を用いた文化遺産に関する情報共有、経済効果に関する研究支援、及び技術支援等の推進を図るよう提案している。この背景としては、世界銀行による文化遺産関連の事業は単発で行ってきたものが多く継続性に乏しかったため、より包括的な文化遺産保護・活用支援を行うために具体的な方法、枠組みを作る必要性が出てきたことが挙げられる⁴。2000年にこの多国間信託基金に対して出資を表明したイタリアは、現在までに25の文化遺産関連事業に対して530万ドルを拠出している⁵。事業の詳細については、2010年に刊行された *The Urban*

Rehabilitation of the Medinas: The World Bank Experience in the Middle East and North Africa に詳しい。この報告書の中には、2010年よりインドも同基金に加盟したとされるが、インドによる拠出金の詳細などは明らかにされていない（写真1）⁶。



写真1 世界銀行出資による文化遺産修復作業風景（モロッコ、マラケシュ）⁷

³ The World Bank, <http://siteresources.worldbank.org/INTCHD/Resources/430063-1250192845352/MultidonorTF-portfolioreview7-9-09.pdf>

⁴ The World Bank, <http://siteresources.worldbank.org/INTCHD/Resources/430063-1250192845352/MultidonorTF-conceptnote7-9-09.pdf>

⁵ The World Bank, Italian Trust Fund for Culture and Sustainable Development (ITFCSD) <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTURBANDEVELOPMENT/EXTCHD/0,,contentMDK:20246011~menuPK:467702~pagePK:148956~piPK:216618~theSitePK:430430,00.html#list>

⁶ Bigio, A.G. and Licciardi, G. 2010: *The Urban Rehabilitation of the Medinas: The World Bank Experience in the Middle East and North Africa*. (http://siteresources.worldbank.org/INTURBANDEVELOPMENT/Resources/336387-1169585750379/UDS9_Medina.pdf)

⁷ The World Bank, http://siteresources.worldbank.org/INTURBANDEVELOPMENT/Resources/336387-1169585750379/UDS9_Medina.pdf

3. 被災文化遺産復旧に関連する活動

1980年以来、世界銀行では都市開発に内在する問題として防災、減災、及び災害からの復興支援に取り組んできており、500以上の関連プロジェクトに対し、のべ400億ドル以上を費やしている⁸。現在、世界銀行が行っている防災及び復興に関係する活動は、都市開発・公共セクター、または、都市開発部門及び災害復旧全般を担う防災グローバルファシリティ (Global Facility for Disaster Reduction and Recovery: GFDRR) を中心に行われている⁹。GFDRRは、2005年国連防災世界会議の成果文書である「兵庫行動枠組」をもとに、2006年9月に世界銀行により設立された協力枠組みである。災害に対して脆弱な低・中所得国を対象に防災・災害復興を図ることを目的としており、日本も2007年より600万ドルを拠出している¹⁰。

GFDRRの活動の中心として、災害後の被害状況および復興のためのニーズアセスメント (Post-Disaster Needs Assessment: PDNA) を主とした技術支援があげられる。GFDRRによる被災国支援の流れは、世界銀行加盟国が災害により被害を受けた場合、政府からの要請を受け損害損失評価 (Damage and Loss Assessment: DaLA) に基づくニーズアセスメントを行い、その結果を受けて被災国政府と災害復興計画を検討し支援内容を定める。このため、世界銀行は緊急支援を原則行わない。

DaLAは1972年に国連ラテン・アメリカ、カリブ経済委員会 (UN Economic Commission for Latin America and the Caribbean: UN-ECLAC) で導入されて以降、WHO、ユネスコなどによって改良を加えられてきた。DaLAの特徴は、資本や資産の損失である直接被害 (損害、Damage) と直接被害により中止を余儀なくされた財・サービスのフロー (損失、Loss) を分けて復興に必要な資産額を算出すること

である¹¹。この方法論は、2003年に刊行された「災害時の社会・経済・環境被害の影響の評価ハンドブック *Handbook for Estimating the Socio-economic and Environmental Effects of Disasters*¹²」に詳しく述べられている。これによると、文化遺産への被害は直接被害と間接被害に分けられる。直接被害とは、建物、什器、設備のほか、災害にさらされた遺産建造物に保存されている文化的価値を有する資料、作品および書籍が被った損傷または損壊、と定義されており、間接被害とは、直接被害を受けた後、その資産の修復が進む間に発生する損失、と定義されている。このように、DeLAに基づく世界銀行のアセスメントは損失評価も行う点が、災害による物理的被害を対象とする一般的な被災文化遺産調査と異なる。また、世界銀行によるニーズアセスメント調査は政府及び地域の専門家と共同で行うことを前提としている。これは、文化というのは非常に多様であるため、地域の専門家の意見を反映させた調査を行うためである。また、調査は通常被災後1、2カ月以内に実行する。これは、被災国政府が復興計画を決定する際の参考となるよう、迅速な結果報告を必要とするからである。ニーズアセスメントでの評価対象において、優先評価分野というものは特になく、復興計画の資料となるように、あくまで包括的な評価を行う。ただし、被災国政府から要請があった評価分野の中に文化が含まれないこともあり、常に文化関連が評価対象となっているわけではない¹³。

GFDRRはDaLAを用いて少なくとも過去21回ニーズアセスメントを行い、その結果をウェブ上で公開している。この内6回 (パキスタン、ハイチ、サモア、フィリピン、ブータン、イエメン) のニーズアセスメント調査においては文化遺産も評価対象となっている (表1)¹⁴。

8 これまでの活動をもとにした研究成果は2010年11月に発行された 'Natural Hazards, UnNatural Disasters: The Economics of Effective Prevention' において網羅的にまとめられているが、ここでは文化遺産復旧に関する言及は見られない。

The World Bank, Urban Development <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTURBANDEVELOPMENT/EXTDISMGMT/0,,menuPK:341021~pagePK:149018~piPK:149093~theSitePK:341015,00.html>

9 <http://www.gfdr.org/gfdr/NHUD-home#NHUD>

10 外務省、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/22/5/PDF/050701.pdf>

11 The World Bank, Damage and Loss Assessments, <http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/TOPICS/EXTURBANDEVELOPMENT/EXTDISMGMT/0,,contentMDK:20196047~menuPK:1415429~pagePK:210058~piPK:210062~theSitePK:341015,00.html>

12 国際協力機構国際協力総合研究所 2007『災害時の社会・経済・環境被害の影響の評価ハンドブック』 (<http://siteresources.worldbank.org/INTDISMGMT/Resources/DaLaHandbookJapanese.pdf>)

13 災害時の社会・経済・環境被害の影響の評価ハンドブック

14 GFDRR, <http://www.gfdr.org/gfdr/node/118>

Pakistan	2010	Floods
Moldova	2010	Floods
Haiti	2010	Earthquake
El Salvador	2010	Tropical Storm
Cambodia	2009	Cyclone
Lao PDR	2009	Cyclone
Indonesia	2009	Earthquake
Samoa	2009	Tsunami
Philippines	2009	Cyclone
Bhutan	2009	Earthquake
Burkina Faso	2009	Floods
Senegal	2009	Floods
Central African Republic	2009	Floods
Namibia	2009	Floods
Yemen	2008	Tropical Storm
Haiti	2008	Hurricane
India	2008	Floods
Myanmar	2008	Cyclone
Bolivia	2008	Floods
Madagascar	2008	Cyclone
Bangladesh	2007	Cyclone

表1 GDFRRによる災害後の被害状況および復興のためのニーズアセスメント実施一覧。太字の6カ国については文化遺産を対象としたアセスメント内容を含む。

ここでは、調査の中でGFRDRRが行った災害後の被害状況および復興のためのニーズアセスメントの中で文化に対して言及した部分を取り上げることで、世界銀行における被災した文化遺産復旧に関する具体的な活動とその結果を提示することとする。特に以上6つの中でも特に文化遺産への記述量が多く、リッチャルディ氏もアセスメント調査に参加されたというフィリピンを事例として取り上げる。

2009年と9月から10月にかけてフィリピンを襲った二つの台風（Ondoy and Pepeng）により930万人が被害を受け、洪水及び地滑りにより956人が死亡した。2009年10月2日にフィリピン政府は国家的規模の災害であると宣言し、世界銀行に対してフィリピン政府と合同でのニーズアセスメントを行うよう要請した。アセスメントチームには、世界銀行から30名ほど参加したほか、アジア開発銀行（Asian Development

Bank）、欧州委員会（European Commission）、国際連合（United Nations）、世界銀行、及び日本の国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）を含むオーストラリア、カナダ、ドイツ、オランダ、米国の二国間支援機関が参加し、調査は約1カ月かけて行われた。アセスメント対象は産業分野、社会分野、インフラ分野など13分野に及び文化遺産も対象に含まれた（表2、図3）。

アセスメントの結果、フィリピンのGDPの2.7%に相当する3億8,000万ドルの損害・損失があったとされ、復興にかかる資金は34億8,000万ドルと算出された。農村地域の住居の修復、簡易住宅の建設、地方政府による復興計画及び今後の防災計画の実施の重要性などを復興計画として提案した。

文化遺産に関しては、博物館、シアター、宗教施設、遺産など100件以上のサイトのうち、45件において被害が確認された。これらの文化遺産における損害および損失は650万ドルと算出され、被害を受けた文化遺産の復旧には750万ドル必要とされた。また、地方自治体の体制を考慮した場合、復旧には少なくとも3年かかると概算された¹⁵。

通常、ニーズアセスメント調査の後には、被災国政府と世界銀行はニーズアセスメントをもとに支援調整会議を行い、復興計画及び支援内容を決定する。アセスメントが終わった今、世界銀行による具体的支援内容については1件確認できたが、文化遺産に関するものではない¹⁶。

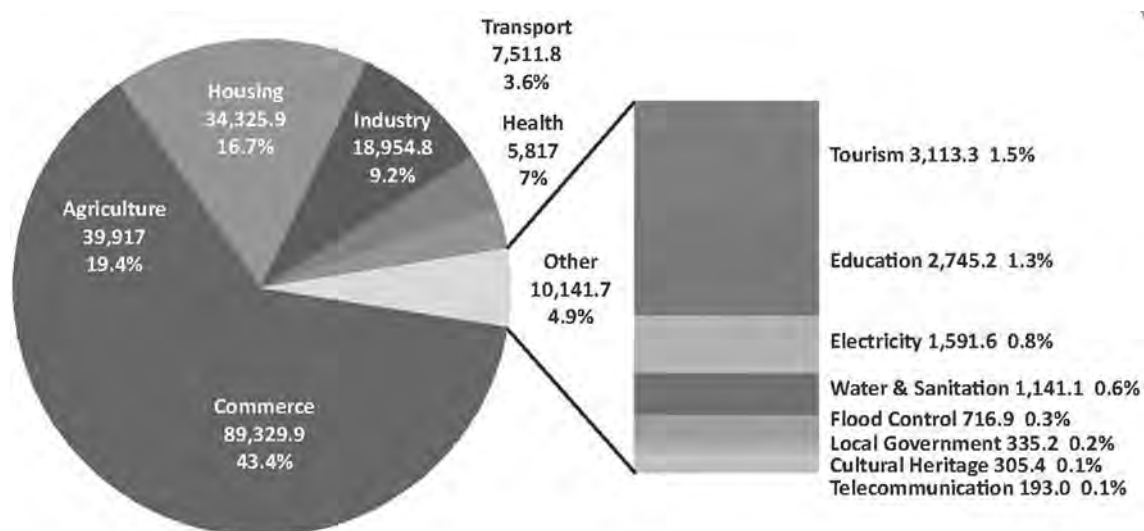
4. 活動の課題

災害後の被害状況および復興のためのニーズアセスメントは、災害被害を受けた地域の復興を包括的に把握し、今後の復興計画を設定する上で非常に重要な意味を持つ。世界銀行は政府からの要請に基づいてアセスメントを行うが、たとえ災害規模が大きかったとしても被災国政府からの要請がない場合、アセスメントは行われぬ。また、アセスメントの要請があったとしても、被災国政府からの要請のあった調査項目に文化関連が含まれない限り、調査対象にはならない。こういった条件を経てアセスメント対象に文化関連が含

15 GDFRR, TYPHOONS ONDOY AND PEPENG: Post-Disaster Needs Assessment, MAIN REPORT 2010, http://gfdrr.org/docs/PDNA_Philippines_MainReport.pdf

16 一件は気候変動適応プログラムに関するものであった。詳細はGFDDRウェブサイト参照<http://www.gfdrr.org/gfdrr/node/10>

Sector	Damage and Losses		
	Damage	Losses	Total
Productive Sectors	557.8	2,661.7	3,219.5
Agriculture	80.1	769.2	849.3
Industry	209.2	194.1	403.3
Commerce	256.2	1,644.4	1,900.6
Tourism	12.3	54.0	66.2
Social Sectors	706.5	212.5	919.0
Housing	541.6	188.8	730.3
Education	53.5	4.9	58.4
Cultural Heritage	6.0	0.5	6.5
Health	105.5	18.3	123.8
Infrastructure	181.1	56.2	237.3
Electricity	15.2	18.7	33.9
Water and Sanitation	7.9	16.4	24.3
Flood Control, Drainage and Dam Management	15.3	-	15.3
Transport	138.7	21.2	159.8
Telecommunication	4.1	0.0	4.1
Cross-Sectoral	6.3	0.9	7.1
Local Government	6.3	0.9	7.1
Social Protection	-	-	-
Financial Sector	-	-	-
Disaster Risk Reduction & Management	-	-	-
Total	1,451.7	2,931.3	4,383.0
Total in Php million (1 USD = 47 Php)	68,228.4	137,770.3	205,998.7

表 2 項目別損害損失表 (単位100万ドル)¹⁷図 3 損害損失図¹⁸

17 GFDRR, TYPHOONS ONDOY AND PEPENG: Post-Disaster Needs Assessment, MAIN REPORT 2010

18 GFDRR, TYPHOONS ONDOY AND PEPENG: Post-Disaster Needs Assessment, MAIN REPORT 2010

まれたとしても、アセスメントを行う調査チームに文化関連の専門家が含まれない場合もあるという。現在、GFRDRRにおいて文化担当者はリッチャルディ氏1名であり、GFRDRR内に文化担当者を増やすこと、またはGFRDRRのアセスメントチームに加わることができる文化関連の専門家と関係を築くことが急務であるということだった。日本の専門家にも世界銀行のアセスメントチームに協力してもらいたいと話していた。フィリピンの台風の事例のように、ニーズアセスメント調査項目として文化遺産が対象となっても、文化遺産が支援対象となるかどうかはあくまで被災国政府の意向による。しかし、まずは復興計画の議論の材料となるよう、より多くのニーズアセスメントで文化遺産を調査項目として含めることが早急の課題であるといえる。また、ICOMOSやUNESCOなどが行っている被災文化遺産調査と連携し、被災文化遺産調査をより効果的に実行するべきだとのことであった。

また、ニーズアセスメント以外では、災害に対する危機管理が課題であるとのことであった。ゲスクイア氏によると、文化遺産に係らず被災地の復興に関しては、平時における関係作り、防災対策、資金の備蓄が何よりも重要であるにもかかわらず、未だ十分な手段が取られていないとのことである。災害の種類、規模は歴史経験からある程度予測できるかもしれないが、現段階では残念ながら時期は予測できない。ただし、未知数への対応ができるのは、人材確保及び資金備蓄、そして臨機応変な拠出ができるシステムを構築することであるという。被災文化遺産復旧に関していうと、2010年1月にマチュピチュにて大雨の被害があったペルーのように、世界遺産などの文化資源を観光促進の中核に置いて国際的な集客を促進するような政策をとっている国の場合には、外国人観光客に特化した防災対策の準備、支援の準備をしておくことが重要な課題であるという。近隣の交通網に異変が起きる場合も含め、地域の言葉や災害にも慣れていない人間への対応を予め念頭に置いた対策をとる必要があり、

これらは世界遺産マネジメントにも考慮されるべき点であるとのことであった。

5. 日本に対して求めるもの

世界銀行の行う被災調査は対象がより包括的であること、間接被害（損失）を考慮する点が特徴であり、リッチャルディ氏は、「災害が損害を、損害が損失を、損失がニーズを生みだす(Disasters create damage, damage creates losses, and losses create needs)」と繰り返し述べていた。例えば、博物館の真の復旧とは、外観修復だけを目的とするのではなく、博物館が壊れる前の状況（入館状況、財務状況、雇用状況などの能力の復旧）へ戻す必要がある。しかし、現在実施されている被災文化遺産調査の多くは物理的修復を対象としており、被災地の文化遺産の被害全体の把握できているとは言い切れないという。現在、日本が行う被災文化遺産調査では直接被害（損害）を対象としているが、相互に補完しあうことで、より包括的な被災状況が把握できると考えられる。

効果的な被災文化遺産復旧のための在り方として、リッチャルディ氏からは具体的に、日本政府と世界銀行との間に覚書（MOU：Memorandum of Understanding）を取り交わす提案が出された。MOUの内容については、日本政府の意向を尊重する意向だとのことだった。リッチャルディ氏によると、MOUを取り交わすことで、政府予算が単年度計上であるため被災地支援といった緊急支援に対応しづらいという難点をカバーするため、双方に利点があると考えられるとのことであった。政府資金による支援は予算上の制約がつくことが多いため、柔軟に対応できるように信託基金のような形で貯めておくことは、有益であると考えられる。ユネスコ信託基金をはじめとし、ユネスコへの日本の今までの貢献は世界的にも認められており、世界銀行から日本への期待も大きい。今後、世界銀行からの提案を前向きに検討するべきであろう。

IV 課題と展望

IV 課題と展望

「II. 各国の支援体制」においては国ごとの文化遺産国際協力に関する国内体制と被災文化遺産復旧のための国際協力体制についてまとめ、「III. 国際機関による支援体制」においては、各国際機関による被災文化遺産復旧に関する活動とその課題、及び日本との協力可能性についての調査結果をまとめた。以上の内容を踏まえ「IV. 課題と展望」では、求められている国際協力とは何かについて考察し、そのための課題と展望について述べる。まずは、各国事例に基づき文化遺産の国際協力に関する方針、体制、及び支援事例に関する項目を比較する。

各国事例を比較すると、下記の項目が挙げられる。
 ・文化遺産保護の国際協力に関して明確な法律及び方針があったのは、イタリア及びオランダであった。イタリアに関しては、「イタリアの“経済発展と平和の強化に関する法律」及び「2010年－2012年のイタリアの開発協力に関する3カ年プログラムのガイドライン」において、外交施策の主要な要素の一つとして文化遺産の国際協力が行われていることが分かった。オランダに関しては、2000年の「共有の文化遺産政策」として国内外の関係機関と共同して文化遺産保護に関するプロジェクトを推進するものである。

表1 各国による被災文化遺産復旧に係る方針、体制、及び支援事例比較

	フランス	イタリア	オランダ	アメリカ
文化遺産保護の国際協力に関する方針	・援助政策に関する基本法は存在せず。ただし、援助政策基本方針があり、重点地域（優先連帯地域：ZSP）の選定。	・文化遺産の国際協力は外交施策の主要な要素。 ・重点地域の選定。 ・在外公館を活用した提案主導型の要請主義。 ・相互主義により、二国間協定に基づく支援。	・文化遺産政策に基づき、旧オランダ植民地を重点地域とした支援方針。	・援助法及び国家歴史保存法に準拠。
文化遺産保護の国際協力に関する体制	・外務・欧州問題省と文化・コミュニケーション省が、NGOや専門家と連携して活動。	・外務省、文化財・文化活動省を中心として政府間の各組織が独自に活動。 ・州政府による活動も存在。	・外務省と教育・文化・科学省が中心。	・内務省ナショナル・パーク・サービス（NPS）、国務省文化教育局、国防総省、及びNGO。
被災文化遺産の国際協力に関する方針	・援助政策基本方針の中に被災国支援が含まれるのみ。 ・人道支援が主体。	・国際協力に関する法律及び方針に準ずる。	・外務省から委託されているプリンス・クラウス・ファン・ド（PCF）の方針は後発開発途上国を優先地域とした緊急支援。	・文化遺産保護の国際協力に関する方針に準ずる。
被災文化遺産復旧に関する体制	・国境なき文化遺産（PSF）及びブルーシールド国内委員会などのNGO、専門家及びボランティア等による自発的参加型支援活動の役割の比重が高い。	・文化遺産保護の国際協力に関する体制に加え、国防警察官が活動。	・NGOが活動主体であり各省庁は助言や助成金付与を通じて参画。 ・外務省はNGOであるPCFに一任。 ・ブルーシールド国内委員会によるNGO活動支援。 ・ユネスコ国内委員会による啓蒙活動及び組織連携。	・ワールド・モノユメント・ファンズ（WMF）などのNGOが活動の中心。 ・国内の被災文化遺産復旧の制度は存在する。 ・ハイチ地震への対応が海外の被災文化遺産復旧のために官民一体となって取り組んだ例。
支援事例 ※自然災害以外に関する活動事例を含む	・外務・欧州問題省による気候変動によって危機にさらされた考古学遺跡保存への啓発活動。 ・PSFによるハイチ地震によって被害を受けた教会に対する緊急支援活動。 ・ブルーシールド国内委員会による倒壊したドイツ・ケルン市立文書館の緊急支援。 ・国立文化財研究所（INP）によるイタリアラクイラ地震により倒壊した教会修復に対する技術交流を目的とした共同修復事業。	・外務省によるエジプトサッカーにおける「文化財危険地図」を利用した遺跡マネジメント事業。 ・国際機関及び他の支援国と共同でのモスタルの橋の再建のためのデザイン担当。 ・上記の他、エジプトのEllesyia神殿など過去多数の支援実績。	・PCFからの助成によるイエメンハドラマウト地方の洪水により被害を受けたモスクの修復。 ・ブルーシールド国内委員会によるドイツ・ケルン市立文書館崩壊によるボランティアの募集及び被害調査。	・WMFによるハイチ地震によって被害を受けたジンジャー・ブレッド・ハウスへの被害調査及び修復支援。 ・NPS国際部、米国開発機構（USAID）、国務省によるハイチの世界遺産シタデルへの観光開発支援。 ・AIC、スミソニアン博物館、ブルーシールド国内委員会によるハイチ地震によって被害を受けた美術品修復及び人材育成。

- ・文化遺産保護の国際協力に関して、支援を重点的に行う地域（優先地域）について方針があったのは、フランス、イタリア、オランダであった。そのうち、フランス、オランダに関しては、旧植民地を中心として重点地域が定められている。イタリアに関しては、時代によって重点地域が異なるが、2009年に設定された重点地域は、ヨーロッパ、アメリカ、中東及びペルシャ湾岸である。
- ・文化遺産保護の国際協力に関する体制は、フランス、イタリア、オランダにおいては、日本で言うところの外務省及び文化庁が中心となって活動している。アメリカについては、文化行政のみを担う省庁が存在しないため、例外となっている。イタリアに関しては、州政府による活動も存在する。アメリカは連邦制国家であるが、州が中心となった国際協力体制は今回の調査では対象としなかったため確認できなかった。
- ・被災文化遺産の国際協力に関する方針は、文化遺産保護の国際協力に関する方針に準じたものであり、どの国においても被災文化遺産の国際協力に関する特化した法律及び方針は見つけることが出来なかった。ただしオランダに関しては、外務省がNGOであるプリンス・クラウス・ファンドにオランダが国として行う被災文化遺産の国際協力について委託している。これを踏まえると、プリンス・クラウス・ファンドの方針である後発開発途上国を優先地域とした緊急少額支援に特化していることが、オランダの国としての方針とも考えられる。
- ・被災文化遺産復旧に関する体制は各国ごとで異なる。フランスは、国の方針を基本としながらも、事業の具体化にあたってはNGO及び文化財研究所などに属する専門家などによる自発的な支援活動が尊重され、行政側がこれらの活動を支援する体制を取っている。イタリアに関しては、文化遺産保護の国際協力に関する体制を踏襲しつつ、危険地域ではイタリア軍の組織である国防省の専門家に対して、直接文化財を扱うような援助に携わる権限を与えている。オランダに関しては、NGOが活動主体であり、各省庁は助言や助成金付与を通じて参画するにとどまる。プリンス・クラウス・ファンドによる緊急少額支援、ブルーシールド国内委員会によるNGO活動支援、ユネスコ国内委員会による啓蒙活動及び組織連携と、それぞれのNGOが補完しつつ

活動している。アメリカは、ハイチ地震以前から海外の被災文化遺産復旧に係ってきたのは、ワールド・モニュメント・ファンドを中心としたNGOである。国内において被災した文化遺産の復旧においては既に体制が整っているものの、それを今後海外における被災した文化遺産の復旧にも適用するかは未定である。ハイチ地震が初めて官民一体となって海外の被災した文化遺産復旧に関する取り組みであった。

- ・支援内容には、緊急支援と防災を含む危機管理とに分かれ、主に技術支援が中心である。緊急支援の場合も、人材育成、技術移転など中・長期的計画に繋げる意図をもったものもある。なお、オランダのみ、援助内容は資金援助に限定している。また、今回の調査においては全体的に不動産への支援が目立った。

以上の項目と各国事例で述べられている提言から、被災文化遺産復旧のための国際協力において求められている点を3つ挙げる。

平時からの協力体制と情報共有

そもそも、情報共有は平時からの協力体制に基づくものであり、平時からの協力体制により情報共有が可能であるため、両方が補完しあう関係にあると考えられる。

突発的に起こる自然災害による被害は想定できないが、どの地域にどのような支援が可能かという事前準備は可能である。対象地域の災害概要、文化財の種類と位置及び文化財保護制度などの基礎文化財情報、及び文化財保護を担うカウンターパートなどといった基礎情報を平時から収集し、また対象国と連携関係を築いておくことで、緊急時においても効果的かつ迅速な支援に繋がるのではないだろうか。今回の調査で取り上げた支援実施国の大半は、被災文化遺産復旧に特化した方針及び体制を持ち合わせていなかったが、多くは重点地域を選定しているため、的を絞った情報収集と協力体制を構築していると考えられる。また、平時より協力体制を整えておけば、被災文化遺産支援に特化した制度・指針を持ち合わせなくとも、文化遺産国際協力に関する政策及び体制を応用することで対応可能であろう。

このような平時からの協力体制構築のためには、在

外公館が果たす役割は大きい。特にイタリアのように提案主導型の要請主義を取っている国においては、この傾向は顕著である。フランスにおけるフランス学院、文化センター及びアリアンス・フランセーズ、イタリアにおけるイタリア文化会館の存在が示すように、現地と強力な関係がある機関を通して、平時から自然災害などの緊急時に備えて情報収集を行っておくことにより、緊急時においても現地の認識と一致する支援内容となり、支援の実行もスムーズに行われると考える。

加えて、他の支援実施国及び国際機関とも協力連携を取り、情報共有を行うことが迅速かつ効果的な国際協力を行うために不可欠である。多くの国・機関が参画する状況においては、諸外国及び国際機関と平時から関係を構築し、それぞれの活動内容を把握することで、被災地における困難な活動がより円滑に行われるのではないだろうか。また、関係構築によってもたらされる情報は共有することで、例えば現地における被災状況調査などの即時性に意味を持つ情報がより効果的に利用されるべきであると考えられる。

むろん、支援に 대응できるだけの国内整備も重要である。フランス、アメリカの文化遺産国際協力において、顕著であったことのひとつが情報集積及び人材の備えである。フランスでは外務・欧州問題省主導により考古学調査隊の事業内容をデータベース化しており、アメリカではFEMAとAICでは人材データベースを保有している。このように専門家を所在地域、専門、経験度ごとに分類した人材データベースを作成し、国際支援に動員可能な専門家を平時から把握しておくことが重要である。加えて、フランス、アメリカともに被災文化遺産復旧のために特化した教育を受けた「緊急支援家」が存在する。今後は、被災地における文化遺産復旧という特殊な状況を専門とする人材の養成も検討すべき項目である。ただし、被災文化遺産復旧においては、全員がエキスパートである必要がないことが各団体から指摘されている。今後は、データベースを用いての人材把握による量の確保、エキスパートの育成による質の向上が並行して行われる必要がある。

支援方針の検討

平時からの協力体制及び情報の共有は、支援方針の検討に有効である。現在のところ、被災文化遺産復旧に特化した方針及び体制を持ち合わせていなかった

が、集積された情報と協力体制を鑑みて、災害時にはどのような支援内容を行うことができるか前もって検討しておくことができるのではないかと考える。世界の文化遺産は多岐にわたり、災害の種類・規模ともに多様である中で、如何なる状況の被災文化遺産へも支援を行える体制を取ることは理想的であるが、これは国際機関が検討すべき役割であり、各国が対応できる現実性は低い。それよりも、各国が、それぞれの重点地域における得意分野に基づく支援検討が重要であると考えられる。また、この内容をあらかじめ各国と共有することで、緊急支援がより迅速に効果的に行われることが期待される。さらには、それぞれの得意分野における共同研究の実施や、シンポジウム開催などが行われれば、平時からの協力体制及び情報のネットワークの構築に役立つであろう。

行政とNGOの連携

平時からの協力体制に基づく情報共有と支援方針の検討がなされた後は、行政とNGOとが連携した支援の実行が有効であると考えられる。本調査の結果、支援実施国による被災文化遺産復旧に関する国際協力は、NGOの果たす役割が大きいことが分かった。行政側がNGOの活動に支援する度合いは各国ごとに資金援助から事業の委託までと内容も異なる。これは、被災文化遺産復旧支援という、極めて予測が立たない分野に対して、行政側の対応策と考えられる。そもそも、行政とNGOとの決定的な違いは、意思決定過程と資金運用方法にあり、行政がトップダウン的意思決定を行うため必ずしも迅速な対応が取れないのに対し、NGOは内部判断によって事業を進めることができるため機動性が高い。また、行政は通常資金の貯蓄・繰越ができないため自然災害のような突発的な支援要請に対して常に準備を整えておけるわけではないが、NGOは基金化が可能で、行政以外からの外部資金を獲得することもでき、利便性が高いといえる。フランスにおいては、NGOの活動の政策への取組及びNGOへの助成額増額が決定されており、オランダについていえば、外務省から委託され毎年助成金が割り当てられる。一方のアメリカは、文化庁に相当する省庁がない分、国立人文科学基金などの政府助成機関はNGOを上手に活用しているように見受けられる。被災文化遺産復旧に係る国際協力の現状として、緊急支援が多い傾向にある。この場合に限って言えば、機動性が高い

い実動部隊と資金源を組み合わせることで、政府機関とNGOのそれぞれの機関の特徴を活かし、効果的かつ継続的な活動ができるのではないだろうか。

ただし、NGOの定義及び状況は各国で異なり、NGOに対しての税控除や行政から事業及び助成金を受託可能か否かは各国で状況が異なるため、全ての国において行政と協力可能なNGOが存在するとは限らないのが現状である。また、例えば行政と協力関係にあったとしても、NGOは支援に伴う契約等のロジスティックな部分や危機対策を自らが担っており、規模が大きく組織化されたNGOでなければ活動が滞ってしまう可能性も否定できない。ただし、行政がNGO活動のための合意書の取り交わしなど公的分野において協力できれば、NGOの活躍の幅はさらに広がる可能性がある。

本調査では、支援実施国の制度調査を中心に検討してきたわけではあるが、各国の優れた点を制度面において即時導入を検討するための調査ではない。制度というものは各国の歴史的背景を基に独自に発展したものであり、また時代によっても求められている制度というものは変わってくる。しかしながら、上記三点にあるような提言を基にして、日本に求められる役割と文化遺産国際協力コンソーシアムに求められている役割について考察する。

日本に求められる役割

日本による文化遺産国際協力は数多く、地域・内容ともに多様である。これらの文化遺産国際協力に係ってきた経験も蓄積されており、人材も豊富に有する。まずは、こういった事業例・人材の情報を集約したうえで、平時より日本が対応可能な支援内容について検討を重ねることが重要である。例えば、地震多発国である一方木造建築の歴史を有する日本の耐震技術、建築構造及びそれを取り巻く社会的側面も含めた防災対策、文化財の所在地情報などの情報をまとめたGISの活用検討など、日本の経験・技術に基づいた支援への期待は高い。緊急時の国際協用に備え、平時からの連携協力を通じた信頼関係構築を基にして日本がどのような支援が可能か、過去の支援事例の分析とともに検討すべきであろう。また、日本は「海外の文化遺産保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」に基づき設立された文化遺産国際協力コンソーシアムが存在

し、文化遺産国際協力を担う機関及び専門家の連携を図り、効果的な国際協力を推進するための体制がある。この体制をさらに有効に活用することで、より発展的な被災文化遺産の国際協力が可能ではないだろうか。さらには、行政側と日本イコモス国内委員会など文化遺産国際協力を担うNGOあるいは他の民間団体と協力・連携しNGOの経験、専門性、ネットワークを利用した国際協力の在り方についても検討する必要がある。昨年度の被災調査報告書によると、緊急支援は行政が中心に、長期的支援は行政以外の機関からの支援が中心となる傾向にあることがわかった。行政は今後、包括的な支援を行うためにも、多くの関係機関との連携・調整が必要となってくる。その際、事業の遂行を通じて互いの技術の交流と発展促進を目的とすると、支援活動を通じて自国の文化遺産保護の充実に繋がるのではないだろうか。

文化遺産国際協力コンソーシアムに求められる役割

文化遺産国際協力コンソーシアムの主な4つの活動は、ネットワーク構築、ネットワークを活用した情報の収集と提供、文化遺産国際協力に関する調査研究、文化遺産国際協力についての普及・啓発活動である。多様な専門家から成り立つ情報はネットワーク化され、またその情報はデータベースにおいてまとめられている。この情報は、平時からの支援内容の検討及び緊急時における必要な人材の検索のどちらの場面においても、重要な資料となる。また、NGOを含む民間団体及び教育機関との連携においても、文化遺産国際協力コンソーシアムのネットワークを活用することで、より効果的に行われると考える。また、データベース以外にも研究会及びシンポジウムなどの情報共有の場を提供することで、国内外の専門家間のみならず、市民に対して情報発信を行うことが重要である。活動の一例としては、まずは二カ年に及ぶ本調査内容の共有の場として、研究会またはワークショップの場を設け、本調査の内容が文化遺産国際協力を検討する材料として活用されることを望む。調査の成果は、報告書に留まらない。人的交流を生み出し、平時からの協力体制構築の一端となっており、情報共有は活発化している。こういった副次的成果が、調査員だけでなくどまらずコンソーシアム全体に、またコンソーシアムを通じて日本全体に波及することを期待する。

文献一覧

.....

図表一覧

.....

面談者リスト

.....

文献一覧

I. はじめに

文化遺産国際協力コンソーシアム、「被災文化遺産復旧に係る調査報告書」、2010年、84～89ページ、151ページ。

II. 各国の支援体制

1. フランス

イタリア文化財・文化活動省 ウェブサイトhttp://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/Contenuti/Ministero/UfficioStampa/News/visualizza_asset.html_2136611015.html

キュルチュールフランス ウェブサイト<http://www.culturesfrance.com/bienvenue.htm>

緊急支援建築家 ウェブサイト<http://www.archi-urgent.com/>

クラウス王子財団 (Prince Claus Fund) ウェブサイト<http://www.princeclausfund.org/>

国際協力銀行開発金融研究所 (JBIC Institute)、『フランス援助機関動向調査』JBICI Working Paper, No. 22, 2006年

国境なき建築家：フランス ウェブサイト<http://www.asffrance.org/>

国境なき文化遺産 ウェブサイト<http://patrimsf.org/projet/index.php>

独立行政法人文化財研究所・東京文化財研究所・国際文化財保存修復協力センター編『フランスに於ける歴史的環境保全—重層的制度と複層的組織、そして現在』叢書文化財保護政策の研究・ヨーロッパ諸国の文化財保護制度と活用事例[フランス編]、2005年

フランス外務・欧州問題省 ウェブサイトhttp://www.diplomatie.gouv.fr/fr/actions-france_830

フランス文化・コミュニケーション省 ウェブサイト<http://www2.culture.gouv.fr/>

ブルーシールド国内委員会 ウェブサイト<http://www.bouclier-bleu.fr/cfbb/missions-2.htm>

ICCO ウェブサイト<http://www.icco.nl/en/home>

La Recherche au Ministère de la Culture, *Culture et Recherche*, No 122-123, 2010.

PAYET, Roch, 'L'intervention de l'Institut national du patrimoine dans les Abruzzes', texte de l'intervention au séminaire *Il Restauro nella Ricostruzione post sisma 2009*, le 9/7/2010 au Musée de Célano.

Total ウェブサイト<http://www.total.com/>

Vinci ウェブサイト<http://www.vinci.com/>

2. イタリア

独立行政法人文化財研究所・東京文化財研究所・国際文化財保存修復協力センター編『ヨーロッパ諸国の文化財保護制度と活用事例[イタリア編]』、2005、220p

二神葉子・大竹秀実「文化財危険地図」『京都歴史災害研究』10, 2009, pp.1-5

Compendium of Cultural Policies and Trends in Europe. ウェブサイト<http://www.culturalpolicies.net/web/index.php>

Inauguration of the Mostar Bridge. UNESCO PRESS, Press release N° 2004 - 68. ウェブサイトhttp://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=21743&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

Istituto Superiore per la Conservazione ed il Restauro. ウェブサイト<http://iscr.beniculturali.it/>

Italy (2009) DAC Peer Review - Main Findings and Recommendations. ウェブサイト<http://www.oecd.org/dac/peerreviews/italy>

La cooperazione italiana allo sviluppo nel triennio 2010 – 2012 Linee – guida e indirizzi di programmazione. ウェブサイト<http://www.cooperazioneallosviluppo.esteri.it/pdgcs/italiano/Pubblicazioni/intro.html>

Memento Aquila - Il Comunicato Stampa. ウェブサイト<http://www.protezionecivile.it/cms/attach/mementopdf.pdf>

Organigramma grafico (aggiornato al 23 giugno 2010). ウェブサイト<http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/MenuPrincipale/Ministero/La-struttura-organizzativa/index.html>

Schede di valutazione e censimento dei danni. ウェブサイトhttp://www.beniculturali.it/mibac/multimedia/MiBAC/documents/1241078603853_SchedeMonumenti.pdf

Stari Mosto: Rehabilitation Design of the Old Bridge of Mostar. Universtiy of Florence. ウェブサイトhttp://www.gen-eng.florence.it/starimost/00_main/main.htm

Terremoto Abruzzo: Lista dei 45 monumenti da restaurare con schede di valutazione e censimento dei danni. ウェブサイトhttp://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/Contenuti/Ministero/UfficioStampa/News/visualizza_asset.html_2136611015.html

Terremoto dell'Aquila del 2009. ウェブサイトhttp://it.wikipedia.org/wiki/Terremoto_dell%27Aquila_del_2009

The Rescue of Nubian Monuments and Sites. UNESCO World Heritage Centre. ウェブサイト<http://whc.unesco.org/en/activities/173>

Timeline: Salvage of the Monuments of Nubia. UNESCO World Heritage Centre. ウェブサイト<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-173-2.pdf>

3. オランダ

東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター編『叢書 [文化財保護制度の研究] ヨーロッパ諸国の文化財保護制度と活用事例 [オランダ編] オランダ文化財保護制度調査報告』東京文化財研究所国際文化財保存修復協力センター、2006

藤岡麻理子「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の諸課題と解決に向けた取組み」筑波大学、学位論文、2010.3

ANCBSウェブサイト<http://www.ancbs.org/>

ANCBS, *Blue Shield mission to the City Archive of Cologne*: April 27th - May 1st 2009

ANCBS, *Press Release "Blue Shield Rescue Mission for the Destroyed City Archive of Cologne,"* 25. 04. 2009

ANCBS, *Press Release "Second Blue Shield Rescue Mission for the Destroyed City Archive of Cologne,"* 01. 08. 2009

Consideration of national reports on the implementation of the Second Protocol, 2008–2010, CLT.10/CONF/204/3, UNESCO, 2010

Culture in Developmentウェブサイト<http://www.cultureindevelopment.nl/>

Hanna Pennock, "Security in Museums in The Netherlands", Presentation paper at the occasion of the Conference on *Emergency Plans for Museums toward Integrated Preventive Conservation*, 14. 12. 2007

Ministry of Foreign Affairs, *Commons Cultural Heritage Policy Framework 2009–2012*, AVT09/BZ93771, 2009

National Archives of the Netherlands, Netherlands Institute for Cultural Heritage and Netherlands, Cultural Heritage Agency, *Footsteps and Fingerprints – The Legacy of Shared History*, Uitgeverij Waanders, 2010

Netherlands National Commission for UNESCOウェブサイト<http://www.unesco.nl/>

Netherlands National Commission for UNESCO, *Report on the Expert Meeting on The Role of Culture in Post-Conflict and Post-disaster Situations*, 05. 02. 2007

Netherlands National Commission for UNESCO, *Report on the Expert Meeting on The Role of Culture in Post-Conflict and Post-Disaster Situations*, 16. 11. 2007

Prince Claus Fund ウェブサイト <http://www.princeclausfund.org/>

Prince Claus Fund, *Brief Progress Report on the restoration of the Mosque in Aynat, Wadi Hadramu*, 27. 11. 2009

Prince Claus Fund, *Criteria Document "Cultural Emergency Response 2004"*, revised 17.02.2009 and 16.09.2009

Prince Claus Fund, *Cultural Emergency Response, Newsletter March 2010*

Prince Claus Fund, *Culture is a basic human need*, 16. 06. 2009

Prince Claus Fund, *Final Report on the Restoration of the Mosque in Aynat, Wadi-Hadramut: Yemen*, 16. 09. 2010

Prince Claus Fund, Procedure "*Cultural Emergency Response*" (CER) Programme, Draft version, 10. 02. 2010

Prince Claus Fund, *Project Proposal CER for the Emergency restoration of the mosque at Aynat, Hadramut*, 22.01.2009

Prince Claus Fund, *The 2009 Annual report*, 2010

The City of The Hague, *Guide to International Organizations in The Hague 2010/11*, 2010

4. アメリカ

朝日新聞 2010年2月23日 夕刊「陸自、がれきの撤去から」

アジア防災センター、ADRC Highlights, Vol.205, April 2010, <http://www.adrc.asia/highlights/NewsNo205jp>

ユネスコ、Haiti Earthquake, <http://www.unesco.org/new/en/unesco/themes/pcpd/special-pages/haiti-earthquake/>

ユネスコ世界遺産センター、<http://whc.unesco.org/en/news/631/>

ユネスコプレスリリース、<http://www.unesco.org/new/en/media-services/>

AIC, <http://www.conservation-us.org/>

AIC-CERT, <http://www.conservation-us.org/index.cfm?fuseaction=Page.viewPage&pageId=695>

FAIC in Haiti, <http://www.conservation-us.org/index.cfm?fuseaction=page.viewpage&pageid=1259>

National Park Service, http://www.nps.gov/oia/new/Travel_Log/Travel_Log2.htm

Haiti Cultural Recovery Project, <http://haiti.si.edu/index.html>

Notes from the field; Port-au-Prince, Haiti, February 9-12, 2010, <http://www.usicomos.org/usicomos-news/notes-field-port-au-prince-haiti-february-9-12-2010>

National Park Service, http://www.nps.gov/aboutus/upload/nps_org.pdf

OCHA, Haiti Earthquake Response, 2011 January, http://www.un.org/en/peacekeeping/missions/minustah/documents/ocha_haiti_one_year_factsheet.pdf

UNESCO in action, Working together for Haiti, <http://unesdoc.unesco.org/images/0019/001905/190539e.pdf>

US/ICOMOS, <http://www.usicomos.org/>

US/ICOMOS news & events, Haiti Conservation and Reconstruction Efforts, <http://www.usicomos.org/haiti-conservation-and-reconstruction-efforts>

The U.S. Committee of Blue Shield, <http://www.uscbs.org/>

U.S. Department of Interior, <http://www.doi.gov/whoweare/orgchart.cfm>

U.S. Department of State, <http://www.state.gov/documents/organization/99588.pdf>

U.S. Government Printing Office, http://bensguide.gpo.gov/files/gov_chart.pdf

WHC.10 /34.COM /20, *Report of the Decisions Adopted By the world heritage committee At its 34th session (Brasilia, 2010)*

2008 AIC Collections Emergency Response Team Activities, <http://www.conservation-us.org/index.cfm?fuseaction=page.viewPage&pageID=743&nodeID=1>

World Monuments Fund, World Monuments Fund 2009 Annual Report

World Monuments Fund, <http://www.wmf.org/project/gingerbread-houses>

World Monuments Fund, *Preserving Haiti's Gingerbread Houses: 2010 Earthquake Mission Report*, 2010, http://www.wmf.org/sites/default/files/wmf_publication/WMF%20Haiti%20Mission%20Report.pdf

Ⅲ. 国際機関による支援体制

1. Blue Shield Organizations

赤十字国際委員会ウェブサイト <http://www.icrc.org/>

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 ウェブサイト <http://www.jsai.jp/>

藤岡麻理子「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の諸課題と解決に向けた取組み」筑波大学、学位論文、2010.3

ブルーシールド国内委員会連盟ウェブサイト <http://www.ancbs.org/>

Cultural Heritage at Risk, Vol.1, No.1, UNESCO, April, 1999

Herb Stovel, "Fund for Cultural Heritage at Risk (working papers)". *Round table of experts on the protection of cultural heritage in exceptional circumstances*, Paris, ICOMOS, 1993

Herb Stovel, *Risk Preparedness: A Management Manual for World Cultural Heritage*, ICCROM, 1998

ICA Committee on Disaster Prevention, *ICA Study 11 - Guidelines on Disaster Prevention and Control in Archives*, 1997

ICOMウェブサイト <http://icom.museum/>

ICRC ウェブサイト <http://www.icrc.org/>

IFLAウェブサイト <http://www.ifla.org/>

Marie-Thérèse Varlamoff, The Blue Shield Initiative. Joining efforts to preserve our cultural heritage in danger. *LIBER QUARTERLY*, Vol.12, No.2, 2002, pp.275-282.

Minutes of the Blue Shield Conference 27th and 28th September 2006 (National Archives and Royal Library, The Hague) Press Release "Founding Conference in the Hague, December 7-9th 2008, ANCBS - an Organization for Protection of Culture in Danger", ANCBS, 2008. 12. 8

Requirements for National Committees of the Blue Shield, *Strasburg Charter* (14 April 2000), latest revision: 7 August 2006

2. ICCROM

ICCROMウェブサイト <http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-1.pdf> (英語版)

<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-2.pdf> (仏語版)

3. ICOM

Cultural Heritage Disaster Preparedness and Response, ICOM, 2003.

ICOM ウェブサイト <http://icom.museum/what-we-do/resources/red-lists-database.html>

4. ICOMOS

ハーブ・ストーベル『建築・都市遺産の防災指針』、立命館大学歴史都市防災研究センター叢書、2008年

立命館大学・イコモスICORP、文化遺産を災害からどう守るか—防災と災害復旧 ウェブサイト http://www.rits-dmuch.jp/dl_files/2010kokusaisympo.pdf

立命館大学歴史都市防災研究センター ウェブサイト <http://www.rits-dmuch.jp/unesco.html>

Japan ICOMOS/INFORMATION 誌 7期8号 (2008年12月10日)、7期9号 (2009年3月27日)、7期11号 (2009年9月17日)、8期1号 (2010年3月5日)

ICOMOSウェブサイト <http://www.international.icomos.org/about.htm>

ICOMOS, "ICOMOS International Secretariat e-news n° 53, 26 January 2010" http://www.international.icomos.org/publications/e-news/2010/E-news_53_20100126.pdf

ISCARSAHウェブサイト <http://iscarsah.icomos.org/>

Managing Disaster Risks for World Heritage, World Heritage Resource Manual, Paris, UNESCO, 2010.

<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-1.pdf> (英語版)

<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-630-2.pdf> (仏語版)

5. UNESCO

防災グローバル・ファシリティ Global Facility for Disaster Reduction and Recovery (GFDRR) ウェブサイト

<http://www.gfdr.org/gfdr/>

ユネスコ世界遺産条約 ウェブサイト <http://whc.unesco.org/en/134>

Fauna & Flora International (FFI) ウェブサイト <http://www.fauna-flora.org/>

ラピッド・レスポンス・ファシリティ The Rapid Response Facility (RRF) ウェブサイト <http://www.rapid-response.org/>

6. World Bank

世界銀行ウェブサイト <http://www.worldbank.org>

外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp>

国際協力機構国際協力総合研究所 2007 『災害時の社会・経済・環境被害の影響の評価ハンドブック』

(<http://siteresources.worldbank.org/INTDISMGMT/Resources/DaLaHandbookJapanese.pdf>)

防災グローバルファシリティウェブサイト <http://www.gfdr.org>

図表一覧

I. はじめに

表1：「被災文化遺産復旧に係る調査報告書」概要

II. 各国の支援体制

1. フランス

図1：国際化・開発・協力関係総局 (DGM) 組織図 (2010年9月) (フランス外務・欧州問題省より引用)

図2：現在の優先連帯地域(ZSP) (2002年2月14日CICID決定) (フランス外務・欧州問題省より引用)

表1：ラクイラ地震により被災した文化遺産に対するフランス国の対応について

写真1：ブルーシールド国内委員会

写真2：国境なき文化遺産

写真3：ラクイラ被災直後の状況 (Source：ICCROM)

写真4：被災前 (左)、後 (右) の聖マリア・デル・スフラッジオ教会 (Source：Mibac)

2. イタリア

図1：文化財・文化活動省組織図 (Organigramma grafico (aggiornato al 23 giugno 2010). <http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/MenuPrincipale/Ministero/La-struttura-organizzativa/index.html>より引用)

図2：貴石加工所および修復研究所のアトリエ

図3：テヴェレ川沿いの文化財コンプレックス。文化財・文化活動省の一部の部門、保存修復高等研究所、中央カタログ記録研究所、およびICCROMなどが入っている。

図4：外務省 (Ministero degli Affari Esteri) 組織図 (The Ministry of Foreign Affairs of Italy in Numbers-Statistical Year Book 2010より引用)

図5：イタリア外務省などが発行したハンドブック「The North Saqqara Archaeological Site - Handbook for the Environmental Risk Analysis-」

図6：文化財危険地図 ラクイラの建造物の分布 (ISCR提供)

図7：文化財危険地図の構造

図8：文化財 (教会) の損傷の評価に関するチェックシート (Schede di valutazione e censimento dei danni ai beni culturali-Chiese. 防衛隊 (Dipartimento della protezione civile) と文化財・文化活動省 (Ministero per i Beni e le Attività Culturali) のヘッダがある。インタビュー当日の配付資料。また、http://www.beniculturali.it/mibac/multimedia/MiBAC/documents/1241078603853_SchedeMonumenti.pdfも同様のチェックシートである)

表1：修復が必要な45件のモニュメントのリスト (2009年3月25日現在) (Terremoto Abruzzo: Lista dei 45 monumenti da restaurare con schede di valutazione e censimento dei danni.) (http://www.beniculturali.it/mibac/export/MiBAC/sito-MiBAC/Contenuti/Ministero/UfficioStampa/News/visualizza_asset.html_2136611015.htmlより引用)

表2：修理への資金援助が決まっている不動産および動産文化財の一覧 (2010年7月現在、Lopardi氏による)

3. オランダ

図1：オランダ文化遺産庁の組織図

(教育・文化・科学省ウェブサイト上の組織図を英訳した。 <http://www.cultureelerfgoed.nl/>より引用)

*文化遺産庁は、教育・文化・科学省内に設けられた一機関である。同省はその他、文化遺産監察官事務所 (Erfgoedinspectie)、国立文書館 (Nationaal Archief)、動産文化財研究所 (Instituut Collectie Nederland)

といった文化遺産関連機関を所轄している。

図2：PCFの2009年度収入内訳（総額 4,850,807€）

図3：CERによる援助実施に至る過程

表1：2009年に開始されたCERの援助プロジェクト一覧

写真1：文化遺産庁でのインタビュー風景

写真2：プリンス・クラウス・ファンドでのインタビュー風景

写真3：修復作業終了間近のAynat Al Faqih Mosque（2010年7月）（提供：Prince Claus Fund, Final Report on the Restoration of the Mosque in Aynat, Wadi-Hadramut : Yemen, 16.09.2010）

写真4：屋上テラスの欄干の修復作業風景（提供：Prince Claus Fund, Final Report on the Restoration of the Mosque in Aynat, Wadi-Hadramut : Yemen, 16.09.2010）

写真5：崩壊したケルン市立文書館での復旧作業風景（提供：ANCBS）

写真6：損傷したケルン市立文書館所蔵資料（提供：ANCBS）

4. アメリカ

図1：アメリカ行政組織図

図2：内務省組織図

図3：ナショナル・パーク・サービス組織図

図4：国務省組織図

図5：アンバサダープログラムの基本的な流れ

表1：ハイチの被災文化遺産に対するユネスコによる対応（ユネスコプレスリリースを基に作成）

表2：各機関の活動範囲の広がり

写真1：ワールド・モニュメント・ファンドでのインタビュー風景

写真2：内務省ナショナル・パーク・サービスでのインタビュー風景

写真3：AICでのインタビュー風景

写真4：国防総省でのインタビュー風景

写真5：ハイチ大統領府（被災前後）

写真6：ジャクメル（被災後）

写真7：ジンジャー・ブレッド・ハウス

写真8：被害を受けた絵画のアセスメント風景及び修復風景

写真9：日本陸上自衛隊による瓦礫除去作業風景

III. 国際機関による支援体制

1. Blue Shield Organizations

図1：各ブルーシールド組織の役割・相関

図2：ブルーシールド国内委員会連盟の概要

図3：ブルーシールド国内委員会連盟のパンフレット

写真1：教会の入り口に付されたハーグ条約の標章（ドイツ・レーゲンスブルク）

6. World Bank

図1：世界銀行による文化遺産及びサステイナブル・ツーリズム分野への投資額の推移（単位100万ドル）

図2：世界銀行による文化遺産及びサステイナブル・ツーリズム分野への地域ごとの投資額の推移（単位100万ドル）

図3：損害損失図（単位100万ドル）

表1：GDFRRによる災害後の被害状況および復興のためのニーズアセスメント実施一覧

表2：項目別損害損失表（単位100万ドル）

写真1：世界銀行出資による文化遺産修復作業風景（モロッコ、マラケシュ）

IV. 課題と展望

表1：各国による被災文化遺産復旧に係る方針、体制、及び支援事例比較

面談者一覧

※ 順不同、敬称以下省略

1. フランス

氏名	職名	所属先	ウェブサイト
Danièle Wozny	Responsable du Pôle Patrimoine mondial	Pôle Patrimoine mondial, Direction générale de la mondialisation, du développement et des partenariats (DGM), : Ministère des affaires étrangères et européennes (MAEE)	http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/
Roch Payet	Département des restaurateurs	Institut national du patrimoine (INP)	http://www.inp.fr/
Anouk Bassier	Ajointe a la directrice des etudes	Département des conservateurs, Institut national du patrimoine (INP)	同上
Isabelle de Buttet	Chargée des opérations internationales	同上	同上
Daniel Lefevre	architecte en chef des monuments historiques	Comité français du Bouclier Bleu (CFBB)	http://www.bouclierbleu.fr/
Christophe Jacobs	Responsable de projet	Conseil Internatilnal des Archives (ICA)	http://www.ica.org/
Henri Simon	Président	Patrimoine sans frontière (PSF)	http://www.patrimsf.org/projet/index.php
Nao Hayashi Denis	Specialiste de Programme	Secteur de la Culture, Section des musees et objets culturels, UNESCO	
Marc Party	Programme specialist	Culture Sector, Special Projects Unit, UNESCO World Heritage Centre	http://whc.unesco.org/
Julien Anfrun	Directeur Général	International Council of Museums (ICOM)	http://icom.museum/
France Desmarais	Directrice des programmes	同上	同上

2. イタリア

氏名	職名	所属先	ウェブサイト
Katrina Similä	Project Manager, Collections Unit	International Center for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property (ICCROM)	
Francesca Capanna	Direttore operativo restauro	Istituto Superiore per la Conservazione ed il Restauro (IsCR)	
Carlo Cacace	Responsabile del Laboratorio di fisica e controlli ambientali	Istituto Superiore per la Conservazione ed il Restauro (IsCR)	http://www.carlocacace.it/english/index.htm
Antonella Lopardi	Storico d'Arte Direttore	Soprintendenza ai Beni Architettonici e Paesaggistici per l'Abruzzo	
Guido Benevento	Esperto della cooperazione italiana Settore risorse idriche	Unita Tecnica Centrale, Ministero Affari Esteri	

3. オランダ

氏名	職名	所属先	ウェブサイト
Deborah Stolk	Staff member, Cultural Emergency Response	Prince Claus Fund for Culture and Development	http://www.prince-clausfund.org
Eléonore de Merode	Programme Coordinator, Cultural Emergency Response	Prince Claus Fund for Culture and Development	http://www.prince-clausfund.org
Lieutenant-Colonel Robert H.E. Gooren	Head, Section Cultural Affairs & Information (CAI), Support Group Army Command	Royal Netherlands Army	
Hanna Pennock	Coordinator, Safety & Security Centre	Cultural Heritage Agency, Ministry of Education, Culture and Sciences	http://www.erfgoedinspectie.nl/english/organisation
H.C.M. (Erik) Kleijn	Head, Built Heritage Research	Cultural Heritage Agency, Ministry of Education, Culture and Sciences	
Jeroen-Louis Martens	Senior Policy Officer, International Cultural Policy Unit	Ministry of Foreign Affairs	
Gerrit de Bruin	Head, Department of Restoration and Conservation (regular profession)	Nationaal Archief	
	Board member	Blue Shield Netherlands	
A.G. [Angela] Dellebeke	Consultant, Hazard mitigation and Emergency preparedness (regular profession)	Nationaal Archief	
	Secretary	Blue Shield Netherlands	
René Teijgeler	Senior Cultural Advisor	Culture in Development	http://www.cultureindevelopment.nl
Carol Westrik	Programme Officer,	Netherlands National Commission for UNESCO	http://www.unesco.nl
Hans Mulder	Curator of printed books (regular profession)	Utrecht University Library	
	Board member	ANCBS	http://www.ancbs.org

4. アメリカ

氏名	職名	所属先	ウェブサイト
Corine A. Wegener	Associate Curator / Decorative Arts, Textiles, and Sculpture	Minneapolis Institute of Arts	http://www.artsmia.org
Matthew R. Welch	Assistant Director for Curatorial Affairs / Curator of Japanese and Korean Art	Minneapolis Institute of Arts	http://www.artsmia.org
Lisa Ackerman	Executive Vice President & Chief Operating Officer	World Monuments Fund	http://www.wmf.org
Pauline Eveillard	Watch and Field Programs Administrator	World Monuments Fund	http://www.wmf.org

Guido Licciardi	Jr. Professional Officer / Finance, Economics, and Urban Development Department	The World Bank	http://www.world-bank.org
Martin Perschler	Program Coordinator / U.S.Ambassadors Fund for Cultural Preservation	U.S. Department of State, Bureau of Educational and Cultural Affairs, Cultural Heritage Center	http://www.exchanges.state.gov/heritage/afcp.html
Eryl P.Wentworth	Executive Director	American Institute for Conservation of Historic and Artistic Works	http://www.conservation-us.org
Eric Pourchot	Institutional Advancement Director	The Foundation of the American Institute for Conservation of Historic and Artistic Works	http://www.conservation-us.org
Serena Georgia Bellew	Deputy Federal Preservation Officer	Department of Defense, Office of the Deputy Under Secretary of Defense for Installations and Environment	
Cecilia Brothers	Cultural Resource Management Specialist	Department of Defense, Legacy Resource Management Program	http://www.DoDLegacy.org
John V. Ketchum	Preservation Officer	U.S. Department of Homeland Security, Federal Emergency Management Agency, Mitigation Division	
Richard Kurin	Under Secretary for History, Art, and Culture	Smithsonian Institution	
Luis A.Simon	Marketing & Communications Specialist	Inter-American Culture & Development Foundation	http://www.iacdf.org
Sylvia Walker	Chief of Staff	Inter-American Culture & Development Foundation	http://www.iacdf.org
Michiko Vilela Tamashiro	Japan Coordinator	Inter-American Culture & Development Foundation	http://www.iacdf.org
Francis Ghesquiere	Lead Disaster Risk Management Specialist, Sustainable Development, Latin America and the Caribbean Region	The World Bank	http://www.world-bank.org
Gustavo Araoz	President	ICOMOS	http://www.icomos.org
Katherine Slick	Executive Director	US/ICOMOS	http://www.usicomos.org/
Rudy D'Alessandro	International Cooperation Specialist, Asia/Pacific/Arctic/Russia	Department of Interior, National Park Service, International Affairs	http://www.nps.gov/oia/

被災文化遺産復旧に関わる調査報告書
—支援実施国編—

文化遺産国際協力コンソーシアム
2011年3月発行

[連絡先]

110-8713 東京都台東区上野公園13-43
(独) 国立文化財機構 東京文化財研究所 内
文化遺産国際協力コンソーシアム事務局
Tel.03-3823-4841 Fax.03-3823-4027
<http://www.jcic-heritage.jp/>



JCIC-Heritage